

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年9月29日
【中間会計期間】	2021年度中 (自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)
【会社名】	フランス相互信用連合銀行 (B F C M) (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)
【代表者の役職氏名】	最高経営責任者 (Chief Executive Officer) ダニエル・バール (Daniel Baal)
【本店の所在の場所】	フランス、ストラスブール67000、リュ・フレデリックーギヨーム・ライフアイゼン4 (4 rue Frédéric-Guillaume Raiffeisen - 67000 Strasbourg, France)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三 原 秀 哲
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-6889-7000
【事務連絡者氏名】	弁護士 高 橋 優
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-6889-7000
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

注

1. 本書に別段の記載がある場合を除き、本書における「ユーロ」及び「EUR」とは、フランス共和国を含む特定の欧州連合加盟国の法定通貨を意味する。株式会社三菱UFJ銀行が提示した2021年8月16日現在の対顧客電信直物売買相場の仲値は1ユーロ＝129.15円であった。本書において記載されているユーロ金額の日本円への換算はかかる換算率によって便宜上なされているもので、将来の換算率を表するものではない。
2. 本書の表の計数が四捨五入されている場合、合計は必ずしも計数の総和と一致しない。
3. 将来予測に関する記述
本書に含まれる記載は、将来予測に関する記述を含んでいる。「信じている」、「意図している」、「予想している」、「考えている」、「見積もっている」、「予測している」、「～の可能性がある」、「計画している」、「～であろう」、「企図している」、「期待している」、「目的としている」、「将来」及び「～に違いない」といった用語並びに類似の表現は、見通しの記載を明確にすることを意図しており、これらの記載は将来の事象に関する本書提出日現在の当行の予想及び仮定に基づくものである。
これらの記載は実際の結果がかかる記載において明示又は黙示されたものと異なることとなるようなリスク、不確実性その他の要因を伴うものである。
4. 本書において以下の表現は、文脈上別の解釈を必要とする場合を除き、以下に記載する意味を有する。

定義

「当行」、「発行会社」又は「BFCM」とは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル (Crédit Mutuel Alliance Fédérale) 内の持株会社であるフランス相互信用連合銀行 (BFCM) (Banque Fédérative du Crédit Mutuel) のことである。

「BFCMグループ」とは、BFCM及びその子会社を意味する。2021年6月30日現在、BFCMはクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル内の持株会社である。

「クレディ・ミュチュエル・グループ」とは、ネットワークの統括機関であるコンフェデラシオン・ナショナル・デュ・クレディ・ミュチュエル (Confédération Nationale du Crédit Mutuel) の下に参集しているクレディ・ミュチュエル・アグリコル・エ・ルーラル (Crédit Mutuel Agricole et Rural) の連合体及び18の地域連合体からなる5つの地域グループである。「クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル」はその中でも最も重要なグループである。

「クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル」(旧「クレディ・ミュチュエル・CM11グループ」)とは、BFCMの連結範囲並びにクレディ・ミュチュエルの地元共同銀行、クレディ・ミュチュエルの13の連合体及びケス・フェデラル・ド・クレディ・ミュチュエル (Caisse Fédérale de Crédit Mutuel) で構成される相互銀行部門のことを意味する。クレディ・ミュチュエルの13の連合体とは、クレディ・ミュチュエル・サントル・エスト・ユーロップ (Crédit Mutuel Centre Est Europe)、クレディ・ミュチュエル・シュデスト (Crédit Mutuel Sud-Est)、クレディ・ミュチュエル・イル・ド・フランス (Crédit Mutuel Île-de-France)、クレディ・ミュチュエル・サヴォワ・モン・ブラン (Crédit Mutuel Savoie-Mont Blanc)、クレディ・ミュチュエル・ミディ・アトランティック (Crédit Mutuel Midi-Atlantique)、クレディ・ミュチュエル・ロワール・アトランティック・エ・サントルー・ウエスト (Crédit Mutuel Loire-Atlantique et Centre-Ouest)、クレディ・ミュチュエル・デュ・サントル (Crédit Mutuel du Centre)、クレディ・ミュチュエル・ノルマンディ (Crédit Mutuel Normandie)、クレディ・ミュチュエル・ドフィネー・ヴィヴァレ (Crédit Mutuel Dauphiné-Vivarais)、クレディ・ミュチュエル・メディテラネ (Crédit Mutuel Méditerranéen)、クレディ・ミュチュエル・アンジュー (Crédit Mutuel Anjou)、クレディ・ミュチュエル・マシフ・セントラル (Crédit Mutuel Massif Central) 及びクレディ・ミュチュエル・アンティーユ・ギューヤンヌ (Crédit Mutuel Antilles-Guyane) をいう。

「CFCM」とは、フランス、ストラスブールのケス・フェデラル・ド・クレディ・ミュチュエルを意味し、BFCMの92.98%を所有する。

「FCM」とは、フェデラシオン・デュ・クレディ・ミュチュエル（Fédération du Crédit Mutuel）を意味する。FCMは連合体内の全てのCCMが加盟を義務づけられている団体であり、連合体の主要な方針及び戦略を決定する方針決定組織であり、またCCMの代表及び支配を体系化するものである。

「CIC」とは、BFCMの子会社である、クレディ・アンデュストリエル・エ・コメルシアル（Crédit Industriel et Commercial）を意味する。

「CCM」とは、ケス・ド・クレディ・ミュチュエル（Caisses de Crédit Mutuel）を意味する。

「CRCM」とは、ケス・レジオナル・ド・クレディ・ミュチュエル(Caisse Régionale de Crédit Mutuel)を意味する。

第一部 【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

2021年6月29日提出のBFCMの有価証券報告書（以下「有価証券報告書」という。）の「第一部 企業情報―第1 本国における法制等の概要」に記載されている内容については、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

以下は経営成績の概要であり、「第一部 企業情報―第6 経理の状況―1 中間財務書類」に記載の当行の中間連結財務情報と併せて参照すべきものである。

BFCMグループ（連結ベース）

資産－IFRS

(単位： 百万ユーロ)	2021年 6月30日	2020年 6月30日	2019年 6月30日	2020年 12月31日	2019年 12月31日
現金及び中央銀行への預け金	123,017	95,425	62,133	99,110	64,764
純損益を通じて 公正価値で測定 する金融資産	31,592	35,049	33,772	27,658	31,819
その他の包括利 益を通じて公正 価値で測定する 金融資産	32,455	36,669	29,363	33,643	30,451
償却原価で測定 する金融機関等 への貸出金及び 債権	53,242	56,518	54,116	54,797	51,675
償却原価で測定 する顧客への貸 出金及び債権	275,733	264,110	247,308	270,836	250,142
未収還付税	564	901	725	908	1,029
繰延税金資産	1,335	1,202	1,029	1,388	1,154
未収収益及び その他の資産	6,702	5,773	8,201	6,873	8,149
資産合計	658,624	623,984	565,644	627,244	569,947

負債及び株主資本－IFRS

(単位： 百万ユーロ)	2021年 6月30日	2020年 6月30日	2019年 6月30日	2020年 12月31日	2019年 12月31日
中央銀行からの 預り金	631	1	160	575	715
純損益を通じて 公正価値で測定 する金融負債	18,567	22,685	21,218	15,525	18,854
償却原価で測定 する金融機関等 に対する債務	75,793	53,289	51,296	44,846	39,919
償却原価で測定 する顧客に対す る債務	268,306	247,063	200,687	268,802	217,103
償却原価で測定 する負債証券	123,869	137,479	126,661	127,314	125,110
未払税金	621	587	509	444	575
繰延税金負債	1,045	1,019	1,156	1,137	1,190
未払費用及び その他の負債	8,754	8,028	10,325	10,575	8,771 (注)
保険事業の契約 に関する負債	114,017	108,798	108,204	112,568	111,192
引当金	3,033	2,587	2,561	2,968	2,700
償却原価で測定 する劣後債	7,778	8,727	8,724	7,804	8,735
株主資本合計	34,256	31,353	30,881	32,575	32,072
負債及び株主資 本合計	658,624	623,984	565,644	627,244	569,947

損益計算書－IFRS

(単位： 百万ユーロ)	2021年 6月30日	2020年 6月30日	2019年 6月30日	2020年 12月31日	2019年 12月31日
銀行業務純益	5,983	4,871	5,617	10,262	10,865
営業総利益／（損失）	2,677	1,701	2,445	4,185	4,639
営業利益	2,473	761	1,985	2,091	3,641
税引前利益／（損失）	2,410	784	2,023	2,229	3,786
法人税	-693	-310	-639	-721	-1,124
当期純利益／（損失）	1,723	473	1,383	1,508	2,663
利益／（損失） - 非支配持分	204	96	206	224	380
グループに帰属する 当期純利益／（損失）	1,519	378	1,177	1,284	2,282

(注)

会計原則及び会計方針

1.1 会計基準

国際会計基準の適用に関する規則（EC）第1606／2002号及び同基準の採用に関する規則（EC）第1126／2008号に基づき、連結財務書類は、2019年12月31日において欧州連合が採用している国際財務報告基準（IFRS）に従って作成されている。

全体の枠組みは、以下の欧州委員会のウェブサイトに掲載されている。

https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/company-reporting-and-auditing/company-reporting/financial-reporting_en#ifrs-financial-statements

財務書類は、ANCのIFRS要約報告書に関する勧告第2017－02号において推奨されている書式に従って表示されている。これらは、欧州連合が採用している国際会計基準と一致している。

リスク管理に関する情報は、グループの経営者報告書に記載されている。

2019年1月1日より、グループは以下の基準を適用している。

IFRS第16号

IAS第17号及びリース会計関連の解釈指針に置き換わるものとして、欧州連合が2017年10月31日に採用した。

IFRS第16号では、契約がリースとして認められるためには、資産が特定され、借手が当該資産の使用権を支配していなければならないと規定している。

貸手にとっては、採用された規定は従来の基準であるIAS第17号の規定と実質的に変わっていない。

借手については、オペレーティング・リースとファイナンス・リースは単一のモデルに基づいて計上され、以下の項目が認識される。

- リース期間にわたり、リース物件を使用する権利を表す資産
- リース料の支払義務に関連する負債との相殺
- 定額法による資産の減価償却費及び定率法を使用した損益計算書上の支払利息

ただし、IAS第17号に従う場合、オペレーティング・リースについては、借手の財政状態計算書に計上される金額はなく、リース料の支払いは営業費用として表示されることを付記する。

初度適用として、グループは以下を選択した。

- 以下を維持すること
 - 現行の全てのリースにリースの新たな定義を適用すること。従って、契約の範囲は従来と変わらない。
 - 簡便的な遡及アプローチ及び関連する単純化された測定方法を選択すること。特に、2019年1月1日において自動更新の対象となる契約（リース3/6/9など）は、短期契約の例外により除外される。

- IAS第37号の適用により、金銭的持分に関する契約の引当額に相当する使用権を償却すること。

■ 初度適用日において、期間が12ヶ月未満のリース契約及び少額契約（5,000ユーロ以下）の場合は、基準が提案する例外を選択すること。

グループは、初度適用日において、使用権の評価にあたり当初直接コストを除外することも選択した。

グループは、主に不動産リースについては、（自動的に更新されないリースに対する）初度適用時において、その残存耐用年数及び賃貸料に適用される対応する増分借入利率（税金は除く）を用いて、資産計上することになる。

2019年1月1日現在における影響額は以下のとおりである（単位：百万ユーロ）。

資産	2019年1月1日現在
使用権－不動産	619
使用権－その他	2
負債	2019年1月1日現在
リース債務－不動産	620
リース債務－その他	2

使用権は、有形固定資産及びその他の負債でリース債務として認識される。簡便的な遡及アプローチを使用している。基準で認められているとおり、グループは、使用権がリース債務と同等であり、株主資本に影響を与えないように、調整変数（当初直接コストなど）を除外することを選択した（ただし、現地基準適用後のCofidis Portugal（1百万ユーロ）を除く）。

契約の履行可能期間の決定に関して、国際財務報告解釈指針委員会（IFRIC）は2019年12月に最終決定を公表した。これに基づき、グループは、商用リース3/6/9と自動更新の契約に採用されている現行の仮定に対するこの決定の影響を、できる限り迅速に分析する。この決定により、上記契約の履行可能期間を見直す結果となり、リース債務と関連する使用権の金額が変更される可能性がある。現段階において、データには公開できるほどの十分な信頼性がない。

IFRIC第23号 - 法人所得税の税務処理に関する不確実性

2017年6月7日に公表されたIFRIC解釈指針「IFRIC第23号 - 法人所得税の税務処理に関する不確実性」は、2019年1月1日に発効した。

この規定は、税務当局が以下を行うという仮定に基づいている。

■ 報告された全ての金額を監査する。

■ 必要となる全ての文書及び情報の閲覧が可能である。

事業体は、事業体を選択したポジションを税務当局が容認するか否かについての可能性を評価しなければならず、課税所得、繰延損失、未使用税額控除及び税率についての妥当な結論を導かなければならない。税務ポジションに不確実性がある場合（すなわち、事業体を選択したポジションを税務当局が容認しない可能性が高い場合）、未払金額は、最も可能性が高い金額、又は支払予定額若しくは受取予定額に対する最良の見積りを反映する方法に従った予想金額に基づき評価される。

グループは、この規定の範囲は、法人所得税（当期／繰延）に限定されており、従来の慣例に対する変更が伴うものではないと予想している。現在のところ、リスクは税務調整が行われる際に認識される。こうした調整は、当該事業体自身、関連事業体、又は第三者事業体に関係することがある。

財政状態計算書における影響（当期税金債務に係る引当金の分類変更）は、「第一部 企業情報－第6 経理の状況－1 財務書類－連結財務書類の注記20－引当金及び偶発債務」に明記されている。

金利指標改革に関するIAS第39号、IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂

IBOR金利の改革は、銀行の申告データと大幅に減少している基礎となる取引量に基づく、指標及び銀行間取引金利の算出方法において見られる欠点への対応の一環として行われている。

欧州では、2016年に公表され、2018年の初めから適用されるベンチマーク規制（BMR）がある。この改革の主要要素は、市場で使用される指標の信頼性を保証及び改善するために、実際の取引に基づいて金利を算出することに基づいている。

2018年1月1日から作成された指標は、現時点でBMR規制に準拠し、規制当局により確認されている。現行の指標は、2021年12月31日まで引き続き使用できる。いずれは、前のベンチマーク指標（LIBOR、EONIA、EURIBORなど）は、新規制に準拠していなければ使用できなくなる。

円滑な移行を確保するために、グループは、法務、商業、組織、ツール、財務／会計領域における影響をリストアップしている。

そのため、2019年第1四半期からプロジェクトモードで作業を開始した。

会計面に関して、グループは、財務情報におけるベンチマーク金利改革の影響について、IASBが実施した全ての作業を観察しており、これは2つの段階に分けられる。

- 第1段階、改革の準備期間：既存のヘッジ関係における潜在的影響への対応（将来の指標に関して不確実性があるため）
- 第2段階、新指標の定義直後の移行期間：特に、ヘッジ関係の認識中止と文書化に関連する質問への対応（特に非有効部分）

2020年1月16日の欧州連合による採用を受けて、グループは、IASBが公表したIAS第39号、IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂の早期適用を採用することを決定した。これにより、以下までは、既存のヘッジ関係をこの例外的かつ一時的な状況で維持することができる。

- 新指標の選択及びこの変更の発効日に関して、IBOR金利の改革により生じる不確実性が解消されるまで、又は
- 改革とは無関係の理由によりヘッジが認識中止されるまで。

グループは、EONIA金利（契約におけるESTERへの切り替え日とスプレッド又は調整などの移行手順）、EURIBOR金利（このベンチマーク指標で指標付けされた金融商品の契約上の変更がされるまで）及びLIBOR金利（置き換える金利の不確実性）には、それぞれ不確実性が残るものと考えている。

第2段階に関して、クレディ・ミュチュエル・グループは、金利改革の影響に関する質問への対応についての、IASBからの以下のおおよそのタイムテーブルに注目している。

- 金融資産及び負債の分類と評価について
- ヘッジ関係の指定と第1段階の例外の終了について
- IAS第19号、IFRS第16号及びIFRS第17号への影響について
- 提供される追加情報について

そして、利害関係者は、以下のIASBが公表したディスカッションペーパーでの情報提供を受けている。

- IBOR改革での負債性金融商品の修正における重要な（又は重要でない）特徴の評価、及び認識の中止における会計上の影響に関連する問題
- ヘッジ会計について予想されるIFRS第9号及びIAS第39号の改訂（ヘッジ文書、非有効部分の測定）

グループに影響のない2019年のその他の改訂

IAS第28号の改訂

この改訂は、持分法が適用されない関連会社又は共同支配企業の「その他の持分」に相当する全ての金融商品が対象であり、関連会社及び共同支配企業に対する純投資の一部を構成する長期金融資産が含まれる。（例えば、これらの事業体に対する貸出金など）。この認識は、以下の2つのステップで行われる。

- IFRS第9号（金融資産の償却に関する規定を含む）に従って、金融商品を認識する。
- 次に、IAS第28号の規定を適用し、持分価値が既にゼロに減額されている場合は、持分法適用会社の累積損失額の計上により、帳簿価額が減額される可能性がある。

この改訂の最初の適用時においては、発行体は、比較情報を修正再表示せずに、2019年期首の株主資本で影響額を認識することができる。報告日時点において、グループではこの改訂の範囲に該当するケースを特定していない。

IAS第19号の改訂

この改訂は、勤務費用及び利息純額の算定における制度改訂、縮小又は清算による影響が対象である。制度改訂後、縮小後又は清算後の期間における勤務費用及び利息純額は、これらの事象の認識時に採用した数理計算上の仮定を基に算定されることになる。報告日時点において、グループではこの改訂の範囲に該当するケースを認識していない。

IAS第12号の改訂

この改訂では、資本に分類される金融商品における配当の分配に係る税効果は、純利益／（損失）として認識されなければならないと明記されている。会計上、配当は株主資本から差し引かれる。税務上は、クーポンが控除可能な負債性金融商品である。

ただし、配当に係る税金の影響は、発生元の事象や取引により、その他の包括利益、又は株主資本に分類される場合がある。

グループでは、無期限の証券を資本ではなく負債性金融商品として認識している。現在までのところ、グループはこの改訂による影響を受けていない。

IAS第1号及びIAS第8号の改訂

この改訂は、「重要性がある」の定義を明確にし、これをIFRSの概念フレームワーク及びIFRS基準に一致させている。欧州で採用される場合、その省略、誤表示又は覆い隠した時に、会計主体の提供する財務情報を含む財務書類の一般的な利用において、主要な利用者が、当該財務書類に基づいて行う意思決定に影響を与えることが合理的に予想される場合には、情報は重要性がある（すなわち、相対的に重要である）。

1.2 連結の範囲及び方法

連結主体

グループの親会社はBanque Fédérative du Crédit Mutuelである。

連結の範囲

事業体を連結範囲に含めるか否かの判断基準は、IFRS第10号、IFRS第11号及び改訂IAS第28号により定められている。

グループが支配する又は重要な影響力を及ぼすが、連結財務書類上重要ではない事業体は、連結の範囲から除外される。ある事業体の財政状態計算書の合計又は純損益が、連結計算書又は下位連結計算書（レベル別の連結の場合）の合計に占める割合が1%未満の場合、連結財務書類上重要ではないとみなされる。この定量的基準は相対的なものにすぎず、この基準値に達しているか否かに関わらず、その事業又は予想される動向を鑑みて戦略的投資とみなされる場合、事業体が連結グループに含まれる場合もある。

連結の範囲は、以下からなる。

- **支配下にある事業体**：グループが事業体に対するパワーを有する場合、グループが事業体への関与によって生じる変動リターンに対するエクスポージャーにさらされている又は変動リターンに対する権利を有する場合、及び事業体が獲得するリターンに影響を及ぼすように事業体に対するパワーを用いる能力を有している場合、支配しているとみなされる。グループの支配下にある事業体の財務書類は、全部連結している。
- **共同支配下にある事業体**：共同支配は、契約により合意された事業体に対する支配の共有であり、主な活動に関する決定に支配を共有する当事者の全会一致の合意が求められる場合にのみ存在する。共同支配を行使する2者以上の当事者はパートナーシップを構成し、共同支配事業又は共同支配企業のいずれかとなる。
 - 共同支配事業とは、共同支配を行使する当事者が、当該事業体に対する持分に応じて、資産に対する権利及び負債に基づく義務を有するパートナーシップである。これには、資産、負債、収益及び費用が、当該事業体に対して保有する持分割合に応じて認識されることが伴う。
 - 共同支配企業とは、共同支配を行使する当事者が、共同支配企業の純資産に対する権利を有するパートナーシップである。共同支配企業は持分法で会計処理される。

グループの共同支配下にある全ての事業体は、IFRS第11号の定義における共同支配企業である。

- **グループが重要な影響力を有する事業体**：これらは、連結主体により支配されていないが、グループが当該事業体の財務及び営業方針の決定に関与することができる事業体である。グループが重要な影響力を有する事業体の株式持分は、持分法を適用して会計処理されている。

プライベート・エクイティ会社が所有、あるいは共同支配又は重要な影響力を行使している投資は、純損益を通じて公正価値で認識する方法により会計処理されている。

連結の方法

使用した連結方法は、以下のとおりである。

全部連結

この方法では、対象となる子会社に対して保有する株式の価額を当該子会社の資産及び負債に置き換え、非支配株主持分を株主資本及び純利益において個別に表示する。この方法は、対象となる事業が連結主体の事業の延長か否かを問わず、会計上の構造が異なる事業体を含め、支配下にある全ての事業体に用いられる。

持分法

この方法では、所有株式の価額を、対象事業体のうちグループに帰属する資本及び純利益に置き換える。この方法は、共同支配下にあり、共同支配企業に分類される全ての事業体、又はグループが重要な影響力を及ぼす全ての事業体に適用される。

非支配持分

非支配持分は、IFRS第10号で定義されている支配を有さない持分であり、清算時に純資産の配分を受け取る権利を所有者に与えるパートナーシップ持分、及び子会社が発行し、グループが保有していないその他の資本性金融商品が含まれる。

報告日

グループの全ての連結会社の報告日は、12月31日である。

内部取引の消去

内部取引及び残高、並びに連結財務書類に重要な影響を及ぼす内部取引の売上から生じた利益は、消去される。

外貨建勘定の換算

外貨で表示される外国事業体の勘定については、財政状態計算書において報告日の公式為替レートで換算される。為替レートの変動が資本金、準備金、及び利益剰余金に影響を及ぼしたことにより生じた差異は、株主資本の個別構成項目として「為替換算調整勘定」として計上している。外国子会社の損益計算書においては、事業年度の平均為替レートでユーロに換算している。その結果発生した換算による差異は、「為替換算調整勘定」として計上している。外国事業体に対する持分の一部又は全部を清算又は処分した場合、当該金額は損益計算書を通じて認識している。

のれん

公正価値の測定

新規事業体の支配持分の取得日において、当該事業体の資産、負債、及び営業上の偶発債務は、同日における公正価値で測定している。公正価値の調整額は、帳簿価額と公正価値の差額である。

のれん

改訂IFRS第3号に従い、CICが新規事業体における支配持分を取得した場合、IFRSに基づく認識基準を満たす同社の識別可能資産、負債、及び偶発債務は、取得日現在の公正価値で測定しているが、売却目的保有資産（IFRS第5号）に分類された非流動資産はこの限りではなく、売却費用控除後の公正価値と帳簿価額の純額のどちらか低い方の金額で認識している。のれんは、譲渡の対価及び非支配持分の金額から、識別可能な取得資産及び引受債務として（通常は公正価値で）認識した正味金額を控除した金額と一致する。改訂IFRS第3号では、全部のれん又は部分のれんの認識が認められており、企業結合ごとに個別に選択できる。全部のれんの場合、非支配持分は公正価値で測定されるのに対し、部分のれんの場合は被取得企業の資産及び負債に帰属する価値に対する持分に基づいて測定される。正ののれんは資産として認識し、負ののれんは、直ちに損益計算書において「のれんの価値の変動」で認識している。

既に支配している事業体におけるグループの持分が増加／減少した場合、当該株式の取得原価／売却価格と、取得日／売却日現在の当該株式分にあたる連結株主資本部分の差異を、株主資本で認識している。

被全部連結事業体に関連する場合、のれんは財政状態計算書の個別科目に表示し、持分法適用会社に関連する場合は「持分法適用会社に対する投資」に表示している。

取得に関連した直接費用を含まないのれんは、改訂IFRS第3号に従い純損益で認識される。

のれんについては、グループは定期的に（少なくとも年1回）、減損テストを実施している。このテストは、のれんの価値が下落しているか否かを識別するように設計されている。企業結合に伴うのれんは、企業結合により生み出されるシナジーからの利益を得る可能性のある資金生成単位（CGU）又はCGUグループに配

分される。CGU又はCGUグループからの回収可能価額は、使用価値、又は売却費用控除後の公正価値のいずれか高い金額となる。使用価値は見積将来キャッシュ・フローに関して測定し、貨幣の時間価値の現在の市場評価、及び資産又はCGUに固有のリスクを反映した金利で割り引く。のれんの割当先のCGUの回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合、差額について減損損失が認識される。これらの損失は損益計算書を通じて認識され、戻入れはできない。実際には、CGUの定義はグループの事業の種類に基づいて行っている。

関連会社又は共同支配企業に関するのれんは、持分法を適用する帳簿価額に含まれる。この場合、持分法適用の評価とは別に減損テストを実施しない。回収可能価額（すなわち、使用価値、又は売却費用控除後の公正価値のいずれか高い金額）が帳簿価額を下回った場合、価値の減損を認識し、特定の資産には配分されない。この減損損失の戻入れは、後日、持分法を適用する回収可能価額の範囲内で、増加額が認識される。

1.3 会計原則及び会計方針

1.3.1 IFRS第9号「金融商品」

1.3.1.1 金融商品の分類及び測定

IFRS第9号においては、金融資産の分類及び測定は、金融商品の事業モデル及び契約上の条件に依拠している。

貸出金、債権及び取得した負債証券

資産は以下のように分類される。

- 償却原価での測定：契約上のキャッシュ・フローの回収を目的として保有されており、その特性が「基本」契約の特性に類似している場合。下記の「キャッシュ・フローの特性」（回収目的保有モデル）の項目を参照。
- その他の包括利益を通じた公正価値での測定：契約上のキャッシュ・フローの回収と機会があれば売却することの両方を目的としてその金融商品を保有しているが、売買目的で保有していない場合で、その特性が基本契約の特性に類似しており、関連キャッシュ・フローの予測可能性が高いことを黙示的に示している場合（回収及び売却目的保有モデル）。
- 純損益を通じた公正価値での測定
 - （「基本」の基準を満たさない及び／又は「その他」の事業モデルに基づき管理しているため）前述の2つの区分に該当しない場合。
 - グループが純損益を通じて公正価値で測定するという取消不能の選択を当初行った場合。この選択肢は、他の関連商品と関連した会計上のミスマッチを軽減させるために使用される。

キャッシュ・フローの特性

元本の返済と元本残高に対する利息の支払のみを表す契約上のキャッシュ・フローは、「基本」契約と整合している。

基本契約では、利息は主に貨幣の時間価値（マイナス金利を含む）と信用リスクに対する対価を表す。利息には、流動性リスク、資産運用管理費及び利益率も含まれる。

特に契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変更する可能性のある契約条項など、全ての契約条項を分析する必要がある。借手又は貸手が金融商品を期限前に返済するという合意に基づく選択肢は、返済額が基本的に元本残高及び経過利息、並びに該当する場合には合理的な金額の期限前返済違約金の支払を表す場合において、契約上のキャッシュ・フローのSPPI（元本及び利息のみの支払）の基準と整合している。

期限前返済違約金⁽¹⁾は、例として、下記の場合において合理的であるとみなされる。

- 返済された元本に対する比率として表示され、返済された額面金額の10%未満である場合
- 融資実行日と早期返済日の間の指標金利の差異を補償する目的の算定式に従い決定された場合

契約上のキャッシュ・フローの分析では、利息に含まれる貨幣の時間価値が当該商品の契約条項によって変化する可能性が高い場合、参照金融商品の貨幣の時間価値と比較することも必要になる場合がある。例えば、金融商品の利率が定期的に更改されるものの、更改の頻度と利率が決定される期間に関連がない場合（例えば、年率が毎月更改されるなど）、又は金融商品の利率が平均利率に基づいて定期的に更改される場合などがそれにあたる。

金融資産の割引前の契約上のキャッシュ・フローと参照金融商品の割引前のキャッシュ・フローの差異が重大であるか又は重大になる可能性がある場合、その金融資産は基本的とはみなされない。

場合に応じて、分析は定性分析又は定量分析のいずれかとなる。差異が重要であるか否かは、各事業年度について、及び金融商品の残存期間にわたり累積的に評価される。定量分析では、合理的に起こりうると考

えられる一連のシナリオを考慮に入れる。このため、グループは2000年にまで遡った利回り曲線を用いている。

さらに、証券化については、保有者間において支払に優先順位があり、トランシェの形式で信用リスクの集中が見られる場合に、個別の分析が行われる。この場合、分析において、グループが投資を行ったトランシェ及び基礎となる金融商品の契約上の特性、並びに基礎となる金融商品の信用リスクに関連したトランシェの信用リスクの検証を行う必要がある。

注意点：

- 組込デリバティブは区分して認識されなくなった。つまり、ハイブリッド商品全体が非基本的とみなされ、純損益を通じた公正価値で認識されることになった。
- UCITSファンド又は集団投資事業（UCI）の受益証券は基本的金融商品ではないため、純損益を通じて公正価値で認識される。

(1) グループは、欧州連合が2018年3月に採用した負の補償を伴う期限前償還条項に関するIFRS第9号の修正を早期適用している。

事業モデル

事業モデルは、キャッシュ・フロー及び収益を創出するための金融商品の管理方法を表す。これは、単純に経営者の意図ではなく、観察可能な事実に基づくものである。事業モデルは事業体レベルで又は金融商品別に評価されるのではなく、金融資産グループが集合的に管理される方法を反映したより高いレベルでの集合的な評価である。事業モデルは当初認識時に決定され、モデルが変更された場合（例外的な場合）に再評価されることがある。

モデルを決定するためには、以下を含む全ての利用可能な情報が考慮されなければならない。

- 事業の業績を意思決定者に報告する方法
- 管理者に対する報酬の算定方法
- 過去期間における売却の頻度、時期及び金額
- 売却の理由
- 将来の売却の予測
- リスクの評価方法

「回収目的保有」事業モデルについては、当該基準において許容される売却の例が明示的に定められている。

- 信用リスクの増大に関連する場合
- 満期間近、及び額面に近い価額である場合
- 例外的な場合（流動性ストレスに関連するなど）

こうした「許容された」売却は、ポートフォリオにおいて行われる売却のうち重要性があり頻繁に行われる特性の分析には含まれない。頻繁及び／又は重要性がある売却はこの事業モデルには整合しない。さらに、規制又は財務フレームワークの変更に関連する売却は、当該売却が「頻度が低い」ものであることを示すため、案件ごとに文書化される。

その他の売却については、有価証券ポートフォリオの満期に基づいて基準値が定義されており、例えば満期の平均が8年の場合2%となっている（グループは貸出金を売却しない）。

グループは主に、金融資産からの契約上のキャッシュ・フローの回収に基づきモデルを開発しており、これは特に顧客融資に適用される。

また、金融資産からの契約上のキャッシュ・フローの回収及びその資産の売却に基づくモデル、並びにその他の金融資産、特に売買目的保有の金融資産のモデルに従って金融資産を管理している。

グループ内では、「回収及び売却目的保有」モデルは、主として自己勘定のキャッシュ・マネジメント及び流動性ポートフォリオの管理に適用される。

売買目的保有金融資産は、当初取得時において短期間で売却する意図で取得した有価証券のほか、一括管理され、かつ、短期的な利益確定について最近の実際の傾向を示す証拠がある有価証券ポートフォリオの一部である有価証券により構成される。

償却原価で測定する金融資産

主に以下のものが含まれる。

- 現金勘定、預金並びに中央銀行及び金融機関との間の要求払貸出金及び借入金からなる現金及び現金同等物

■ 純損益を通じて公正価値で測定しない金融機関へのその他の貸出金及び顧客への貸出金（直接付与又はシンジケート・ローンの持分）

■ グループが保有する有価証券の一部

この区分に分類される金融資産は通常、支払純額である公正価値で当初認識される。実行した貸出金に適用する金利は、大多数の競合行が適用する金利に合わせて常に調整されるため、市場金利を示すとみなされる。

その後の報告日において、資産は実効金利法を用いて償却原価で測定される。実効金利とは、金融商品の見積存続期間にわたり将来の現金支払額又は受取額を金融資産又は負債の正味帳簿価額まで正確に割引く利率である。実効金利は、貸出金の将来の損失を考慮に入れない見積キャッシュ・フローを考慮に入れており、利息として取り扱われる支払手数料又は受取手数料、並びに直接関連する取引費用、全てのプレミアム及びディスカウントが含まれる。

有価証券については、償却原価はプレミアム及びディスカウントの償却並びに重要な場合には取得コストを考慮に入れている。有価証券の売買は決済日に認識される。

受取利息は、損益計算書の「受取利息及び類似収益」において計上される。

貸出金の設定に直接関連し、利息の構成要素として扱われる受取手数料又は支払手数料は、実効金利法を用いて貸出期間にわたって認識され、損益計算書において利息項目として計上される。

貸出金の商業上の再交渉に関連する受取手数料は、複数会計期間にわたり認識される。

債務者が直面する財務上の困難により貸出金が条件緩和された場合には、契約の更改につながる。欧州銀行監督機構によるこの概念の定義を受けて、グループはこの概念を会計上の定義と健全性の定義が一致するように、情報システムに組み込んだ。

償却原価で測定される資産の公正価値は、各報告期間の期末の財務書類の注記で開示しており、債務者固有の発行体の費用を加味し、かつゼロ・クーポンの利回り曲線を用いて見積った将来キャッシュ・フローの正味現在価値に相当する。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

グループは貸出金を売却しないため、この区分には有価証券のみが含まれる。これらは、取得時、決済日及びその後処分されるまでの報告日に、財政状態計算書において公正価値で認識される。公正価値の変動は、未収収益を除き、株主資本の個別勘定「未実現又は繰延損益」に表示している。株主資本におけるこれらの未実現損益は、処分又は持続的な減損の場合にのみ損益計算書において認識される（注記1.3.1.7「金融資産及び負債の認識の中止」及び注記1.3.1.8「信用リスクの測定」を参照）。

未収収益又は受取収益は、実効金利法を用いて損益計算書の「受取利息及び類似収益」において認識される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

これらの資産は、当初認識時及びその後処分されるまでの報告日に、財政状態計算書において公正価値で認識される（注記1.3.1.7「金融資産及び負債の認識の中止」を参照）。公正価値の変動は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」において認識される。

2018年度以降、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る受取収益又は未収収益は、損益計算書において受取利息もしくは支払利息で認識される。この利息は従来、「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」の項目に表示されていた。この変更は、短期活動計画（STE）の一環として、欧州中央銀行（ECB）へ提出された規制報告書との整合性を保ち、受取利息及び支払利息について明確化するため導入された。

2019年に、売買目的金融商品に係る受取利息及び支払利息をより適切に反映させるために、グループはまた、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の一部に係る受取利息及び支払利息を銀行業務純益において認識及び表示する方法に見直し、特に以下のような修正再表示を行った。（i）スワップ取引に係るレッグの貸借において全体を相殺して利息を計上すること、（ii）ヘッジ手段のデリバティブからの利息を「ヘッジ手段のデリバティブに係る収益及び費用」区分に分類変更すること。この結果、こうした定義を使用して表示された2019年12月31日における受取利息及び支払利息との比較可能性の目的から、2018年12月31日現在で公表された数値は、「第一部 企業情報－第6 経理の状況－1 財務書類－連結財務書類の注記24－受取利息及び支払利息」で修正再表示された。

純損益を通じて公正価値で測定する有価証券の売買は、決済日に認識する。取引日から決済日までの間の公正価値の変動は、純損益において認識される。

取得した資本性金融商品

取得した資本性金融商品（とりわけ株式）は、以下のように分類される。

- 純損益を通じた公正価値での測定
- 任意で、その他のリサイクルされない包括利益を通じた公正価値での測定（売買目的で保有されない場合に、当初認識時に取消不能の選択をした場合）

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

株式及びその他の資本性金融商品は、取得時及びその後処分されるまでの報告日に、財政状態計算書において公正価値で認識される。公正価値の変動は、株主資本の個別勘定「未実現又は繰延損益」に表示している。株主資本に計上されたこれらの未実現損益又は繰延損益は、売却されたとしても損益計算書において認識されることはない（注記1.3.1.7「金融資産及び負債の認識の中止」を参照）。変動利付証券に係る受取配当金のみが損益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益」において認識される。有価証券の売買は決済日に認識される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

資本性金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品と同じ方法で認識される。

1.3.1.2 金融負債の分類及び測定

金融負債は以下の2つの区分の1つに分類される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

- 認識当初からヘッジ手段として適格でない公正価値がマイナスであるデリバティブを含む、売買目的で発生した金融負債。
- グループが純損益を通じた公正価値での測定に当初分類した非デリバティブ金融負債（公正価値オプション）。これには、以下のものが含まれる。
 - 1つ又は複数の分離可能な組込デリバティブを含む金融商品
 - 公正価値オプションを適用しなければ、会計上の取扱いが他の関連する金融商品に適用される会計上の取扱いと合致しなくなる金融商品
 - 公正価値で測定及び管理される金融商品のプールに属する金融商品

純損益を通じて公正価値で測定することを任意に指定された債務に関わる自己の信用リスクから生じる公正価値の変動の認識は、組替えられることのない資本の未実現又は繰延損益において認識される。グループは自己の信用リスクについて問題をほとんど認識していない。

償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債は、その他の非デリバティブ金融負債で構成される。これらには、顧客及び金融機関等に対する債務、負債証券（譲渡性預金証書、銀行間商品、社債等）並びに純損益を通じて公正価値で測定することを選択されていない期限付又は無期限の劣後債が含まれる。

劣後債は、債務者の資産を清算する場合、他の債権者による請求が終了した後でなければ返済されることがないため、他の負債証券から分離されている。負債証券には、サパン2法によって組成された非上位優先負債証券が含まれる。

これらの負債は財政状態計算書において公正価値で当初認識され、その後の報告日に実効金利法を用いて償却原価で測定される。発行済証券の当初の公正価値は、発行価額から取引費用（該当する場合）を差し引いた金額である。

規制貯蓄契約

償却原価で測定する金融負債には、「*comptes épargne logement*」（CEL - 住宅購入者貯蓄勘定）及び「*plans épargne logement*」（PEL - 住宅購入者貯蓄制度）があり、これらは規制対象となっているフランスの貯蓄商品で、顧客（自然人）が利用することができる。最初の貯蓄の段階で、口座名義人は、これらの口座に振り込まれた金額に係る利息を受け取り、その後、モーゲージ・ローンの権利を取得する（第2段階）。これらは、販売金融機関に以下の2種類の義務をもたらす。

- 預け入れられた金額に対して固定金利で利息を支払う義務（PEL口座の場合のみ。CEL口座に対する利息は物価スライド制の算定式に基づき定期的に更改されるため、変動金利の利息として取り扱われる。）

■ 顧客に所定の条件で貸出金を供与する義務（PELとCELの両方）

これらの義務による費用は、行動様式に関する統計及び市場データに基づいて見積られている。類似であるものの報酬面での規制のない商品の個人顧客に提示される金利と比較して、当該商品に係る潜在的に不利な条件に関連する将来費用に対応するため、財政状態計算書の負債の部で引当金が計上されている。このアプローチは、類似の特性を持つ規制対象のPEL及びCEL貯蓄商品の組成に基づき実施されている。利益への影響は、顧客に対する支払利息として認識される。

1.3.1.3 負債と資本との区別

IFRIC解釈指針第2号に従い、当該事業体が償還を拒否できる無条件の権利を有している場合、又は償還を禁止するか若しくは強く制限する法律又は法令に基づく規定がある場合、株主の株式は株主資本となる。既存の法律又は法令を踏まえ、クレディ・ミュチュエル・グループの連結主体を構成する事業体が発行した株式は、株主資本で認識している。

グループが発行したその他の金融商品は、グループが当該金融商品の保有者に対して金銭を提供するという契約債務がある場合、グループの勘定において負債性金融商品に分類される。これは、グループが発行する劣後証券にあてはまる。

1.3.1.4 外貨取引

現地通貨以外の外貨建資産及び負債は、決算日の実勢為替レートで換算される。

貨幣性金融資産又は負債

この項目の換算から生じる外国為替差損益は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に計上している。

非貨幣性金融資産又は負債

こうした換算から生じる外国為替差損益は、純損益を通じて公正価値で測定される場合には「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」として認識され、又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産である場合には「未実現又は繰延損益」として包括利益計算書で認識される。

1.3.1.5 デリバティブ及びヘッジ会計

IFRS第9号は、初度適用時に、事業体がヘッジ会計に関する新たな規定を適用するか、若しくはIAS第39号の規定を維持するか選択することを認めている。

グループは、IAS第39号の規定を引き続き適用することを選択した。ただし、改訂IFRS第7号に従い、財務書類の注記又は経営者報告書において、リスク管理及びヘッジ会計が財務書類に与える影響に関する追加情報を提供している。

さらに、金融資産又は金融負債のポートフォリオに係る金利リスクの公正価値ヘッジに関するIAS第39号の規定は、欧州連合で採用されているとおり、引き続き適用する。

デリバティブは、以下の3つの特性を備えた金融商品である。

- 基礎となる項目（金利、為替レート、株価、指数、コモディティ価格、信用格付など）の変動とともにその価額が変動すること
- 初期費用が少額であるか若しくは皆無であること
- 決済が将来の特定の日に行われること

クレディ・ミュチュエル・グループは、基本的に公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される単純な主に金利に関するデリバティブ金融商品（スワップやバニラ・オプション）の取引を行っている。

全てのデリバティブは金融資産又は金融負債において公正価値で計上される。全てのデリバティブは、ヘッジ手段として分類され得る場合を除いて売買目的商品として当初認識される。

デリバティブの公正価値の算定

店頭デリバティブ、スワップ、金利先渡契約、キャップ、フロア、バニラ・オプションの大半は、利回り曲線などの観察可能な市場データに基づき、一般的に認められている標準的なモデル（割引キャッシュ・フロー法、ブラック・ショールズ・モデル、補間法）を用いて評価されている。これらのモデルによって得られた評価は、当該金融商品又はパラメータに伴う流動性リスク及び信用リスク、特定の市況下でモデルに関連する動的な運用戦略に伴う特定の追加費用を相殺するための固有のリスク・プレミアム、並びに店頭デリ

バティブのプラスの公正価値に係るカウンターパーティー・リスクを考慮して調整される。またカウンターパーティー・リスクには、店頭デリバティブのマイナスの公正価値で表示される自己リスクも含まれる。

評価調整を決定する際には、各リスク・ファクターを個別に検討している。様々なリスク、パラメータ又はモデルの分散効果は考慮されていない。多くの場合、各リスク・ファクターについてはポートフォリオ・アプローチが最も一般的に用いられている。

デリバティブは、公正価値がプラスの場合は金融資産として、公正価値がマイナスの場合は金融負債として認識される。

デリバティブの分類とヘッジ会計

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債に分類されるデリバティブ

当初認識時に、IFRSに基づいてヘッジ手段として指定されていないデリバティブは全て、1つ又は複数のリスクをヘッジする目的で契約を締結したものであっても、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債」に分類される。

ー 組込デリバティブ

組込デリバティブは、主契約から分離させた場合において、デリバティブの定義を満たすハイブリッド金融商品の構成要素である。特に、単独のデリバティブと同様に、一定のキャッシュ・フローを変動させる効果がある。

組込デリバティブは、以下の条件の全てが充足された場合にのみ、主契約から分離され、純損益を通じて公正価値で測定するデリバティブ金融商品として個別に認識される。

- デリバティブの定義を満たすこと
- ハイブリッド金融商品が主契約である組込デリバティブが、純損益を通じて公正価値で測定されないこと
- デリバティブの経済的特徴及び関連するリスクが、主契約の経済的特徴及び関連するリスクと密接に関連しているとみなされないこと
- 組込デリバティブの個別測定は、有益な情報を提供するのに十分な信頼性があること

IFRS第9号における金融商品は、金融負債に組み込まれたデリバティブのみを主契約から分離し、個別に認識することが可能である。

ー 認識

実現及び未実現損益は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」において認識される。

ヘッジ会計

ー ヘッジ対象のリスク

グループの勘定において、グループはミクロ・ヘッジ、又は広義のマクロ・ヘッジを通じた金利リスクのみを認識している。

ミクロ・ヘッジは、事業体の資産及び負債において発生するリスクの部分的なヘッジである。ミクロ・ヘッジは、1つ又は複数の資産又は負債に対して、事業体がデリバティブを通じてある種のリスクの不利な変動のリスクに対応するため、個別に適用される。

マクロ・ヘッジの目的は、グループの資産及び負債の全てに対する不利な変動、特に金利の変動に関して対応することである。

金利リスクの全体的な管理は、負債に対する資産の裏付けを通じて、又はトレーディング目的デリバティブの認識を通じてヘッジされる可能性があるその他のリスクの全て（為替リスク、信用リスク等）の管理とともに、経営者報告書において記載されている。

ミクロ・ヘッジは、通常、固定金利金融商品を変動金利金融商品へ置き換えることを目的として、特にアセット・スワップを通じて行われる。

3種類のヘッジ関係が認められている。ヘッジ関係は、ヘッジ対象のリスクの性質に基づいて選択される。

- 公正価値ヘッジは、金融資産又は金融負債の公正価値の変動に対するエクスポージャーのヘッジである。
- キャッシュ・フロー・ヘッジは、金融資産又は金融負債、確定契約若しくは先渡取引に伴うキャッシュ・フローの変動性に対するエクスポージャーのヘッジである。

- 外貨建て純投資のヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に認識される。グループはこのヘッジ手法を用いていない。

ヘッジ手段のデリバティブは、会計上のヘッジ手段としての指定を受けるためにはIAS第39号に規定される基準を満たさなければならない。特に、

- ヘッジ手段とヘッジ対象は、どちらもヘッジ会計に適格でなければならない。
 - ヘッジ対象とヘッジ手段との関係は、ヘッジ関係の開始時に直ちに正式に文書化しなければならない。この文書には、経営者が決定したリスク管理目的、ヘッジ対象のリスクの特性、基礎となる戦略、及びヘッジの有効性の評価方法を記載する。
 - ヘッジ関係の開始時、その後の残存期間を通じて、少なくとも決算日ごとにヘッジの有効性が実証されなければならない。ヘッジ手段の価値の変動又は損益のヘッジ対象の価値の変動又は損益に対する比率は、80%から125%の範囲内でなければならない。
- 該当する場合においては、ヘッジ会計は非遡及的に中止される。

一 識別された金融資産又は負債の公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジ関係の場合、デリバティブは「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」において純損益を通じて公正価値で再測定され、それとは対照的に、ヘッジ対象はヘッジ対象リスクを反映するべく再測定される。この規則は、ヘッジ対象が償却原価で認識される場合、又は「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類される負債性金融商品である場合にも適用される。ヘッジ手段とヘッジ対象のリスク部分の公正価値の変動は、相互に部分的又は完全に相殺され、ヘッジの非有効部分のみが純損益に認識される。これは、以下に起因する可能性がある。

- 「カウンターパーティー・リスク」構成要素がデリバティブの価額に組み込まれたこと。
- ヘッジ対象とヘッジ手段の間の価値曲線の差異。実際は、スワップは、有担保である場合はOIS曲線を用いて、無担保である場合はBOR曲線を用いて評価される。ヘッジ対象はBOR曲線を用いて評価される。

デリバティブ金融商品の再割引にあたる部分は、損益計算書の受取利息もしくは支払利息において認識される。ヘッジ対象に関する受取利息又は支払利息にも、同様の取扱いが適用される。

ヘッジ関係が崩れた場合、又はヘッジの有効性の基準を満たさなくなった場合、ヘッジ会計の適用は非遡及的に中止される。ヘッジ手段のデリバティブは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債」に振り替えられ、この区分に適用される原則に従って会計処理される。その後、ヘッジ対象の帳簿価額に、公正価値の変動を反映させるための調整が加えられなくなる。ヘッジ対象として当初識別された金利商品の場合、再測定調整額はヘッジ対象の残存期間にわたって償却される。期限前償還等の理由で財政状態計算書におけるヘッジ対象の認識が中止された場合、調整累計額は直ちに損益計算書において認識される。

一 マクロ・ヘッジ・デリバティブ

グループは、マクロ・ヘッジ取引の会計処理に関し、欧州委員会が提供する選択肢を利用する。実際、欧州連合がIAS第39号に対して行った変更（カーブ・アウト）により、顧客の要求払預金をヘッジ対象の固定金利負債のポートフォリオに含めることが可能となり、アンダーヘッジの場合に非有効と測定されることはない。要求払預金については、資産負債総合管理の目的で定義された取崩し規則に基づいて含まれている。

固定金利の金融資産又は負債のそれぞれのポートフォリオについて、ヘッジ手段のデリバティブの満期スケジュールとヘッジ対象の満期スケジュールとを照合し、オーバーヘッジがないことを確認する。

公正価値マクロ・ヘッジ・デリバティブの会計処理は、公正価値ヘッジ・デリバティブの会計処理と同様である。

ヘッジ対象ポートフォリオの公正価値の変動は、財政状態計算書の「金利リスク・ヘッジ対象ポートフォリオの再測定による調整」に計上され、反対勘定は損益計算書の項目に認識される。

一 キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジ関係の場合、デリバティブは財政状態計算書において公正価値で再測定され、有効部分は株主資本に認識される。非有効とみなされた部分は損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」において認識される。

株主資本に認識される金額は、ヘッジ対象に起因するキャッシュ・フローが純損益に影響を及ぼすのと同時に、受取利息もしくは支払利息において純損益に分類変更される。

ヘッジ対象は、その会計上の区分に固有の規定に従って引き続き認識される。ヘッジ関係が崩れた場合、又は有効性の基準を満たさなくなった場合、ヘッジ会計の適用は中止される。ヘッジ手段のデリバティブの

再測定を受けて株主資本に計上された累積額は、ヘッジ対象取引が純損益に影響を及ぼすまで、又は同取引の実施が見込まれなくなるまで、引き続き株主資本において認識される。その後、これらの金額は純損益に振替えられる。

ヘッジ対象が存在しなくなった場合、株主資本に計上された累積額は直ちに純損益に振替えられる。

1.3.1.6 金融保証及びファイナンス・コミットメント

金融保証は、特定の債務者が負債性金融商品に関して期日に弁済を履行できなかった結果として発生した損失に対して、保有者に補償として特定の支払を行うことを定めている場合、保険契約と同等とみなされる。

現行の基準が改定されるまでの間、IFRS第4号に基づき、これらの金融保証は引き続きフランスの会計原則を用いて測定され、すなわちオフ・バランス項目として取り扱われる。従って、これらの保証は、資源の流出の可能性が高い場合には負債に対する引当金の対象となる。

それに対して、金融変数（価格、信用格付、指数等）又は非金融変数の変動に応じた支払を定めている金融保証は、変数が一方の契約当事者固有のものではないことを条件に、IFRS第9号の適用対象とされる。そのため、これらの保証はデリバティブとして会計処理している。

IFRS第9号の趣旨においてデリバティブとみなされないファイナンス・コミットメントは、財政状態計算書に表示されない。しかしながら、引当金はIFRS第9号の要件に従って計上される。

1.3.1.7 金融資産及び負債の認識の中止

グループは、金融資産（又は類似資産グループ）のキャッシュ・フローに対する契約上の権利が満了した際（商業上の再交渉の場合）、又はグループが金融資産のキャッシュ・フローを受取る契約上の権利並びに資産の所有に係るリスク及び経済価値の大半を移転した際に、当該資産の全部又は一部の認識を中止する。

認識が中止される場合においては、

- 償却原価で測定する金融資産若しくは金融負債、又は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産若しくは金融負債：処分損益は、資産又は負債の帳簿価額と対価の受取額又は支払額との差額に相当する金額で損益計算書において認識される。
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品：過去に株主資本において認識されていた未実現損益は、処分に係るキャピタル・ゲイン又はキャピタル・ロスとともに損益計算書に計上される。
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品：過去にその他の包括利益において認識されていた未実現損益、並びに処分に係るキャピタル・ゲイン及びキャピタル・ロスは、損益計算書に計上することなく、連結剰余金において認識される。

グループは、契約上の義務が消滅、解除、又は満了した場合、金融負債の認識を中止する。金融負債は、契約条件が大幅に変更された場合や、契約条件が実質的に異なっている金融商品を貸手と交換した場合にも、認識を中止することがある。

1.3.1.8 信用リスクの測定

IFRS第9号の減損モデルは「予想損失」アプローチに基づいている。一方、IAS第39号の減損モデルでは、「発生信用損失」に基づいているため、金融危機の際には信用損失の会計処理が遅れ、認識される信用損失額が過少となるリスクがあると考えられた。

IFRS第9号のモデルにおいては、個別には減損の客観的証拠が存在しない金融資産も、観察された損失及び合理的かつ正当な将来のキャッシュ・フロー予測に基づき減損される。

従って、IFRS第9号の減損モデルは、償却原価で又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する全ての負債性金融商品、並びにファイナンス・コミットメント及び金融保証に適用される。これらは以下の3つに分類される。

- ステージ1 一格付の引下げがない正常債権：金融資産の当初認識以降に信用リスクが著しく増大していない場合は、当初認識時より12ヶ月間の予想信用損失（今後12ヶ月間のデフォルト・リスクに起因）に基づき引き当てる。
- ステージ2 一格付が引下げられた正常債権：当初認識以降に信用リスクが著しく増大した場合は、全期間の予想信用損失（金融商品の残存期間全体にわたるデフォルト・リスクに起因）に基づき引き当てる。
- ステージ3 不良債権：貸出の実行後に生じた事象に関連して減損の客観的証拠がある金融資産で構成される区分。この区分の範囲は、IAS第39号に基づき個別に減損した貸出金の範囲と同一である。

ステージ1及び2の場合、受取利息の算定の基礎は減損前の資産の価値総額であり、ステージ3の場合は減損後の正味価値である。

ガバナンス

コンパートメントの割当、将来予測的なシナリオ及びパラメータ算定法に対するモデルは、減損算定に対する方法論的基礎を構成する。こうしたモデルは、グループの上層部において承認され、関連するポートフォリオに従って全ての事業体に適用される。手法、シナリオの加重、パラメータの算定又は引当金の算定の条件の方法論的基礎全体及びその後の修正は、クレディ・ミュチュエル・グループの統治機関における承認が必要である。

こうした統治機関は、内部統制に関する2014年11月3日付フランス法令第10条に定義された監事会及び取締役会により構成されている。クレディ・ミュチュエル・グループが分散化した組織構造となっている特徴を踏まえ、監事会及び取締役会は全国レベルと地方レベルの2つのレベルに分けられている。

クレディ・ミュチュエル・グループ全体にわたり適用されている補完性原理は、プロジェクトごと及び資産の減損の算出方法の継続的な実施の双方において、全国レベルと地方レベルの間での役割の分担を統括している。

- 全国レベルにおいては、バーゼルⅢワーキング・グループが地方グループに適用すべき全国的な手順、モデル及び方法の承認を行う。
- 地方レベルにおいては、地方グループが、それぞれの取締役会及び監事会の責任及び統制において、その組織内でのIFRS第9号における引当金の算定を担っている。

ステージ1と2の境界の定義

グループは健全性準拠目的のために開発されたモデルを使用しており、従って、貸出金残高と同様の内訳を適用している。

- 低デフォルト・ポートフォリオ（LDP）（格付モデルは専門家の評価に基づく）：大企業、銀行、地方自治体、ソブリン、特定融資。これらのポートフォリオは、営業貸付金、短期営業貸付金、当座預金口座等の商品で構成される。
- 高デフォルト・ポートフォリオ（HDP）（デフォルト・データが統計的な格付モデルの開発に十分であるもの）：一般企業、小売業。これらのポートフォリオには、住宅ローン、消費者金融、リボルビング・ローン、当座預金口座等の商品が含まれる。

ステージ1からステージ2への貸出金の振替を伴う信用リスクの著しい増大であるかどうかは、以下によって評価される。

- 全ての合理的で裏付けのある情報を考慮に入れる。
- 報告日の金融商品のデフォルト・リスクを、当初認識日のデフォルト・リスクと比較する。

グループにおいては、これには借手レベルでのリスクの測定が含まれており、カウンターパーティーの格付システムがグループ全体に共通するものとなる。内部手法の対象となるグループのカウンターパーティーは全て、かかるシステムによって評価される。当該システムは、以下に基づく。

- 統計的アルゴリズム、すなわち代表的及び予測的なリスク変数を用いた1つ又は複数のモデルに基づく「マス・レーティング」（HDP）
- 専門家によって開発された格付グリッド（LDP）

当初認識以降に生じるリスクの変動は、各契約ベースで測定される。ステージ3とは異なり、顧客の契約をステージ2に振替える場合、全ての顧客の貸出金残高又は関連当事者の残高の振替を伴うわけではない（波及の欠如）。

グループは、定性的及び定量的基準の双方においてステージ2の分類の基準を満たさなくなった正常債権エクスポージャーを直ちにステージ1に振替えることに留意が必要である。

グループは、12ヶ月後のデフォルト確率と満期までのデフォルト確率の間に重要な相関が存在することを実証している。これにより、当該基準によって認められているように、当初認識以降のリスク変化の合理的な近似として、12ヶ月間の信用リスクを用いることができる。

定量的基準

LDPポートフォリオでは、境界は、組成時の内部格付と報告日の内部格付を関連付ける割当マトリクスに基づいている。従って、貸出金の格付のリスクが高いほど、リスクの重大な悪化に対するグループの相対的許容値は小さくなる。

HDPポートフォリオでは、連続的かつ成長する境界曲線は、組成時のデフォルト確率と報告日のデフォルト確率を関連付けている。グループは、当該基準が提供する運用上の簡便法（報告日において低リスクの貸出金残高をステージ1に維持することを認めている）を使用していない。

定性的基準

こうした定量的基準に加え、グループは、不払又は30日超遅延している割賦支払、条件緩和された貸出金という事実などの定性的な基準を用いている。

定性的基準のみに基づく方法は、標準的手法の下において健全性準拠目的で分類され、格付システムを持たない事業体又は小規模なポートフォリオに対して使用される。

ステージ1及び2－予想信用損失の計算

予想信用損失は、契約利率に基づく貸出金残高にデフォルト確率（PD）とデフォルト時損失率（LGD）を乗じて測定される。オフ・バランスシート・エクスポージャーは、貸出実行の可能性に基づいて財政状態計算書上の相当額に換算される。ステージ1では1年間のデフォルト確率、ステージ2では満期までのデフォルト確率（1年から10年の曲線）が使用される。

これらのパラメータは、健全性準拠目的のモデルと同一の数値に基づいており、またIFRS第9号の要件に適合している。それらは、各ステージへの貸出金の割当と予想損失の算定の両方に使用される。

デフォルト確率

以下に基づいて計算される。

- 高デフォルト・ポートフォリオについては、IRB-Aアプローチで承認されたモデル
- 低デフォルト・ポートフォリオについては、1981年まで遡る履歴に基づく外部測定によるデフォルト確率

デフォルト時損失率

以下に基づいて計算される。

- 高デフォルト・ポートフォリオについては、長期間にわたって観察され、契約の利率によって割引かれ、商品の種類及び保証の種類に従い区分された回収フロー
- 低デフォルト・ポートフォリオについては、固定比率（ソブリンの場合60%、その他の場合40%）

換算係数

リボルビング・ローンを含む全ての商品について、換算係数はオフ・バランスシート・エクスポージャーを財政状態計算書上の相当額に換算する際に用いられ、主に健全性準拠目的のモデルに基づいている。

将来予測的な情報

予想信用損失を計算する際、当該基準は、将来予測的な情報を含む、合理的かつ正当な情報を考慮することを求めている。将来予測的な情報の作成には、景気の動向を予測し、その予測される動向をリスク・パラメータと関連付ける必要がある。この将来予測的な情報は、グループ・レベルにおいて決定され、全てのパラメータに適用される。

高デフォルト・ポートフォリオについては、デフォルト確率に含まれる将来予測的な情報は、今後5年間の景気サイクルの変化に関するグループの見解に基づき加重される3つのシナリオ（楽観的、中立的、悲観的）を考慮に入れている。グループは主に、経済協力開発機構（OECD）から入手できるマクロ経済データ（GDP、失業率、インフレ率、短期及び長期金利等）に依拠している。将来予測アプローチは、シナリオでは捉えられなかった要素を含むように調整されるが、その理由として以下の点が挙げられる。

- シナリオでは捉えられなかった要素は最近のものであり、報告日の数週間前に発生したものであるため。
- シナリオに含めることができないため：例として、リスク・パラメータに確実に重要な影響を及ぼし、一定の仮定を設定することによってその影響を測定することができる規制の変更が挙げられる。

1年超の様々な期間における将来予測的な情報は、主に、1年間の情報から導かれる。

将来予測的な情報には、現状に近い期間に観察された情報を取り入れることによって、LGDにも含まれる。

低デフォルト・ポートフォリオについては、将来予測的な情報は、大企業や銀行モデルに組込まれているが、地方自治体、ソブリン、特定融資モデルには組込まれていない。このアプローチは、高デフォルト・ポートフォリオに用いられるものと類似している。

ステージ3－不良債権

貸出金又は貸出金グループの実行後に損失を生じさせる可能性が高い事象が発生した結果、客観的証拠が存在する場合、減損が計上される。減損額は、帳簿価額と、担保又はその他の保証を考慮しつつ当初の貸出金の金利で現在価値に割り引いた見積将来キャッシュ・フローとの差額に等しい。変動金利の場合、最新の契約上の金利が計上に用いられる。

2019年11月以降、クレディ・ミュチュエル・グループは、EBAの指針と適用できる重要性基準値の概念に関する規制の技術的基準に従って、健全性準拠目的におけるデフォルトの新たな定義を適用している。

この新たな定義の導入に関連する主な展開は、以下のとおりである。

- デフォルト分析は、現在、借手レベルで日常業務の中で行われており、契約レベルでは行われていない。
- 延滞日数は、借手（債務者）、又は共通のコミットメントを持つ借手グループ（共同債務者）のレベルで評価される。
- デフォルトは、90日間連続での延滞が、借手／借手グループのレベルで確認される際に発生する。日数のカウントは、絶対的な重要性基準値（リテールは100ユーロ、コーポレートは500ユーロ）と相対的な重要性基準値（延滞しているバランスシート・コミットメントの1%超）が同時に交差する時点で始まる。借手の延滞は、これらの2つの基準値の一方が下方向に交差すると直ちにリセットされる。
- デフォルトの波及する範囲は、借手の全ての債権、及び共同債権に参加している借手の全ての個別コミットメントにまで及ぶ。
- 試験期間は、最短で、条件緩和されていない資産が「正常」ステージに戻る前の3ヶ月間である。

クレディ・ミュチュエル・グループは、EBAにより提案された2ステップのアプローチに従って、IRB事業体にデフォルトの新たな定義を使用することを選択した。

- ステップ1－監督当局に自己評価と承認要請を提示することからなる。使用の承認は2019年10月にグループが取得した。
- ステップ2－システムにデフォルトの新たな定義を導入し、該当する場合、新たなデフォルトに対する12ヶ月の観察期間の後にモデルを再調整することからなる。

グループは、EBAにより求められるデフォルトの新たな定義は、会計上、減損の客観的証拠を示すものであると考えている。そのためグループは、会計上のデフォルト（ステージ3）の定義と健全性準拠目的におけるデフォルトの定義を一致させた。この変更は見積りの変更となり、変更となる期間において、重要でない影響は利益／（損失）に計上される。

組成された信用減損金融資産

組成された信用減損金融資産とは、当初認識時又は取得日においてカウンターパーティーが債務不履行となっている契約である。借手が報告日において債務不履行となっている場合、契約はステージ3に分類される。債務不履行となっていない場合には、正常債権に分類され、「組成された信用減損資産」の区分に識別されて、ステージ2のエクスポージャーに用いるのと同じ手法、すなわち契約の満期までの残存期間にわたって予想される損失に基づき引当金が計上される。

認識

減損費用及び引当金は、「カウンターパーティー・リスク費用」に計上される。減損繰入及び引当金の戻入は、リスク変動に関連する部分は「カウンターパーティー・リスク費用」に、時間の経過に関連する部分は利息純額に計上される。貸出金及び債権の場合、減損は資産から控除され、ファイナンス・コミットメント及び保証コミットメントの場合、引当金は負債の「引当金」に計上される（注記1.3.1.6「金融保証及びファイナンス・コミットメント」及び注記1.3.3.2「引当金」を参照）。その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資産の場合、「カウンターパーティー・リスク費用」において認識された減損に見合った額が「未実現又は繰延損益」において計上される。減損損失は直接償却され、それに対応する減損及び引当金は戻し入れられる。

1.3.1.9 金融商品の公正価値の決定

公正価値とは、独立当事者間取引において知識のある自発的な当事者の間で資産が売却される金額、又は負債が移転される金額である。

金融商品の当初認識時の公正価値は一般に、取引価格である。

この公正価値は、事後測定において算定される必要がある。適用される算定方法は、当該商品が取引されている市場が活発であるとみなされるか否かによって異なる。

活発な市場で取引される金融商品

金融商品が活発な市場で取引される場合、その公正価値は相場価格を参考にして決定される。これは相場価格が公正価値についての可能な限り最善の見積りであるからである。金融商品は、相場価格が（取引所、ディーラー、ブローカー、又は価格情報サービスから）容易かつ定期的に入手可能であり、それらの価格が独立当事者間取引に基づき定期的に発生している実際の市場取引を表す場合に、活発な市場で取引されているとみなされる。

活発な市場で取引されていない金融商品

観察可能な市場データは、それらが評価日における独立当事者間取引の実態を反映しており、上記の価値を大幅に調整する必要がない場合に用いられる。そうでない場合は、グループは観察不能な時価評価モデルのデータを使用する。

観察可能なデータを入手できない場合、又は市場価格の調整において観察不能なデータを使用する必要がある場合、事業体は、市場が考慮に入れるリスクに連動した調整など、将来キャッシュ・フロー及び割引率に関する内部の仮定を用いることがある。これらの評価調整によって、特に、モデルが考慮に入れていないリスク、並びに商品又はパラメータに関連する流動性リスク、及び一定の市場環境下でのモデルに関連した動的管理戦略の結果生じた一定の追加的な費用を相殺するために指定された特定のリスク・プレミアムを組み込むことが可能となる。

評価調整を決定する際には、各リスク・ファクターを個別に検討している。様々なリスク、パラメータ、モデルの分散効果は考慮されていない。多くの場合、各リスク・ファクターについてはポートフォリオ・アプローチが用いられている。

いずれの場合においても、グループが行う調整は判断に基づいており、合理的かつ適切である。

公正価値のヒエラルキー

金融商品の公正価値測定には、3つのレベルのヒエラルキーが使用される。

- レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の相場価格。特に、少なくとも3社の参加者による相場価格のある負債証券、及び組織化された市場の相場価格があるデリバティブに関係する。
- レベル2：当該資産又は負債について直接的（すなわち価格）又は間接的に（すなわち価格から導き出されるデータ）観察可能で、レベル1の相場価格以外のデータ。レベル2は特に、報告期間末に観察される市場金利に基づく利回り曲線を用いて公正価値が通常決定される金利スワップを含んでいる。
- レベル3：観察可能な市場データではない資産又は負債に関するデータ（観察不能なデータ）。この区分の主な構成要素は、ベンチャー・キャピタル事業体等で保有する非連結会社への投資、又は資本市場活動において、単独の参加者による相場価格しかない負債証券及び主に観察不能なパラメータを用いるデリバティブである。当該商品は、全体として検討される公正価値に重要な最も低いレベルのインプットと同一のヒエラルキーのレベルに分類される。レベル3で測定される商品の多様性と数量を踏まえると、パラメータの変動に対する公正価値の感応度は重要ではない。

1.3.2 保険事業

コングロマリット指令の範疇に該当する保険部門は、欧州連合が採用した改訂IFRS第4号が予定しているとおり、IFRS第9号の適用の2022年までの延期による便益を受けている。従って、保険部門の金融商品は、引き続きIAS第39号に従って評価及び認識される。表示に関しては、グループは、IAS第39号及びIFRS第9号に基づき特定の勘定科目において金融商品を表示することになるANCの勧告2017-02を厳格に適用するのではなく、IAS第39号における全ての金融商品を資産又は負債の専用の勘定科目にまとめることができる「IFRS参照」方式を採用することを選択した。このため、保険部門の金融商品は全て、資産の部の「保険事業による短期投資及び責任準備金の再保険会社負担分」及び負債の部の「保険契約に関する負債」（保険契約の責任準備金を含む。）にまとめられる。投資不動産も分類変更による影響を受ける。金融商品及び責任準備金が損益計算書に与える影響は、「保険事業に係る純利益」に含まれる。その他の資産／負債及び損益計算書の項目は「銀行及び保険」の合同仕訳に含まれている。該当する場合は、IFRS第7号により求められる開示は、保険事業について別途行われる。

2017年11月3日付で採用された規則に従い、グループは、保険部門とコングロマリットのその他の部門との間で、両部門の純損益を通じて公正価値で測定されたもの以外には、金融商品の認識の中止をもたらす振替を行わないことを確認している。

保険契約の締結により発生する資産及び負債に固有の会計原則及び評価規則は、IFRS第4号に従い定められている。これは、発行済又は引受済の再保険契約、及び裁量権のある有配当条項付財務契約にも適用される。

上記で記載している場合を除いて、保険会社が保有するその他の資産及び発行する負債はグループの全ての資産及び負債に共通する規則に従う。

1.3.2.1 保険事業—金融商品

IAS第39号に基づき、保険会社の金融商品は以下のいずれかに分類される。

- 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債
- 売却可能金融資産
- 満期保有目的金融資産
- 貸出金及び債権
- 償却原価で測定する金融負債

これらは、資産の部の「保険事業による短期投資及び責任準備金の再保険会社負担分」及び負債の部の「保険契約に関する負債」にまとめられる。

これらの区分のうちどれに分類するかは、経営者の意思を反映しており、金融商品の認識ルールを決定する。

これらの金融商品の公正価値は、注記1.3.1.9に概述された一般原則に従って測定される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び負債

分類基準

金融商品は、実際の売買の意図又は公正価値オプションの使用のいずれかによって、この区分に分類される。

a) 売買目的金融商品

売買目的で保有される有価証券は、当初取得時において短期間で売却する意図で取得した有価証券のほか、一括管理され、かつ、短期的な利益確定について最近の実際の傾向を示す証拠がある有価証券ポートフォリオの一部である有価証券により構成される。

b) 公正価値オプションを適用する金融商品

金融商品は、以下の場合において、当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定するという分類について取消不能の選択をすることができる。

- a. 1つ又は複数の分離可能な組込デリバティブを含む金融商品
- b. 公正価値オプションを適用しなければ、会計上の取扱いが他の関連する金融商品に適用される会計上の取扱いと合致しなくなる金融商品
- c. 公正価値で測定及び管理される金融資産のプールに属する金融商品

このオプションは、特に、負債の処理と一致させるために、保険事業のユニットリンク型保険契約に関連して使用される。

評価の基準及び収益及び費用の認識

「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類される資産は、財政状態計算書に公正価値で計上された時点、及びその後処分されるまでの決算日において、認識される。これらの資産に係る公正価値の変動及び受取収益又は未収収益は、損益計算書の「保険事業に係る純利益」において認識される。

売却可能金融資産

分類基準

売却可能金融資産には、「貸出金及び債権」、「満期保有目的金融資産」、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」のいずれにも分類されていない金融資産が含まれる。

評価の基準及び収益及び費用の認識

売却可能金融資産は、取得時及びその後処分されるまでの報告日に、財政状態計算書において公正価値で認識される。公正価値の変動は、未収収益を除き、株主資本の個別勘定「未実現又は繰延損益」に表示している。株主資本における未実現損益は、処分時又は一時的でない減損が発生した場合に限り、損益計算書に認識される。処分時においては、従来は株主資本に認識されていたこれらの未実現損益は、処分に係るキャピタル・ゲイン及びキャピタル・ロスとともに損益計算書に認識される。

確定利付証券から発生した未収収益又は受取収益は、実効金利法を用いて純損益に認識され、変動利付証券からの受取配当金と同様に、「保険事業に係る純利益」に表示される。

減損及び信用リスク

a) 株式及びその他の資本性金融商品に特有の一時的でない減損

変動利付証券のうち売却可能金融資産に係る減損は、公正価値が取得原価と比べて長期的又は著しく下落した場合に認識される。

変動利付証券の場合、グループは、その取得原価に比して少なくとも50%、又は連続36ヶ月間超の期間にわたる当該証券の価値の下落は、減損の兆候と見なしている。このような金融商品は項目毎に分析している。上記基準に該当しないものの、近い将来における投資額回収が合理的に期待できないと経営者が考えている金融商品のレビューを行う際にも、その判断が用いられる。損失は、損益計算書の「保険事業に係る純利益」において認識される。

その後生じた価値の下落も損益計算書において認識される。

損益計算書に計上された株式又はその他の資本性金融商品の長期的な減損は、当該商品が財政状態計算書に計上されている限り、戻し入れることができない。その後に価値が上昇した場合、株主資本の「未実現又は繰延損益」において認識される。

b) 信用リスクによる減損

確定利付証券のうち売却可能金融資産（具体的には社債）に係る減損損失は、「カウンターパーティー・リスク費用」において認識される。実際、これらの確定利付金融商品は、単なる金利の上昇により損失が生じた際の減損が認められないため、信用リスクが存在する場合にのみ減損される。減損が生じた場合、株主資本における未実現損失の累積額は全額が純損益に認識されなければならない。これらの減損は戻入可能であり、減損の認識後に発生した事象に関連したその後の評価において、発行会社の信用状態が改善した場合も、損益計算書の「カウンターパーティー・リスク費用」において計上される。

満期保有目的金融資産

分類基準

この区分には、支払額が算定可能又は確定利付で、事業体が満期まで保有する意図及び能力を有している有価証券が含まれる。

この区分の有価証券に対して行われる金利リスク・ヘッジは、IAS第39号に定義されるヘッジ会計に適格とはなっていない。

さらに、このポートフォリオ内の有価証券の処分又は振替の可能性は、非常に限定的となっており、IAS第39号の規定により、グループ・レベルにおいて「売却可能金融資産」のポートフォリオ全体の格付が引き下げられ、2年間この区分への分類が禁じられる。

評価の基準及び収益及び費用の認識

この区分に分類された有価証券は、公正価値で当初認識され、その後、実効金利法に従って償却原価で評価される。この実効金利法には、プレミアム及びディスカウント並びに重大な場合には取得コストの償却が組み込まれている。

これらの有価証券の受取利息は、損益計算書の「保険事業に係る純利益」に表示される。

信用リスク

減損は、当初認識後に損失を発生させる可能性がある1つ又は複数の事象が起こったこと（実際の信用リスク）により、当該資産の減損の客観的証拠がある場合に認識される。各決算日に有価証券ごとに分析が行われる。減損は、帳簿価額と保証を含む将来キャッシュ・フローを当初の金利で割り引いた現在価値を比較することによって評価され、損益計算書の「カウンターパーティー・リスク費用」において認識される。減

損の認識後に発生した事象に関連したその後の評価も、損益計算書の「カウンターパーティー・リスク費用」に計上される。

貸出金及び債権

分類基準

貸出金及び債権とは、活発な市場での相場価格はないが、支払額が算定可能又は確定利付の金融資産で、取得又は供与の時点では売却する意思のない金融資産である。貸出金及び債権は、財政状態計算書において公正価値で当初認識され、これは一般的に融資実行額の純額に等しい。こうした貸出残高は、その後の決算日において実効金利法を用いて償却原価で評価される（公正価値オプション法を用いて認識されるものを除く）。

信用リスク

減損は、当初認識後に損失を発生させる可能性がある1つ又は複数の事象が起こったこと（実際の信用リスク）により、当該資産の減損の客観的証拠がある場合に認識される。減損は、帳簿価額と保証を含む将来キャッシュ・フローを実効金利で割り引いた現在価値を比較することによって評価され、損益計算書の「カウンターパーティー・リスク費用」において認識される。減損の認識後に発生した事象に関連したその後の評価も、損益計算書の「カウンターパーティー・リスク費用」に計上される。

償却原価で測定する金融負債

これらには、顧客及び金融機関等に対する債務、負債証券（譲渡性預金証書、銀行間商品、社債等）並びに純損益を通じて公正価値で測定することを選択されていない期限付又は無期限の劣後債が含まれる。

これらの負債は財政状態計算書において公正価値で当初認識され、その後の報告日に実効金利法を用いて償却原価で測定される。発行済証券の当初の公正価値は、発行価額から取引費用（該当する場合）を差し引いた金額である。

1.3.2.2 保険事業－非金融資産

投資不動産及びその他の固定資産は、本報告書記載の会計処理方法に従っている。

1.3.2.3 保険事業－非金融負債

保険契約者及び受益者に対する契約債務を示す保険負債は、「保険契約の責任準備金」に含まれている。これらはフランスの基準に従った評価、認識、連結を継続している。

生命保険契約に関する責任準備金は、主に数理的準備金（一般的に、契約の解約払戻金に対応）で構成されている。対象となるリスクは主として、（債務者の保険に関する）死亡、障害、就労不能である。

ユニットリンク型保険契約の責任準備金は、当該契約を裏付ける資産の実現可能価額に基づき、報告日に評価される。

損害保険準備金は、未経過保険料（契約済保険料のうち今後の会計年度に関連する部分）及び未払保険金に対応する。

裁量権のある有配当条項から便益を受ける保険契約は、「シャドウ・アカウンティング」の対象となる。その結果として生じる繰延配当に対する引当金は、保険契約者帰属分のキャピタル・ゲイン及びキャピタル・ロスを示す。繰延配当に対するこれらの引当金は、事業体毎に資産又は負債に計上し、連結範囲内の事業体間で相殺することはない。資産の部では、これらは個別の勘定科目として計上される。

報告日において、これらの契約に対して認識された負債十分性テスト（繰延保険契約獲得コスト、取得ポートフォリオ証券などのその他の関連する資産又は負債の控除後）が実施される。認識された負債が、同日現在の見積将来キャッシュ・フローをヘッジするのに十分であるか検証される。責任準備金の不足が認識された場合は、当該期間に純損益で認識する（その後、必要に応じて戻し入れられる場合もある）。

1.3.3 非金融商品

1.3.3.1 リース契約

リース契約とは、貸手が所定の期間につき1回又は一連の支払と交換に資産の使用権を借手に供与する契約である。

ファイナンス・リースは、資産の所有に付随するリスク及び便益の実質的にほぼ全てが移転するリース契約である。所有権は、最終的に移転される場合とされない場合がある。

オペレーティング・リースとは、ファイナンス・リース以外のリースをいう。

ファイナンス・リース - 貸手の会計処理

IFRS第16号に従い、グループ外の会社とのファイナンス・リース取引は、財務会計上の金額で連結財政状態計算書に計上している。ファイナンス・リース取引は、リース資産の所有に付随するほぼ全てのリスク及び便益を借手に移転する。

よって、取引の経済的実体の分析により：

- 財政状態計算書から除外するリース資産を認識する。
- ファイナンス・リース契約に基づいて受領する賃料と、貸手への返済が保証されていない残存価値による増加分の黙示的な契約利率での現在価値について、「償却原価で測定する金融資産」としての債権を認識する。
- ファイナンス・リース取引の存続期間を通じて存在する時点の差異に従って、繰延税金を認識する。
- リース取引からの純利益を金利マージン純額で認識する。これは、残存期間のエクスポージャーに対する一定の定期的な利益率を表している。

金融債権に関連する信用リスクは、IFRS第9号に基づき測定及び認識される（注記1.3.1.8「信用リスクの測定」を参照）。

ファイナンス・リース - 借手の会計処理

IFRS第16号に従い、固定資産は、「その他の負債」の負債と相殺して、財政状態計算書に計上される。リース料は、支払利息と元本返済に分けて表示している。

1.3.3.2 引当金

引当金の繰入及び戻入は、対応する収益科目又は費用科目の種類に応じて分類される。

過去の事象から生じた債務の決済に、経済的便益を表す経営資源の流出が必要となる可能性が高く、債務の金額を正確に見積もることができる場合に、引当金を認識している。引当金額を決定するため、必要に応じてこの債務の現在価値の純額を算定している。

グループが設定する引当金には、特に以下のものが含まれている。

- オペレーショナル・リスク
- 社会的責任
- 契約したコミットメントの実行リスク
- 訴訟リスク及び保証コミットメント
- 税務リスク
- 住宅購入者貯蓄契約に関するリスク

1.3.3.3 従業員給付

該当する場合、従業員に対する債務に関する引当金は、「引当金」において認識される。この引当金の変動は、株主資本において未実現損益又は繰延損益として認識される数理計算上の損益に起因する部分を除き、損益計算書において「一般営業費（従業員給付費用）」として認識される。

確定給付制度における退職後給付

確定給付制度における退職後給付には、グループが従業員に約束した給付を提供する正式な又は黙示的な義務を負っている年金制度、早期退職制度及び付加年金制度からなる。

こうした債務は、制度給付を算定するための契約上の算式を適用して受給権を勤務期間に対して配分する予測単位積増方式を用いて算定される。当該受給権は、以下のような人口動態及び財務上の仮定を用いて現在価値に割り引かれる。

- 割引率：契約期間と合致する民間借入金の長期金利を参照して決定
- 昇給率：年齢層、管理職・非管理職の区分、地域特性に従って評価
- インフレ率：様々な満期のフランス国債利回りとインフレ連動フランス国債利回りとを比較して見積り
- 従業員退職率：年度末時点の終身雇用従業員数に占める退職者及び解雇者数の割合の過去3年間の平均を使用し、年齢層別に決定
- 退職時年齢：常勤雇用の実際の開始日又はその推定日及び年金改革法に定められた仮定（67歳が上限）を用いて、個別に見積り
- 死亡率：INSEE（フランス国立統計経済研究所）のTH/TF 00-02生命表に準拠

これらの仮定の変更により生じた差額、及び過去の仮定と実際の結果との相違による差額は、数理計算上の損益となる。制度資産がある場合には、当該資産は公正価値で評価され、その予想利回りは損益に影響を与える。実際の利回り予想利回りの差異も、数理計算上の損益となる。

数理計算上の損益は、未実現又は繰延損益として株主資本で認識される。制度の縮小又は制度の清算が行われた場合には契約債務が変動し、当該変動は当該事業年度の損益として認識される。

年金基金制度に基づく付加年金

1993年9月13日付のフランス銀行協会（AFB）の暫定合意により、金融機関の年金制度が改正され、1994年1月1日以降、銀行はフランス国営年金制度のARRCO及びAGIRCに加入している。グループ傘下の銀行が拠出を行う4つの年金基金も統合された。これらの基金は、暫定合意により規定されている様々な給付金の支払いを行う。基金の資産がこれらの給付債務を充足するのに十分でない場合、銀行は追加の拠出が求められる。今後10年間の平均拠出率は、人件費の4%を上限とする。統合後の年金基金は、2009年にIGRS（フランス付加年金運用機関）に転換された。IGRSでは資産の不足は生じていない。

確定給付制度におけるその他の退職後給付

特別制度を含め、退職給付金及び付加年金について、引当金が計上されている。これらの引当金は、在職中の全従業員が取得した権利に基づき、特に被連結事業体の従業員退職率及び退職時に受益者に支払われる将来の給与の見積りに、必要に応じて社会保障拠出金を加算したものに基づいて、評価される。フランスでは、フランスの銀行ネットワークにおける退職給付金の最低60%が、クレディ・ミュチュエル・グループの保険会社で完全連結子会社のACM Vieの保険によってカバーされている。

確定拠出制度に基づく退職後給付

グループの事業体は、グループから独立している組織が運営している様々な年金制度に拠出しているが、特に基金の資産が契約に対応するには不十分である場合に、グループの事業体は公にも黙示的にも追加的な支払義務を負っていない。

こうした制度はグループの契約債務にはあたらないため、引当金を設定していない。費用は、拠出金を支払う必要がある事業年度に認識される。

長期給付

長期給付は、退職後給付及び退職手当とは別に、従業員が対象となる勤務を提供した事業年度の終了後12ヶ月超経過した後に支払われる見込みの給付で、長期勤続報酬などが含まれる。その他の長期給付に関するグループの契約債務は、予測単位積増方式を用いて測定されている。ただし、数理計算上の損益については、直ちに純損益において認識している。

長期勤続報酬に関する債務は保険契約でカバーされている場合があり、この契約債務のうちヘッジされていない部分に対してのみ引当金が設定されている。

従業員に対する付加年金制度

強制加入の年金制度に加えて、グループの集団協定によりカバーされている事業体の従業員は、ACM Vie SAが提供する確定拠出付加年金制度による給付も受けている。

退職手当

退職手当は、雇用契約が通常の退職年齢以前に終了した場合、又は従業員が補償と引き換えにグループを自発的に退職する決断をした場合に、グループが支給する給付である。報告日から12ヶ月超経過した後に支払われる見込みの場合は、関連する引当金は現在価値に割引かれる。

短期給付

短期給付は、報告日後12ヶ月以内に支払われる給付であり、給与、社会保障拠出金及び一定の賞与などの退職手当以外のものを含む。

これらの短期給付に対する費用は、これらの給付に対する権利が供与される勤務が事業に対して提供された事業年度において認識される。

1.3.3.4 非流動資産

グループが保有する非流動資産

財政状態計算書に計上されている固定資産は、有形固定資産及び無形資産、並びに投資不動産を含んでいる。営業用資産は、サービス提供目的及び経営管理目的に使用される。投資不動産は、賃貸料もしくはキャピタル・ゲイン、又はこれら双方を稼得する目的で保有する不動産資産で構成されている。取得原価法は、営業用不動産及び投資不動産の双方を認識するため使用される。

固定資産は、取得原価に、固定資産を事業の用に供し使用できるようにするために必要となる直接帰属費用を加算した金額で、当初認識される。当初認識以降、過年度の減価償却後原価、すなわち、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を差し引いた額で評価される。

非流動資産が、定期的な取替の対象となる可能性が高く、用途が異なる、又は経済的便益の獲得頻度が異なる複数の要素で構成されている場合は、各構成要素を当初から個別に認識し、それぞれの償却スケジュールに従って減価償却している。この構成要素に基づくアプローチは、営業用不動産及び投資不動産に採用されている。

非流動資産の減価償却可能額又は償却可能額は、その残存価額（処分費用を差し引いた純額）を控除して算定される。非流動資産の耐用年数は、一般に経済耐用年数と等しいため、残存価額は認識されていない。

非流動資産は、当該資産の見積耐用年数にわたって、事業体が当該資産による経済的便益を消費すると見込まれる比率で減価償却及び償却が行われる。耐用年数が不確定である無形資産は、償却の対象ではない。

営業用資産に対する減価償却費及び償却費は、損益計算書の「有形固定資産及び無形資産の減価償却費、償却費、及び引当金の変動」において認識している。

投資不動産に関する減価償却費は、損益計算書の「その他の活動に係る費用」において認識している。

使用されている償却期間の範囲は、以下のとおりである。

有形固定資産：

■ 土地及びネットワーク設備	： 15-30年
■ 建物 - 建造物	： 20-80年（当該建物の種類により異なる）
■ 建物 - 設備	： 10-40年
■ 設備及び備品	： 5-15年
■ 事務機器及び什器	： 5-10年
■ 保安設備	： 3-10年
■ 車両及び運搬具	： 3-5年
■ コンピュータ機器	： 3-5年

無形資産：

■ 購入又は自社開発ソフトウェア	： 1-10年
■ 買収事業ののれん	： 9-10年（顧客契約ポートフォリオを取得した場合）

減価償却及び償却可能な資産は、報告日において減損の兆候を示す証拠がある場合には、減損テストを行う。賃貸借権などの償却不能な非流動資産は、年1回減損テストを行う。

減損の兆候がある場合、資産の回収可能価額と帳簿価額の純額を比較している。価値の損失が発生した場合には、減損損失が損益計算書で認識され、資産の減価償却可能額が非過激的に調整される。見積回収可能価額が変動した場合、又は減損の兆候がなくなった場合、減損損失は戻し入れられる。減損引当金の戻入後の帳簿価額は、減損が認識されなかった場合に算出されていたはずの帳簿価額（純額）を上回ってはならない。

営業用資産に係る減損費用及び戻入は、損益計算書の「有形固定資産及び無形資産の減価償却費、償却費、及び引当金の変動」において認識している。

投資不動産に係る減損費用及び戻入は、損益計算書においてそれぞれ「その他の活動に係る費用」及び「その他の活動に係る収益」において認識している。

営業用資産の処分に係るキャピタル・ゲイン又はロス、損益計算書の「その他の資産の処分に係る純利益／（損失）」の項目に計上している。

投資不動産の処分に係る損益は、損益計算書の「その他の活動に係る収益」又は「その他の活動に係る費用」の項目に計上している。

グループが借手である非流動資産

契約がリースとして認められるためには、資産が特定され、借手が当該資産の使用権を支配していなければならないと規定している。

借手については、オペレーティング・リースとファイナンス・リースは単一のモデルに基づいて計上され、以下の項目が認識される。

- リース期間にわたり、リース物件を使用する権利を表す資産
- リース料の支払義務に関連する負債との相殺
- 定額法による資産の減価償却費及び定率法を使用した損益計算書上の支払利息

グループでは、自動的に更新される契約（解約の事前通知期間は6ヶ月）を除き、主に不動産契約を積極的に行っている。基準に従って、自動車車両については、ローカルにおいて重要である場合のみ修正再表示され、コンピュータやセキュリティ機器については、代替可能な性質を理由として、対象から除外されている。限られたごく一部のIT契約のみが重要であり、適用対象とみなされている。

その他の原資産は、短期、又は少額（5,000ユーロ以下）の例外により、除外されている。グループには、無形資産や投資不動産の認識を生じさせるようなリースは存在しない。

従って、使用権は、「有形固定資産」、リース債務は「その他の負債」として計上されている。借地権は、自動的に更新されない契約に関係する場合は、有形固定資産として分類変更される。使用権とリース債務は、課税と控除の時点の差異の純額に対して繰延税金資産又は負債の対象となる。

損益計算書においては、利息費用は「金利マージン」に表示し、一方、減価償却費及び償却費は一般営業費として表示されている。

グループでは、以下を用いてリース債務を算定している。

- 契約期間：グループは契約条項に準拠し、ANCの商用リースに係るポジションに従い、このような種類の新たなリースは9年間にわたり資産計上される。実際、会計上は、リース期間の更新オプションはなく、そのため、契約が履行可能な期間は、グループのロケーションの選択を考慮して、通常9年となる。
- 割引率：選択された期間に対応する債務の限界利子率であり、グループのリファイナンスにより引下げられる可能性がある。
- リース料（税抜き）：グループにおける変動リース料による影響は極めて限定的である。

1.3.3.5 手数料

サービスに関連する手数料及び契約手数料は、関連するサービスの種類に応じて、収益及び費用として計上している。追加的な利息とみなされる手数料は、実効金利の不可分の一部である。従って、こうした手数料及び契約手数料は受取利息と支払利息のいずれかとして認識される。

貸出金の供与に直接関連する手数料及び契約手数料は、実効金利法を用いて貸出期間を通じて認識される。

継続的に提供されているサービスの対価として支払われる手数料及び契約手数料は、サービスが提供される期間を通じて認識される。

重要なサービスの対価として支払われる手数料及び契約手数料は、サービス履行時に全額、損益計算書に計上される。

1.3.3.6 法人税

法人税費用には、対象となる期間における収益に関連して支払うべき当期及び繰延の両方での全ての税金が含まれる。

未払法人税は、適用される税法に従って算定している。

繰延税金

IAS第12号により求められているとおり、連結財政状態計算書に計上されている資産・負債の帳簿価額とその課税価額との間の一時差異に関しては、のれんを除き、繰延税金を認識している。

繰延税金は、事業年度末時点で既知の、その後数年度において適用される法人税率を適用して、負債法を用いて計算される。

繰延税金負債を控除した繰延税金資産は、回収可能性が高い場合に限り認識される。当期税金及び繰延税金は、株主資本で認識されている未実現又は繰延損益に関する繰延税金（繰延税金は株主資本に直接計上される）を除き、収益又は費用として認識される。

繰延税金資産及び負債は、同一の事業体又は同一の税務グループ内において発生しており、同一の税務管轄対象であり、かつ相殺を行う法的権限がある場合において、相殺される。

繰延税金については割引計算を行っていない。

1.3.3.7 フランス政府が負担する一部の貸出金に係る利息

農業・農村セクター及び住宅購入に対する支援措置に従い、グループ傘下の一部事業体は、フランス政府が定める低金利貸出金を供与している。その結果、こうした事業体は、顧客から受け取る金利と所定の指標金利との間の金利差に等しい補助金を政府から受け取っている。そのため、これらの補助金の便益を受ける貸出金については、割引計算を行っていない。

こうした補償メカニズムに関する取決めは、フランス政府が定期的に見直しを行っている。

政府から受け取った補助金は、IAS第20号に従って、「受取利息及び類似収益」において認識し、対応する貸出金の残存期間にわたり分割計上される。

1.3.3.8 売却目的保有に分類される非流動資産及び非継続事業

非流動資産、又は非流動資産グループは、売却可能でかつその売却が今後12ヶ月以内に行われる可能性が非常に高い場合、売却目的保有として分類される。

関連する資産及び負債は、財政状態計算書の「売却目的保有非流動資産」及び「売却目的保有非流動資産関連の負債」に別々に表示される。これらは、帳簿価額又は公正価値から売却費用を差し引いた額のどちらか低い方の金額で認識し、減価償却又は償却は行われない。

これらの資産及び負債に係る減損損失は損益計算書において認識される。

非継続事業は、売却目的で保有する又は既に中止されている事業、若しくは転売のみを目的に取得した子会社で構成される。非継続事業関連の損益は、全て損益計算書の「売買目的保有非流動資産及び非継続事業に係る税引後利益／（損失）」に別掲される。

1.3.4 財務書類の作成に際して使用した判断及び見積り

グループの財務書類の作成にあたっては、必要な測定を行うために仮定の使用が必要であり、こうした仮定が将来そのとおりになるかどうかについてはリスク及び不確実性が伴う。

こうした仮定の将来の結果は、特に以下を含む複数の要因に影響を受ける。

- 国内外市場の活動
- 金利及び外国為替レートの変動
- 一部の事業セクターや国における経済的及び政治的状況
- 規制及び法制度の変更

仮定の策定が必要となる会計上の見積りは、主に以下の測定に際して用いられる。

- 活発な市場での相場価格がない金融商品の公正価値、強制取引の定義及び観察可能なデータの定義には判断の行使が必要となる。
- 年金制度及びその他の将来の従業員給付
- 資産の減損、特に予想信用損失
- 引当金
- 無形資産及びのれんの減損
- 繰延税金資産

1.4 子会社及び関連会社に関する情報

グループに関連する当事者は、クレディ・ミュチュエル・グループ全体レベルでの連結会社であり、コンフェデラシオン・ナショナル・デュ・クレディ・ミュチュエルに關係する他の事業所や持分法適用会社もこれに含まれる。

グループとその子会社及び関連会社との間で行われる取引は、こうした取引が実行される時点での、通常の市場条件下で行われている。

連結会社のリストは「第一部 企業情報―第6 経理の状況―1 財務書類―連結財務書類の注記3―連結の範囲」に記載されている。グループの全部連結会社間で行われた取引及び期末に存在する残高は連結上、全て消去されるため、これらの相互取引に関するデータは、グループが共同支配をする、又は重大な影響力により、持分法の適用により連結される会社の場合のみ添付の表に含まれる。

1.5 欧州連合が未採用の基準及び解釈指針

IFRS第17号 - 保険契約

IFRS第17号は、IFRS第4号に置き換わる予定であるが、IFRS第4号は、同基準の適用範囲において、保険会社が、保険契約及びその他の契約について、各国の会計方針を継続して適用することを認めている。これにより、セクターにおける財務書類の企業間比較ができない。

IASBが2020年6月に公表したIFRS第17号改訂の一環として、当初2021年に予定されていたIFRS第17号の適用日は、2023年1月1日まで2年延期された。（グループと同様に）繰延べを選択した保険会社がIFRS第9号を適用した場合にも、2023年までの延期に関するIASBの改訂が適用される。当該改訂（及び2017年に公表されたIFRS第17号のその他の規定）は、欧州当局の承認待ちである。

IFRS第17号の目的は、様々な種類の保険契約の認識を一致させ、それらを保険会社のコミットメントの将来の評価額に基づいて評価することである。これには、ソルベンシーIIと同様に、複雑なモデル及びコンセプトの更なる活用が必要である。財務報告においても大幅な変更を行われなければならない。

グループの保険部門は、IFRS第17号の規定の導入に向けた分析と準備の作業を続けている。

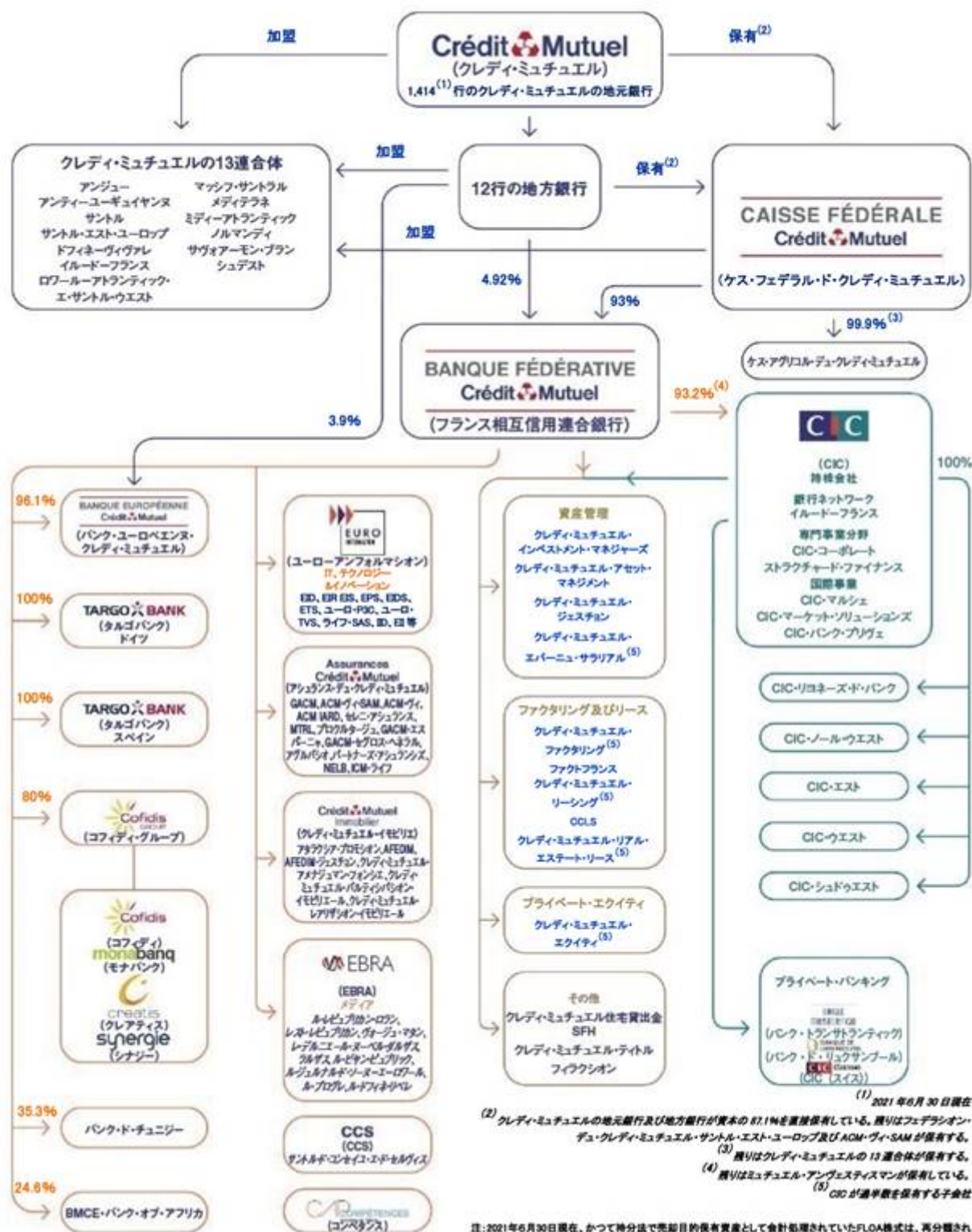
グループはまた、主要な財務書類に関するIASBの調査に従って、コングロマリットレベルでの財務報告に関する調査を開始した。

2 【事業の内容】

有価証券報告書の「第一部 企業情報－第2 企業の概況－3 事業の内容」に記載されている内容については、以下に記載の事項を除き、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

1.1 2021年6月30日現在の組織図

— クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの組織図



1.2 最近の事象

① クレディ・ミュチュエル (Crédit Mutuel) ⁽¹⁾ とBNPパリバ (BNP Paribas) は、2021年7月8日、以下に基づいて長期パートナーシップ契約を締結した。

- ・ 遠隔監視に関するクレディ・ミュチュエルの子会社であるユーロ・プロテクション・シュルヴェイヤンス (Euro Protection Surveillance、EPS) (オミリ (Homiris) のブランド) が、遠隔監視に関するBNPパリバの子会社であるプロテクション24 (Protection 24) の株式の100%を取得すること
- ・ BNPパリバが少数株主としてEPSの資本に同時参加すること
- ・ BNPパリバが、子会社のBNPパリバ・フォルティス (BNP Paribas Fortis) を通じて、EPSオミリの商品をフランス及びベルギーの顧客に販売できるよう長期販売契約を履行すること

この戦略的かつ産業上のパートナーシップにより、600,000名近い加入者のネットワークを有するフランスの遠隔監視市場における主導的企業としてのEPSの地位が強化される。EPSとプロテクション24の技術と資源によって、フランスにおけるクレディ・ミュチュエル⁽¹⁾、CIC、BNPパリバのネットワーク、並びにベルギーにおけるベオバンク (Beobank) 及びBNPパリバ・フォルティスのネットワークのあらゆる強みは、遠隔監視市場において競争力を増しつつある商品を提供することによって大きな成長を続けることができる。

②クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル (Crédit Mutuel Alliance Fédérale)、BNPパリバ及びカジノ・グループ (Casino group) は、2021年7月27日、以下に関する独占的契約を締結した。

- ・ BNPパリバが、カジノ及びクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル (BFCMを通じて) の子会社であり、革新的な決済に関してフランスにおける主導的企業の1つであるフロア (FLOA) の株式資本の100%を、2020年末現在184百万ユーロの株主資本に対して総額258百万ユーロ⁽²⁾で取得すること
- ・ BNPパリバとカジノ・グループの間で戦略的かつ事業上のパートナーシップを締結すること

2020年末現在の持分が184百万ユーロであったフロアの株式資本の100%の売却価格は258百万ユーロの予定である。

売却価格はカジノ・グループとBFCMに半分ずつ分配される予定である (すなわち、各々129百万ユーロ)。

③欧州中央銀行 (ECB) が2021年7月30日に公表した、ヨーロッパの銀行が非常に貧弱な経済状況において存続できる能力を評価するためのストレステストの結果において、クレディ・ミュチュエル・グループは再度その財務的体力と成長モデルの強さを示した。

最も悲観的なシナリオであっても、グループは、2023年までに13.4%の強力な普通株式等Tier 1比率により、規制上の最低要求水準をさらに5ポイント上回る余裕をもって、フランスにおける最良の銀行の中に位置付けられる。

2020年12月31日現在、クレディ・ミュチュエル・グループのCET1比率は18.7%である。

この成績は、当局が使用した厳しい仮定及び予測の出発点としてすでに健康危機によって不利な状況にあった2020年の会計年度を考えると、特に注目に値する。留意点として、悪化テストのシナリオはECBと欧州システミックリスク理事会によって設定され、3年間 (2021年から2023年) を対象としている。これは厳しい仮定 (株式市場及び信用スプレッドに対する大きな衝撃、重大な危機が発生した場合に当局による介入が行われないこと等) 並びに収入及びリスクの主要な構成要素 (バランスシートが一定であること、金利マージンが増加しないこと、不良債権のエクスポージャーが増加すること等) に関する制限的手法に基づいている。これらはビジネスモデル又は国の特異性にかかわらず同様に適用される。

(1) クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル、クレディ・ミュチュエル・ノール・ユーロップ (Crédit Mutuel Nord Europe)、クレディ・ミュチュエル・オセアン (Crédit Mutuel Océan) 及びクレディ・ミュチュエル・メーヌ・アンジュー、バス・ノルマンディ (Crédit Mutuel Maine-Anjou, Basse-Normandie)

(2) 2020年12月31日現在の株主資本に基づく。

3【関係会社の状況】

有価証券報告書の「第一部 企業情報―第2 企業の概況―4 関係会社の状況」に記載されている内容については、以下に下線で示した箇所を除き、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

BFCMの親会社

2021年6月30日現在、BFCMは、以下の親会社を有している。親会社の詳細は、以下のとおりである。

2021年6月30日現在

親会社の名称	設立場所及び事業場所	資本金 (千ユーロ)	主要な事業の内容	親会社が保有する BFCMにおける 議決権の割合 (%)	BFCMとの 関係
CFCM	ストラスブール、フランス	5,458,531	銀行業	92.98	ニコラ・テリ氏が取締役会会長を務める
ケス・ロカル・ド・クレディ・ミュチュエル FCM CEE、FCM SE、FCM IdF、FCM SMB、FCM MA、FCM C、FCM DV、FCM LACO、FCM M、FCM N、FCM Aのメンバー	サントル・エスト・ユーロップ、シュデスト、イルードーフランス、サヴォワールモンブラン、ミディーアトランティック、サントル、ドフィネーヴィヴァレ、ロワールアトランティック・サントルーウエスト、メディテラネ、ノルマンディ及びアンジュー、フランス	—	リテール・バンキング	0.22	クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・シュデスト	シュデスト、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.18	ジェラル・コルモルシュ氏が会長を務める クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
フェデラシオン・ドゥ・クレディ・ミュチュエル・サントル・エスト・ユーロップ	サントル・エスト、フランス	—	銀行業	0.00	ニコラ・テリ氏が取締役会会長を務める
ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・イルードーフランス	イルードーフランス、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.43	ジャン・フランソワ・ジョフレイ氏が会長を務める クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する

ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・サヴォワール・プラン	サヴォワール・プラン、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.00	ジャン・ルイ・メートル氏が会長を務めるクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・ミディー・アトランティック	ミディー・アトランティック、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.07	ニコラ・アベール氏が取締役会会長を務めるクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・ロワール・アトランティック・エ・サントルー・ウエスト	ロワール・アトランティック・エ・サントルー・ウエスト、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	2.20	アラン・テテドワ氏が取締役会会長を務めるクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
ケス・フェデラル・クレディ・ミュチュエル・メーヌ・アンジュー・エ・バス・ノルマンディ	メーヌ・アンジュー・バス・ノルマンディ、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	1.36	BFCMと当該親会社はIT及び保険契約を締結している
ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・サントル	サントル、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.91	ダミエン・リーヴェンス氏が取締役会会長を務めるクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・ノルマンディ	ノルマンディ、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.37	フィリップ・ガリエンヌ氏が取締役会会長を務めるクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する

ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・アンジュー	アンジュー、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.52	フィリップ・タフロー氏が取締役会会長を務める クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・アンティーユー・ギューヤヌ	アンティーユー・ギューヤヌ	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.01	BFCMと当該親会社はIT及び保険契約を締結している
ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・メディテラネ	メディテラネ、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.22	ベルナール・ダルビエ氏が取締役会会長を務める クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・ドフィネー・ヴィヴァレ	ドフィネー・ヴィヴァレ、ヴァランス、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.01	ミシェル・ヴェ氏が取締役会会長を務める クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
ケス・フェデラル・クレディ・ミュチュエル・ノール・ユーロップ	ノール、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.00	BFCMと当該親会社はIT及び保険契約を締結している
ケス・フェデラル・クレディ・ミュチュエル・オセアン	シュド・ブルターニュ、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.51	BFCMと当該親会社はIT及び保険契約を締結している

BFCMの子会社

有価証券報告書の「第一部 企業情報―第2 企業の概況―4 関係会社の状況」に記載されているBFCMの子会社については、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

4【従業員の状況】

(1) BFCMグループの状況（連結ベース）

2021年6月30日現在

事業分野	従業員数（注）
リテール・バンキング	28,801人
保険	3,921人
コーポレート・バンキング及び資本市場	826人
プライベート・バンキング	1,833人
プライベート・エクイティ	156人
IT、ロジスティックス及びメディア	6,685人

（注）上記の数は当半期末における従業員の総数である。

(2) BFCMの状況（非連結ベース）

2021年6月30日現在

従業員数（注）
73人

（注）上記の数は当半期末における従業員の総数である。

(3) 労働組合との関係

2021年6月30日に終了した当該半期中、BFCMの連結範囲の従業員数に著しい増減はなかった。BFCMの連結範囲においては、従業員又は労働組合との間に特記すべき事項を有しない。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

「第一部 企業情報―第2 企業の概況―2 事業の内容」及び「第一部 企業情報―第3 事業の状況―2 事業等のリスク」を参照のこと。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書の「第一部 企業情報―第3 事業の状況―2 事業等のリスク」に記載されている内容については、以下に記載の事項を除き、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

リスク要因

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、1,414行のクレディ・ミュチュエルの銀行、12の地方銀行、13の連合体、CFCM及びBFCMで構成される。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、そのリテール・バンキング、保険、コーポレート・バンキング及び資本市場、プライベート・バンキング及びプライベート・エクイティ業務に関連する多くのリスクにさらされている。グループの組織の特殊な性質を考慮すると、下記に示すリスクは、これまでにクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル（したがってBFCM）にとって重要かつ特殊であると識別され、またその業務、その財政状態及び／又はその成績及び見通しに重大な悪影響を与える可能性があるリスクである。

グループは、その業務に関連するリスクを特定し、測定するためのプロセスを設定した。このプロセスにより、グループは、少なくとも年に1回は最も重大なリスクのマップを作成することができる。リスク・マッピングは、グループの取締役会による承認を得るために提出される。このマッピングは、リスクの発生確率及びその潜在的影響を算定するために、定性的尺度に基づいて行われる。マッピングにおいては、グループのバランスシートの構造（リスクの種類別エクスポージャー、関連するRWA等）とその収益構造の両方を考慮に入れる。

下記は、グループの主要なリスクに重大な影響を与えうる主な要因である。主要なリスクは、各カテゴリー内の冒頭において形式化される。リスクは、実施されたリスク軽減措置を考慮することなく提示される。

COVID-19のパンデミック及びその世界的な拡大により、世界経済は打撃を受け、経済活動は著しく減速した。一般的に言えば、この健康危機は、様々なリスク要因がクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの財政状態に与える潜在的影響をさらに強めている。各関連リスク要因において、これらの影響を詳細に説明する。

1 グループの銀行業務及び保険業務に関するリスク

1.1 信用リスク

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのビジネスモデルの特徴から、その主要なリスクは信用リスクである。信用リスクに対する総エクスポージャー（オンバランスシート、オフ・バランスシート、デリバティブ及びレポ取引）は、2021年3月31日現在7,890億ユーロを占め、バーゼルIII規制第1の柱に基づくグループの必要資本の約90%が活用されている。

銀行と政府の支援策の影響で、従来の信用リスク指標は空疎化している。例えば、フランスでは、パンデミックにより一部の業種（ホテルやレストラン）が休止に追い込まれ、その他の業種も前例のない衰退に見舞われて、大量の融資依頼（2021年6月30日現在、政府保証融資に基づき196億ユーロ超が組成された。）がなされたにもかかわらず、企業の債務不履行は急激に減少した。2008年の金融危機がクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの財務書類に与えた影響を一例として考慮に入れると、現在の健康危機は、グループの信用リスクに対するエクスポージャーに以下4種類の重大な影響を与える可能性がある。

- a. 一つめの影響は、特に、現在の危機が、封じ込め期間中に見られた業務及び現金流入の急激な減少に対処するための大量の融資依頼を発生させていることから、**カウンターパーティーの契約上の義務の不履行から生じる財政的損失のリスク**（債務不履行リスク）に関連するものとなるだろう。カウンターパーティーには、銀行、金融機関、商工業者、政府、投資ファンド、又は自然人が含まれる。このリスクは、資金調達業務（したがって、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラ

ルのバランスシートに表示される。)又は保証業務(バランスシートから除外される。)並びにグループがカウンターパーティーの債務不履行リスクにさらされるその他の業務(特に、資本市場における金融商品の取引及び決済/受渡並びに保険関連業務。)に関連する。2021年6月30日現在、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの不良債権及び係争中の債権の比率は2.8%、顧客リスク費用は228百万ユーロ(貸出金総残高に対して顧客リスク費用は0.10%)であった。2008年の金融危機の時には、グループの不良債権比率は(2009年12月31日時点で)4.68%まで上昇し、リスク費用は最高で当時の貸出金総額の0.77%に達した。

- b. 二つめの影響は、**支払能力比率の分母における加重リスクを計算する際に使用される手法に左右される。**標準的手法では、信用の質の変化が加重リスクの計算に与える影響は僅かであるため、支払能力比率に対する影響も僅かである。しかし、信用ポートフォリオの加重リスクの計算に内部モデルを用いることにつき監督当局から承認を得ている場合、影響を受けるポートフォリオの悪化が支払能力比率の分母を大きくする。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルにおいて、信用リスクの合計エクスポージャーの64%は内部格付(1)が適用され、かかる格付については、質が、バーゼルIII手法に基づく信用リスクに従った必要資本の計算結果、すなわち、グループの支払能力比率を決定する。したがって、ポートフォリオの全部又は一部の格付の悪化は、グループの支払能力の悪化をもたらす。現在のパンデミックは、経済主体の債務の増加及びその財務収益の減少といった観点から、このリスクを増大させており、一部の業務セクター(航空輸送、レジャー、又はホテルやレストランといった、グループがエクスポージャーを有するセクター)において、特に高くなっている。
- c. グループの不動産ローンのポートフォリオ(顧客への貸出金の50%近く、2021年6月30日時点で約2,160億ユーロ)の規模により、主にフランスにおいて、グループは、不動産市場の低迷の可能性によるリスクにさらされている。不動産市場が低迷する確率は、現在のパンデミック(家計の財務状態の悪化に関連する需要の低下、失業率の上昇等)により高まる可能性がある。このタイプのシナリオでは、債務不履行の増加により、また不動産担保金融の観点から、担保として提供された住宅の価値がかなりの期間にわたって不動産市場の低迷の影響を著しく受けて下落した場合にも、リスク費用に影響を与えうる。2008年の金融危機後、ネットワークの不動産ローンのポートフォリオのリスク費用は2年間(2009年及び2010年)の間にバランスシート上の債務の0.10%に達した。2020年と同様に、2021年度上半期のリスク費用は、バランスシート上の住宅貸出金の0.01%に達し、2019年(0.02%)と比べて減少した。
- d. クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは主にフランスにおいて、特定の主権国家、取引銀行又は大企業グループに対して比較的高い単一のエクスポージャーを有しており、これらの一部は公的機関が実施する支援策(すなわち、保証付きローン)から恩恵を受けている。**グループの最大顧客の一つ又はそれ以上が債務不履行に陥った場合、グループの収益性が低下する可能性がある。**主権国家については、グループは主にフランス(主にユーロ・システムの加盟銀行であるフランス銀行(Banque de France))及びフランス預金供託金庫(Caisse des Dépôts et Consignations)のリスク(規制貯蓄からの預金の集中化のための仕組みにより、フランスのソブリン・リスクに相当する。)にさらされている。主権国家以外では、2020年12月31日現在、銀行及び企業に対する300百万ユーロ(純損益の約10%に相当)を超えるオン及びオフ・バランスシートの単一のエクスポージャーは、それぞれ63億ユーロ(10のカウンターパーティーについて)及び404億ユーロ(64のカウンターパーティーについて)に達した。これらのカウンターパーティーの幾つかが同時に格下げ又は債務不履行となる可能性は排除できず、そうなった場合、グループの収益性に影響が及ぶと考えられる。

(1) 内部格付は、あるカウンターパーティーに関して予測されるリスクの程度に応じて割り当てられ、信用リスクに対する必要資本に影響を与える。

1.2 保険業務に関わるリスク

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、グループ・デ・ザシュランス・デュ・クレディ・ミュチュエル(GACM)の80%近くを保有している結果として、銀行・保険事業を行っているため、金融コングロマリットに対する指令2002/87/ECの下で追加的な監督の対象となっている。近年、GACMは、平均でクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの純利益の約25%に寄与しており、銀行ネットワークを通じて商品を販売し、手数料を支払っている。

保険業務に特有の主なリスク要因は、市場リスク及び保険引受リスクの2つである。

a. 保険業務に関連する市場リスク：市場リスクは特に、ユーロ建ての貯蓄に関連する金利リスク、株式リスク及びそれに類するリスク、並びに不動産リスクを対象としている。

金利が急激に上昇した場合、GACMのユーロ建て貯蓄契約の金利が相場を下回る可能性があるため、一部の顧客を失う可能性がある。そのため、償還が著しく増加した場合、債券の売却及びの未実現損失の計上が必要となる。反対に、低金利が継続した場合、資産に対する収益率がユーロ建て貯蓄契約に定められている最低保証率を下回るまで希薄化し、GACMの収益性に悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、株式又は不動産市場が暴落した場合、ユーロ建て契約資産の毀損につながると予想されることから、GACMは未実現損失のための引当金を計上しなければならなくなり、金融収益の減少を計上することとなる。

2021年3月31日現在、市場リスクはGACMのSCRの57%を占めていた。2021年3月31日現在、投資ポートフォリオの構成（ユニットリンク投資を除き、1,021億ユーロ）は、金利商品77%、株式及び類似商品12%、不動産6%（残りの5%はマネー・マーケット商品）に分けられる。2020年には、2019年に比べて金利が低下し、またCOVID-19のパンデミックに関連して株式市場が低迷したことが、GACMの財務成績に悪影響を与えたことに留意すべきである。

b. 保険引受リスク：保険引受リスクは、GACMの個人向け保障保険、融資保険、貯蓄、退職、損害及び医療保険活動に関するものである。

保険引受リスクは、以下の3つの状況下で発生する可能性が高い。

- ・ 死亡率、寿命、就業不能及び障害率の予期せぬ変化が、損失実績及びこれらのポートフォリオにおける給付金を増加させることにより、個人向け保障保険、融資保険又は退職に係る活動を圧迫する場合。
- ・ GACMが融資保険加入者に早期に払い戻しを行ったり、保険会社を変更する損害保険加入者に払い戻しを行うことを余儀なくされ、収入を失うこととなるような償還（又は終了）が大幅に増加する場合。ユーロ建て貯蓄契約には元本保証が付いているため、金融市場において潜在的に不利な時期に資産を売却した場合、財務上の損失を被る可能性がある。
- ・ 格付が不適切又は対象となる損失及び費用の構成に比べて責任準備金が不十分である場合、損失が生じる可能性がある。

2021年3月31日現在、保険引受リスクはGACMのSCRの35%を占め、そのうち13%が生命保険引受リスク、13%が健康保険引受リスク、9%が損害保険引受リスクに関連している。2020年には、COVID-19のパンデミックにより、死亡及び傷病休暇の数の増加に伴って保険金支払請求額が増加し、GACMのテクニカルな成績に悪影響を与えたことに留意すべきである。

2 グループの活動及びマクロ経済環境に関する財務リスク

マクロ経済及び市場環境に関する財務リスクとは、マクロ経済環境、特に現在の又は予測される経済環境の影響を受けるリスク、及び市況の変化に関するリスク（特に収益及び市場価格の水準に影響を与えるもの）と定義される。

2.1 流動性リスク

流動性リスクは、銀行がそのコミットメントの履行のために必要な資金をいつでも合理的な価格で調達することのできる能力をいう。そのため、短期的、中期的及び長期的な財源の不足により、現金の純流出を吸収できない金融機関は、流動性リスクにさらされる。

COVID-19のパンデミックは、欧州及び各国の機関による例外的対策を要する未曾有の市況を生み出した。流動性リスクの関連で言えば、これらの対策は、銀行セクターにおける流動性のスプレッドを拡大させた。さらに、フランスの銀行システム及びクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルにおいて、リテール顧客及び企業顧客による予備的貯蓄によって預金額が増えたため、流動性準備金が増加し、流動性カバレッジ比率（LCR）の水準が高まった。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの流動性リスクは、ストレス・シナリオ下で30日間の資金の純流出に直面した場合の、流動性の高い資産間の規制上の短期LCRと理解することができる。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの平均LCRは、2021年度上半期を通して合計171%となり、規制上の最低要求水準と比較した場合、平均で539億ユーロ上回っていた。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの流動性準備金は、中央銀行（主としてECB）への預け金、有価証券及び中

中央銀行によるリファイナンスの対象となる利用可能な債権から構成されている。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの流動性準備金は、2021年6月30日現在で1,917億ユーロであった。

預貸会計比率又は約定率は、一連の流動性指標を補完するものである。LCRの算出の際に考慮される預金の規制上の処理（特にカウンターパーティーの性質に左右される流出率）を前提とすると、その改善はLCRにプラスに寄与する。2021年6月30日現在の預貸率は103%であった。

- a. **クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルによる資金調達及びかかる資金調達のコストは、市場の急激な下落、重大なマクロ経済的困難、格付の急速な悪化、あるいはその他の危機要因によって悪影響を受ける可能性がある。**

短期、中期及び長期のマーケット・ファンドは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業活動の資金を調達するために不可欠な要素である。資金調達には、中長期の負債及び短期の譲渡性負債証券（TCN）の発行が含まれる。資金調達には、買戻契約などの保証付き資金調達業務も含まれている。そのため、市場へのアクセス及び市況が大幅に悪化すると、金融セクター全般及び特にクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルへの影響が、自らの流動性及びグループの財務状態（特に収益性の面で）に大きな影響を与える可能性がある。

- b. **BFCMの格付の大幅な悪化は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業開発能力に重大な影響を与える可能性がある。**

BFCMはクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの主たる発行会社である。BFCMの格付は、主としてクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの範囲内のガバナンス、戦略、収益源の質及び多様性、適正資本、バランスシートの質及び構造、リスク管理、並びにリスク選好度の調査に基づいて割り当てられる。2021年6月30日時点のBFCMの長期（上位優先社債）格付は、以下のとおりであった。

- ・ フィッチ：AA－／アウトルック・ネガティブ
- ・ ムーディーズ：Aa3／アウトルック・安定的
- ・ スタンダード・アンド・プアーズ：A／アウトルック・安定的（この機関はクレディ・ミュチュエル・グループ及びその主たる発行会社の格付を行っている。）

これらの信用格付の低下は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのリファイナンスに影響を与える可能性がある。これらの信用格付の低下は、リファイナンスの利用を制限し、信用スプレッドの拡大を通じてコストを増加させ、一部の相互契約及び担保付融資契約について義務を発生させ、また最終的にはグループが拡大する能力を減退させる可能性がある。

- c. **金利の大幅な変更／ばらつきは、顧客の行動に悪影響を及ぼし、顧客の銀行預金水準に影響を及ぼす可能性がある。**

ここ数年主流となっている低金利環境は、顧客の行動及び顧客にとっての預金の位置付けを変えた。そのため、近年、顧客は金利の魅力が薄い預金勘定（預金通帳口座、定期預金等）ではなく、当座預金口座に資金を預ける選択をしている。

金利の上昇は、これらの当座預金口座の預金のボラティリティにつながる可能性がある。顧客は、かかる預金を投資するか、他の種類の口座（預金通帳口座、定期預金口座）に預けるか、保険又はアセット・マネジメント・タイプのファンドに預けるかを決定する可能性がある。したがって、預金に係るこの潜在的な変動は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの流動性及び預貸率に影響を与える可能性がある。

- d. **フランス銀行のTRICP（民間貸出金のデータ処理（Traitement Informatique des Créances Privées））型又はACC（追加信用債権）型の取引における担保有価証券の割引額の増加は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの流動性準備金水準を引き下げる可能性がある。**

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの流動性準備金は、主に中央銀行への翌日物預金、流動性の高い有価証券から構成されるポートフォリオ、及び中央銀行への適格担保から構成されている。

この担保には、主に貸出金が含まれており、その性質、組成及び品質から、担保に供すること及びECBの資金供給の対象となることが認められている。フランス銀行は、債権の種類毎に割引率を設定しており、いつでもかかる割引率を変更することができる。

TRICP（民間貸出金のデータ処理（Traitement Informatique des Créances Privées））型又はACC（追加信用債権）型の取引における担保有価証券の割引額の増加は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの流動性準備金の水準を低下させる可能性がある。

2.2 金利リスク

金利リスクは、金利が上下に変動した場合に銀行の損益が変わるリスクとして定義される。金融機関の価値はその収益に直接関連しているため、金利の変動は資産価値の変動を意味し、かかる変動は、オン及びオフ・バランスシート項目の残高に影響を与える。

COVID-19のパンデミックによって欧州及び各国の機関が実施した例外的措置は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの長期金利水準に影響を与えており、またその収益性に影響を与える可能性が高い。

6つの規制上のシナリオに従って決定されるクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのバランスシートの正味現在価値（NPV）の感応度は、普通株式等Tier 1資本の閾値15%を下回っている。2021年6月30日現在のTier 1資本に対するNPVの感応度は-4.01%で、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは200 bpsの金利の上方への平行移動に影響を受けやすい。1年及び2年の金利マージンの感応度は、複数のシナリオ（下限を設定した100 bps毎のレート増減、200 bps毎のレートの増減）及び2つのストレス・シナリオ（利回り曲線の平坦化／逆転、並びに短期及び長期レートの持続的な低下）に従って決定される。2021年6月30日現在、「短期及び長期レートの持続的な低下」シナリオは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルにとって最も好ましくないシナリオであり、2年間の影響は、-712百万ユーロである。

a. 低金利環境の長期化は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの収益又は収益性に影響を与える可能性がある。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの収益の大部分は純利息マージンと結びついており、これがグループの収益性に直接的な影響を与える。金利変動は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルがコントロールできない複数の要因、例えば、インフレの水準、フランス政府を含む各国の金融政策、特に規制金利の水準（リヴレA、リヴレ・ブリュ通帳貯蓄口座等）によって引き起こされている。したがって、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの収益及び収益性は、利回り曲線上のさまざまな時点における金利の変化の影響を受ける。数年にわたる市場における低金利環境は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルを含む銀行の収益性に大きな影響を与えた。

このような低金利の状況は、現在の危機に関連してECBが実施している対策により、継続する可能性が高い。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルにとっては、市場レベルでの貸出金付与に関連する収益の減少を、顧客財源及び市場金利を超える利息付規制貯蓄商品（リヴレA及びリヴレ・ブリュ通帳貯蓄口座、PEL（抵当権貯蓄制度））の金利の水準で十分に相殺することができないという結果を招く可能性がある。この状況は、低金利の恩恵を受けようとする個人や企業に対する、不動産貸出金及びその他固定金利貸出金の早期返済及び再交渉を増やしている。また、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、特に低金利の新規貸出金にも対応しなければならない。さらに、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、規制上の流動性の制約を遵守するために、中央銀行に対し、マイナス金利で超過流動性を提供しなければならない。一方、ほとんどの顧客は銀行預金について手数料を課されないため、金利マージン及び銀行の収益性が低下している。これら全ての要因は、グループの活動、財政状態及び業績に著しい影響を与える可能性がある。

b. 同様に、短期・中期・長期金利の急上昇（特にインフレによるもの）は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの銀行業務純益及びその収益性に重大な悪影響を与える可能性がある。

長期にわたる低金利の終焉、特に金融引き締めによるものは、銀行セクター全般、特にクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルにリスクをもたらす。これらの金利水準からの突然の退出（特にインフレ率の上昇に関連するもの）は、銀行の収益及び収益性に不利な影響を及ぼす可能性がある。このような金利の上昇は、短期及び中期の債券の発行に関する銀行セクター市場でのリファイナンス価格に著しい影響を与える可能性がある。同時に、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、顧客預金コストがより急速に増大する傾向がある一方で、個人及び企業に付与された住宅貸出金その他の固定金利貸出金に金利の上昇分を即座に転嫁することが困難になる可能性がある。現時点では利息が付されていない一部の要求払預金は変動性が高く、よりコストの高い預金（例えば定期預金や通帳口座）に変換される可能性がある。投資家は、変動性の高い預金の一部も、UCITS及び生命保険のようなオフ・バランスシート媒体に移行させる可能性がある。

- c. ヘッジ目的で使用される証券ポートフォリオ及びデリバティブ商品の価値の大幅な変動は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの当期純利益及び株式に悪影響を与える可能性がある。

流動資産ポートフォリオの調整は、損益計算書において直接又は株式を通して公正価値で認識されており、好ましくない変化は、株式、ひいてはクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの健全性に関する各種比率に影響を与える可能性がある。これらの価値の調整は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの資産及び負債の帳簿価額にも影響を与え、また、その当期純利益及び株式にも影響を与える可能性がある。

2.3 市場リスク

市場リスクとは、金利、債券価格、外国為替レート又はコモディティ価格等の市場パラメーターの不利な変動から生じる価値損失のリスクである。市場リスクは、CIC・マルシェの子会社の資本市場における事業、資産負債管理業務及びグループの管理会社の資産管理業務を含む銀行の複数の事業分野の活動に関係する。保険業務に対する市場リスクの影響については、上記の保険業務に結び付けて、「第一部 企業情報－第3 事業の状況－2 事業等のリスク－1.2 保険業務に関わるリスク」に記載した。

ALM業務に対する市場リスクの潜在的な影響は、上記のとおりである。資産管理に係るリスクは、この事業分野が受領する手数料が、管理資金の評価（市場により決定される。）に応じて変化するという事実によるものである。

- a. 経済見通しの悪化は、取引されている資本証券及び負債証券の発行会社の財務健全性に悪影響を与えることとなる。

有価証券の評価は下がり、評価の変動性は高まる。したがってCIC・マルシェの業務にはマイナスの影響を与える。

金融市場の変動性は不利な影響を及ぼし、リスク資産の是正につながり、グループにとって損失を生み出す可能性がある。特に、変動性の水準が上がれば、グループが一部のポジションをヘッジするのが困難又は費用がかかるようになる可能性がある。

投資事業分野は、特に景気回復を見込んで、株式市場の評価を引き上げ、社債の発行会社の格付の質が上昇するとの立場を取る場合には、金融市場の厳しい環境の影響を受ける。

商品事業分野の成績も、市況の低迷から悪影響を受ける。仲介業務からの手数料は、取引評価額の低下に比例して減少する。同様に、発行市場における取引数（新規公募、増資及び債券発行）が減少すれば、手数料は直ちに減少する。

- b. 金融政策は、市場リスクに強い影響を与えるもう一つの要因である。

「資産買取り」によるECBの緩和的な金融政策は、資本（株式）及び負債（債券）商品の評価を下支えし、過大評価につながる可能性がある。

CIC・マルシェ部門がさらされている市場リスクは弱く、2021年1月1日以降、580百万ユーロであり、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの規制資本合計（490億ユーロ）の1.2%に相当する。2021年6月30日現在、この金額は423百万ユーロまで使用されていた。

2020年の特徴は、前例のない金融危機が資産評価に深刻な影響を与えたことである。債券・株式市場は2月末に急激に下落し、これによって2020年6月30日現在のCIC・マルシェのIFRSにおける銀行業務純益は減少した。それ以降、市場は反発して株式指数は回復し、信用スプレッドは縮小した。

CIC・マルシェは、IFRSにおける銀行業務純益299百万ユーロ、税引前利益92百万ユーロ（2019年はそれぞれ312百万ユーロ及び104百万ユーロ）で2020年度を締めくくった。2021年度上半期は、金融市場のファンダメンタルズにおいて、この改善傾向が確認された。CIC・マルシェは、IFRSにおける銀行業務純益290百万ユーロ、税引前利益183百万ユーロで当年度上半期を締めくくった。

3 グループの規制環境に関するリスク

3.1 規制・健全性環境に関するリスク

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの規制環境は、下記「第一部 企業情報－第3 事業の状況－3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析－1 2021年度上半期の経済環境及び規制環境－1.2 規制環境」に記載されている。グループは、非常に多くの銀行規制に服している。その幾つかは、銀行規制上の健全性比率に反映されていないが、かかる比率に大きな影響を与える可能性がある。上記「第一部 企業情報－第3 事業の状況－2 事業等のリスク－1.1 信用リスク」に記載されているとおり、グループのエクスポージャーの大半は、加重リスクの計算

に内部モデル手法を用いることを監督当局によって認められている。しかし、「バーゼルⅢの最終化」に係る規則の変更は、加重リスクの計算にマイナスの影響を及ぼし、したがって、グループの支払能力比率にもマイナスの影響を及ぼす。かかるリスクの発生可能性はほぼ確実であるが、その効果的な実施は2022年から2028年の間に段階的に発生する。さらに、その影響は、この規制が実際にどのように国内・欧州法制化されるかに左右される。

- a. バーゼルⅢ合意の最終化は、内部格付手法（特に、債務不履行の可能性及びデフォルト時損失をカバーするパラメーターの内部計算）の使用が認められている債務不履行リスクが低いポートフォリオについて、加重リスクを計算する際に、内部パラメーターである「デフォルト時損失」を今後使用できないことを明記している。2023年1月1日以降は、デフォルト時損失に代わり、全ての事業法人について40%の固定基準値が適用され、これにより、エクスポージャーに対する必要資本が増加する。グループに関しては、2021年3月31日現在、オン及びオフ・バランスシート・エクスポージャーの約930億ユーロに相当する「銀行」及び「大企業」（連結収益が500百万ユーロ超のグループ）であるカウンターパーティーが対象となる。
- b. 2023年以降、「アウトプット・フロア」が段階的に導入される予定であり、その目的は、支払能力比率の分母における加重リスクの計算について内部モデル手法により生じる資本の増加を制限することである。グループのエクスポージャーのうち64%は内部モデル手法に基づくリスク加重が行われているが（企業及びリテール顧客のエクスポージャーについては85%）、その大半が基準加重を十分に下回っている。アウトプット・フロアは2023年（50%）から2028年（72.5%）の間にかけて段階的に適用され、支払能力比率にマイナスの影響を与えることになる。
- c. 信用リスクに関する項に記載されているとおり、不動産リスクに対するグループのエクスポージャーは非常に高い。また、エクスポージャーは、2023年に新たな標準的手法が適用される際に、規制によるマイナスの影響を受ける。この新たなアプローチは、エクスポージャーのリスクを加重するために、ローン・トゥー・バリュー指標（LTVといい、負債金額と不動産の市場価値の比率である。）を使用する。LTVが上昇するに従い、リスク加重も100%を上限に上昇するが、モーゲージ又はこれと同等の保証により担保されたエクスポージャー（すなわち、2021年3月31日現在で1,600億ユーロ）の現在の標準的手法による加重比率は35%（内部手法を使用した場合は約13%）である。また、この新たな手法により、不動産モーゲージのポートフォリオに関連する必要資本は、不動産価格の下落による影響をより受け易くなる。
- d. 欧州中央銀行（ECB）が、欧州の金融機関と共に行った内部モデルのターゲット審査（TRIM）の目標は、RWAに対する追加要件又はバーゼル・パラメーター（PD、LGD、CCF）に対する追加のプルデンシャル・マージンにより、各種比率の低下を招く可能性がある。
- e. 欧州連合理事会及び欧州議会が2018年12月に採択した欧州連合理事会のBRRD 2（銀行再生及び破綻処理指令）の2020年末における国内法制化は、銀行の破綻処理メカニズムに対する新たな措置及び義務をもたらした。2021年に予定されている調整により（新たなMREL方針（自己資本及び適格債務の最低基準）が公表される見込み）、個別ベースで当該方針の対象となる事業体の数が増加して、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの子会社が内部MRELの遵守を義務付けられる可能性がある。また、クレディ・ミュチュエル・グループのMREL要件により、事実上、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの債務構造は制限され、代わりに劣後債市場を通じた資金調達力が求められ、コスト、戦略及び潜在的にはクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの資金調達能力が影響を受ける。

3.2 ガバナンス関連リスク

規制は、第L.511-31条において言及する対策を適用した後に、グループ及びその全ての関係会社の中心的組織であるCNCMが債務不履行に陥った場合若しくはその可能性がある場合に、重要な機能の継続性を確保し、連鎖リスクを回避し、資本を増強し、又は金融機関の存続可能性を確保することを目的として、クレディ・ミュチュエル・グループに関する倒産手続を開始する権限を、破綻処理当局に与えている。これらの権限は、損害が（一定の例外はあるものの）、債権の優先順位に従って、最初に資本性金融商品の減損又は転換によって負担された後、追加のTier 1及びTier 2資本性金融商品の保有者、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第5項において追加のTier 1又はTier 2資本性金融商品として言及されるもの以外の劣後債権の保有者によって負担され、次に非上位優先社債権者によって負担され、最後に上位優先社債権者によって負担される形で行使されなければならない。

破綻処理当局は、発行会社又はクレディ・ミュチュエル・グループの破綻処理ツールを実施する広範な権限を有しており、これには、第三者若しくは承継機関への事業の全面的若しくは部分的な譲渡、当

該機関の資産の分離、負債証書に関する債務者としての発行会社の代替、規制資本性金融商品の全部若しくは一部の減損、新規資本性金融商品の発行による規制持分証券の希薄化、負債証書の全部若しくは一部の減損若しくは持分証券への転換、負債証書の条件の変更（満期及び／若しくは支払利息の変更及び／若しくは支払いの一時的な停止を含む。）、上場及び金融商品の取引承認の停止、管理職の解任、又は特別取締役の選任などが含まれる。

発行会社は、クレディ・ミュチュエル・グループ内部の財務上の連帯メカニズムの対象となっている。債権者のローンの返済は全額、かかる財務上の連帯メカニズムの実施というリスクの対象である。

緊急時計画又は連帯措置の実施が中心的組織の関係会社（発行会社を含む。）の回復を促すのに不十分な場合、又はかかる緊急時計画の実施若しくはCNCMが行う措置が、健全性要件の遵守を回復させるのに不十分であることが、客観的証拠により予め示唆される場合には、クレディ・ミュチュエル・グループの破綻処理は、全体ベースで決定される。実際に、連帯メカニズムの実施は、クレディ・ミュチュエル・グループの関係会社の合併を伴う。

財政的困難が立証された段階において（すなわち、（i）欧州中央銀行が、連結ベースで決定されたクレディ・ミュチュエル・グループの破綻リスク（「破綻している又は破綻する可能性が高い」）FOLTF原則）について、単一破綻処理委員会に警告したとき、（ii）単一破綻処理委員会が、規則（EU）806／2014号（「SRMR」として知られる。）に従い、又は国家連帯メカニズムに定めるとおり、連結ベースでのクレディ・ミュチュエル・グループのFOLTFを宣言した場合、（iii）緊急時計画又はこのメカニズムの枠内でCNCMが実施した対策が、破綻しているグループの回復を促すのに十分でないとき、又は（iv）かかる緊急時計画の実施若しくはコンフェデレーションが行う措置が、健全性要件の遵守を回復させるのに不十分であることが、客観的証拠により予め示唆される場合）、CNCMは、適宜、監督機関又は破綻処理機関の要請に従い、連帯に関連してこれらの機関が従う目的及び原則を遂行する完全な権限を有する。

財政的困難が立証された段階において、又は破綻処理の段階においては、CNCMの関係会社間には無制限の連帯が存在する。

発行会社又はクレディ・ミュチュエル・グループについてこれらの手段及び権限を実行することにより、重大な構造的変化が生じる可能性がある。

CNCMがその全ての関係会社の合併を要求されれば、債権者は、同順位の債権者となったCNCMの他の子会社と競争関係となる可能性がある。事業の全部若しくは一部を譲渡した後に、当該債権者は（保有するローンの減損及び転換が行われなくても）、残りの事業又は資産では債権者の全員又は一部が保有する請求権を十分に満たすことができない金融機関にローンを保有することとなる。

CNCMが破綻処理の開始時に全ての関係会社を合併していない場合、破綻処理機関は、他の破綻処理戦略（事業の譲渡、承継機関、資産の分離又はCNCMの全ての関係会社の組織的「ベイルイン」）を検討する可能性がある。破綻処理機関が組織的「ベイルイン」を適用すれば、CNCMの関係会社の流動性並びに全ての資本性金融商品及び適格債務は、損失を相殺し、CNCMの関係会社の資本を増強するために使用される可能性がある。この場合、価値の減額措置や適格負債の転換は、裁判所による清算における債権者の順位に従って行われる。「ベイルイン」は連結レベルの必要資本に基づくものだが、事業体ごとに比例ベースで適用される。つまり、同じクラスの全ての株主と債権者に対して、ネットワーク内の法的発行主体であるかにかかわらず、同じ減損・転換率が適用される。

上記の権限の行使は、投資家に損失をもたらす可能性がある。

4 グループの事業運営に関するリスク

4.1 オペレーショナル・リスク

EU規則575／2013号第4条第52項に基づき、オペレーショナル・リスクは、不適切な若しくは不備のある内部プロセス、人員及びシステム、又は外部的事由に起因する損失又は利得のリスクと定義されており、法的リスクを含む。2014年11月3日付命令は、オペレーショナル・リスクには、発生確率は低いが影響の大きい事象からのリスク、上記のEU規則575／2013号第324条に定義する内部及び外部不正のリスク、及びモデル・リスクが含まれると述べている。

2014年11月3日付命令は、モデル・リスクとは、ある金融機関が、原則として内部モデルのアウトプットに基づいて行った決定の結果として、かかるモデルの策定、実施又は使用における誤りのために被る可能性のある潜在的損失のリスクであるとしている。

このように定義されたオペレーショナル・リスクには、戦略リスク及び風評リスク（イメージ）は含まれない。

オペレーショナル・リスクに関連する主要なリスク要因は以下のとおりである。

- a. 資金又はデータを不正使用するためにグループ内外の人物が行う**外部及び内部不正**。特に支払手段を含む詐欺等、外部の不正は、グループにとってより大きなリスクとなる。
- b. グループがさらされており、グループの財務状態及び損益にマイナスの影響を与える可能性のある**法的リスク**。
- c. その事業活動における財務又は銀行業務に関連する規則（法令又は規制、職業及び倫理基準、職業上の行動に関する指示又は倫理規範を問わない。）の**グループによる完全なる遵守の不足又は遅延**。かかるリスクは、様々な国が時として異なる複数の法律上及び規制上の要件を採用していることで増大する。
- d. 利益の減失、損失及び顧客保護システムの散発的な弱化を引き起こす可能性のある**グループのITシステムの障害又はITシステムに対する攻撃**。

2021年6月30日現在、本リスクにより発生した損失を埋めるため、16億ユーロの資本が活用された。同日、資本配分（潜在的な損失）の損失（損失実績）に対する比率は11（すなわち、損失実績の145百万ユーロのために活用された16億ユーロの資本）であった。潜在的な損失の主なリスクは、（i）不正（外部及び内部）並びに（ii）顧客、商品及び商慣行に対する方針に関連するリスク（法的リスクを含む。）である。

2021年6月30日現在の保険金支払請求数の観点から最も影響を与えたリスクは（i）顧客方針、商品及び商慣行、並びに（ii）例外的な保険金支払請求の発生による誤謬であった。

不正は、グループの2021年6月30日現在の損失実績の7.5%（その内7%は外部不正）及び潜在的な損失の42%（オペレーショナル・リスクに係る資本要件に関連する部分）を占めた。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの損失実績の合計（該当する場合、保険の受取額を除く。）は、2021年6月30日現在のグループの銀行業務純益の約1.83%を占めた。

4.2 事業中断リスク

従業員、土地建物又はインフラの利用が困難になれば、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業が部分的又は完全に停止し、停止の範囲に応じてその利益が減少する結果を招く**可能性がある**。同様に、顧客がクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの提供するサービスにアクセスできなくなれば、その財政状態に悪影響を及ぼす。このような状況では必然的に事業継続のための取決めについて調整を要することとなり、追加の費用が生じる。

COVID-19のパンデミック及び政府の決定による人々の封じ込めの長期化により、顧客と従業員はともに、グループの販売店や中心的サービスへのアクセスを制限されており、事業の実施条件に事実上の影響が出ている。パンデミックの新たな波が起こるリスクは排除できないため、需要や事業継続への新たな制約が、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに影響を与える可能性がある。

一つの兆候として、COVID-19のパンデミックにより、保険金支払請求額の見積額は2021年6月30日現在で約25百万ユーロとなった。

4.3 気候リスク

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、気候変動により、以下のリスクにさらされている。

- ・ 自然災害による物理的なリスク（100年に一度の洪水、暴風、ハリケーン、竜巻、台風及び地震）並びに自然災害から生じる環境リスク又は偶発的なリスク（汚染、ダム決壊、大火災及び原子力災害）
- ・ 低炭素経済への移行リスクを含み、かつ分野毎に異なるリスクを伴う移行リスク

これらは主として、気候変動に関する消費者行動、ビジネスモデル及び規制・税務環境の多かれ少なかれ急速な変化と関連している。

- a. **クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのビジネスモデルは、特に以下の結果を招く物理的リスクに影響を受ける可能性がある。**
 - ・ 資産の減損及び破棄により、信用リスクが増大する。
 - ・ 債務及び財務証券の評価の低下により、市場リスクが増大する。
 - ・ 保険金支払請求額の増加とそれに伴う損害保険支払額により、保険業務に関するリスクが増大する。
 - ・ グループのインフラ及び／又は従業員に関する保険金支払請求の増加により、オペレーショナル・リスクが増大する。

b. クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのビジネスモデルは、以下の結果を招く移行リスクに影響を受ける可能性がある。

- ・ 過度にカーボンインテンシブな事業モデルにより、顧客が失われ、会社の収益性が低下する。
- ・ リファイナンス費用が非財務業績に左右される度合いが高まる。
- ・ エネルギー費用及び輸送費が増加する。
- ・ ファイナンスが炭素のタクソミーに該当すれば、資本の積み増しが必要となる可能性がある。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、そのセクター別方針により、介入の範囲を定義し、社会及び環境への影響（気候リスクを含む。）が最も重大な分野において事業を遂行するための基準を設定することが可能となっている。このため、セクター別方針に適うエクスポージャーを監視して、気候リスクに最も影響を受ける可能性のあるエクスポージャーの当初の測定値を提供している。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルには、石炭、鉱業、炭化水素、民間原子力エネルギー、防衛・安全保障、航空・海運・道路部門におけるモビリティという6つの部門別の方針がある。2021年3月31日現在、セクター別方針について適格な残高は、394億ユーロ（2020年12月31日現在は395億ユーロ）であった。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1 2021年度上半期に係る経済及び規制環境

1.1 経済環境

2021年度上半期：トンネルの先の光

2021年度上半期において際立っていたのは、まず英国株の感染拡大に対処するための当局による健康危機の管理、そしてワクチン接種が進んだことにより経済が再開されたことであった。先進国ではより正常な状況が戻り、その結果として、特にサービス業において力強い景気回復が見られた。産業部門も回復に寄与したものの、半導体等のサプライチェーンの問題や不足によって事業活動は次第に不利な状況となり、強力なインフレ圧力につながりつつある。中央銀行によれば、供給を圧迫しているこれらの要因は一時的なものに留まるはずである。米国では、ジョー・バイデンが迅速にその政策に取り組んだ。これにより、3月に承認された大規模な財政刺激策の法案が成長を押し上げ、連邦準備制度理事会は今では資産の購入を減らし、政策金利の引き上げを検討できるようになった。しかしながら、上半期の終わりには、新興国におけるデルタ株の急速な感染の広がりとその先進国への拡大による感染流行の再燃が顕著であった。ワクチン接種は今なおCOVIDの重症化予防に非常に効果的であるが、健康危機は依然として深刻である。ただし、先進国では健康リスクは急速な成長回復を損なうものではない。

ユーロ圏では、第1四半期における感染流行の再燃とワクチン接種の遅れにより、政府は健康のための制限を課すこととなり、これが成長を圧迫した。サービス部門には大きく不利となった一方で、投資と輸出の回復により産業部門は回復を続け、景気の減速を緩和した。第2期における経済の再開とワクチン接種の進展は、特にサービス部門の急激な回復によって予想を上回る事業活動の増加をもたらした。健康に関する状況が依然として不透明な中、ECBは、3月に、良好な資金調達環境を維持するため、パンデミック緊急購入プログラム（PEPP）の一環として資産購入ペースを加速すると発表し、金融支援を強化した。その後、ECBは、インフレピークは一時的なものとなると考えて、ソブリンレート及びユーロに対する上昇圧力を抑えることができると判断し、このペースを維持することを決定した。財政支援については当初のスケジュールに多少の遅れが出たものの、この数ヶ月の大きな立法上の進展を受けて、7,500億ユーロの欧州復興計画が開始できるようになる予定である。欧州委員会は債券の発行を開始しており、イタリア等の意欲的な景気刺激策を発表した国に徐々に資金を提供する予定である。

フランスでは、この冬の健康状況の悪化は非常に緩やかであったため、当初は成長への影響は限定的であった。しかしながら、そうした小休止は長く続かず、3月には感染流行が再燃した。このため政府は4月に新たな全国規模のロックダウンと学校閉鎖を余儀なくされ、経済活動は再び後退した。ただし、継続中の緊急対策（特に短時間労働）により、経済活動の支援は続いている。ワクチン接種の加速により経済が再開したことで、主にサービス部門が恩恵を受け、夏場に近づくにつれ、消費者に楽観論をもたらした。このような状況において、フランス銀行は、来年の初めに危機前の水準までGDPが回復すると見込んでいるため、2021年は+5.8%、2022年は+4%と成長予測を上方修正した。

英国では、年初はEU離脱の影響が顕著となる可能性もあったが、最終的には健康危機の影響が優勢となった。実際、2020年末に感染者数が爆発的に増加すると、同国は非常に厳しいロックダウンの実施を余儀なくされた。健康のための制限の効果とワクチン接種の急増（7月初めには人口の49%の接種が完了）により感染流行が急激に収まったため、徐々に（ビジネスへの非常に明確な影響とポンドに対する上昇圧力を伴う）通常の状態への復帰を検討することが可能となった。他方で、デルタ株の感染が急速に拡大したことで、ボリス・ジョンソンはロックダウン解除のスケジュールを遅らせなければならなかったものの、撤回することはなかった。ワクチン接種は効果的であり、入院及び死亡はわずかな増加にとどまった。健康リスクに加えて、英国のEU離脱に関連した緊張による政治リスクもある。このような状況において、イングランド銀行は、将来の金融引き締め局面を見越して、引き続き慎重な姿勢をとっている。

米国では、ユーロ圏よりも一足早く経済が再開し、またワクチン接種もヨーロッパと比べて先行していたため、経済情勢の改善が続いた。バイデン政権は、3月に承認された1兆9,000億ドルの新たな景気刺激策により多額の財政支援を行った。これが強力な消費刺激策を通じて成長を支え、第2四半期には歴史的に見て高い成長率が達成される見込みである。インフラ関連の新たな1兆2,000億ドル分の財政支援はまもなく可決される見込みである。この需要増加に伴い、一部のセクターにおける供給不足という制約と経済再開によって、物価上昇が大幅に加速した。連邦準備制度理事会はこのインフレピークは一時的なものとなると考えており、金融引き締め局面を見越して慎重な姿勢をとっているが、労働市

場の状況は通常への復帰にはほど遠い。最新の雇用統計は明るい兆しを見せているが、危機前の状況と比較すると700万名近く下回っている。連邦準備制度理事会は、新たな金融政策の枠組みを前提に、6月の会合で支援の縮小に向けて準備を始めるとしても、急いではない。連邦準備制度理事会は、ドルに大きな影響を与える2回の政策金利の引き上げを2023年に予定していることを示した。

中国は、健康危機の後、最初に回復した経済圏の1つである一方で、徐々に通常の成長が戻りつつある中で、キャッチアップ効果は次第に薄れてきている。ただし、新たな感染増加のたびに当局は非常に厳格な局地的ロックダウンを実施している。こうした例は、広範で効果的なワクチン接種が行われない中で、1月末の北京やより最近では深圳地域で発生している。これがコンフィデンスを圧迫し、成長見通しに制約を課している。6月のCaixinサービス業PMIは2020年4月以来の低水準となった。その他の長期的な問題としては、ここ数ヶ月で緊張を増した主要貿易相手国である米国及びヨーロッパとの国際関係や金融システムの管理等が中国に悪影響を及ぼした。その他の新興国もデルタ株の感染拡大に苦しんでいる。この問題は、インフレの急激な加速及び中央銀行による金融政策引き締め必要性といった産業界における好ましくない問題の組み合わせに加えて発生した。

年初の**商品価格**の爆発的な高騰後、強い需要と生産に係る問題のため、価格の上昇は鈍化し又は逆行している例もある。世界規模でニーズが正常化したことと価格の高騰を回避するため中国が購入調整に好意的な発表を行ったことによって、上半期末におけるこの下落は説明される。石油はここ数ヶ月において成長を続けた。7月初旬のOPECプラスの会合では増産に向けた合意に至らず、新たな加速局面を迎えた。

1.2 規制環境

2008年の金融危機以降、銀行規制の枠組みは大幅に拡充されている。国際的な若しくは欧州レベルで又はクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルが営業する国々において、様々な当局が発する措置は重大な影響力を持つ可能性が高い。こうした規則の遵守は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業分野、活動及び地理的な市場の全てに関わるものであり、大規模な人材及び物的資源の動員を必要とする。

2020年度はCOVID-19のパンデミックに関連する数多くの規制上の変更、過去に開始されたプロジェクトの完了及び新たなリスク分野における枠組み強化が顕著であった。主要な変更は以下のとおりである。

- ・ 当年度の初めにCOVID-19が世界規模で広がったことにより、中央銀行、規制当局及び監督当局はあらゆるレベルで大規模な対応を行った。銀行が経済を支え、今回のパンデミックにより生じた経済及び財政上の衝撃に耐えられるよう、複数の規制上の調整が行われた。
- ・ トレーディング勘定の抜本的見直し（FRTB）を含む、バーゼルIII合意の最終化の一環として予定されているプルーデンス措置の実施を1年延期して2023年に開始することとした。
- ・ 健康危機を背景に適用されたローン返済猶予に関する欧州銀行監督局（EBA）のガイドライン。EBAは、パンデミックの第1波において満期延長の恩恵を受けたローンを条件緩和したローンとして自動的に分類変更しないことを認めた。
- ・ COVID-19危機に対応する第2次欧州自己資本規則（CRR2）の改正（いわゆる「クイックフィックス」改正）。これは、経済に対する銀行の貸付及び融資能力を高め、パンデミックに関連する損失を吸収することを目的としている。特に、IFRS第9号の適用、ソフトウェア投資に係るプルーデンス的な取扱いの改訂及びレバレッジ比率に対する特定の措置について経過規定を導入した。
- ・ 複数の規制要件及び／又は単一監督メカニズム（SSM）に基づき作成される規制当局に対する報告書の延期若しくは緩和、とりわけ2020年度の監督上の検証・評価プロセス（SREP）に関連した合理化。またEBAが当初2020年に予定されていた欧州の銀行に対するストレステストを延期したこと及び金融安定高等評議会（HCFS）が設定したカウンターシクリカルバッファを撤廃したことも注記するに値する。
- ・ 欧州銀行パッケージ（CRR2／CRD5／BRRD2）に基づいて、以下に関する変更が行われた。
 - ・ リスクマネジメント
 - ・ ガバナンス
 - ・ 資本管理、とりわけ保険子会社への投資のプルーデンス的な取扱いに関連した、いわゆる「デンマーク妥協」システムの延長
 - ・ MREL比率に関する要件設定を含む破綻処理条件

- ・ 特定のリスク分野に関する規制の枠組みを強化するため、欧州中央銀行（ECB）及びEBAを含む欧州当局による複数のガイドライン、原則及び指針が当年度中に発表され又は発効した。とりわけ以下に関するものである。
- ・ 情報通信技術（ICT）のリスクマネジメント及びセキュリティに係るEBAガイドラインが発効したことによるIT及びサイバーセキュリティに関するリスクマネジメント
- ・ 気候及び環境リスクに係るECB指針の公表並びにACPRによる気候関連リスクに関するストレステストの実施による気候リスクマネジメント
- ・ このトピックに関するEBAガイドラインの発効による外注管理
- ・ 2020年に開始された協議を経てECBが2021年1月に公表した改訂指針の主題であるプルーデシヤルな連結
- ・ 英国は2020年1月31日に欧州連合（EU）を正式に離脱した。その後、2020年12月31日までの移行期間が経過し、英国は最終的に単一市場から撤退した。EU離脱後の規則は、2021年1月1日に発効した。銀行にとっては、この撤退により複数の営業上の影響があった。特に、現地ニーズを持たないEU顧客の英国で認識されているエクスポージャーのEU内への送金である。
- ・ 2020年12月、HCSFは住宅ローンの貸出基準に関する勧告を強化し、2021年度末には措置に法的拘束力が生じる見込みであることについて注意を促した。
- ・ 2020年にマネーロンダリング及びテロ資金供与防止（AML/CTF）に関するものを含む、銀行のコンプライアンスに関する複数の規制が公表された。すなわち、第5次AML/CTF指令及び資産凍結メカニズムを強化する命令のフランス国内法への移行である。欧州レベルでは、AML/CTFへの協力及び情報交換に係る一連のガイドラインが発効した。

2021年に以下の文章が公表されることにより様々な領域で規制の枠組みが引き続き拡大された。

- ・ AML/CTF並びに資産凍結メカニズム及び内部統制に関連した2021年1月6日付の新たな命令
- ・ 内部統制、ガバナンス、リスク測定システム及び手続き並びにITリスク管理に関する要件の強化を伴う、銀行機関の内部統制に関する2014年11月3日付命令を改正した2021年2月25日付の命令
- ・ 内部ガバナンス、適切かつ適正な要件及び健全な報酬方針に関する3件のEBAガイドライン
- ・ サステナビリティ・リスクとサステナブル・ファイナンスの透明性に係る義務に関する2019年11月27日付開示規則の施行
- ・ 国際的な基準金利改革（IBOR）の段階的な施行。完了すればESTR（ユーロ短期金利）がEONIAに代わることになる。

さらに、複数の規制上の問題について協議が続いている。

- ・ バーゼルIII合意の最終化、とりわけアウトプットフロアの算定の基礎の欧州法制化（CRR3/CRD6）
- ・ ITリスク（ITオペレーショナル・レジリエンス指令、DORA）並びに気候リスク及びより一般的には銀行セクターによるESG基準の考慮（持続可能な欧州分類法の実施及び企業による持続可能性に係る情報開示に関する新たな指令の提案）を含む、いわゆる「新興」リスクの監視要件
- ・ 金融コングロマリット、とりわけリスク集中とグループ内エクスポージャーに関する新たな規制報告
- ・ 保険会社に特定の影響を与えるIFRS17の実施準備
- ・ 中央銀行と複数の規制機関による暗号資産と中央銀行デジタル通貨（CBDC）をテーマにした取り組み及び協議

2 クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの活動及び業績

2.1 事業及び業績の分析

2.1.1 方法論に関する注記

連結対象を同一とした場合の変動

2020年度上半期について、連結対象を同一とした場合の変動は、2020年度末に売却されたユーローアンフォルマシオン・テレコム（Euro-Information Telecom）の業績を無効にして算出している。

（単位：百万ユーロ）	2021年度 上半期	2020年度 上半期	変更範囲	連結対象を同一 とした場合の 2020年度上半期	連結対象を同一 とした場合の変 動（単位：%）
銀行業務純益	7,962	6,858	66	6,791	+17.2%
一般営業費	-4,736	-4,552	-27	-4,525	+4.7%

そのうち監督及び破綻 処理費用	-268	-238	-	-238	+12.7%
営業総利益／（損失）	3,226	2,306	39	2,266	+42.3%
リスク費用	-188	-1,046	-3	-1,043	-82.0%
確定済リスクの費用	-320	-557	-3	-554	-42.3%
未確定リスクの費用	132	-489	-	-489	有意差なし
営業利益	3,038	1,260	37	1,223	x 2.4
その他の資産及びECC (1)に係る純損益	-73	-0	-0	0	有意差なし
税引前利益／（損失）	2,965	1,260	36	1,223	x 2.4
法人税	-885	-402	-6	-397	x 2.2
非継続事業に係る税引 後利益／（損失）	7	-	-	-	有意差なし
当期純利益／（損失）	2,087	857	31	827	x 2.5

(1) ECC＝持分法適用会社＝持分法適用会社からの純損益の比例持分

2.1.2 2021年度上半期の活動における変動

顧客預金

顧客預金残高は急増（＋9.1％）したが、これは主に当座預金口座（＋16.8％、すなわち＋310億ユーロ）及びリヴレA口座（クレディ・ミュチュエルのリヴレ・ブリュ預金通帳貯蓄口座）（残高は合計で390億ユーロ近くとなり、前年比は＋10.5％）によるものであった。



顧客への貸出金

力強い事業モメンタムによって、貸出金の残高は、2021年6月30日現在で4,286億ユーロとなり、前年比5.3％増であった。この増加は、住宅貸出金（2,160億ユーロ、すなわち＋8.5％）並びに消費者貸出金（426億ユーロ、すなわち＋5.1％）及び現金貸出金（436億ユーロ、すなわち＋4.7％）に牽引されたものであった。



2.1.3 収益の地域別内訳

グループの活動はフランスに集中しており、グループの銀行業務純益の4分の3超（2021年6月30日現在78%）をフランスが占めている。国際的には、グループはドイツと、それより規模は小さいもののスペインにおいて大規模な活動を行っている。CICは、ロンドン、ブリュッセル、ニューヨーク、香港及びシンガポールに外国支社を、その他複数の国々に駐在事務所を有している。こうした国際的業務は、グループの銀行業務純益の4分の1近く（22%）を占めている。



2.1.4 クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの業績

(単位:百万ユーロ)	2021年度 上半期	2020年度 上半期	変動	連結範囲を 同一とした場合 の変動 ⁽¹⁾	2019年度 上半期
銀行業務純益	7,962	6,858	+16.1%	+17.2%	7,537
一般営業費	-4,736	-4,552	+4.0%	+4.7%	-4,567
そのうち単一破綻処理基金 への拠出金及び監督費用	-268	-238	+12.7%	+12.7%	-155
営業総利益／(損失)	3,226	2,306	+39.9%	+42.3%	2,970
リスク費用	-188	-1,046	-82.1%	-82.0%	-462
確定済リスクの費用	-320	-557	-42.6%	-42.3%	-438
未確定リスクの費用	132	-489	有意差なし	有意差なし	-25
営業利益	3,038	1,260	x 2.4	x 2.4	2,507
その他の資産及びECC ⁽²⁾ に係 る純損益	-73	0	有意差なし	有意差なし	21
税引前利益／(損失)	2,965	1,260	x 2.3	x 2.4	2,528
法人税	-885	-402	x 2.1	x 2.2	-899

非継続事業に係る税引後利益／（損失）	7	-	有意差なし	有意差なし	-
当期純利益／（損失）	2,087	857	x 2.4	x 2.5	1,629
非支配持分	161	89	+81.3%	+81.3%	169
グループに帰属する当期純利益	1,926	768	x 2.5	x 2.6	1,460 ⁽⁴⁾

(1) 2020年度末のEI・テレコム（EI Telecom）の非連結化による無効化

(2) ECC＝持分法適用会社＝持分法適用会社からの純損益の比例持分

(3) 売却目的保有資産に再分類されたフロア（FLOA）の持分法による持分

(4) 2021年度上半期／2019年度上半期 変動：総変動＋31.9%、連結範囲を同一とした場合の変動＋31.8%

銀行業務純益（NBI）

2021年度上半期の銀行業務純益は、前年比17.2%増の7,962百万ユーロとなり、2020年度下半期に観測された回復が確認された。銀行業務純益は、顧客及び構成員の支援におけるクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの有効性を反映し、2019年度上半期に到達した水準（7,537百万ユーロ）を425百万ユーロ上回った。

全ての営業事業分野がこの銀行業務純益の成長に貢献した。

営業事業分野別の銀行業務純益

（単位：百万ユーロ）	2021年度 上半期	2020年度 上半期	変動 （単位：%）
リテール・バンキング	5,340	5,191	+2.9%
そのうち銀行ネットワーク	4,362	4,232	+3.1%
保険	1,119	698	+60.2%
専門事業分野	1,066	604	+76.4%
プライベート・バンキング	319	311	+2.7%
コーポレート・バンキング	198	185	+7.0%
資本市場	293	38	x 7.7
プライベート・エクイティ	257	71	x 3.6
メディア	131	122	+7.4%
IT及びロジスティックス	762	793	-4.0%

銀行ネットワークからの収益は、前年比3.1%増の4,362百万ユーロとなり、2019年度上半期の4,306百万ユーロと比べると危機前の水準まで戻った。金利マージンは強靱で、手数料は6%増加した。

保険は、保険業務純益が60.2%増加したが、これは過去1年間の金融市場の回復を反映したものである。また2020年度上半期は、特に相互振興プレミアムに示される2020年度の保険契約者への支援が顕著であった（銀行業務純益に対して179百万ユーロの負の影響）。

プライベート・バンキングは、資本を呼び込むための活発な販売モメンタムによって、収益は引き続き増加した。

コーポレート・バンキングの銀行業務純益は7%の大幅増であった。

資本市場は、293百万ユーロの銀行業務純益（2020年度上半期は38百万ユーロ、2019年度上半期は194百万ユーロ）による堅調な商業活動に加えて、依然として2020年度第2四半期以降の金融市場の改善による恩恵を受けている。

グループのプライベート・エクイティ活動の銀行業務純益は、高水準の処分と投資ポートフォリオの再評価によって大幅に増加し、257百万ユーロとなった。

メディアの収益は+7.4%の順調な伸びであった。

「IT及びロジスティックス」部門は、2020年度末のユーローアンフォルマシオン・テレコムの非連結化による影響を受けた。

一般営業費及び営業総利益

一般営業費は、2020年度上半期と比べて4.7%増の4,736百万ユーロであった。

一般営業費は、特に、単一破綻処理基金への拠出金及び監督費用⁽¹⁾の継続的な増加（2020年度と比較して30百万ユーロ増加して、2021年度上半期には268百万ユーロとなった。）による影響を受けている。

費用収入比率に関する「ジョーズ」効果は、2020年12月31日現在の62.3%、2019年6月30日現在の60.6%と比べて、59.5%となり改善した。

営業総利益は42.3%の急増で、3,226百万ユーロとなった。

(1) ECBの単一破綻処理基金（SRF）への拠出金、預金保証基金への拠出金、ECB管理費用、地方自治体に係る支援基金、ACPR管理費用に係る拠出金、ECBの単一破綻処理委員会（SRB）に関連した管理手数料、AMF拠出金。

リスク費用

総リスク費用は、前年同期の1,046百万ユーロ及び2019年度上半期の462百万ユーロに対して、2021年度上半期には188百万ユーロとなった。貸出金残高に関連するリスク費用は、貸出金残高に対して合計水準が10ベシス・ポイント（bps）となった（2020年度上半期は48 bps、2019年度上半期は24 bps）。

リスク費用の減少は、第一に未確定リスクに関係している。2020年度上半期及び2020年度通期の多額の費用に対し、2021年度上半期は純戻入を計上した。IFRS第9号のシナリオによる仮定は上半期中に変更されていない。ただし、ステージ2の貸出金残高は2020年12月31日に終了した年度と比べて減少しており、これにより主にセクター別引当金の戻入が可能となった。このため未確定リスクの費用について132百万ユーロの純戻入が発生した（留意点として、かかる引当金は、特にシナリオ加重の修正を含む、2020年度上半期における489百万ユーロの繰入の対象となっていた。）。

確定済リスクの費用は、合計320百万ユーロとなったが、2020年6月末現在では557百万ユーロであり過去12ヶ月間に大幅に改善した。

上半期において、銀行ネットワーク及びコーポレート・バンキングではリスク費用が減少し、リスク費用の純戻入が計上された。ドイツのタルゴバンク（TARGOBANK）及びコフィディ（Cofidis）のリスク費用も2019年度上半期の水準と比べて低いベシス・ポイントとなった。

不良債権比率は、2019年12月以降減少を続け、2020年6月末の3.0%に対して、2021年6月末現在では2.8%となった。不良債権総額の残高（12,097百万ユーロ）は、2019年12月（12,079百万ユーロ）に匹敵する水準である。カバレッジ比率は、2021年6月30日現在で51%であった。

（単位：百万ユーロ）	2021年6月30日	2020年6月30日
顧客への貸出金（バランスシート上の純残高）	428,551	407,001
貸出金総額	437,737	416,128
不良債権総額	12,097	12,669
債権の減損に係る引当金	9,186	9,127
そのうち不良債権の減損に係る引当金（ステージ3）	6,172	6,676
そのうち正常債権の減損に係る引当金（ステージ1及び2）	3,014	2,451
貸出金総額に占める不良債権の割合	2.8%	3.0%
不良債権に係るカバレッジ比率	51.0%	52.7%

税引前利益／（損失）

税引前利益は、2020年度上半期の1,260百万ユーロに対して、2021年度上半期は2,965百万ユーロであった。

上記の変動に加えて、税引前利益には持分法適用会社の寄与及びのれんの償却（すなわち、73百万ユーロの残存費用）が含まれる。

当期純利益／（損失）

2021年度上半期の当期純利益は、収益の増加及びリスク費用の減少により、2020年度上半期の857百万ユーロから急増して2,087百万ユーロとなり、健康危機前（2019年度上半期の1,629百万ユーロ）を上回った（+28%）。

2.1.5 クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの活動別業績

2.1.5.1 リテール・バンキング

(単位:百万ユーロ)	2021年度 上半期	2020年度 上半期	変動
銀行業務純益	5,340	5,191	+2.9%
一般営業費	-3,486	-3,355	+3.9%
そのうち監督及び破綻処理費用	-191	-219	-12.9%
営業総利益／(損失)	1,854	1,836	+1.0%
リスク費用	-214	-934	-77.1%
確定済リスクの費用	-303	-513	-40.9%
未確定リスクの費用	89	-420	有意差なし
営業利益	1,639	902	+81.7%
その他の資産及びECC ⁽¹⁾ に係る純損益	-2	-1	有意差なし
税引前利益／(損失)	1,638	902	+81.6%
法人税	-523	-377	+38.8%
非継続事業に係る税引後利益／(損失)	7	0	有意差なし
当期純利益／(損失)	1,122	525	x 2.1

(1) ECC=持分法適用会社=持分法適用会社からの純損益の比例持分

この事業部門は、13連合体のクレディ・ミュチュエルの支店、CICのネットワーク、バンク・ユーロペエンヌ・デュ・クレディ・ミュチュエル (Banque Européenne du Crédit Mutuel)、ドイツ及びスペインのタルゴバンク、コフィディ・グループ (Cofids Group) 並びにネットワークを通じてその商品を販売しているものを含む全ての専門的業務分野 (設備リース及び買取りオプション付きリース、不動産リース、ファクタリング、資産運用、従業員貯蓄並びに不動産販売及び管理) から構成される。

銀行ネットワーク

クレディ・ミュチュエルの銀行及び保険ネットワーク

2021年6月末現在、クレディ・ミュチュエルの銀行及び保険ネットワークの顧客数は7.5百万名であった。これは1.4%の増加であり、そのうちリテール市場が+0.9%であった。222,328名の新規顧客が獲得され、前年比+18.9%であった。

貯蓄預金は、2021年6月末現在で2,089億ユーロとなり、前年比9.2%増であった。インフローは2020年度上半期と比べて減少したが、依然としてプラスであった。

外部の貸出金及び融資は、1,560億ユーロ近くとなり、前年比6.9%増であった。政府保証融資 (SGL) を含む現金貸出金の貸付が非常に大きく減少したにもかかわらず、特に住宅貸出金 (+14.9%) 及び消費者貸出金 (+14.1%) において良好な水準が達成され、貸付合計額は堅調であった (前年比+0.9%)。

多様化に係る活動においては、拡大戦略が続けられた。

- ・ 損害保険及び個人保険の保険契約 (生命保険を除く。) のストックは10.9百万件となり、前年比2.8%増であった。
- ・ 携帯電話及びボックス契約数は4.5%増加した (850,000件の加入)。
- ・ 住宅用遠隔監視の契約数は2.3%増加し、176,000件近くとなった。

CICの銀行及び保険ネットワーク

引用する全ての数値はプロフォーマであり、2021年と2020年にはCIC・イベルバンコ (CIC Iberbanco) ⁽¹⁾ が含まれている。

2021年6月末現在で銀行ネットワークは5.4百万名の顧客を擁しており、前年比2.0%増であったが、そのうちリテール市場が1.3%であった。

貯蓄預金は、2021年6月末現在で2,297億ユーロであり、前年比10.4%増であった。インフローは2020年度上半期と比べて減少したが、依然としてプラスであった。

外部の貸出金及び融資残高は、1,695億ユーロとなり、前年比6.2%増であった。

貸付合計額は、SGLを含む現金貸出金のため減少した。

上記にかかわらず、事業活動は、住宅貸出金（12.5%）及び消費者貸出金（18.2%）の貸出が増加したことにより依然として好調であった。

商品及びサービスの顧客に対するクロスセリングは、ポートフォリオの契約数が4.5%増となった保険（6百万件超）及び以下のサービスにおいて増加した。

- ・ オンライン・バンキングは3.3百万件の契約、+7.4%
- ・ オミリの盗難防止は112,000件超の契約、+3.6%
- ・ テレフォニー及びボックス契約は566,000件超、+8.3%

(1) CIC・イベルバンクの支店は2020年にCICのネットワークに統合された。

バンク・ユーロペエンヌ・デュ・クレディ・ミュチュエル（BECM）

BECMは、地域経済、法人市場及び不動産事業者にサービスを提供するクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの子会社である。また同社は、ドイツの大企業、フランスに所在するドイツ企業、フランスのグループのドイツ子会社に対してもそのニーズに合わせた支援を提供している。同社は、不動産市場においては、デベロッパー及び不動産会社のためのパートナーとして事業を行っている。

フランス内外において23,737名の顧客のあらゆるニーズに対応するため、BECMは、59の販売拠点を持つ商業向け販売ネットワークを通じて、432名の従業員を擁している。2021年度上半期に、マルティニク及びグアドループに支店を開設し、またドイツではエッセンに新たな支店を開設することでネットワークは完成した。

平均月次資本に基づき、顧客への貸出金は2021年6月末現在で前年比2.1%減の180億ユーロとなった。そのうち10億ユーロは政府保証融資（SGL）の残高である。

会計資源は、前年比+0.4%で194億ユーロとなり、安定していた。

銀行業務純益は8.5%増の164百万ユーロとなった。

ドイツのタルゴバンク

2021年度上半期において際立っていたのは、2020年11月に開始したロックダウン措置が5月まで継続されたことである。一般向けの店舗の閉鎖は、家計の消費と関連する信用需要を制限した。

アモチゼーションローンの新規取引は、当座預金口座の貸越及びクレジットカード残高の水準と同様に全ての販売チャネルで前年と比べて減少した。自動車ローン事業は、自動車市場の力強い回復により唯一成長を見せた。

同行のアモチゼーションローンの市場シェアは当半期において11.3%であった。

ただし、法人市場では3月以降、明らかな回復の兆しが見られた。ファクタリング及びリースのポートフォリオは前年と比べて大幅に増加し、販売活動は比較的堅調であった。

当年度上半期の貸出金残高は2.9%増の213億ユーロであった。この増加の3分の2は、法人ポートフォリオによるものであった。顧客預金の取引額は、2021年6月末現在で226億ユーロとなり、2020年12月31日と比べて5.9%の増加であった。

ドイツのタルゴバンクは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの業績に対する寄与として、158百万ユーロの当期純利益を計上しているが、前年は80百万ユーロであった。

同行はまた、健康危機及びその影響によって加速した社会の変化並びに顧客のニーズ及び期待の変化に対してより適切に対応するため、当年度上半期中にその戦略計画を改定した。

この新計画は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのドイツにおける全般的な成長戦略と完全に一致するものである。

コフィディ・グループ

コフィディ・グループ（コフィディ・パルティシパシオン（Cofidis Participations）の新名称）の活動水準は、2020年6月末と比べて30%増の39億ユーロの新規取引によって健康危機前に近いところまで回復した。2021年6月末現在の貸出金残高は、2020年6月末と比べて5.3%増の133億ユーロとなった。

寄与に関しては、当期純利益は前年比5.3%増の56.9百万ユーロとなったが、これは安定した銀行業務純益、抑制された費用、中でもリスク費用が非常に低かったことに牽引された。

展開に関しては、コフィディ・グループはeコマースの分野でパートナーシップを継続し、特に2023年までアマゾン（Amazon）との契約を延長した。同グループは、子会社において多様化戦略を展開して

おり、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルとのシナジーを強化している。健康に関する状況にかかわらず、2019年に実施された「エクスペリエンス・ファースト」というグループプロジェクトの目標を達成している。すなわち、カスタマーサービス及びパートナーリレーションにおけるイノベーションの目標、通常を超える経験を体験し、かつ与えるため、人間をその関心の中心におくリーダーシップの目標である。社会的コミットメントを強化し、インクルージョンに向けた行動をとるため2019年に#ライク（#Like）というCSRプロジェクトを立ち上げた後、コフィディ・グループは#ライクマイプラネット（#LikeMyPlanet）を立ち上げることで、環境要素を加えてそのプロジェクトを完成させた。このコンテストは、ヨーロッパ全域の課題を扱うことで従業員を団結させることを可能にした。

2.1.5.2 保険

2021年度上半期に、保険はクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの営業事業分野の収益の13%を占めていた。

(単位：百万ユーロ)	2021年度 上半期	2020年度 上半期	変動
保険業務純益	1,119	698	+60.2%
一般営業費	-344	-334	+3.0%
営業総利益／（損失）	775	365	x 2.1
その他の資産及びECC ⁽¹⁾ に係る純損益	0	1	有意差なし
税引前利益／（損失）	775	366	x 2.1
法人税	-236	-148	+59.4%
当期純利益／（損失）	540	218	x 2.4

(1) ECC＝持分法適用会社＝持分法適用会社からの純損益の比例持分

グループ・デ・ザシュランス・デュ・クレディ・ミュチュエル（GACM）は、今年創業50周年を迎えた。創業以来、その保険事業は、販売及び技術の点でクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに完全に統合されている。

パンデミックに関連したロックダウン措置及び対価のない連帯措置の影響を強く受けた2020年度上半期と比べて、2021年度上半期に販売ネットワークの取引は急増し、危機前の事業モメンタムを取り戻した。収益は22.6%増の61億ユーロであったが、これは主に、2020年6月末現在で大幅に減少した（－40.1%）生命保険のインフロー総額及び資本総額の増加に牽引された。

生命保険のインフロー総額は32億ユーロとなり、46.3%増であった。この力強い増加は、ロックダウンと株式市場のボラティリティにより2020年春のインフローが少なかったことによって説明される。GACMが講じた一連の対策によって、GACMはアカウント単位（UA）の回収割合を21.2%から43.6%とわずか2年で2倍にすることができ、フランス市場（UAによるインフロー率は37%）を上回った。このインフローに関する新たな展開は、投資家プロフィールを考慮しつつ、よりダイナミックで優れた多様な貯蓄に向けて、保険契約者を支援するためGACMが展開した多数の商品に基づくものであった。

リスク保険の収益は、全体では4.5%増加し、フランス市場単独では4.9%増加した。2021年6月末現在では30億ユーロとなった。損害保険の収益は、（特に自動車及び住宅部門において）5.2%の持続的成長を遂げ、新規取引が非常に高い水準であったことにより、引き続き市場を上回るペースで増加した。個人保険の収益は4.1%の増加となった。

GACMは、専門家及び法人市場においてそのプレゼンスを強化し続けている。専門家向けマルチリスク部門の収益は前年比18.4%増であったが、これは2020年9月に発売された新たなマルチプロ（Multi Pro）商品の成功によるものであった。退職に備える従業員を支援したいと考える企業に向けた個人退職貯蓄制度（PER）の販売はよいスタートを切ることができた。2021年度上半期に、新たな団体保護ソリューションが専門家及び企業向けの商品に加わった。GACMは現在、企業のあらゆる社会的保護ニーズに対応するため、包括的かつ有効な商品を提供している。

取引の増加に伴って、販売店に支払われる手数料は5.9%増の851百万ユーロとなった。そのうち685百万ユーロがクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに支払われた。

GACMのポートフォリオにおける保険金支払請求費用に対する危機の影響は、次第に消失しつつある。自動車関連の請求頻度は、年初に部分的なロックダウンが行われたことにより依然として通常時の水準をわずかに下回っているが、同事業部門は修理費の大幅な増加に直面している。医療保険においては、2020年度に提供されなかった治療の延期と2021年1月1日に完全施行された100%医療改革の全面的展開により、医療費の大幅増を記録した。

GACMの当期純利益の寄与は540百万ユーロで、2020年6月30日（218百万ユーロ）と比べて明らかに増加しており、2019年6月末に匹敵する水準を回復した。この変動は、2020年度上半期に急激に下落し、2021年に大幅に上昇した金融市場の動きと一部連動しており、その結果GACMのIFRS基準の財務実績の改善につながった。2020年6月30日現在の業績との差異は、主に、健康危機の影響を受けた顧客を支援するため2020年度上半期に実施された特別連帯措置によるもので、特に「相互振興プレミアム」の179百万ユーロの支払いによるものであった。

経済及び健康に関する不透明な状況が続く中、GACMは引き続き保険契約者に対し十分に尽力しており、2021年度は医療保険及び自動車保険に関して保険料の引き上げを行わないことを決めている（年齢に連動した変動を除く。）。この措置により1.6百万名を超える健康な人々と3百万名近くの自動車保険の保険契約者が恩恵を受けることになる。最後にGACMは国家経済の回復に向けた資金提供にも貢献している。この点について、600百万ユーロがリカバリーエクイティローンファンドに段階的に投資される予定である。この新たな官民制度によってフランス企業に対する支援と融資が可能となる。

2.1.5.3 コーポレート・バンキング及び資本市場

2021年度上半期に、コーポレート・バンキング及び資本市場に関する活動は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの営業事業分野における収益の6%を占めていた。

(単位：百万ユーロ)	2021年度 上半期	2020年度 上半期	変動
銀行業務純益	490	223	x 2.2
一般営業費	-204	-200	+2.1%
営業総利益／（損失）	286	23	x 12.5
リスク費用	37	-109	有意差なし
税引前利益／（損失）	324	-86	有意差なし
法人税	-84	20	有意差なし
当期純利益／（損失）	239	-66	有意差なし

コーポレート・バンキング

コーポレート・バンキングは、フランスとCICの外国子会社（ロンドン、ブリュッセル、ニューヨーク、シンガポール及び香港）に拠点を置くチームにより、大企業及び機関顧客に対し、顧客のニーズに対する包括的なアプローチに基づいてサービスを提供している。同事業は、大口顧客向けの「コーポレート」ネットワークの活動にも依拠し、国際的業務の発展及び専門的融資（買収、資産、プロジェクト及び証券化）の実行に寄与している。

コーポレート・バンキングの貸出金残高は、208億ユーロに減少し、危機の間に貸し出された特別貸出金は大部分が返済済みである。貯蓄預金は3.5%増の358億ユーロとなった。

銀行業務純益は+7%の大幅増であった。一般営業費は1.9%減少した。当期純利益（124百万ユーロ）は、合計リスク費用に係る37百万ユーロの純戻入によって、2020年に繰り入れられた未確定リスクに係る引当金の一部回収されたことにより恩恵を受けた。

資本市場

CIC・マルシェの名称の下にグループ化されているクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの資本市場業務には、オルタナティブ資産管理会社であるシゴーニュ・マネジメント（Cigogne Management）とフランス並びにニューヨーク及びシンガポールの支店における商業事業部門（CIC・

マーケット・ソリューションズ (CIC Market Solutions)) を通じてその戦略が第三者に提供されている投資業務が含まれる。

2020年の危機は市況に高水準のボラティリティをもたらし、機会を生み出す一方で、一部の戦略の評価を引き下げた。2020年度第2四半期以降、ボラティリティがより小さい状態に回復することにより、銀行業務純益（前年比+255百万ユーロ）及び当期純利益（2019年度上半期の43百万ユーロに対して、115百万ユーロ）の非常に強力な回復への道が開かれた。CIC・マルシェ (CIC Marchés) が支払った手数料はこの業績には含まれておらず、45百万ユーロで微増であった。

2.1.5.4 プライベート・バンキング

2021年度上半期において、プライベート・バンキングは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの営業事業分野における収益の4%を占めていた。

(単位：百万ユーロ)	2021年度 上半期	2020年度 上半期	変動
銀行業務純益	319	311	+2.7%
一般営業費	-225	-208	+8.1%
営業総利益／（損失）	94	103	-8.3%
リスク費用	-5	-4	+44.8%
税引前利益／（損失）	89	99	-10.2%
法人税	-23	-22	+7.0%
当期純利益／（損失）	66	77	-15.0%

この事業分野を構成する会社は、バンク・トランスアトランティック (Banque Transatlantique) 、その子会社及び支店（バンク・トランスアトランティック・リュクサンブール (Banque Transatlantique Luxembourg) 、バンク・トランスアトランティック・ベルジウム (Banque Transatlantique Belgium) 及びバンク・トランスアトランティック・ロンドル (Banque Transatlantique Londres) ）、バンク・ド・リュクサンブール (Banque de Luxembourg) グループ及びCIC・スイス (CIC Suisse) を通じてフランスで営業している。

資本を呼び込むための商業モメンタムは依然として好調で、貯蓄預金は前年比13.1%増の1,443億ユーロとなった。貸出金残高は6.3%増の159億ユーロとなった。

プライベート・バンキングの活動について、収益は引き続き増加（+2.7%）したが、上半期の特別項目を含む営業費の増加により当期純利益は減少した。

さらにネットワークの活動において、CICは、CIC・バンク・プリヴェ (CIC Banque Privée) のブランド名でプライベート・バンキング活動を展開しており、この活動は力強い成長を遂げ、業績に大きく貢献した。

2.1.5.5 プライベート・エクイティ

2021年度上半期において、プライベート・エクイティは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの営業事業分野における収益の3%を占めていた。

(単位：百万ユーロ)	2021年度 上半期	2020年度 上半期
銀行業務純益	257	71
一般営業費	-36	-25
営業総利益／（損失）	221	47
リスク費用	-7	2
税引前利益／（損失）	214	49
法人税	-0	2

当期純利益／（損失）	213	50
------------	-----	----

プライベート・エクイティ並びに合併及び買収に係る業務は、パリに拠点を置き、リヨン、ナント、リール、ボルドー及びストラスブールに支店を有するクレディ・ミュチュエル・エクイティ (Crédit Mutuel Equity) によって行われ、段階的な世界展開（スイス、ドイツ、カナダ及び米国）に取り組む一方で、顧客との緊密な関係を確保している。

プライベート・エクイティ部門の業務及び業績においては、2021年度上半期の非常に高水準の処分及びポートフォリオにおける保有証券の高評価が際立っていた。その一方で危機の影響を受けたセクターの株式保有には非常に慎重な評価が維持された。当期純利益（213百万ユーロ）は、2020年度上半期より163百万ユーロ、2019年度上半期より60百万ユーロ増加した。

投資資産のポートフォリオは、2021年6月30日現在で29億ユーロとなった。上半期において13件の新たな投資（総額278.5百万ユーロ）が行われた。

第三者の投資家に提案されたインフラプロジェクトのファンドが立ち上げられた。

2.1.5.6 IT、ロジスティックス及びメディア並びに持株会社

この活動は2つの部門からなる。

1つ目の部門（IT、ロジスティックス及びメディア）は、他の事業分野の活動に関連しない活動が含まれ、例えばフランス東部に所在するプレス及びメディア企業に対するグループの長期的投資、個人向けの遠隔監視サービスを提供するユーロ・プロテクション・シュルヴェイヤンス（Euro Protection Surveillance）及びグループの電子ウォレットであるライフ・ペイ（Lyfpay）等である。また情報システム、グループの不動産、並びにクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル及びその他の連合の地元銀行のメンバー向けのロジスティックス、決済プロセス、サービス・プラットフォーム及びサポート・サービスを集中化及び合理化することを目的として、2008年5月に創設された子会社である、サントル・ド・コンセイユ・エ・ド・セルヴィス（CCS）のサービスも含まれる。

2つ目の部門（持株会社）には、子会社の調整及び輸送に係る活動並びにグループの持分投資及び買収（特に、評価差額の償却及び買収の再融資費用）並びに新規支店及び地元銀行の立ち上げ費用、最後にグループが非支配持分を保有する企業の持分法を用いた連結の比例持分が含まれる。

(単位：百万ユーロ)	2021年度	2020年度	変動
	上半期	上半期	
銀行業務純益	924	806	+14.6%
一般営業費	-928	-873	+6.3%
営業総利益／（損失）	-4	-67	+93.8%
リスク費用	2	-2	有意差なし
営業利益	-3	-69	+96.2%
その他の資産及びECC ⁽¹⁾ に係る純損益	-72	-0	有意差なし
税引前利益／（損失）	-74	-69	-6.8%
法人税	-19	122	有意差なし
当期純利益／（損失）	-93	53	有意差なし

(1) ECC=持分法適用会社=持分法適用会社からの純損益の比例持分

IT、ロジスティックス、メディア及び持株会社業務による銀行業務純益は、2020年度上半期の806百万ユーロに対して、2021年度上半期においては924百万ユーロであった。

- グループのIT、ロジスティックス及びメディア事業による売上総利益は2020年度上半期の915百万ユーロに対して、2021年度上半期は893百万ユーロとなり、2.5%の減少であった。この変動は、EI・テレコム（EI Telecom）の撤退を反映したものであった。
- グループの持株会社活動は、2021年度上半期に31百万ユーロの銀行業務純益を計上し、特に固定支出の輸送コスト、自己資本及び開発計画コストが含まれる。

一般営業費は、6.3%増加した。この増加には、一方でIT投資の継続が含まれる。

IT、ロジスティックス、メディア及び持株会社による活動は、2020年度上半期には53百万ユーロの当期純利益であったのに対して、2021年度上半期は－93百万ユーロの当期純損失を計上した。

2.1.6 クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの財政状態

2.1.6.1 財政状態計算書

財政状態計算書の構成は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの商業銀行活動及び今後数年間のうちに適用される新たな規制上の要件に対応することを目的として、その財務体制を強化するためにグループが講じた措置を反映している。特に、

- ・クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、預金によって、より多額の顧客への貸出金を供給しているが、この展開は最近数年間の戦略に沿ったものである。預貸率は、2020年6月30日現在の106.6%に対して、2021年6月30日現在では103%となり、緩やかに改善している。
- ・クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの流動性リスクは、集中リスク管理システムを基盤としてBFCMが主導するシステムの一部として厳に管理されている。バーゼルIIIの流動性比率に関して大きな改善が見られ、現在100%の基準値を上回っている。一方、2021年度上半期においてLCRは平均で170.9%であった。

資産

要約 クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの連結資産は、2020年12月31日現在の7,960億ユーロと比べて、2021年6月30日現在においては8,355億ユーロであった（＋5％）。

資産合計におけるこの5％の増加（＋390億ユーロ）は、主に、顧客への貸出金及び債権（＋91億ユーロ、すなわち＋2.2％）、現金及び中央銀行残高（＋238億ユーロ）並びに純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（＋39億ユーロ、すなわち＋14.2％）の増加によるものである。

金融機関への貸出金及び債権 金融機関への貸出金及び債権は、要求払預金、銀行間貸出金及び買戻条件付き有価証券から構成される。金融機関への貸出金及び債権は、2020年12月31日現在563億ユーロであったのに対して、2021年6月30日現在は588億ユーロとなった。

顧客への貸出金及び債権 顧客への貸出金及び債権は、2020年12月31日現在の4,194億ユーロに対し、2021年6月30日現在においては4,286億ユーロとなり、全体として2.2％の増加であった。

負債（株主資本を除く。）

要約 グループの連結負債（株主資本を除く。）は、2020年12月31日現在においては7,464億ユーロであったのに対し、2021年6月30日現在においては7,837億ユーロであった（＋5％）。かかる負債には、2021年6月30日現在、73億ユーロの劣後債が含まれ、2020年12月31日と比べて横ばいであった。2021年度上半期における株主資本を除く負債の増加は、主に、顧客に対する債務（主に、預金）73億ユーロ（＋1.8％）及び特に金融機関に対する債務（＋76.2％）の増加によるものであった。

連結株主資本

連結株主資本合計は、2020年12月31日現在の496億ユーロに対し、2021年6月30日現在においては518億ユーロであった。この変動は、主に2020年からの当期純利益の繰越に対応している。

非支配持分は、2020年12月31日現在の3,115百万ユーロに対して、2021年6月30日現在は3,272百万ユーロに増加した。

2.1.6.2 流動性及びリファイナンス

2021年の年初は、人口におけるワクチン接種率が次第に高まるにつれてロックダウン措置の段階的解除が行われた。しかしながら、進行中の経済回復を損なうことがないように、中央銀行（欧州中央銀行（ECB）を含む。）の支援措置及び財政措置（特に欧州委員会及びEU主要国によるもの）は継続された。

成長回復の具体的な兆しによる後押しを受けたこのような楽観主義への回帰は、市場における固定金利の上昇をもたらし、フランス10年物OATはプラスに戻った（2021年6月30日現在のフランス10年物OATについて0.13％）。それにもかかわらず、市場に対する持続的な流動性超過によって借換条件及び流動性アクセスは依然として借入側に有利であった。

BFCMは、その全ての発行プログラムにおいて、この状況を活かすことができた。

全体として、2021年6月末現在、市場から調達した外部資金の残高は、2020年度末と比べて2.3%減少し、1,436億ユーロとなった。

短期市場の資金（満期が1年未満）は、2021年6月末現在で前年から6.2%減の合計455億ユーロであった。これは全市場の資金調達の32%を占めており、前年比1ポイント減であった。

中長期（MLT）の資金残高は、2021年6月末現在で980億ユーロであり、これは2020年度とほぼ同じ水準（-0.4%）であった。2021年度上半期に、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、MLT資金で84億ユーロを調達した。これは2021年度の110億ユーロのプログラムのうち76%にあたる。こうした新規取引は、主にBFCMブランドの下で実行されたが、クレディ・ミュチュエル住宅貸出金SFH（カバードハウジングボンドを発行するBFCMの子会社）によるものもあった。こうしたMLT資金の92%はユーロ建てで、主に大規模な公募の形で行われた（取引額の91%）。

2021年6月に調達されたMLT資金の平均満期は7年で、2020年度（6.2年）と比較してわずかに長かった。

2021年度リファイナンスプログラム

2021年度上半期において、公募債の発行額は76億ユーロに相当し、その内訳は以下のとおりである。

- ・BFCM：シニアEMTN
 - ・400百万英ポンド（GBP）の6年満期債、1月発行
 - ・1,500百万ユーロの7年超満期債、6月発行
 - ・750百万ユーロの7年満期グリーンボンド、6月発行
 - ・160百万スイスフラン（CHF）の8年満期債、6月発行
- ・BFCM：非上位シニア（SNP）EMTN
 - ・25億ユーロの7年満期債、1月及び6月発行
- ・クレディ・ミュチュエル住宅貸出金SFH：22.5億ユーロの10年及び7年満期債、5月及び7月発行

LCR及び流動性バッファ

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの連結範囲の流動性の状況は、以下のとおりである。

- ・2021年度上半期の平均LCRは、2020年度の165.2%に対して170.9%
- ・平均HQLA（質の高い流動性資産）は合計1,302億ユーロで、そのうち81%が中央銀行（主にECB）に預託されている。

連結範囲における2021年6月30日現在の流動性準備金合計の内訳は、以下のとおりである。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル（単位：10億ユーロ）	2021年6月
中央銀行への預け金	125.4
LCR証券（LCRヘアカット後）	27.6
そのうちHQLA（レベル1）	21.8
その他の適格資産、中央銀行（ECBヘアカット後）	38.7
流動性準備金合計	191.7

流動性準備金は12ヶ月の満期を有する市場リソースの大部分をカバーしている。

対象を絞ったリファイナンス事業

2020年3月にEIBにより割り当てられ、農業及びバイオ経済セクターのSME及び中規模企業が対象となる「若年農業従事者及び気候変動対策」パッケージの一環として、BFCMは2021年6月に8年の固定金利で50百万ユーロの第2回融資を実行した。

さらに「EU PL SME及びミッドキャップ向けCovid-19危機対応」プログラムの一環として、2020年6月にEIBにより割り当てられた350百万ユーロの「SME及びミッドキャップ向けCOVID19危機対応」パッケージは2021年6月に5年の固定金利による1回の融資の対象となった。

健康危機によって弱体化したSME及び中規模企業の支援を専門とする前例のないスキームは、政府保証融資（SGL）を補完するものである。

2.1.6.3 支払能力

2021年6月30日現在のクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの株主資本は、2020年度末現在の496億ユーロに対して、繰越により22億ユーロ増加して518億ユーロとなった。

2021年6月末現在のクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、18.3%⁽¹⁾の普通株式等Tier1 (CET1) 比率により高水準の支払能力を維持していた。2021年6月末現在のTier1比率は18.4%⁽¹⁾で、全体の支払能力比率は21.1%⁽¹⁾であった。

リスク加重資産 (RWA) は、2020年12月末現在の2,338億ユーロと比べて、2021年6月30日現在は2,389億ユーロとなった。信用リスクの観点からのRWAは2,147億ユーロで、全体の90%を占めた。

2021年6月30日現在のレバレッジ比率は7.2% (移行期間における計算) であった。

(1) 経過措置を除く。

2.1.6.4 外部格付

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル及びクレディ・ミュチュエル・グループの評価を行う3つの格付機関は、強固な財政状態とグループのビジネスモデルの適切性を認めている。

	長期／短期カ ウンターパー ティ**	発行体／長期 上位優先社債	見通し	短期上位優先 社債	本源的格付***	直近の公表日
ムーディーズ	Aa2／P-1	Aa3	安定的	P-1	a3	2020年11月18 日
フィッチ・ レーティング ス*	AA-	AA-	ネガティブ	F1+	a+	2021年5月28 日
スタンダード &プアーズ	A+／A-1	A	安定的	A-1	a	2021年6月24 日

* 「発行体デフォルト格付」はA+で安定していた。

** カウンターパーティ格付は、以下の格付機関の格付を示している。スタンダード&プアーズのレゾリューション・カウンターパーティ、ムーディーズのカウンターパーティ・リスク格付及びフィッチ・レーティングスのデリバティブ・カウンターパーティ格付である。

*** 本源的格付は、スタンダード&プアーズのスタンドアローン評価 (Stand Alone Credit Profile) (SACP) 格付、ムーディーズの調整後ベースライン信用リスク評価 (Adjusted Baseline Credit Assessment) (Adj. BCA) 格付及びフィッチの存続性格付 (Viability Rating) に対応している。

スタンダード&プアーズ：クレディ・ミュチュエル・グループの格付

ムーディーズ：クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル／BFCM及びCICの格付

フィッチ・レーティングス：クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの格付

2021年6月24日付で、スタンダード&プアーズは、経済環境の改善により資産の質及び資本総額の重大な悪化リスクが減少したことを考慮して、複数のフランス及びヨーロッパの銀行と同様にクレディ・ミュチュエル・グループの格付の見通しをネガティブから安定的に引き上げた。またクレディ・ミュチュエル・グループについては、安定的という見通しにより損失吸収バッファが生まれ、これにより追加損失吸収力 (ALAC) 比率に基づいて格付が1ノッチ引き上げとなる可能性がある。

留意点として、フィッチ・レーティングス及びスタンダード&プアーズが2020年3月から4月にかけて発表したネガティブという見通しは、パンデミックの発生を受けて、ヨーロッパの銀行に対して一括してなされた格付措置の一環であった。

2.1.7 代替的業績指標

代替的業績指標 (APM) — AMF一般規則第223-1条／ESMAガイドライン (ESMA/2015/1415)

標題	定義／計算方法	比率の使用理由
----	---------	---------

費用収入比率	連結損益計算書の項目に基づいて計算される比率 一般営業費（連結損益計算書の項目「一般営業費」と「有形固定資産及び無形資産に係る減価償却費、償却費及び引当金繰入額」の合計）と「IFRSにおける銀行業務純益」の比率	銀行の業務効率の測定
貸出金残高に関連する全体的な顧客リスク費用（%又はベシス・ポイントを単位として表記される）	期末の総貸出金残高について連結財務書類注記に基づく顧客リスク費用	財政状態計算書上の信用コミットメントの割合としてリスクレベルを評価することが可能になる。
リスク費用	公表された連結損益計算書の項目「カウンターパーティー・リスク費用」	リスクレベルの測定
顧客への貸出金	連結財政状態計算書の資産の部に記載される項目「償却原価で測定する顧客への貸出金及び債権」	顧客への貸付活動の測定
未確定リスクの費用	12ヶ月の予想損失（S1）＋満期における予想損失（S2）－ 財務書類注記を参照のこと。IFRS第9号の適用。個別の損失が客観的に示されていない全ての金融資産について減損が認識される。	未確定リスクのレベル測定
顧客預金、預金会計	連結財政状態計算書の負債の部に記載される項目「償却原価で測定する顧客に対する債務」	財政状態計算書の資金源の観点からの顧客活動の測定
貯蓄型保険商品	当行の顧客が保有する生命保険の残高－管理データ（保険会社）	生命保険の観点からの顧客活動の測定
金融貯蓄；カストディで保有されている管理貯蓄	顧客が保有している又はカストディ（証券口座、UCITS等）で保有されている財政状態計算書に計上されない貯蓄残高－管理データ（グループ企業）	オフ・バランスシートの資金の観点からの代表的な活動の測定（生命保険を除く。）
貯蓄合計	会計預金、貯蓄型保険商品及び銀行金融貯蓄の合計	貯蓄の観点からの顧客活動の測定
一般営業費；管理費用	公表された連結損益計算書の項目「一般営業費」と「有形固定資産及び無形資産に係る減価償却費、償却費及び引当金繰入額」の合計	一般営業費のレベル測定

金利マージン；純利息収益；純受取利息	連結損益計算書の項目に基づいて計算される。 利息の受取額と利息の支払額の差 －利息の受取額＝公表された連結損益計算書の項目「受取利息及び類似収益」 －利息の支払額＝公表された連結損益計算書の項目「支払利息及び類似費用」	代表的な収益性の測定
預貸率；コミットメント係数	連結財政状態計算書の項目を使用して計算される比率：顧客預金（連結財政状態計算書の負債の部の項目「顧客に対する債務」）に対する顧客への貸出金合計（連結財政状態計算書の資産の部の項目「顧客への貸出金及び債権」）の割合として示される比率	外部リファイナンスへの依存度の測定
カバレッジ比率	信用リスクに係る引当金（S3減損）の、規制に基づいてデフォルトと認識される残高総額（個別の減損を受けた債権の総額 S3）に対する比率として計算されることで決定される。	このヘッジ率は、デフォルト（「不良」）に陥った貸出金に関連する最大残余リスクを測定する。
貸出金総額に占める不良債権の割合	個別の減損を受けた債権残高の総額（S3）と顧客への貸出金の総額の比率（連結財務書類の注記「顧客への貸出金及び債権」に基づき計算：債権総額＋ファイナンス・リース）	資産の質に関する指標

代替的業績指標（API）、財務書類との調整

（単位：百万ユーロ）

費用収入比率	2021年度 上半期	2020年度 上半期	2019年度 上半期	2020年度
一般営業費 (1)	-4,736	-4,552	-4,567	-8,867
銀行業務純益 (2)	7,962	6,858	7,537	14,238
費用収入比率 (1)/(2)	59.5%	66.4%	60.6%	62.3%

預貸率	2021年 6月30日	2020年 6月30日	2019年度 上半期
顧客への貸出金純額	428,551	407,001	378,091
顧客預金	416,232	381,654	316,518
預貸率	103.0%	106.6%	119.5%

カバレッジ比率	2021年 6月30日	2020年 6月30日	2019年度 上半期
減損 (S3)	6,172	6,676	6,314

個別減損債権、総額 (S3)	12,097	12,669	11,695
合計カバレッジ比率	51.0%	52.7%	54.0%

不良債権比率	2021年 6月30日	2020年 6月30日	2019年度 上半期
個別減損債権、総額 (S3)	12,097	12,669	11,695
顧客への貸出金総額	437,737	416,128	386,263
不良債権比率	2.8%	3.0%	3.0%

貸出金残高に関連する顧客リスク費用	2021年 6月30日	2020年 6月30日	2019年 6月30日
顧客リスク費用	-228	-1,005	-454
顧客への貸出金総額	437,737	416,128	386,263
貸出金残高に関連する顧客リスク費用	0.10%	0.48%	0.24%

2.2 最近の動向と見通し

上半期の好調な業績は、2019年に始まり、2020年9月の2019年-2023年戦略計画の見直し（地域におけるオムニチャネルの関係性の強化、多様化の加速、技術投資の持続的ペースの維持、手続きの簡素化並びに事業部門間における資源の共有とシナジーの強化）において加速した、相互共済のグループの変革が成功していることを示すものである。

当年度下半期に、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、経済が回復する中で構成員及び顧客支援を維持及び拡大するために特に結集する。この回復においては、特に新たなセクター別方針の実施を通じて、グループの社会及び環境コミットメントが尊重される。このため、航空輸送、海上輸送及び道路輸送に適用されるセクター別の新たな融資方針では、炭素排出量が最小の資産が優遇される。新方針は、気候変動に係るパリ協定の軌跡を尊重する目的で策定されている。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、ミッションを有する企業の地位を有するフランスで唯一の銀行として、当年度下半期にそのコミットメントを明らかにする予定である。

共有されたプロジェクトを中心に団結するクレディ・ミュチュエルの13連合体のアライアンスであるクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルには、2022年にフェデラシオン・デュ・クレディ・ミュチュエル・ノール・ユーロップ（Fédération du Crédit Mutuel Nord Europe）が加盟する予定である。CFCMとケス・フェデラル・デュ・クレディ・ミュチュエル・ノール・ユーロップ（Caisse Fédérale du Crédit Mutuel Nord Europe）の2021年6月28日及び29日付取締役会の承認を受けて、このアライアンスは、顧客プロジェクトを中心としてグループのあらゆる部門で業務効率を強化し、ベルギー及び資産管理へのグループの拡大を助けることとなる。

3 BFCMの連結利益

3.1 連結損益計算書の分析

2021年度上半期のBFCM連結範囲の純損益は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの業績に影響を及ぼした要因と同一のものによって支えられた。

(単位：百万ユーロ)	2021年度 上半期	2020年度 上半期	変動
銀行業務純益	5,983	4,871	+22.8%
一般営業費	-3,306	-3,169	+4.3%
営業総利益／（損失）	2,677	1,701	+57.4%
リスク費用	-204	-940	-78.3%
確定済リスク費用	-298	-508	-41.3%
未確定リスク費用	94	-432	有意差なし
営業利益	2,473	761	x 3.2

その他の資産及びECC ⁽¹⁾ に係る純損益	-63	23	有意差なし
税引前利益／（損失）	2,410	784	x 3
法人税	-693	-310	x 2.2
非継続事業に係る税引後利益／（損失）	7	0	有意差なし
当期純利益／（損失）	1,723	473	x 3.6
非支配持分	204	96	x 2.1
グループに帰属する当期純利益	1,519	378	x 4

(1) ECC＝持分法適用会社＝持分法適用会社からの純損益に応じた持分

銀行業務純益（NBI）は、2020年度上半期と比べて22.8%増の5,983百万ユーロであった。

このNBIの変動は、強靱な金利マージンと手数料の増加による銀行ネットワークの成長（NBIの4%の増加）の恩恵を受けた。またこれはコーポレート・バンキング（＋7%）及びプライベート・バンキング（＋2.7%）の事業分野の収益の増加にも牽引された。保険業務、資本市場及びプライベート・エクイティにおける強力なNBIは、当期間の金融市場の回復による恩恵を受けた。

一般営業費は、2020年度上半期と比べて4.3%増の3,306百万ユーロであった。営業費は、特に単一破綻処理基金への拠出金及び監督費用が引き続き増加したことに影響を受けた。

全体的な費用収入比率は55.3%であった。

全体的なリスク費用は大幅に減少し（－78.3%）、その合計は2020年度上半期の940百万ユーロに対して、204百万ユーロであった。

リスク費用の減少は、第一に未確定リスクに関係している。2020年度上半期及び2020年度通期には多額の費用が計上されたのに対して、2021年度上半期には純戻入となった。IFRS第9号のシナリオによる仮定は、上半期に修正されなかった。しかしながら、ステージ2の貸出金残高は2020年12月31日に終了した年度と比べて減少し、主にセクター別引当金の戻入が可能となった。このため未確定リスクの費用は94百万ユーロの純戻入となった。

当期純利益は、収益の増加とリスク費用の減少により、2020年度上半期の473百万ユーロに対して2021年度上半期には1,723百万ユーロと急増し、これは健康危機前の水準（2019年度上半期は1,383百万ユーロ）を上回っていた（＋25%）。

部門別業績

リテール・バンキング

リテール・バンキングの銀行業務純益は、3,708百万ユーロ（＋2.7%）であった。一般営業費は2,318百万ユーロで抑制されていた（＋4.2%）。リスク費用は230百万ユーロで、そのうち281百万ユーロは確定済リスクに関するものであり、未確定リスクに関する51百万ユーロの純戻入があった。

これにより当期純利益は786百万ユーロ（x2.6）となった。

保険

保険部門による当期純利益への寄与は513百万ユーロであり、2020年6月30日現在（487百万ユーロ）と比べて明らかに増加し、2019年6月末現在に匹敵する水準に戻った。この変動は、2020年度上半期に急激に下落し、2021年に大幅に上昇した金融市場の動きと一部連動しており、その結果GACMのIFRS基準の財務実績の改善につながった。2020年6月30日現在の業績との差異は、主に、保険契約者支援のため2020年度上半期に実施された対価のない連帯措置によるものであった。

プライベート・バンキング

プライベート・バンキングは、収益の継続的な増加（＋2.7%）を維持しており、319百万ユーロとなった。当期純利益（66百万ユーロ）は、上半期の特別項目を含む営業費の増加により減少した。

コーポレート・バンキング

銀行業務純益（198百万ユーロ）は＋7%の増加であった。一般営業費は1.9%減少した。当期純利益（124百万ユーロ）は、合計リスク費用に係る37百万ユーロの純戻入によって、2020年に繰り入れられた未確定リスクに係る引当金の一部回収されたことにより恩恵を受けた。

資本市場

2020年度の危機は市況に高水準のボラティリティをもたらし、機会を生み出す一方で、一部の戦略の評価を引き下げた。2020年度第2四半期以降、ボラティリティがより小さい状態に回復することにより、銀行業務純益（前年比+255百万ユーロ）及び当期純利益（2019年度上半期の43百万ユーロに対して、115百万ユーロ）の非常に強力な回復への道が開かれた。

プライベート・エクイティ

プライベート・エクイティ部門の業務及び業績においては、2021年度上半期の非常に高水準の処分及びポートフォリオにおける保有証券の高評価が際立っていた。その一方で危機の影響を受けたセクターの株式保有には非常に慎重な評価が維持された。当期純利益（213百万ユーロ）は、2020年度上半期より163百万ユーロ、2019年度上半期より60百万ユーロ増加した。

投資資産のポートフォリオは、2021年6月30日現在、29億ユーロとなった。上半期において13件の新たな投資（総額278.5百万ユーロ）が行われた。

第三者の投資家に提案されたインフラプロジェクトのファンドが立ち上げられた。

3.2 クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業体との取引

2021年6月30日現在、BFCMの連結範囲に所属していないクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業体に提供した貸出金残高は合計300億ユーロであった。

BFCMの連結範囲の営業総利益は、BFCMの連結範囲に所属していないクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業体（主に地元銀行及びCFCM）との取引に関連して、-137百万ユーロであった。2021年度上半期における上記の取引による純受取利息の総額は199百万ユーロ、正味支払手数料は-8百万ユーロ、当該事業体により計上されたその他の活動による収益と費用及び一般営業費の正味残高は-273百万ユーロとなった。

3.3 最近の動向と見通し

上半期におけるBFCM（連結範囲）の好調な業績は、BFCMが不可欠な一部をなすクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの変革が成功したことの証である。

当年度下半期に、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、経済が回復する中で構成員及び顧客支援を維持及び拡大するために特に結集する。この回復においては、特に新たなセクター別方針の実施を通じて、グループの社会及び環境コミットメントが尊重される。このため、航空輸送、海上輸送及び道路輸送に適用されるセクター別の新たな融資方針では、炭素排出量が最小の資産が優遇される。新方針は、気候変動に係るパリ協定の軌跡を尊重する目的で策定されている。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、ミッションを有する企業の地位を有するフランスで唯一の銀行として、当年度下半期にそのコミットメントを明らかにする予定である。

共有されたプロジェクトを中心に団結するクレディ・ミュチュエルの13連合体のアライアンスであるクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルには、2022年にフェデラシオン・デュ・クレディ・ミュチュエル・ノール・ユーロップが加盟する予定である。CFCMとケース・フェデラル・デュ・クレディ・ミュチュエル・ノール・ユーロップの2021年6月28日及び29日付取締役会の承認を受けて、このアライアンスは、顧客プロジェクトを中心としてグループのあらゆる部門で業務効率を強化し、ベルギー及び資産管理へのグループの拡大を助けることとなる。

4 【経営上の重要な契約等】

BFCMは、その有価証券の発行に関連した債務の引受けができなくなるといった、BFCMの財政状態に影響を及ぼしうる主要な契約に過去2年間に於いて署名していない。

5 【研究開発活動】

該当事項なし。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

有価証券報告書の「第一部 企業情報－第4 設備の状況－2 主要な設備の状況」に記載されている内容については、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

2021年6月30日現在

授権株数（株）	発行済株式総数（株）	未発行株式数（株）
未発行の授権株式はない。（注）	33,770,590	該当なし。（注）

（注） フランスでは、取締役会決議により発行され得る授権株式の概念は存在しないが、株主総会は、取締役会に対して株式又は持分証券の発行に際し、その金額及び期間を決定する権限を、一定の範囲内で与えることができる。

②【発行済株式】

2021年6月30日現在

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名式 額面金額 50ユーロ	普通株式	33,770,590	—	普通株式は、完全議決権株式であり、権利に何ら限定のない、BFCMにおける標準的な株式である。
計	—	33,770,590	—	—

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3)【発行済株式総数及び資本金の状況】

2021年6月30日現在

年月日	種類	発行済株式総数		資本金	
		増減数 (株)	残高 (株)	増減額	残高
2021年1月 1日から 2021年6月 30日	額面金額 50ユーロの 普通株式	0	33,770,590	0ユーロ 0円	1,688,529,500ユーロ 218,073,584,925円

(4) 【大株主の状況】

2021年6月30日現在のBFCMの株式資本の分配

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
CFCM	ストラスブール 67913、リュ・フレ デリック・ギヨー ム・ライフアイゼン 4、セデックス09、 フランス	31,401,262	92.98
CRCM・ロワール・アトラン ティック・サントルー・ウエ スト	ナント CS14003、 リュ・ド・リュ 10、セデックス1、 フランス	741,959	2.20
CFCM・ド・メーヌ・アン ジュー・バス・ノルマン ディ	ラヴァル 53083、ブ ルバール・ヴォルネ イ 43、フランス	459,722	1.36
CRCM・デュ・サントル	オルレアン 45920、 リュ・デュ・フォー ブル・マドレーヌ 105、プラス・ド・ ユーロップ、フラン ス	308,716	0.91
CRCM・アンジュー	アンジェ 49006、プ ラス・モリエール 1、フランス	175,991	0.52
CFCM・オセアン	ラ・ロシュ・シュル ーヨン 85001、 リュ・レアンドル・ メルレ 34、フラン ス	172,116	0.51
CRCM・ディルドー・フラン ス	パリ 75439、リュ・ ド・ラ・ロシュフ コー 18、フランス	146,411	0.43
CRCM・ド・ノルマンディ	カーン 14052、 リュ・デュ・11 ノ ベンプレ 17、フラ ンス	123,766	0.37
CRCM・メディテラネ	マルセイユ 13267、 アヴェニュー・デュ・ プラド 494、フラン ス	74,490	0.22
CRCM・デュ・シュデスト	リヨン 69266、 リュ・ラアン・エ・ ダニューブ 8-10、 セデックス09、フラ ンス	61,535	0.18
2021年6月30日現在の10大株主の小計		33,665,968	99.69
その他の株主		104,622	0.31
合計		33,770,590	100.00

2【役員の状況】

有価証券報告書の「第一部 企業情報―第5 提出会社の状況―3 コーポレート・ガバナンスの状況等―（2）役員の状況」に記載されている内容については、有価証券報告書の提出日後、本半期報告書提出日までに報告すべき異動はなかった。

第6【経理の状況】

1. 本書記載の当行及びその子会社（以下「BFCMグループ」と総称する。）の邦文の中間連結財務書類は、国際会計基準審議会が公表し、欧州連合が採用した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成された原文の要約中間連結財務書類（以下「原文の中間財務書類」という。）の翻訳をもとに作成したものである。IFRSと日本において一般に公正妥当と認められている会計原則、会計慣行及び表示方法との間の主な相違点に関しては、「3 フランスと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に説明されている。BFCMグループの原文の中間財務書類の日本における開示は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第76条第1項の適用を受けるものである。
2. 原文の中間財務書類は、独立公認会計士である、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・エ・オートル及びプライスウォーターハウスクーパース・フランスからの監査は受けていないが、フランスの専門的基準に準拠したレビューを受けている。
3. 原文の中間財務書類（仏語）はユーロで表示されている。「中間財務諸表等規則」第79条の規定に基づき「円」で表示されている金額は、2021年8月16日現在の株式会社三菱UFJ銀行における対顧客電信直物売買相場の仲値、1ユーロ＝129.15円の為替レートで換算された金額である。金額は百万円単位（四捨五入）で表示されている。なお、円換算額は単に便宜上表示されたものであり、ユーロ額が上記のレートで円に換算されることを意味するものではない。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。
4. 円換算額並びに「2 その他」及び「3 フランスと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」の記載事項は、当該事項における原文の中間財務書類への参照事項を除き、原文の中間財務書類には含まれていない。

1 【中間財務書類】

要約連結財務書類

BFCMグループ2021年6月30日連結財務書類
財務書類は未監査だが、限定的レビュー済み

連結財政態計算書（資産）

	2021年 6月30日 (百万ユーロ)	2021年 6月30日 (百万円)	2020年 12月31日 (百万ユーロ)	2020年 12月31日 (百万円)	注記
現金及び中央銀行への預け金	123,017	15,887,646	99,110	12,800,057	4
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	31,592	4,080,107	27,658	3,572,031	5a
ヘッジ手段のデリバティブ	2,689	347,284	3,504	452,542	6a
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	32,455	4,191,563	33,643	4,344,993	7
償却原価で測定する有価証券	3,340	431,361	2,963	382,671	10a
償却原価で測定する金融機関等への貸出金及び債権	53,242	6,876,204	54,797	7,077,033	10b
償却原価で測定する顧客への貸出金及び債権	275,733	35,610,917	270,836	34,978,469	10c
金利リスク・ヘッジ対象ポートフォリオの再測定による調整	771	99,575	975	125,921	6b
保険事業による短期投資及び責任準備金の再保険会社負担分	119,302	15,407,853	116,567	15,054,628	13a
未収還付税	564	72,841	908	117,268	14a
繰延税金資産	1,335	172,415	1,388	179,260	14b
未収収益及びその他の資産	6,702	865,563	6,873	887,648	15a
売却目的保有非流動資産	92	11,882	0	0	3c
持分法適用会社に対する投資	824	106,420	903	116,622	16
投資不動産	36	4,649	50	6,458	17
有形固定資産	2,457	317,322	2,522	325,716	18a
無形資産	497	64,188	501	64,704	18b
のれん	3,976	513,500	4,045	522,412	19
資産合計	658,624	85,061,290	627,244	81,008,563	

連結財政状態計算書（負債）

	2021年 6月30日 (百万ユーロ)	2021年 6月30日 (百万円)	2020年 12月31日 (百万ユーロ)	2020年 12月31日 (百万円)	注記
中央銀行からの預り金	631	81,494	575	74,261	4
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	18,567	2,397,928	15,525	2,005,054	5b
ヘッジ手段のデリバティブ	1,932	249,518	2,083	269,019	6a
償却原価で測定する負債証券	123,869	15,997,681	127,314	16,442,603	11a
償却原価で測定する金融機関等に対する債務	75,793	9,788,666	44,846	5,791,861	11b
償却原価で測定する顧客に対する債務	268,306	34,651,720	268,802	34,715,778	11c
金利リスク・ヘッジ対象ポートフォリオの再測定による調整	22	2,841	27	3,487	6b
未払税金	621	80,202	444	57,343	14a
繰延税金負債	1,045	134,962	1,137	146,844	14b
未払費用及びその他の負債	8,754	1,130,579	10,575	1,365,761	15b
売却目的保有非流動資産関連の負債	0	0	0	0	3c
保険事業の契約に関する負債	114,017	14,725,296	112,568	14,538,157	13b
引当金	3,033	391,712	2,968	383,317	20
償却原価で測定する劣後債	7,778	1,004,529	7,804	1,007,887	21
株主資本合計	34,256	4,424,162	32,575	4,207,061	22
グループに帰属する株主資本	30,009	3,875,662	28,527	3,684,262	22
資本金及び関連剰余金	6,197	800,343	6,197	800,343	22a
連結剰余金	21,765	2,810,950	20,401	2,634,789	22a
その他の包括利益累計額（未実現又は繰延損益）	528	68,191	645	83,302	22b
当期利益（損失）	1,519	196,179	1,284	165,829	
株主資本－非支配持分	4,247	548,500	4,048	522,799	
負債及び株主資本合計	658,624	85,061,290	627,244	81,008,563	

連結損益計算書

	2021年 6月30日 (百万ユーロ)	2021年 6月30日 (百万円)	2020年 6月30日 (百万ユーロ)	2020年 6月30日 (百万円)	注記
受取利息及び類似収益	5,023	648,720	5,450	703,868	24
支払利息及び類似費用	-2,310	-298,337	-2,630	-339,665	24
手数料（収益）	1,812	234,020	1,697	219,168	25
手数料（費用）	-445	-57,472	-436	-56,309	25
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益	485	62,638	-376	-48,560	26
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益	42	5,424	15	1,937	27
償却原価で測定する金融資産の認識の中止により生じる純損益	0	0	0	0	28
保険事業に係る純利益	1,295	167,249	855	110,423	29
その他の活動に係る収益	336	43,394	470	60,701	30
その他の活動に係る費用	-255	-32,933	-174	-22,472	30
銀行業務純益	5,983	772,704	4,871	629,090	
従業員給付費用	-1,717	-221,751	-1,648	-212,839	31a
その他の一般営業費	-1,429	-184,555	-1,379	-178,098	31b
有形固定資産及び無形資産に係る減価償却費、償却費及び引当金繰入額	-159	-20,535	-142	-18,339	31c
営業総利益	2,677	345,735	1,701	219,684	
カウンターパーティー・リスク費用	-204	-26,347	-940	-121,401	32
営業利益	2,473	319,388	761	98,283	
持分法適用会社の純利益／（損失）に対する持分	8	1,033	28	3,616	16
その他の資産の処分に係る純損益	-2	-258	-4	-517	33
のれんの価値の変動	-69	-8,911	-1	-129	34
税引前利益／（損失）	2,410	311,252	784	101,254	
法人税	-693	-89,501	-310	-40,037	35
非継続事業に係る税引後利益／（損失）	7	904	0	0	3c
当期純利益／（損失）	1,723	222,525	473	61,088	
利益／（損失） - 非支配持分	204	26,347	96	12,398	
グループに帰属する当期純利益	1,519	196,179	378	48,819	

連結包括利益計算書

	2021年6月30日 (百万ユーロ)	2021年6月30日 (百万円)	2020年6月30日 (百万ユーロ)	2020年6月30日 (百万円)
当期純利益／（損失）	1,723	222,525	480	61,992
為替換算調整勘定	50	6,458	-11	-1,421
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再測定－資本性金融商品	46	5,941	-123	-15,885
保険事業による投資の再測定	-67	-8,653	-92	-11,882
ヘッジ手段のデリバティブの再測定	1	129	-2	-258
関連会社の未実現又は繰延損益に対する持分	0	0	-1	-129
純損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益合計	30	3,875	-229	-29,575
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再測定－期末現在保有している資本性金融商品	1	129	-7	-904
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再測定－当期中に売却された資本性金融商品	0	0	0	0
確定給付制度に係る数理計算上の損益	27	3,487	-16	-2,066
振替えられることのない持分法適用会社の損益に対する持分	0	0	0	0
純損益に振替えられることのないその他の包括利益合計	27	3,487	-23	-2,970
純利益／（損失）及びその他の包括利益	1,780	229,887	228	29,446
うちグループ帰属分	1,579	203,928	164	21,181
うち非支配持分帰属分	201	25,959	64	8,266

その他の包括利益に関連する項目は、税効果考慮後の金額で表示されている。

[次へ](#)

株主資本等変動計算書

(百万ユーロ)	資本金	株式払込剰余金	剰余金 (1)	その他の包括利益累計額 (未実現又は繰延損益)				グループに 帰属する純利 益／ (損失)	グループに 帰属する 株主資本	非支配持分	連結株主資本 合計
				為替換算調整 勘定	その他の包括利益 を通じて公正価値 で測定する金融 資産	ヘッジ手段の デリバティブ	数理計算上の 損益				
2019年12月31日現在の株主資本	1,689	4,509	18,619	28	949	2	-275	2,282	27,802	4,269	32,072
前年度の利益処分			2,282					-2,282	0		0
増資	0								0		0
配当金の支払			-301						-301	-1	-302
支配の喪失につながらない子会社株式の変動			0						0	0	0
小計：株主関係に起因する変動	0	0	1,981	0	0	0	0	-2,282	-301	-1	-305
連結当期利益								378	378	96	473
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の変動			0	-12	-188	-2	-17		-218	-34	-252
小計	0	0	0	-12	-188	-2	-17	378	159	62	221
取得及び処分による非支配持分への影響			-163		0				-163	-498	-660
その他の変動		0	1						1	21	22
2020年6月30日現在の株主資本	1,689	4,509	20,438	16	761	0	-292	378	27,499	3,854	31,353
前年度の利益処分			0					0	0		0
増資	0								0		0
配当金の支払			0						0	0	0
支配の喪失につながらない子会社株式の変動									0	0	0
小計：株主関係に起因する変動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
連結当期利益								906	906	128	1,034
その他の包括利益累計額の変動			0	-105	303	0	-39		159	81	240
小計	0	0	0	-105	303	0	-39	906	1,065	209	1,274
取得及び処分による非支配持分への影響			0		0				0	0	0
その他の変動		0	-37						-37	-13	-51
2020年12月31日現在の株主資本	1,689	4,509	20,401	-89	1,064	0	-331	1,284	28,527	4,048	32,575
前年度の利益処分			1,284					-1,284	0		0
増資	0								0		0
配当金の支払			-102						-102	-1	-103
追加持分の取得又は一部処分			0						0		0
小計：株主関係に起因する変動	0	0	1,182	0	0	0	0	-1,284	-102	-1	-103
連結当期利益								1,519	1,519	205	1,723
その他の包括利益累計額の変動			176	50	-193	1	26		60	-4	55
小計	0	0	176	50	-193	1	26	1,519	1,578	200	1,778
取得及び処分による非支配持分への影響									0	0	0
その他の変動		0	6						6	-1	5
2021年6月30日現在の株主資本	1,689	4,509	21,765	-39	872	1	-306	1,519	30,009	4,247	34,256

(1) 2021年6月30日現在の剰余金は法定準備金 (169百万ユーロ)、規制準備金 (5,705百万ユーロ) 及びその他の準備金 (15,891百万ユーロ) で構成されている。

株主資本等変動計算書

(百万円)	資本金	株式払込剰余金	剰余金 (1)	その他の包括利益累計額 (未実現又は繰延損益)				グループに 帰属する純利 益 / (損失)	グループに 帰属する 株主資本	非支配持分	連結株主資本 合計
				為替換算調整 勘定	その他の包括利益 を通じて公正価値 で測定する金融 資産	ヘッジ手段の デリバティブ	数理計算上の 損益				
2019年12月31日現在の株主資本	218,134	582,337	2,404,644	3,616	122,563	258	-35,516	294,720	3,590,628	551,341	4,142,099
前年度の利益処分			294,720					-294,720	0		0
増資	0								0		0
配当金の支払			-38,874						-38,874	-129	-39,003
支配の喪失につながらない子会社株式の変動			0						0	0	0
小計：株主関係に起因する変動	0	0	255,846	0	0	0	0	-294,720	-38,874	-129	-39,391
連結当期利益								48,819	48,819	12,398	61,088
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の変動			0	-1,550	-24,280	-258	-2,196		-28,155	-4,391	-32,546
小計	0	0	0	-1,550	-24,280	-258	-2,196	48,819	20,535	8,007	28,542
取得及び処分による非支配持分への影響			-21,051		0				-21,051	-64,317	-85,239
その他の変動		0	129						129	2,712	2,841
2020年6月30日現在の株主資本	218,134	582,337	2,639,568	2,066	98,283	0	-37,712	48,819	3,551,496	497,744	4,049,240
前年度の利益処分			0					0	0		0
増資	0								0		0
配当金の支払			0						0	0	0
支配の喪失につながらない子会社株式の変動									0	0	0
小計：株主関係に起因する変動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
連結当期利益								117,010	117,010	16,531	133,541
その他の包括利益累計額の変動			0	-13,561	39,132	0	-5,037		20,535	10,461	30,996
小計	0	0	0	-13,561	39,132	0	-5,037	117,010	137,545	26,992	164,537
取得及び処分による非支配持分への影響			0		0				0	0	0
その他の変動		0	-4,779						-4,779	-1,679	-6,587
2020年12月31日現在の株主資本	218,134	582,337	2,634,789	-11,494	137,416	0	-42,749	165,829	3,684,262	522,799	4,207,061
前年度の利益処分			165,829					-165,829	0		0
増資	0								0		0
配当金の支払			-13,173						-13,173	-129	-13,302
追加持分の取得又は一部処分			0						0		0
小計：株主関係に起因する変動	0	0	152,655	0	0	0	0	-165,829	-13,173	-129	-13,302
連結当期利益								196,179	196,179	26,476	222,525
その他の包括利益累計額の変動			22,730	6,458	-24,926	129	3,358		7,749	-517	7,103
小計	0	0	22,730	6,458	-24,926	129	3,358	196,179	203,799	25,830	229,629
取得及び処分による非支配持分への影響									0	0	0
その他の変動		0	775						775	-129	646
2021年6月30日現在の株主資本	218,134	582,337	2,810,950	-5,037	112,619	129	-39,520	196,179	3,875,662	548,500	4,424,162

(1) 2021年6月30日現在の剰余金は法定準備金 (21,826百万円)、規制準備金 (736,801百万円) 及びその他の準備金 (2,052,323百万円) で構成されている。

[次へ](#)

連結キャッシュ・フロー計算書

	2021年6月30日 (百万ユーロ)	2021年6月30日 (百万円)	2020年6月30日 (百万ユーロ)	2020年6月30日 (百万円)
当期純利益／（損失）	1,723	222,525	473	61,088
法人税	693	89,501	310	40,037
税引前利益／（損失）	2,417	312,156	784	101,254
+/- 有形固定資産減価償却費及び無形資産償却費（純額）	156	20,147	140	18,081
- のれん及びその他の固定資産の減損	-12	-1,550	3	387
+/- 引当金繰入額（純額）	-162	-20,922	546	70,516
+/- 持分法適用会社の利益に対する持分	-8	-1,033	-28	-3,616
+/- 投資活動に係る純損失／利益	-12	-1,550	4	517
+/- その他の変動	4,198	542,172	-2,379	-307,248
= 税金及びその他の調整前の純利益／（損失）に含まれる非貨幣項目合計	4,160	537,264	-1,715	-221,492
+/- 金融機関との取引に関する収入及び支出	29,641	3,828,135	4,968	641,617
+/- 顧客取引に関する収入及び支出	-5,241	-676,875	15,419	1,991,364
+/- 金融資産又は負債に影響を及ぼすその他の取引に関する収入及び支出	-8,065	-1,041,595	6,890	889,844
+/- 非金融資産又は負債に影響を及ぼすその他の取引に関する収入及び支出	-348	-44,944	5	646
- 支払法人税	-117	-15,111	-318	-41,070
= 営業活動による資産及び負債の純減	15,870	2,049,611	26,964	3,482,401
営業活動によるキャッシュ・フロー（純額）合計	22,446	2,898,901	26,033	3,362,162
+/- 金融資産及び投資に関する収入及び支出	132	17,048	26	3,358
+/- 投資不動産に関する収入及び支出	-5	-646	-221	-28,542
+/- 有形固定資産及び無形資産に関する収入及び支出	-101	-13,044	-198	-25,572
投資活動に関するキャッシュ・フロー（純額）合計	26	3,358	-393	-50,756
+/- 株主へのキャッシュ・フロー及び株主からのキャッシュ・フロー	-104	-13,432	-302	-39,003
+/- 財務活動に関連するその他のキャッシュ・フロー（純額）	-1,511	-195,146	1,928	249,001
財務活動に関するキャッシュ・フロー（純額）合計	-1,615	-208,577	1,626	209,998
現金及び現金同等物に係る為替換算差額	11	1,421	27	3,487
現金及び現金同等物の増加（純額）	20,869	2,695,231	27,294	3,525,020
営業活動によるキャッシュ・フロー（純額）	22,446	2,898,901	26,033	3,362,162
投資活動に関するキャッシュ・フロー（純額）	26	3,358	-393	-50,756
財務取引に関するキャッシュ・フロー（純額）	-1,615	-208,577	1,626	209,998
現金及び現金同等物に係る為替換算差額	11	1,421	27	3,487
現金及び現金同等物の期首残高	91,900	11,868,885	58,312	7,530,995
現金並びに中央銀行及び郵便銀行勘定への預け金	98,537	12,726,054	64,050	8,272,058
金融機関との間の勘定及び要求払貸出金／借入金	-6,637	-857,169	-5,738	-741,063
現金及び現金同等物の期末残高	112,769	14,564,116	85,606	11,056,015
現金並びに中央銀行及び郵便銀行勘定への預け金	122,387	15,806,281	95,426	12,324,268
金融機関との間の勘定及び要求払貸出金／借入金	-9,618	-1,242,165	-9,820	-1,268,253
現金及び現金同等物に係る変動	20,869	2,695,231	27,294	3,525,020

次へ

財務書類に対する注記

注記1：会計原則及び会計方針

国際会計基準の適用に関する規則（EC）第1606／2002号及び同基準の採用に関する規則（EC）第1126／2008号に基づき、連結財務書類は2021年6月30日において欧州連合が採用している国際財務報告基準（IFRS）に従って作成されている。

全体の枠組みは、以下の欧州委員会のウェブサイトに掲載されている。

https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/company-reporting-and-auditing/company-reporting/financial-reporting_en# ifrs-financial-statements

財務書類は、Autorité des normes comptables（ANC：フランス会計基準当局）のIFRS要約報告書に関する勧告第2017-02号において推奨されている書式に従って表示されている。これらは、欧州連合が採用している国際会計基準と一致している。

リスク管理に関する情報は、グループの経営者報告書に記載されている。

新型コロナウイルス感染症による公衆衛生上の危機

クレディ・ミュチュエル・グループは総力を挙げて、新型コロナウイルス感染症による公衆衛生上の危機に対応している。金融機関として、特に零細企業や中小企業など困難に直面する可能性のある顧客（職業的専門家や企業を含む）に綿密な支援を全面的に提供している。

政府保証融資（SGL）

グループは、政府の経済支援計画にコミットしている。事業及び法人顧客のキャッシュ・フローを支援するため、政府保証融資を提供している。

SGLは、1年から5年の返済猶予期間が設定されている12ヶ月の一括返済ローンである。

当初のオファーでは、金利は0％で、政府保証のコストが生じる（企業の規模に応じて、初年度に0.25％から0.50％の間で顧客が支払う手数料により相殺）。

償却段階では、SGLには初年度の元本返済額が含まれる場合がある。法的及び規制上の枠組みにおいて、この償却方法は「支払の可能性が低い」ことの兆候を表しているわけでもなく、信用リスクが悪化していることの兆候を表しているわけでもない。

キャッシュ・フローの回収目的で保有し、基本的な融資基準を満たす場合、これらの融資は実効金利法を用いて償却原価で会計処理される。当初認識日には、公正価値に相当する額面金額で認識される。

SGLでは、実施後の毎年の応当日から、返済猶予期間を設けることができる。この猶予期間中の保証料の認識に関するキャッシュ・フローの修正は、IFRSに基づきSGLの帳簿価額が調整され、利益に対する即時かつプラスの影響が生じる。グループへの影響額は軽微であるため、修正再表示を行っていない。

2021年6月30日現在、グループが提供した政府保証融資は128億ユーロ、保証額は114億ユーロであり、そのうち73億ユーロが延長対象であった。

これらの予想信用損失を評価する際は、元利残高の70％から90％についての政府保証（Banque Publique d'Investissement（公共投資銀行）が実施）の影響を考慮している。2021年6月30日現在、Crédit Mutuel Alliance Fédéraleのレベルで、減損金額は112百万ユーロに達していた。

信用リスク

クレディ・ミュチュエル・グループは、2020年3月末にIASB及びESMAが公表した内容をレビューした。

コロナ禍という例外的な状況において、予想信用損失の会計処理には判断を用いる。

正常債権に対する引当金計上の一環として、クレディ・ミュチュエル・グループは、マクロ経済環境におけるコロナ禍のこれまでに類のない非常に厳しい状況を考慮している。

2020年度には、全てのポートフォリオにつき、内部格付の手法を用いて将来予測的なデフォルト確率を測定するため、フランス銀行のマクロ経済見通しに合わせて悲観的シナリオの比重を高めた。この測定方法は、個人及び個人事業主向けの悲観的シナリオでも用いられた。

2021年6月30日現在、グループはこの方法を維持しているが、これは、経済活動がパンデミック前の水準に戻るのは2023年であり、危機的シナリオが長期化することを反映している。

これにより、グループは、危機発生前の水準（2019年12月31日）と比較して、デフォルト確率が将来、事業顧客や小売顧客については2倍、個人については75%、大企業を除く法人については50%超上昇することに対するヘッジが可能になる。

2020年には、当局の勧告に従い、公衆衛生上の危機に最も脆弱とみなされるセクター（観光、ゲーム、娯楽、ホテル、レストラン、メーカーを除く自動車及び航空業界、衣料品、飲料取引、小型車両のレンタル、旅客輸送業、航空会社）における実際の申請率の上昇を見込んで、引当金を一括計上した。

それはグループの手法に基づいて実施したものであり、これを裏付ける手法が2021年後半／2022年半ばに終了するとその影響が予想される。脆弱なセクターに対する健全なエクスポージャーはステージ2に完全に移行されたため、完了時のデフォルト確率に基づき過大に算出されていた。

2020年6月30日現在の影響は、660百万ユーロ（2020年12月31日現在は749百万ユーロ）と見積もられた。この減少は主に残高の減少による。

さらに、当初満期に返済されることなく、満期を二度延長する恩恵を受けた融資について、グループは信用リスクの悪化に関する新たな基準を設定した。

この導入により、条件緩和債権への移行が追加的に行われ、予想信用損失が増加した（これにより、ステージ2に移行又は格下げされたローンの評価額がさらに低下した）。

グループは、カウンターパーティー・リスク費用（セグメント別引当金を除く）の感応度テストを実施した。IRB事業体については10ポイント、標準モデルの事業体については5ポイント増加すると、引当金60.33百万ユーロの追加、又は2.4%のステージ1及び2の引当金が必要になる。

リカバリーエクイティローン・プログラム

クレディ・ミュチュエル・グループは、株式相当の資金調達の恩恵をSME及びETIが享受できるようにすることを目的とした、リカバリーエクイティローン（PPR）・プログラムにコミットしている。

こうした状況を背景として、グループは、PPR（株式市場のメカニズムにより定義される厳格な適格基準を満たすもの）を銀行業ネットワーク全体に広げる予定である。つまり、元本の返済猶予期間4年の期間8年の固定金利ローンであり、4年目に繰上返済オプションを行使することができる。

グループは、PPRSの90%をマーケットファンド（通称PPRファンド）に売却し、残る10%を財政状態計算書に引き続き計上する。

PPRファンドは、構成要素が負債に一切計上されることがないように組成される。ファンドが発行する有価証券は、30%を上限とした政府保証を除く、売却された全てのPPR（元本及び金利）に相当する対価となる。

キャッシュ・フローの回収目的で保有し、基本的な融資基準を満たす場合、PPRの10%は実効金利法を用いて償却原価で会計処理される。当初認識日に額面金額で認識された金額が公正価値に相当する。

2021年6月30日現在、グループの財政状態計算書上のPPR残高は軽微である。

PPRの90%を上限とした売却という仕組み及びそのマーケット・メカニズムは、IFRS第9号「認識の中止」の基準に従い明確化されている。

保険事業体を通じて、グループはPPRファンドが発行した有価証券への投資を目指している。

IBOR改革

IBOR金利の改革は、銀行の申告データと大幅に減少している基礎となる取引量に基づく、指標及び銀行間取引金利の算出方法において見られる欠点への対応の一環として行われている。

欧州では、ベンチマーク規制（BMR）が2016年に公表され、2018年の初めから適用されている。この改革の主要要素は、市場で使用される指標の信頼性を保証及び改善するために、実際の取引に基づいて金利を算出することに基づいている。

全ての指標は、現時点でBMR規制を遵守していなければならない。現行の指標は2021年12月31日まで使用を継続することができ、一部のLIBOR（米ドルLIBOR）の期間は2023年6月30日まで使用が継続される可能性がある。いずれは、以前のベンチマーク指標（LIBOR、EONIAなど）は新規制に準拠しているか、例外的な寄与の延長による恩恵を受けない限り、使用できなくなる。

円滑な移行を確保するために、グループは、法務、商業、組織、ツール、財務／会計領域における影響をリストアップしている。そのため、2019年第1四半期からプロジェクトとして作業を開始しており、この移行に関連するリスクを網羅するよう徹底している。

会計面では、グループはIAS第39号、IFRS第9号、IFRS第7号、IFRS第4号及びIFRS第16号の改訂フェーズ1を改革の準備期間に適用し、新指標への移行期間には規定され次第、フェーズ2を適用する。これらの公表により導入される取扱い及び緩和策については、注記2.1を参照。

グループは、欧州委員会が、LIBORについては米国ARRCの勧告、EONIA及びEURIBORについてはRFRグループの勧告に基づき、強固なフォールバック条項のない契約に関する代替指標を正式に指定しない限り、EONIA、EURIBOR及びLIBORに関する不確実性は引き続き存在すると考えている。最終的な見解は、2021年後半に見込まれる欧州委員会による開始の決定により正式化される。それにより、EURIBORの持続可能性及びEONIAとLIBOR指標の後継指標であるESTRのステータスが強化される。各証券取引所協会は、代替指標の識別に関する声明を発表済である。

既存の契約については、グループは、以下による代替指標への移行作業を開始した。

- ISDAプロトコル（2021年1月25日を発効日として適用）の遵守により、又は中央清算デリバティブ取引についての清算機関のルールブックを更新することにより、店頭デリバティブ契約、買戻条件付契約、貸出金及び借入金にフォールバック条項を含める。しかし、これらの条項は、特に、2021年10月以降指標の公表が恒久的に停止されたり、清算機関が補完する指標に準拠していない取引とされるなどのトリガー事象が発生した場合にのみ発動される。
- 2021年から法人顧客又は銀行のカウンターパーティーとのFBF契約書に「ベンチマーク事象に関連する技術的修正」を取り入れ、2020年2月よりも前に締結された満期を迎えていない金利取引の順守を徹底している。

- 2021年より、当事者間の双務交渉を通じて又は売買条件の更新により（すなわち補遺による参照金利の変更）、契約を更新する。既存契約の新しい代替指標への移行は、リテール・バンキング及びキャピタル・マーケットについては既に計画されている。

最後に、本報告日現在、グループの金利リスク管理戦略は影響を受けていないが、これは、新たな指標で処理された取引に対するエクスポージャーが軽微であると考えられるためである。グループは、LIBOR指標の恒久的な停止に関して、欧州委員会、ECB、EBA及びESMAが2021年6月24日に発表した共同公式声明に留意しており、それに基づいて戦略を調整する予定である。

2021年6月30日現在で満期を迎えていないエクスポージャーで、IBOR改革に関連する変更の対象となるものは、以下のとおりである。

(単位：百万ユーロ)	金融資産 - 帳簿価額	金融負債 - 帳簿価額	デリバティブ - 額面金額	うち、 ヘッジ手段の デリバティブ
EONIA	453	450	889	16
EURIBOR	37,123	10,066	194,363	151,706
GBP - LIBOR	572	22	3,088	206
USD - LIBOR	5,299	777	15,671	4,332

貸出条件付長期資金供給オペ第三弾 - TLTRO III

TLTRO IIIプログラムにより、銀行は2019年9月から計7回、それぞれ3年の期間で時期により異なる金利が付された新規のリファイナンス・トランシェの恩恵を受けることができる。また、2021年1月から、3つのトランシェが追加された。TLTRO IIIの金利は、ECBが定義する市況に基づいたもので、銀行の与信実績に連動する補助金が含まれる場合がある。

今般の公衆衛生上の危機において、こうした資金供給オペの条件は、個人や事業への貸付をサポートするために、ECBにより二度緩和された。

一部のターゲットパラメーターは「再調整」されている。

銀行の借入能力は、2021年3月現在で適格残高の55%に引き上げられた（以前は50%）。

最初の7つのTLTRO IIIトランシェは、各オペの1年後から、残り3つのトランシェについては2022年6月から、四半期ごとに繰上返済が可能である。

追加期間についてパフォーマンス目標が達成された場合、優遇金利条件で延長されている。TLTRO IIIの金利はこのように、2020年6月から2022年6月までの「特別」期間にわたり（当初は2021年6月まで）、50ベースポイント引き下げられる（すなわち「超過補助金」）。

2021年6月30日現在、グループは421.9億ユーロについて、TLTRO III長期資金供給オペに参加している。これらは、償却原価で認識される変動金利金融商品となる。

これらのオペの実効金利は、2020年3月1日から2021年3月31日までの期間及び2020年10月1日から2021年12月31日までの追加期間について、ECBが設定した与信実績の増加目標の達成後に取得するリファイナンス金利（すなわち、ECBの流動性預金金利（「DFRレート」））に基づいて算出される。この場合、オペの期間全体にわたる補助金及び「特別」金利期間に対する「超過補助金」の0.50%を考慮する。

クレディ・ミュチュエル・グループは現在、TLTRO III取引の会計処理に関する2021年6月のIFRICの決定について潜在的な影響を分析している。

1. 連結の範囲及び方法

1.1 連結主体

グループの親会社はBanque Fédérative du Crédit Mutuelである。

1.2 連結の範囲

事業体を連結範囲に含めるか否かの一般原則は、IFRS第10号、IFRS第11号及び改訂IAS第28号により定められている。

グループが支配する又は重要な影響力を及ぼすが、連結財務書類上重要ではない事業体は、連結の範囲から除外される。ある事業体の財政状態計算書の合計又は純損益が、連結計算書又は下位連結計算書（レベル別の連結の場合）の合計に占める割合が1%未満の場合、連結財務書類上重要ではないとみなされる。この定量的基準は相対的なものにすぎず、この基準値に達しているか否かに関わらず、その事業又は予想される動向を鑑みて戦略的投資とみなされる場合には、事業体が連結グループに含まれることもある。

連結の範囲は、以下からなる。

- **支配下にある事業体**：グループが事業体に対するパワーを有する場合、グループが事業体への関与によって生じる変動リターンに対するエクスポージャーにさらされている又は変動リターンに対する権利を有する場合、及び事業体が獲得するリターンに影響を及ぼすように事業体に対するパワーを用いる能力を有している場合、支配しているとみなされる。グループの支配下にある事業体の財務書類は、全部連結している。
- **共同支配下にある事業体**：共同支配は、契約により合意された事業体に対する支配の共有であり、主な活動に関する決定に支配を共有する当事者の全会一致の合意が求められる場合にのみ存在する。共同支配を行使する二者以上の当事者はパートナーシップを構成し、共同支配事業又は共同支配企業のいずれかとなる。
 - ・ 共同支配事業とは、共同支配を行使する当事者が、当該事業体に対する持分に応じて、資産に対する権利及び負債に基づく義務を有するパートナーシップである。これには、資産、負債、収益及び費用が、当該事業体に対して保有する持分割合に応じて認識されることが伴う。
 - ・ 共同支配企業とは、共同支配を行使する当事者が、共同支配企業の純資産に対する権利を有するパートナーシップである。共同支配企業は持分法で会計処理される。

グループの共同支配下にある全ての事業体は、IFRS第11号の定義における共同支配企業である。

- **グループが重要な影響力を有する事業体**：これらは、連結主体により支配されていないが、連結主体が当該事業体の財務及び営業方針の決定に関与することができる事業体である。グループが重要な影響力を有する事業体の株式持分は、持分法を適用して会計処理されている。

プライベート・エクイティ会社が所有、あるいは共同支配又は重要な影響力を行使している投資は、純損益を通じて公正価値で測定する方法により認識されている。

1.3 連結の方法

使用した連結方法は、以下のとおりである。

1.3.1 全部連結

この方法では、対象となる子会社に対して保有する株式の価額を当該子会社の資産及び負債に置き換え、非支配持分を株主資本及び純利益において個別に表示する。この方法は、対象となる事業が連結主体の事業の延長か否かを問わず、会計上の構造が異なる事業体を含め、支配下にある全ての事業体に用いられる。

1.3.2 持分法の適用

この方法では、所有株式の価額を対象事業体のうちグループに帰属する株主資本及び純利益に置き換える。この方法は、共同支配下にあり、共同支配企業に分類される全ての事業体、又はグループが重要な影響力を及ぼす全ての事業体に適用される。

1.4 非支配持分

非支配持分は、IFRS第10号で定義されている支配を有さない持分であり、清算時に純資産の配分を受け取る権利を所有者に与えるパートナーシップ持分、及び子会社が発行し、グループが保有していないその他の資本性金融商品が含まれる。IAS第32号に基づき、グループは、COFIDIS Participationに対する持分を100%に引き上げるために契約債務を認識した。相手勘定として、非支配持分の減少、また超過額部分についてはグループ持分の減少が計上された。

1.5 報告日

グループの全ての連結会社の報告日は、12月31日である。

1.6 内部取引の相殺消去

内部取引及び残高、並びに連結財務書類に重要な影響を及ぼす内部取引の売上から生じた利益は、相殺消去される。

1.7 外貨建勘定の換算

外貨で表示される外国事業体の勘定については、財政状態計算書において報告日の公式為替レートで換算される。為替レートの変動が資本金、準備金及び利益剰余金に影響を及ぼしたことにより生じた差異は、株主資本の個別構成項目として「為替換算調整勘定」に計上している。外国子会社の損益計算書においては、事業年度の平均為替レートでユーロに換算している。その結果発生した換算による差異は、「為替換算調整勘定」に計上している。外国事業体に対する持分の一部又は全部を清算又は処分した場合、当該金額は損益計算書を通じて認識している。

1.8 のれん

1.8.1 公正価値の測定

新規事業体の支配持分の取得日において、当該事業体の資産、負債及び営業上の偶発債務は、同日における公正価値で測定している。公正価値の調整額は、帳簿価額と公正価値の差額である。

1.8.2 のれん

改訂IFRS第3号に従い、CICが新規事業体における支配持分を取得した場合、IFRSに基づく認識基準を満たす同社の識別可能な資産、負債及び偶発債務は、取得日現在の公正価値で測定しているが、売却目的保有

資産（IFRS第5号）に分類された非流動資産はこの限りではなく、売却費用控除後の公正価値と帳簿価額の純額のいずれか低い方の金額で認識している。のれんは、譲渡の対価及び非支配持分の金額から、識別可能な取得資産及び引受債務として（通常は公正価値で）認識した正味金額を控除した金額と一致する。改訂IFRS第3号では、全部のれん又は部分のれんの認識が認められており、企業結合ごとに個別に選択できる。全部のれんの場合、非支配持分は公正価値で測定されるのに対し、部分のれんの場合は被取得企業の資産及び負債に帰属する価値に対する持分に基づいて測定される。正ののれんは資産として認識し、負ののれんは直ちに損益計算書の「のれんの価値の変動」において認識している。

既に支配している事業体におけるグループの持分が増加／減少した場合、当該株式の取得原価／売却価格と、連結株主資本のうちの取得日／売却日現在の当該株式に相当する部分の差異を、株主資本で認識している。

被全部連結事業体に関連する場合、のれんは財政状態計算書の個別科目に表示し、持分法適用会社に関連する場合は「持分法適用会社に対する投資」に表示している。

取得に関連した直接費用を含まないのれんは、改訂IFRS第3号に従い純損益で認識される。

のれんについては、グループは定期的に（少なくとも年1回）、減損テストを実施している。このテストは、のれんの価値が下落しているか否かを識別するように設計されている。企業結合に伴うのれんは、企業結合により生み出されるシナジーからの利益を得る可能性の高い資金生成単位（CGU）又はCGUグループに配分される。CGU又はCGUグループからの回収可能価額は、使用価値、又は売却費用控除後の公正価値のいずれか高い金額となる。使用価値は見積将来キャッシュ・フローに関して測定し、貨幣の時間価値の現在の市場評価、及びCGUの資産に固有のリスクを反映した金利で割り引く。のれんの割当先のCGUの回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合、差額について減損損失が認識される。これらの損失は損益計算書を通じて認識され、戻入れはできない。実際には、CGUの定義はグループの事業の種類に基づいて行っている。

関連会社又は共同支配企業に関するのれんは、持分法適用会社の帳簿価額に含まれる。この場合、持分法適用会社の評価とは別に減損テストを実施しない。回収可能価額（すなわち、使用価値、又は売却費用控除後の公正価値のいずれか高い金額）が帳簿価額を下回った場合、減損損失を認識するが、特定の資産には配分されない。後日、持分法適用会社の回収可能価額が増加した場合には、減損損失の戻入れが認識される。

2. 会計原則及び会計方針

2.1 IFRS第9号「金融商品」

2.1.1 金融商品の分類及び測定

IFRS第9号においては、金融商品の分類及び測定は、当該金融商品の事業モデル及び契約上の条件に依拠している。

2.1.1.a 貸出金、債権及び取得した負債証券

資産は以下のように分類される。

- 償却原価での測定：契約上のキャッシュ・フローの回収を目的として保有されており、その特性が「基本」契約の特性に類似している場合。下記の「キャッシュ・フローの特性」（回収目的保有モデル）の項目を参照。
- その他包括利益を通じた公正価値での測定：契約上のキャッシュ・フローの回収と機会があれば売却することの両方を目的としてその金融商品を保有しているが、売買目的で保有していない場合で、その特性が基本契約の特性に類似しており、関連キャッシュ・フローの予測可能性が高いことを黙示的に示している場合（回収及び売却目的保有モデル）。

- ・ 純損益を通じた公正価値での測定：
 - （「基本」の基準を満たさない及び／又は「その他」の事業モデルに基づき管理しているため）前述の2つの区分に該当しない場合。
 - グループが純損益を通じて公正価値で測定するという取消不能の選択を当初行った場合。この選択肢は、他の関連商品と関連した会計上のミスマッチを軽減させるために使用される。

キャッシュ・フローの特性

元本の返済と元本残高に対する利息の支払のみを表す契約上のキャッシュ・フローは、「基本」契約と整合している。

基本契約では、利息は主に貨幣の時間価値（マイナス金利を含む）と信用リスクに対する対価を表す。利息には、流動性リスク、資産運用管理費及び金利マージンも含まれる。

特に契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変更する可能性のある契約条項など、全ての契約条項を分析する必要がある。借手又は貸手が金融商品を期限前に返済するという合意に基づく選択肢は、返済額が基本的に元本残高及び経過利息、並びに該当する場合には合理的な金額の期限前返済違約金の支払を表す場合において、契約上のキャッシュ・フローのSPPI（元本及び利息のみの支払）の基準と整合している。

期限前返済違約金は、例として、下記の場合において合理的であるとみなされる。

- 返済された元本に対する比率として表示され、返済された額面金額の10%未満である場合
- 融資実行日と期限前返済日の間の指標金利の差異を補償する目的の算定式に従い決定された場合

契約上のキャッシュ・フローの分析では、利息に含まれる貨幣の時間価値が当該商品の契約条項によって変化する可能性が高い場合、参照金融商品の貨幣の時間価値と比較することも必要になることがある。例えば、金融商品の利率が定期的に更改されるものの、更改の頻度と利率が決定される期間に関連がない場合（例えば年率が毎月更改されるなど）、又は金融商品の利率が平均利率に基づいて定期的に更改される場合などがそれにあたる。

金融資産の割引前の契約上のキャッシュ・フローと参照金融商品の割引前のキャッシュ・フローの差異が重大であるか又は重大になる可能性がある場合、その金融資産は基本的とはみなされない。

場合に応じて、分析は定性分析又は定量分析のいずれかとなる。差異が重要であるか否かは、各事業年度について、及び当該金融商品の残存期間にわたり累積的に評価される。定量分析では、合理的に起こりうると考えられる一連のシナリオを考慮に入れる。このため、グループは2000年にまで遡った利回り曲線を用いている。

さらに、証券化については、保有者間において支払に優先順位があり、トランシェの形式で信用リスクの集中が見られる場合に、個別の分析が行われる。この場合、分析において、グループが投資を行ったトランシェ及び基礎となる金融商品の契約上の特性、並びに基礎となる金融商品の信用リスクに関連したトランシェの信用リスクの検証を行う必要がある。

注意点：

- ・ 金融資産の組込デリバティブは区分して認識されなくなった。つまり、ハイブリッド商品全体が非基本的とみなされ、純損益を通じた公正価値で認識されることになった。
- ・ UCITSファンド又は集団投資事業（UCI）の受益証券は基本的金融商品ではないため、純損益を通じて公正価値で認識される。

事業モデル

事業モデルは、キャッシュ・フロー及び収益を創出するための金融商品の管理方法を表す。これは、単純に経営者の意図ではなく、観察可能な事実に基づくものである。事業モデルは事業体レベルで又は金融商品別に評価されるのではなく、金融資産グループが集合的に管理される方法を反映したより高いレベルでの集合的な評価である。事業モデルは当初認識時に決定され、モデルが変更された場合（例外的な場合）に再評価されることがある。

モデルを決定するためには、以下を含む全ての利用可能な情報が考慮されなければならない。

事業の業績を意思決定者に報告する方法

- ・ 管理者に対する報酬の算定方法
- ・ 過去期間における売却の頻度、時期及び金額
- ・ 売却の理由
- ・ 将来の売却の予測
- ・ リスクの評価方法

「回収目的保有」事業モデルについては、当該基準において許容される売却の例が明示的に定められている。

- ・ 信用リスクの増大に関連する場合
- ・ 満期間近、及び額面に近い価額である場合
- ・ 例外的な場合（流動性ストレスに関連するなど）

こうした「許容された」売却は、ポートフォリオにおいて行われる売却のうち重要性があり頻繁に行われる特性の分析には含まれない。頻繁に行われる及び／又は重要性がある売却は、この事業モデルには整合しない。さらに、規制又は財務フレームワークの変更に関連する売却は、当該売却が「頻度が低い」ものであることを示すため、案件ごとに文書化される。

その他の売却については、有価証券ポートフォリオの満期に基づいて基準値が定義されており、例えば満期の平均が8年の場合2％となっている（グループは貸出金を売却しない）。

グループは主に、金融資産からの契約上のキャッシュ・フローの回収に基づきモデルを開発しており、これは特に顧客融資に適用される。

また、金融資産からの契約上のキャッシュ・フローの回収及びその資産の売却に基づくモデル、並びにその他の金融資産、特に売買目的保有の金融資産のモデルに従って金融資産を管理している。

グループ内では、「回収及び売却目的保有」モデルは、主として自己勘定のキャッシュ・マネジメント及び流動性ポートフォリオの管理に適用される。

売買目的保有の金融資産は、当初取得時において短期間で売却する意図で取得した有価証券のほか、一括管理され、かつ、短期的な利益確定について最近の実際の傾向を示す証拠がある有価証券ポートフォリオの一部である有価証券により構成される。

償却原価で測定する金融資産

主に以下のものが含まれる。

- ・ 現金勘定、預金並びに中央銀行及び金融機関との間の要求払貸出金及び借入金からなる現金及び現金同等物

- ・ 純損益を通じて公正価値で測定しない金融機関へのその他の貸出金及び顧客への貸出金（直接付与又はシンジケート・ローンの持分）
- ・ グループが保有する有価証券の一部

この区分に分類される金融資産は通常、支払純額である公正価値で当初認識される。実行した貸出金に適用する金利は、大多数の競合行が適用する金利に合わせて常に調整されるため、市場金利を示すとみなされる。

その後の報告日において、資産は実効金利法を用いて償却原価で測定する。実効金利とは、金融商品の見積存続期間にわたり将来の現金支払額又は受取額を金融資産又は負債の正味帳簿価額まで正確に割引く利率である。実効金利は、貸出金の将来の損失を考慮に入れない見積キャッシュ・フローを考慮に入れており、利息として取り扱われる支払手数料又は受取手数料、並びに直接関連する取引費用、全てのプレミアム及びディスカウントが含まれる。

有価証券については、償却原価はプレミアム及びディスカウントの償却並びに重要な場合には取得コストを考慮に入れている。有価証券の売買は決済日に認識される。

受取利息は、損益計算書の「受取利息及び類似収益」に表示される。

貸出金の設定に直接関連し、利息の構成要素として扱われる受取手数料又は支払手数料は、実効金利法を用いて貸出期間にわたって認識され、損益計算書の「利息」として計上される。

貸出金の商業上の再交渉に関連する受取手数料も、ローン期間にわたり認識される。

債務者が直面する財務上の困難により貸出金が条件緩和された場合には、契約の更改につながる。欧州銀行監督機構によるこの概念の定義を受けて、グループはこの概念を会計上の定義と健全性の定義が一致するように、情報システムに組み込んだ。

償却原価で測定する資産の公正価値は、各報告期間末の財務書類の注記で開示しており、債務者固有の発行体の費用を加味し、かつゼロ・クーポンの利回り曲線を用いて見積った将来キャッシュ・フローの正味現在価値に相当する。

IAS第39号、IFRS第9号、IFRS第7号、IFRS第4号及びIFRS第16号の改訂フェーズ2に従い、グループは、IBOR改革の結果としての契約上のキャッシュ・フローの決定基礎が変更され、かつ同等の経済的基礎で実行される金融資産／負債についての例外的な会計処理を適用している。後者については、条件変更後の金融資産又は金融負債の実効金利は将来に向かって修正され、帳簿価額への変更はない。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

グループは債権の売却を行っていないため、この区分は有価証券のみで構成される。有価証券は、取得時、決済日及びその後処分されるまでの報告日に、財政状態計算書において公正価値で認識される。公正価値の変動は、未収収益を除き、株主資本の個別勘定「未実現又は繰延損益」に表示している。株主資本に計上されるこれらの未実現損益又は繰延損益は、売却又は減損の場合に限り損益計算書において認識される（注記2.1.7「金融資産及び負債の認識の中止」及び2.1.8「信用リスクの測定」を参照）。

未収収益又は受取収益は、実効金利法を用いて純損益の「受取利息及び類似収益」において認識される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

これらは、当初認識時、及びその後処分されるまでの報告日に、財政状態計算書において公正価値で認識される（注記2.1.7「金融資産及び負債の認識の中止」を参照）。公正価値の変動は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に計上される。

2018年度以降、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る受取収益又は未収収益は、損益計算書の受取利息若しくは支払利息に認識される。この利息は従来、「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に表示されていた。この変更は、短期活動計画（STE）の一環として、欧州中央銀行（ECB）へ提出された規制報告書との整合性を保ち、受取利息及び支払利息について明確化するため導入された。

2019年には、売買目的金融商品に係る受取利息及び支払利息をより適切に反映させるために、グループはまた、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の一部に係る受取利息及び支払利息を銀行業務純益において認識及び表示する方法に変更し、特に以下のような修正再表示を行った：(1) スワップ取引に係るレッグの貸借において全体を相殺して利息を計上すること、(2) ヘッジ手段のデリバティブからの利息を「ヘッジ手段のデリバティブに係る収益及び費用」区分に分類変更すること。

純損益を通じて公正価値で測定する有価証券の売買は、決済日に認識する。取引日から決済日までの間の公正価値の変動は、純損益において認識される。

2.1.1.b 取得した資本性金融商品

取得した資本性金融商品（とりわけ株式）は、以下のように分類される。

- ・ 純損益を通じた公正価値での測定
- ・ 任意で、その他のリサイクルされないその他の包括利益を通じた公正価値での測定（売買目的で保有されない場合に、当初認識時に取消不能の選択をした場合）

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

株式及びその他の資本性金融商品は、取得時及びその後処分されるまでの報告日に、財政状態計算書において公正価値で認識される。公正価値の変動は、株主資本の個別勘定「未実現又は繰延損益」に表示している。株主資本に計上されたこれらの未実現損益又は繰延損益は、売却されたとしても損益計算書において認識されることはない（注記2.1.7「金融資産及び負債の認識の中止」を参照）。変動利付証券に係る受取配当金のみが損益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益」において認識される。有価証券の売買は決済日に認識される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

資本性金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品と同じ方法で認識される。

2.1.2. 金融負債の分類及び測定

金融負債は以下の2つの区分の1つに分類される。

2.1.2.a 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

- ・ 認識当初からヘッジ手段として適格でない公正価値がマイナスであるデリバティブを含む、売買目的で発生した金融負債。
- ・ グループが純損益を通じた公正価値での測定に当初分類した非デリバティブ金融負債（公正価値オプション）。これには、以下のものが含まれる。
 - 1つ又は複数の分離可能な組込デリバティブを含む金融商品
 - 公正価値オプションを適用しなければ、会計上の取扱いが他の関連する金融商品に適用される会計上の取扱いと合致しなくなる金融商品
 - 公正価値で測定及び管理される金融商品のプールに属する金融商品

純損益を通じて公正価値で測定することを任意に指定された債務に関わる自己の信用リスクから生じる公正価値の変動の認識は、組替えられることのない株主資本の未実現又は繰延損益において認識される。グループは自己の信用リスクについて問題をほとんど認識していない。

2.1.2.b 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債は、その他の非デリバティブ金融負債で構成される。これらには、顧客及び金融機関等に対する債務、負債証券（譲渡性預金証券、銀行間証券、社債、TLTRO II及びIIIのリファイナンス証券等）並びに純損益を通じて公正価値で測定することを選択していない期限付又は無期限の劣後債が含まれる。

劣後債は、債務者の資産を清算する場合、他の債権者による請求が終了した後でなければ返済されることがないため、他の負債証券から分離されている。負債証券には、サバン2法によって組成された非上位優先負債証券が含まれる。

これらの負債は財政状態計算書において公正価値で当初認識され、その後の報告日において、実効金利法を用いて償却原価で測定する。発行済証券の当初の公正価値は、発行価額から取引費用（該当する場合）を差し引いた金額である。

償却原価で測定する金融負債には、「comptes épargne logement」（CEL - 住宅購入者貯蓄勘定）及び「plans épargne logement」（PEL - 住宅購入者貯蓄制度）があり、これらは規制対象となっているフランスの貯蓄商品で、顧客（自然人）が利用することができる。最初の貯蓄の段階で、口座名義人はこれらの口座に預け入れられた金額に係る利息を受け取り、その後、モーゲージ・ローンの権利を取得する（第2段階）。これらは、販売金融機関に以下の2種類の義務をもたらす。

- ・ 預け入れられた金額に対して固定金利で利息を支払う義務（PEL口座の場合のみ。CEL口座に対する利息は物価スライド制の算定式に基づき定期的に更改されるため、変動金利の利息として取り扱われる）
- ・ 顧客に所定の条件で貸出金を供与する義務（PELとCELの両方）

これらの義務による費用は、行動様式に関する統計及び市場データに基づいて見積られている。類似しているものの金利面での規制のない商品の個人顧客に提示される金利と比較して、当該商品に係る潜在的に不利な条件に関連する将来費用に対応するため、財政状態計算書の負債の部で引当金が計上されている。このアプローチは、PEL及びCELの規制対象条件が同質であることを前提に実施されている。損益への影響は、顧客に対する支払利息として計上される。

2.1.3 負債と資本との区別

IFRIC解釈指針第2号に従い、当該事業体が償還を拒否できる無条件の権利を有している場合、又は償還を禁止するか若しくは強く制限する法律又は法令に基づく規定がある場合、株主の株式は株主資本となる。既存の法律又は法令の規定を踏まえ、クレディ・ミュチュエル・グループの連結主体を構成する事業体が発行した株式は、株主資本で認識している。

グループが発行したその他の金融商品は、グループが当該金融商品の保有者に対して金銭を提供するという契約債務がある場合、グループの勘定において負債性金融商品に分類される。これは、グループが発行する劣後証券にあてはまる。

2.1.4 外貨取引

現地通貨以外の外貨建資産及び負債は、決算日の実勢為替レートで換算される。

2.1.4.a 貨幣性金融資産及び負債

この項目の換算から生じる外国為替差損益は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に認識される。

2.1.4.b 非貨幣性金融資産及び負債

こうした換算から生じる外国為替差損益は、純損益を通じて公正価値で測定する場合には「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産である場合には、「未実現又は繰延損益」として包括利益計算書で認識される。

2.1.5. デリバティブ及びヘッジ会計

IFRS第9号は、初度適用時に、事業体がヘッジ会計に関する新たな規定を適用するか、若しくはIAS第39号の規定を維持するか選択することを認めている。

グループは、IAS第39号の規定を引き続き適用することを選択した。ただし、改訂IFRS第7号に従い、財務書類の注記又は経営者報告書において、リスク管理及びヘッジ会計が財務書類に与える影響に関する追加情報を提供している。

さらに、金融資産又は金融負債のポートフォリオに係る金利リスクの公正価値ヘッジに関するIAS第39号の規定は、欧州連合で採用されているとおり、引き続き適用する。

デリバティブは、以下の3つの特性を備えた金融商品である。

- ・ 基礎となる項目（金利、為替レート、株価、指数、コモディティ価格、信用格付など）の変動とともにその価額が変動すること
- ・ 初期費用が少額であるか若しくは皆無であること
- ・ 決済が将来の特定の日に行われること

クレディ・ミュチュエル・グループは、基本的に公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される主に金利に関する単純なデリバティブ金融商品（スワップやバニラ・オプション）の取引を行っている。

全てのデリバティブ金融商品は金融資産又は金融負債において公正価値で認識される。全てのデリバティブは、ヘッジ手段として分類され得る場合を除いて売買目的商品として当初認識される。

2.1.5.a デリバティブの公正価値の算定

店頭デリバティブ、スワップ、金利先渡契約、キャップ、フロア、バニラ・オプションの大半は、利回り曲線などの観察可能な市場データに基づき、一般的に認められている標準的なモデル（割引キャッシュ・フロー法、ブラック・ショールズ・モデル又は補間法）を用いて評価されている。これらのモデルによって得られた評価は、当該金融商品又はパラメータに伴う流動性リスク及び信用リスク、特定の市況下でモデルに関連する動的な運用戦略に伴う特定の追加費用を相殺するための固有のリスク・プレミアム、並びに店頭デリバティブのプラスの公正価値に係るカウンターパーティー・リスクを考慮して調整される。またカウンターパーティー・リスクには、店頭デリバティブのマイナスの公正価値で表される自己リスクも含まれる。

評価調整額を決定する際には、各リスク・ファクターを個別に検討している。様々なリスク、パラメータ又はモデルの分散効果は考慮されていない。各リスク・ファクターについてはポートフォリオ・アプローチが最も一般的に用いられている。

デリバティブは、公正価値がプラスの場合は金融資産として、公正価値がマイナスの場合は金融負債として認識される。

2.1.5.b デリバティブの分類とヘッジ会計

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債に分類されるデリバティブ

当初認識時に、IFRSに基づいてヘッジ手段として指定されていないデリバティブは全て、1つ又は複数のリスクをヘッジする目的で契約を締結したものであっても、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債」に分類される。

組込デリバティブ

組込デリバティブは、主契約から分離させた場合において、デリバティブの定義を満たすハイブリッド金融商品の構成要素である。特に、単独のデリバティブと同様に、一定のキャッシュ・フローを変動させる効果がある。

組込デリバティブは、以下の条件の全てが充足された場合にのみ、主契約から分離され、純損益を通じて公正価値で測定するデリバティブ金融商品として個別に認識される。

- ・ デリバティブの定義を満たすこと
- ・ 組込デリバティブの主契約であるハイブリッド金融商品が、純損益を通じて公正価値で測定されないこと
- ・ デリバティブの経済的特徴及び関連するリスクが、主契約の経済的特徴及び関連するリスクと密接に関連しているとみなされないこと
- ・ 組込デリバティブの個別測定は、有益な情報を提供するのに十分な信頼性があること

IFRS第9号における金融商品は、金融負債に組み込まれたデリバティブのみを主契約から分離し、個別に認識することが可能である。

実現及び未実現損益は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」において認識される。

ヘッジ会計

- ヘッジ対象のリスク

グループの勘定において、グループはマイクロ・ヘッジ、又は広義のマクロ・ヘッジを通じた金利リスクのみを認識している。

マイクロ・ヘッジは、事業体の資産及び負債において発生するリスクの部分的なヘッジである。マイクロ・ヘッジは、1つ又は複数の資産又は負債に対して、事業体がデリバティブを通じてある種のリスクの不利な変動のリスクに対応するため、個別に適用される。

マクロ・ヘッジの目的は、グループの資産及び負債の全てに対する不利な変動、特に金利の変動に対応することである。

金利リスクの全体的な管理は、負債に対する資産の裏付けを通じて、又はトレーディング目的デリバティブの認識を通じてヘッジされる可能性があるその他のリスクの全て（為替リスク、信用リスク等）の管理とともに、経営者報告書において記載されている。

マイクロ・ヘッジは、通常、固定金利商品を変動金利商品へ置き換えることを目的として、特にアセット・スワップを通じて行われる。

3種類のヘッジ関係が認められている。ヘッジ関係は、ヘッジ対象のリスクの性質に基づいて選択される。

- ・公正価値ヘッジは、金融資産又は金融負債の公正価値の変動に対するエクスポージャーのヘッジである。
- ・キャッシュ・フロー・ヘッジは、金融資産又は金融負債、確定契約若しくは先渡取引に伴うキャッシュ・フローの変動性に対するエクスポージャーのヘッジである。
- ・外貨建て純投資のヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に認識される。グループはこのヘッジ手法を用いていない。

ヘッジ手段のデリバティブは、会計上のヘッジ手段としての指定を受けるためにはIAS第39号に規定される基準を満たさなければならない。特に、

- ・ヘッジ手段とヘッジ対象は、どちらもヘッジ会計に適格でなければならない。
- ・ヘッジ対象とヘッジ手段との関係は、ヘッジ関係の開始時に直ちに正式に文書化しなければならない。この文書には、経営者が決定したリスク管理目的、ヘッジ対象のリスクの特性、基礎となる戦略、及びヘッジの有効性の評価方法を記載する。
- ・ヘッジ関係の開始時、その後の残存期間を通じて、少なくとも決算日ごとにヘッジの有効性が実証されなければならない。ヘッジ対象の価値の変動又は純損益に対するヘッジ手段の価値の変動又は純損益の比率は、80%から125%の範囲内でなければならない。

該当する場合においては、ヘッジ会計は非遡及的に中止される。

- 識別された金融資産又は負債の公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジ関係の場合、デリバティブは「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」において純損益を通じて公正価値で再測定され、それとは対照的に、ヘッジ対象はヘッジ対象リスクを反映するべく再測定される。この規則は、ヘッジ対象が償却原価で認識される場合、又は「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類される負債性金融商品である場合にも適用される。ヘッジ手段とヘッジ対象のリスク部分の公正価値の変動は、相互に部分的又は完全に相殺され、ヘッジの非有効部分のみが純損益に認識される。これは、以下に起因する可能性がある。

- ・「カウンターパーティー・リスク」構成要素がデリバティブの価額に組み込まれていること
- ・ヘッジ対象とヘッジ手段の間の価値曲線の差異。実際は、スワップは有担保である場合はOIS曲線を用いて、無担保である場合はBOR曲線を用いて評価される。ヘッジ対象はBOR曲線を用いて評価される。

デリバティブ金融商品の再割引にあたる部分は、損益計算書の「受取利息」又は「支払利息」において認識される。ヘッジ対象に関する受取利息又は支払利息にも、同様の取扱いが適用される。

ヘッジ関係が崩れた場合、又はヘッジの有効性の基準を満たさなくなった場合、ヘッジ会計の適用は非遡及的に中止される。ヘッジ手段のデリバティブは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債」に振替えられ、この区分に適用される原則に従って会計処理される。その後、ヘッジ対象の帳簿価額は、公正価値の変動を反映させるための調整が加えられなくなる。ヘッジ対象として当初識別された金利商品の場合、再測定調整額はヘッジ対象の残存期間にわたって償却される。期限前償還等の理由で財政状態計算書におけるヘッジ対象の認識が中止された場合、調整累計額は直ちに損益計算書において認識される。

- マクロ・ヘッジ・デリバティブ

グループは、マクロ・ヘッジ取引の会計処理に関し、欧州委員会が提供する選択肢を利用する。実際、欧州連合がIAS第39号に対して行った変更（カーブ・アウト）により、顧客の要求払預金をヘッジ対象の固定金利負債のポートフォリオに含めることが可能となり、アンダーヘッジの場合に非有効と測定されることはない。要求払預金については、資産負債管理目的で定義されたランオフ・ルールに基づいて含まれる。

固定金利の金融資産又は負債のそれぞれのポートフォリオについて、ヘッジ手段のデリバティブの満期スケジュールとヘッジ対象の満期スケジュールとを照合し、オーバーヘッジがないことを確認する。

公正価値マクロ・ヘッジ・デリバティブの会計処理は、公正価値ヘッジ手段のデリバティブの会計処理と同様である。

ヘッジ対象ポートフォリオの公正価値の変動は、財政状態計算書の「金利リスク・ヘッジ対象ポートフォリオの再測定による調整」に計上され、反対勘定は損益計算書の勘定科目である。

- キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジ関係の場合、デリバティブは財政状態計算書において公正価値で再測定され、有効部分は株主資本に認識される。非有効とみなされた部分は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」において認識される。

株主資本に認識される金額は、ヘッジ対象に起因するキャッシュ・フローが純損益に影響を及ぼすのと同じ時に、「受取利息」又は「支払利息」において純損益に分類変更される。

ヘッジ対象は、その会計上の区分に固有の規定に従って引き続き認識される。ヘッジ関係が崩れた場合、又はヘッジの有効性の基準を満たさなくなった場合、ヘッジ会計は中止される。ヘッジ手段のデリバティブの再測定を受けて株主資本に計上された累積額は、ヘッジ対象取引が純損益に影響を及ぼすまで、又は同取引が実施される見込みがなくなるまで、株主資本に認識される。その後、これらの金額は純損益に振替えられる。

ヘッジ対象が存在しなくなった場合、株主資本に計上された累積額は直ちに純損益に振替えられる。

金利指標改革

IBOR改革の枠組みにおいて、グループはIBOR改革に関する変更についてヘッジ会計方針を緩和している。

- ・代替指標が定義される前は、この例外的かつ一時的な状況が続く間、また、IBOR改革により生じる新指標の選択や変更発効日に関する不確実性が解消されるまで、既存のヘッジ関係を継続する。
- ・特に注目すべきは、代替指標を定義後に、ヘッジ関係の継続性に影響を与えることなくヘッジ対象リスクの記載及び文書を更新することである。ただし、契約上特定されていないヘッジ対象リスク要素の「独立して識別可能」な特性は、一時的な例外とされる。代替金利を指標とするこうしたリスク要素は、代替指標の市場が進展する状況において、指定後24ヶ月以内に識別可能となることが合理的に見込める場合に、独立して識別可能であると考えられる。

2.1.6. 金融保証及びファイナンス・コミットメント

金融保証は、特定の債務者が負債性金融商品に関して期日に弁済を履行できなかった結果として発生した損失に対して、当該金融商品の保有者に補償として特定の支払を行うことを定めている場合、保険契約と同等とみなされる。

現行の基準が改定されるまでの間、IFRS第4号に基づき、これらの金融保証は引き続きフランスの会計原則を用いて測定され、すなわちオフ・バランス項目として取り扱われる。従って、これらの保証は、資源の流出の可能性が高い場合には負債に対する引当金の対象となる。

それに対して、金融変数（価格、信用格付、指数等）又は非金融変数の変動に応じた支払を定めている金融保証は、変数が一方の契約当事者固有のものではないことを条件に、IFRS第9号の適用対象とされる。そのため、これらの保証はデリバティブとして会計処理している。

IFRS第9号の趣旨においてデリバティブとみなされないファイナンス・コミットメントは、財政状態計算書に表示されない。しかしながら、引当金はIFRS第9号の要件に従って計上される。

2.1.7. 金融資産及び負債の認識の中止

グループは、金融資産（又は類似資産グループ）のキャッシュ・フローに対する契約上の権利が満了した際（商業上の再交渉の場合）、又はグループが金融資産のキャッシュ・フローを受取る契約上の権利並びに資産の所有に係るリスク及び経済価値の大半を移転した際に、当該資産の全部又は一部の「認識を中止」する。

「認識が中止」される場合においては、

- ・償却原価で測定する金融資産若しくは金融負債、又は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産若しくは金融負債：処分損益は、資産又は負債の帳簿価額と対価の受取額又は支払額との差額に相当する金額で損益計算書において認識される。
- ・その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品：過去に株主資本において認識されていた未実現損益は、処分に係るキャピタル・ゲイン又はキャピタル・ロスとともに損益計算書に振替えられる。
- ・その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品：過去にその他の包括利益において認識されていた未実現損益、並びに処分に係るキャピタル・ゲイン及びキャピタル・ロスは、損益計算書に計上することなく、連結剰余金において認識される。

グループは、契約上の義務が消滅、解除、又は満了した場合、金融負債の「認識を中止」する。金融負債は、契約条件が大幅に変更された場合や、契約条件が実質的に異なっている金融商品を貸手と交換した場合にも、「認識を中止」することがある。

2.1.8. 信用リスクの測定

IFRS第9号の減損モデルは「予想損失」アプローチに基づいている。一方、IAS第39号の減損モデルでは、「発生信用損失」に基づいていたため、金融危機の際には信用損失の会計処理が遅れ、認識される信用損失額が過少となるリスクがあると考えられた。

IFRS第9号のモデルにおいては、個別には減損の客観的証拠が存在しない金融資産も、観察された損失及び合理的かつ正当な将来キャッシュ・フローの予測に基づき減損される。

従って、IFRS第9号に基づく減損モデルは、償却原価で又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する全ての負債性金融商品並びにファイナンス・コミットメント及び金融保証に適用される。これらは以下の3つに分類される。

- ・ステージ1－格付の引下げがない正常債権：金融資産の当初認識以降に信用リスクが著しく増大していない場合は、当初認識時より12ヶ月間の予想信用損失（今後12ヶ月間のデフォルト・リスクに起因）に基づき引当金を計上する。

- ・ステージ２－格付が引下げられた正常債権：当初認識以降に信用リスクが著しく増大した場合は、全期間の予想信用損失（当該金融商品の残存期間全体にわたるデフォルト・リスクに起因）に基づき引当金を計上する。
- ・ステージ３－不良債権：貸出の実行後に生じた事象に関連して減損の客観的証拠がある金融資産で構成される区分。この区分は、IAS第39号に基づき個別に減損した貸出金の範囲に相当する。

ステージ１及び２の場合、受取利息の算定の基礎は減損前の資産の価値総額であり、ステージ３の場合は減損後の正味価値である。

2.1.8.a ガバナンス

構成要素の割当、将来予測的なシナリオ及びパラメータ算定法に関するモデルは、減損算定に対する方法論的基礎を構成する。こうしたモデルは、グループの上層部において承認され、関連するポートフォリオに従って全ての事業体に適用される。手法、シナリオの加重、パラメータの算定又は引当金の算定に関する方法論的基礎全体及びその後の修正は、クレディ・ミュチュエル・グループの統治機関による承認が必要である。

こうした統治機関は、内部統制に関する2014年11月3日付フランス法令第10条に定義された監事会及び取締役会により構成されている。クレディ・ミュチュエル・グループが分散化した組織構造となっている特徴を踏まえ、監事会及び取締役会は全国レベルと地方レベルの2つのレベルに分けられている。

クレディ・ミュチュエル・グループ全体にわたり適用されている補完性原理は、プロジェクトごと及び資産の減損の算出方法の継続的な実施の双方において、全国レベルと地方レベルの間での役割の分担を統括している。

- 全国レベルにおいては、バーゼルⅢワーキング・グループが地方グループに適用すべき全国的な手順、モデル及び方法の承認を行う。
- 地方レベルにおいては、地方グループが、それぞれの取締役会及び監事会の責任及び統制において、その事業体内でのIFRS第9号における引当金の算定を担っている。

2.1.8.b ステージ１とステージ２の境界の定義

グループは健全性準拠目的のために開発されたモデルを使用しており、従って、貸出金残高と同様の内訳を適用している。

- 低デフォルト・ポートフォリオ（LDP）（格付モデルは専門家の評価に基づく）：大口口座、銀行、地方自治体、ソブリン、特定融資。これらのポートフォリオは、営業貸出金、短期営業貸出金、当座預金口座等の商品で構成される。
- 高デフォルト・ポートフォリオ（HDP）（デフォルト・データが統計的な格付モデルの開発に十分であるもの）：大企業、小売業。これらのポートフォリオには、住宅ローン、消費者金融、リボルビング・ローン、当座預金口座等の商品が含まれる。

ステージ１からステージ２への貸出金の振替を伴う信用リスクの著しい増大であるかどうかは、以下によって評価される。

- 全ての合理的かつ正当な情報を考慮に入れる。
- 報告日の金融商品のデフォルト・リスクを、当初認識日のデフォルト・リスクと比較する。

グループにおいては、これには借手レベルでのリスクの測定が含まれており、カウンターパーティーの格付システムがグループ全体に共通するものとなる。内部手法の対象となるグループのカウンターパーティーは全て、かかるシステムによって評価される。当該システムは、以下に基づく。

- 統計的アルゴリズム、すなわち代表的及び予測的なリスク変数を用いた1つ又は複数のモデルに基づく「マス・レーティング」(HDP)
- 専門家によって開発された格付グリッド(LDP)

当初認識以降に生じるリスクの変動は、契約ごとに測定される。ステージ3とは異なり、顧客の契約をステージ2に振替える場合、当該顧客の貸出金残高又は関連当事者の貸出金残高の全ての振替を伴うわけではない(波及の欠如)。

グループは、定性的及び定量的基準の双方においてステージ2の分類の基準を満たさなくなった正常債権エクスポージャーを直ちにステージ1に振替えることに留意が必要である。

グループは、12ヶ月間のデフォルト確率と満期までのデフォルト確率の間に重要な相関が存在することを実証している。これにより、当該基準によって認められているように、当初認識以降のリスク変化の合理的な近似として、12ヶ月間の信用リスクを用いることができる。

定量的基準

LDPポートフォリオでは、境界は、組成時の内部格付と報告日の内部格付を関連付ける割当マトリクスに基づいている。従って、貸出金の格付のリスクが高いほど、リスクの重大な悪化に対するグループの相対的許容値は小さくなる。

HDPポートフォリオでは、連続的かつ成長する境界曲線は、組成時のデフォルト確率と報告日のデフォルト確率に関連する。グループは、当該基準が提供する運用上の簡便法(報告日において低リスクの貸出金残高をステージ1に維持することを認めている)を使用していない。

定性的基準

こうした定量的データに加え、グループは、不払又は30日超遅延している割賦支払、条件緩和された貸出金という事実などの定性的な基準を用いている。

定性的基準のみに基づく方法は、標準的手法の下において健全性準拠目的で分類され、格付システムを持たない事業体又は小規模なポートフォリオに対して使用される。

2.1.8.c ステージ1及び2—予想信用損失の計算

予想信用損失は、契約利率に基づく貸出金残高にデフォルト確率(PD)とデフォルト時損失率(LGD)を乗じて測定される。オフ・バランスシート・エクスポージャーは、貸出実行の可能性に基づいて財政状態計算書上の相当額に換算される。ステージ1では1年間のデフォルト確率、ステージ2では満期までのデフォルト確率(1年から10年の曲線)が使用される。

これらのパラメータは、健全性準拠目的のモデルと同一の数値に基づいており、またIFRS第9号の要件に適合している。それらは、各ステージへの貸出金の割当と予想損失の算定の両方に使用される。

デフォルト確率

以下に基づいて計算される。

- ・ 高デフォルト・ポートフォリオについては、IRB-Aアプローチで承認されたモデル
- ・ 低デフォルト・ポートフォリオについては、1981年まで遡る履歴に基づく外部測定によるデフォルト確率

デフォルト時損失率

以下に基づいて計算される。

- ・ 高デフォルト・ポートフォリオについては、長期間にわたって観察され、契約利率によって割引かれ、商品の種類及び保証の種類に従い区分された回収フロー
- ・ 低デフォルト・ポートフォリオについては、固定比率（ソブリンの場合60%、その他の場合40%）

換算係数

リボルビング・ローンを含む全ての商品について、換算係数は、オフ・バランス・シート・エクスポージャーを財政状態計算書上の相当額に換算する際に用いられ、主に健全性準拠目的のモデルに基づいている。

将来予測的な情報

予想信用損失を計算する際、当該基準は、将来予測的な情報を含む、合理的かつ正当な情報を考慮することを求めている。将来予測的な情報の作成には、景気の動向を予測し、その予測される動向をリスク・パラメータと関連付ける必要がある。この将来予測的な情報は、グループ・レベルにおいて決定され、全てのパラメータに適用される。

高デフォルト・ポートフォリオについては、デフォルト確率に含まれる将来予測的な情報は、今後5年間の景気サイクルの変化に関するグループの見解に基づき加重される3つのシナリオ（楽観的、中立的又は悲観的）を考慮に入れている。グループは主に、経済協力開発機構（OECD）から入手できるマクロ経済データ（GDP、失業率、インフレ率、短期及び長期金利等）に依拠している。将来予測アプローチは、シナリオでは捉えられなかった要素を含む形で調整されるが、その理由として以下の点が挙げられる。

- ・ シナリオでは捉えられなかった要素は最近のものであり、報告日の数週間前に発生したものであるため。
- ・ シナリオに含めることができないため：例として、リスク・パラメータに確実に重大な影響を及ぼし、一定の仮定を設定することによってその影響を測定することができる規制の変更が挙げられる。

1年超の満期に関する将来予測的な情報は、主に1年の満期に関する将来予測的な情報から導かれる。

将来予測的な情報は、現状に近い期間に観察された情報を取り入れることによって、LGDにも含まれる。

低デフォルト・ポートフォリオについては、将来予測的な情報は、大口口座や銀行モデルに組込まれているが、地方自治体、ソブリン、特定融資モデルには組み込まれていない。このアプローチは、高デフォルト・ポートフォリオに用いられるものと類似している。

2.1.8.d ステージ3－不良債権

貸出金又は貸出金グループの実行後に損失を生じさせる可能性が高い事象が単数又は複数発生した結果、客観的証拠が存在する場合、減損が計上される。減損額は、帳簿価額と、担保又はその他の保証を考慮しつつ当初の貸出金の金利で現在価値に割り引いた見積将来キャッシュ・フローとの差額に等しい。変動金利の場合、最新の契約上の金利が計上に用いられる。

2019年11月以降、クレディ・ミュチュエル・グループは、欧州銀行監督局（EBA）の指針と適用できる重要性基準値の概念に関する規制の技術的基準に従って、健全性準拠目的におけるデフォルトの新たな定義を適用している。

この新たな定義の導入に関連する主な変更は、以下のとおりである。

- ・ デフォルト分析は、現在、借手レベルで日常業務の中で行われており、契約レベルでは行われていない。

- ・延滞日数は、借手（債務者）、又は共通のコミットメントを持つ借手グループ（共同債務者）のレベルで評価される。
- ・デフォルトは、90日間連続での延滞が、借手／借手グループのレベルで確認された際に発生する。日数は、絶対的な重要性基準値（リテールは100ユーロ、コーポレートは500ユーロ）と相対的な重要性基準値（延滞しているバランスシート・コミットメントの1%超）が同時に上回る時点からカウントされる。借手の延滞は、これらの2つの基準値の一方を下回ると直ちにリセットされる。
- ・デフォルトの波及する範囲は、当該借手の全ての債権、及び共同債権に参加している借手の全ての個別コミットメントにまで及ぶ。
- ・条件緩和されていない資産が「正常」ステージに戻るまで、3ヶ月間以上の試験期間がある。

クレディ・ミュチュエル・グループは、EBAにより提案された2ステップのアプローチに従って、IRB事業体にデフォルトの新たな定義を導入することを選択した。

- ・ステップ1－監督当局に自己評価と承認要請を提示することからなる。使用の承認は2019年10月にグループが取得した。
- ・ステップ2－システムにデフォルトの新たな定義を導入し、該当する場合、新たなデフォルトに対する12ヶ月の観察期間の後にモデルを再調整することからなる。

グループは、EBAにより求められるデフォルトの新たな定義は、会計上、減損の客観的証拠を示すものであると考えている。そのためグループは、会計上のデフォルト（ステージ3）の定義と健全性準拠目的におけるデフォルトの定義を一致させた。この変更は見積りの変更となり、変更となる期間において、重要でない影響は利益／（損失）に計上される。

2.1.8.e 取得時に減損していた信用減損金融資産

取得時に減損していた信用減損金融資産とは、当初認識時又は取得日においてカウンターパーティーが債務不履行となっている契約である。借手が報告日において債務不履行となっている場合、契約はステージ3に分類される。債務不履行に陥っていない場合には、正常債権に分類され、「取得時に減損していた信用減損資産」の区分に識別されて、ステージ2のエクスポージャーに用いるのと同じ手法、すなわち契約の満期までの残存期間にわたって予想される損失に基づき引当金が計上される。

2.1.8.f 認識

減損費用及び引当金は、「カウンターパーティー・リスク費用」に計上される。減損費用及び引当金の戻入は、リスク変動に関連する部分は「カウンターパーティー・リスク費用」に、時間の経過に関連する部分は「利息純額」に計上される。貸出金及び債権の場合、減損は資産から控除され、ファイナンス・コミットメント及び保証コミットメントの場合、引当金は負債の「引当金」に計上される（注記2.1.6「金融保証及びファイナンス・コミットメント」及び注記2.3.2「引当金」を参照）。その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資産については、リスク費用に認識される減損は、「未実現又は繰延損益」で相殺される。

減損損失は直接償却され、それに対応する減損及び引当金は戻入れられる。

2.1.9. 金融商品の公正価値の決定

公正価値とは、独立当事者間取引において知識のある自発的な当事者の間で資産が売却される金額、又は負債が移転される金額である。

金融商品の当初認識時の公正価値は一般に、取引価格である。

公正価値は、事後測定において算定される必要がある。適用される算定方法は、当該商品が取引されている市場が活発であるとみなされるか否かによって異なる。

2.1.9.a 活発な市場で取引される金融商品

金融商品が活発な市場で取引される場合、その公正価値は相場価格を参考にして決定される。これは相場価格が公正価値についての可能な限り最善の見積りであるからである。金融商品は、相場価格が（取引所、ディーラー、ブローカー、又は価格情報サービスから）容易かつ定期的に入手可能であり、それらの価格が独立当事者間取引に基づき定期的に発生している実際の市場取引を表す場合に、活発な市場で取引されているとみなされる。

2.1.9.b 活発ではない市場で取引される金融商品

観察可能な市場データは、それらが評価日における独立当事者間取引の実態を反映しており、上記の価値を大幅に調整する必要がない場合に用いられる。そうでない場合は、グループは観察不能な時価評価モデルのデータを使用する。

観察可能なデータを入手できない場合、又は市場価格の調整において観察不能なデータを使用する必要がある場合、事業体は、市場が考慮に入れるリスクに連動した調整など、将来キャッシュ・フロー及び割引率に関する内部の仮定を用いることがある。これらの評価調整によって、特に、モデルが考慮に入っていないリスク、並びに商品又はパラメータに関連する流動性リスク、及び一定の市場環境下でのモデルに関連したダイナミックな管理戦略の結果生じると考えられる一定の追加的な費用を相殺するように設計された特定のリスク・プレミアムを組み込むことが容易になる。

評価調整額を確定する際には、各リスク・ファクターを個別に検討しており、様々なリスク、パラメータ又はモデルの分散効果は考慮されていない。各リスク・ファクターについてはポートフォリオ・アプローチが最も多く用いられている。

いずれの場合においても、グループが行う調整は判断に基づいており、合理的かつ適切である。

2.1.9.c 公正価値のヒエラルキー

金融商品の公正価値測定には、3つのレベルのヒエラルキーが使用される。

- ・レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の相場価格。これは特に、少なくとも3社の参加者による相場価格のある負債証券、及び組織化された市場に上場されているデリバティブに適用される。
- ・レベル2：当該資産又は負債について直接的（すなわち価格）又は間接的に（すなわち価格から導き出されるデータ）観察可能で、レベル1の相場価格以外のデータ。レベル2は特に、報告期間末に観察される市場金利に基づく利回り曲線を用いて公正価値が通常決定される金利スワップを含んでいる。
- ・レベル3：観察可能な市場データではない資産又は負債に関するデータ（観察不能なデータ）。この区分の主な構成要素は、ベンチャー・キャピタル事業体等で保有する非連結会社への投資、又は資本市場活動において、単独の参加者による相場価格しかない負債証券及び主に観察不能なパラメータを用いるデリバティブである。当該商品は、全体として検討される公正価値に重要な最も低いレベルのインプットと同一のヒエラルキーのレベルに分類される。レベル3で測定される商品の多様性と数量を踏まえると、パラメータの変動に対する公正価値の感応度は重要ではない。

2.2 保険事業

コングロマリット指令の範疇に該当する保険部門は、欧州連合が採用した改訂IFRS第4号が予定しているとおり、IFRS第9号の適用が2022年まで延期されることによる便益を受けている。従って、保険部門の金融商品は、引き続きIAS第39号に従って評価及び認識される。表示に関しては、グループは、IAS第39号及びIFRS第9号に基づき特定の勘定科目において金融商品を表示することになるフランス会計基準当局（ANC）の勧告2017-02を厳格に適用するのではなく、IAS第39号における全ての金融商品を資産又は負債の専用の勘定科目にまとめることができる「IFRS参照」方式を採用することを選択した。このため、保険部門の金融商品は全て、資産の部の「保険事業による投資及び責任準備金の再保険会社負担分」及び負債の部の「保険事業の契約に関する負債」（保険契約の責任準備金を含む）にまとめられる。

投資不動産も分類変更による影響を受ける。金融商品及び責任準備金が損益計算書に与える影響は、「保険事業に係る純利益」に含まれる。その他の資産／負債及び損益計算書の項目は、「銀行及び保険」の合同仕訳に含まれている。該当する場合、IFRS第7号により求められる開示は、保険部門について別途行われる。

2017年11月3日付で採用された規則に従い、グループは、保険部門とコングロマリットのその他の部門との間で、両部門の純損益を通じて公正価値で認識されたもの以外には、金融商品の「認識の中止」をもたらす振替を行わないことを確認している。

保険契約の締結により発生する資産及び負債に固有の会計原則及び評価規則は、IFRS第4号に従い定められている。これは、発行済又は引受済の再保険契約、及び裁量権のある有配当条項付財務契約にも適用される。

上記で記載している場合を除いて、保険会社が保有するその他の資産及び発行する負債は、グループの全ての資産及び負債に共通する規則に従う。

2.2.1 保険事業—金融商品

IAS第39号に基づき、保険会社の金融商品は以下のいずれかに分類される。

- 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債
- 売却可能金融資産
- 満期保有目的金融資産
- 貸出金及び債権
- 償却原価で測定する金融負債

これらは、資産の部の「保険事業による投資及び責任準備金の再保険会社負担分」及び負債の部の「保険事業の契約に関する負債」にまとめられる。

これらの区分のうちどれに分類するかは、経営者の意思を反映しており、金融商品の認識ルールを決定する。

これらの金融商品の公正価値は、注記2.1.9「金融商品の公正価値の決定」に概述された一般原則に従って測定される。

2.2.1.a 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び負債

分類基準

金融商品は、実際の売買の意図又は公正価値オプションの使用のいずれかによって、この区分に分類される。

a) 売買目的金融商品

売買目的で保有される有価証券は、当初取得時において短期間で売却する意図で取得した有価証券のほか、一括管理され、かつ、短期的な利益確定について最近の実際の傾向を示す証拠がある有価証券ポートフォリオの一部である有価証券により構成される。

b) 公正価値オプションを適用する金融商品

金融商品は、以下の場合において、当初認識時に、純損益を通じて公正価値で測定するという分類について取消不能の選択をすることができる。

- 1つ又は複数の分離可能な組込デリバティブを含む金融商品
- 公正価値オプションを適用しなければ、会計上の取扱いが他の関連する金融商品に適用される会計上の取扱いと合致しなくなる金融商品
- 公正価値で測定及び管理される金融資産のプールに属する金融商品

このオプションは、特に、負債の取扱いと一致させるために、保険事業のユニットリンク型保険契約に関連して使用される。

評価の基準及び収益並びに費用の認識

「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類される資産は、財政状態計算書に公正価値で計上された時点、及びその後処分されるまでの報告日において、認識される。これらの資産に係る公正価値の変動及び受取収益又は未収収益は、損益計算書の「保険事業に係る純利益」において認識される。

2.2.1.b 売却可能金融資産

分類基準

売却可能金融資産には、「貸出金及び債権」、「満期保有目的金融資産」、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」のいずれにも分類されていない金融資産が含まれる。

評価の基準及び収益並びに費用の認識

売却可能金融資産は、取得時及びその後処分されるまでの報告日に、財政状態計算書において公正価値で認識される。公正価値の変動は、未収収益を除き、株主資本の個別勘定「未実現又は繰延損益」に表示している。株主資本における未実現損益は、処分時又は一時的でない減損が発生した場合に限り、損益計算書に認識される。処分時においては、従来は株主資本に認識されていたこれらの未実現損益は、処分に係るキャピタル・ゲイン及びキャピタル・ロスとともに損益計算書に表示される。

確定利付証券から発生した未収収益又は受取収益は、実効金利法を用いて純損益に認識され、変動利付証券からの受取配当金と同様に、「保険事業に係る純利益」に表示される。

信用リスク及び減損

- 株式及びその他の資本性金融商品に特有の一時的でない減損

変動利付証券のうち売却可能金融資産に係る減損は、公正価値が取得原価と比べて長期的又は著しく下落した場合に認識される。

変動利付証券の場合、グループは、その取得原価に比して少なくとも50%、又は連続36ヶ月間超の期間にわたる当該証券の価値の下落を減損の兆候と見なしている。このような金融商品は項目毎に分析される。上記基準に該当しないものの、近い将来における投資額の「回収」が合理的に期待できないと経営者が考えている有価証券のレビューを行う際にも、その判断が用いられる。損失は、損益計算書の「保険事業に係る純利益」において認識される。

その後生じた価値の下落も損益計算書に認識される。

損益計算書に計上された株式又はその他の資本性金融商品の長期的な減損は、当該商品が財政状態計算書に計上されている限り、戻し入れることができない。その後に価値が上昇した場合、株主資本の「未実現又は繰延損益」において認識される。

- 信用リスクによる減損

確定利付証券のうち売却可能金融資産（具体的には社債）に係る減損損失は、「カウンターパーティー・リスク費用」において認識される。実際、これらの確定利付金融商品は、単なる金利の上昇により損失が生じた際の減損が認められないため、信用リスクが存在する場合にのみ減損される。減損が生じた場合、株主資本における未実現損失の累積額は全額が純損益に認識されなければならない。これらの減損は戻入可能であり、減損の認識後に発生した事象に関連したその後の評価において、発行会社の信用状態が改善した場合も、損益計算書の「カウンターパーティー・リスク費用」に計上される。

2.2.1.c 満期保有目的金融資産

分類基準

この区分には、支払額が算定可能又は確定利付で、事業体が満期まで保有する意図及び能力を有している有価証券が含まれる。

この区分の有価証券に対して行われる金利リスク・ヘッジは、IAS第39号に定義されるヘッジ会計に適格ではない。

さらに、このポートフォリオ内の有価証券の処分又は振替の可能性は、非常に限定的となっており、IAS第39号の規定により、グループ・レベルにおいて「売却可能金融資産」のポートフォリオ全体の格付が引き下げられ、2年間この区分への分類が禁じられる。

評価の基準及び収益並びに費用の認識

この区分に分類された有価証券は、公正価値で当初認識され、その後、実効金利法に従って償却原価で評価される。この実効金利法には、プレミアム及びディスカウント並びに重大な場合には取得コストの償却が組み込まれている。

これらの有価証券の受取利息は、損益計算書の「保険事業に係る純利益」に表示される。

信用リスク

減損は、当初認識後に損失を発生させる可能性がある1つ又は複数の事象が起こったこと（実際の信用リスク）により、当該資産の減損の客観的証拠がある場合に認識される。各決算日に有価証券ごとに分析が行われる。減損は、帳簿価額と保証を含む将来キャッシュ・フローを当初の金利で割り引いた現在価値を比較することによって評価され、損益計算書の「カウンターパーティー・リスク費用」において認識される。減損の認識後に発生した事象に関連したその後の評価も、損益計算書の「カウンターパーティー・リスク費用」に計上される。

2.2.1.d 貸出金及び債権

分類基準

貸出金及び債権とは、活発な市場での相場価格はないが、支払額が算定可能又は確定利付の金融資産で、取得又は供与の時点では売却する意思のない金融資産である。貸出金及び債権は、財政状態計算書において公正価値で当初認識され、これは一般的に融資実行額の純額に等しい。こうした貸出残高は、その後の決算日において実効金利法を用いて償却原価で評価される（公正価値オプション法を用いて認識されるものを除く）。

信用リスク

減損は、当初認識後に損失を発生させる可能性がある1つ又は複数の事象が起こったこと（実際の信用リスク）により、当該資産の減損の客観的証拠がある場合に認識される。減損は、帳簿価額と保証を含む将来キャッシュ・フローを実効金利で割り引いた現在価値を比較することによって評価され、損益計算書の「カウンターパーティー・リスク費用」において認識される。減損の認識後に発生した事象に関連したその後の評価も、損益計算書の「カウンターパーティー・リスク費用」に計上される。

2.2.1.e 償却原価で測定する金融負債

これらには、顧客及び金融機関等に対する債務、負債証券（譲渡性預金証書、銀行間商品、社債等）並びに純損益を通じて公正価値で測定することを選択していない期限付又は無期限の劣後債が含まれる。

これらの負債は財政状態計算書において公正価値で当初認識され、その後の報告日に実効金利法を用いて償却原価で測定される。発行済証券の当初の公正価値は、発行価額から取引費用（該当する場合）を差し引いた金額である。

2.2.2 非金融資産

投資不動産及びその他の固定資産は、本報告書記載の会計処理方法に従っている。

2.2.3 非金融負債

保険契約者及び受益者に対する契約債務を示す保険負債は、「保険契約の責任準備金」に含まれている。これらは、フランスの基準に従った評価、認識、連結を継続している。

生命保険契約に関する責任準備金は、主に数理的準備金（一般的に、保険契約の解約払戻金に対応）で構成されている。対象となるリスクは主として、（債務者の保険に関する）死亡、障害、就労不能である。

ユニットリンク型保険契約の責任準備金は、当該契約を裏付ける資産の実現可能価額に基づき、報告日に評価される。

損害保険契約準備金は、未経過保険料（契約済保険料のうち今後の会計年度に関連する部分）及び未払保険金に対応する。

裁量権のある有配当条項から便益を受ける保険契約は、「シャドウ・アカウンティング」の対象となる。その結果として生じる繰延配当に対する引当金は、保険契約者帰属分のキャピタル・ゲイン及びキャピタル・ロスを示す。繰延配当に対するこれらの引当金は、事業体毎に資産又は負債に計上し、連結範囲内の事業体間で相殺することはない。資産の部では、これらは個別の勘定科目として表示される。

報告日において、これらの契約に対して認識された負債十分性テスト（繰延保険契約獲得コスト、取得ポートフォリオ証券などのその他の関連する資産又は負債の控除後）が実施される。認識された負債が、同日現在の見積将来キャッシュ・フローをヘッジするのに十分であるか検証される。責任準備金の不足が認識された場合は、当該期間に純損益で認識する（その後、必要に応じて戻し入れられる場合もある）。

2.3 非金融商品

2.3.1 リース

リースとは、貸手が所定の期間につき1回又は一連の支払と交換に資産の使用権を借手に供与する契約である。

ファイナンス・リースは、資産の所有に伴うリスク及び経済価値のほぼ全てが移転するリース契約である。所有権は、最終的に移転される場合とされない場合がある。

オペレーティング・リースとは、ファイナンス・リース以外のリースをいう。

2.3.1.a ファイナンス・リース取引 - 貸手

IFRS第16号に従い、グループ外の会社とのファイナンス・リース取引は、財務会計上の金額で連結財政状態計算書に計上している。ファイナンス・リース取引では、リース資産の所有に伴うほぼ全てのリスク及び経済価値を借手に移転する。

よって、取引の経済的実体の分析により：

- ・ 財政状態計算書から除外するリース資産を識別する。
- ・ ファイナンス・リース契約に基づいて受領するリース料と、貸手への返却が保証されていない残存価値による増加分を黙示的な契約利率で割引いた現在価値について、「償却原価で測定する金融資産」において債権を認識する。
- ・ ファイナンス・リース取引の存続期間を通じて存在する一時差異について、繰延税金を認識する。
- ・ リース取引からの純利益を金利マージン純額として認識する。これは、残高に対する期間ごとの一定の利益率を表している。

金融債権に関連する信用リスクは、IFRS第9号に基づき測定及び認識される（注記2.1.8「信用リスクの測定」を参照）。

2.3.1.b ファイナンス・リース取引 - 借手

IFRS第16号に従い、固定資産は、「その他の負債」の負債と相殺して、財政状態計算書に計上される。リース料は、支払利息と元本返済に分けて表示している。

2.3.2 引当金

引当金の繰入及び戻入は、対応する収益科目又は費用科目の種類に応じて分類される。

過去の事象から生じた債務の決済に、経済的便益を表す経営資源の流出が必要となる可能性が高く、債務の金額を正確に見積もることができる場合に、引当金を認識している。引当金額を決定するため、必要に応じてこの債務の現在価値の純額を算定している。

グループが設定する引当金には、特に以下のものが含まれている。

- オペレーショナル・リスク
- 社会的責任
- 契約したコミットメントの実行リスク
- 訴訟リスク及び保証コミットメント
- 税務リスク
- 住宅購入者貯蓄契約に関するリスク

2.3.3 従業員給付

該当する場合、従業員に対する債務に関する引当金は、「引当金」において認識される。この引当金の変動は、株主資本において未実現損益又は繰延損益として認識される数理計算上の損益に起因する部分を除き、損益計算書の「一般営業費（従業員給付費用）」において認識される。

2.3.3.a 確定給付制度における退職後給付

確定給付制度における退職後給付には、グループが従業員に約束した給付を提供する正式な又は黙示的な義務を負っている年金制度、早期退職制度及び付加年金制度からなる。

こうした債務は、制度給付を算定するための契約上の算式を適用して受給権を勤務期間に対して配分する予測単位積増方式を用いて算定される。当該受給権は、以下のような人口動態及び財務上の仮定を用いて割引計算される。

- 割引率：契約期間と合致する民間借入金の長期金利を参照して決定
- 昇給率：年齢層、管理職・非管理職の区分、地域特性に従って評価

- インフレ率：様々な満期のフランス国債利回りとインフレ連動フランス国債利回りとを比較して見積り
- 従業員退職率：事業年度末時点の終身雇用従業員数に占める退職者及び解雇者数の割合の過去3年間の平均を使用し、年齢層別に決定
- 退職時年齢：常勤雇用の実際の開始日又はその推定日及び年金改革法に定められた仮定（67歳が上限）を用いて、個別に見積り
- 死亡率：INSEE（フランス国立統計経済研究所）のTH/TF 00-02生命表に準拠

これらの仮定の変更により生じた差額、及び過去の仮定と実際の結果との相違による差額は、数理計算上の損益となる。制度資産がある場合には、当該資産は公正価値で評価され、その予想利回りは純損益に影響を与える。実際の利回りと予想利回りとの差異も、数理計算上の損益となる。

数理計算上の損益は、未実現又は繰延損益として株主資本に認識される。制度の縮小及び制度の清算が行われた場合には契約債務が変動し、当該変動は当該事業年度の純損益に認識される。

グループは、勤務期間に基づく退職後給付の配分に関する2021年5月のIFRICの決定が及ぼす影響に関する分析を開始した。この決定は、従業員の社内でのキャリアにわたって少しずつ獲得する権利を考慮する、フランスで一般的に用いられている慣行を疑問視するものであることから、給付額が年功序列によって決まり一定の勤務年数を上限とする年金制度の確定給付額の算定方法が見直される可能性がある。

2.3.3.b 確定拠出制度に基づく退職後給付

グループの事業体は、独立している組織が運営している様々な退職給付制度に拠出しているが、特に基金の資産が契約債務に対応するには不十分である場合に、グループの事業体は公にも黙示的にも追加的な支払義務を負っていない。

こうした制度はグループの契約債務にはあたらないため、引当金を設定していない。費用は、拠出金を支払う必要がある事業年度に認識される。

2.3.3.c その他の長期給付

長期給付は、退職後給付及び退職手当とは別に、従業員が対象となる勤務を提供した事業年度の終了後12ヶ月超経過した後に支払われる見込みの給付で、長期勤続報酬などが含まれる。

その他の長期給付に関するグループの契約債務は、予測単位積増方式を用いて測定されている。ただし、数理計算上の損益については、直ちに純損益において認識している。

長期勤続報酬に関する契約債務は保険契約でカバーされている場合があり、この契約債務のうちヘッジされていない部分に対してのみ引当金が設定されている。

2.3.3.d 退職手当

退職手当は、雇用契約が通常の退職年齢よりも前に終了した場合、又は従業員が補償と引き換えにグループを自発的に退職する決断をした場合に、グループが支給する給付である。

報告日から12ヶ月超経過した後に支払われる見込みの場合は、関連する引当金は割引計算される。

2.3.3.e 短期給付

短期給付は、報告日後12ヶ月以内に支払われる、退職手当以外の給付であり、給与、社会福祉給付、一定の賞与などが含まれる。

これらの短期給付に対する費用は、これらの給付に対する権利が供与される勤務が事業に対して提供された事業年度において認識される。

2.3.4 非流動資産

2.3.4.a グループが保有する非流動資産

財政状態計算書に計上されている固定資産は、有形固定資産及び無形資産、並びに投資不動産を含んでいる。営業用資産は、サービス提供目的及び経営管理目的に使用される。投資不動産は、賃貸料若しくはキャピタル・ゲイン、又はこれら双方を稼得する目的で保有する不動産資産で構成されている。営業用不動産と投資不動産の双方を認識するために、取得原価法が使用される。

固定資産は、取得原価に、固定資産を事業の用に供し使用できるようにするために必要となる直接帰属費用を加算した金額で、当初認識される。当初認識以降、固定資産は過年度の償却原価、すなわち取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を差し引いた額で評価される。

非流動資産が、定期的な取替の対象となる可能性が高く、使途が異なる、又は経済的便益の獲得時期が異なる複数の要素で構成されている場合は、各構成要素を当初から個別に認識し、それぞれの償却スケジュールに従って減価償却又は償却している。この構成要素に基づくアプローチは、営業用不動産及び投資不動産に採用されている。

非流動資産の減価償却可能額又は償却可能額は、その残存価額（処分費用を差し引いた純額）を控除して算定される。非流動資産の耐用年数は、一般に経済耐用年数と等しいため、残存価額は認識されていない。

非流動資産は、当該資産の見積耐用年数にわたって、事業体が当該資産による経済的便益を消費すると予想されるパターンを見積りを反映する比率で減価償却及び償却が行われる。耐用年数が不確定である無形資産は、償却の対象ではない。

営業用資産に対する減価償却費及び償却費は、損益計算書の「有形固定資産及び無形資産の減価償却費、償却費及び引当金繰入額」において認識している。

投資不動産に関する減価償却費は、損益計算書の「その他の活動に係る費用」において認識している。

使用されている償却期間の範囲は、以下のとおりである。

有形固定資産

- 土地及びネットワーク設備	: 15-30年
- 建物－建造物	: 20-80年（当該建物の種類により異なる）
- 建物－設備	: 10-40年
- 設備及び備品	: 5-15年
- 事務機器及び什器	: 5-10年
- 保安設備	: 3-10年
- 車両及び運搬具	: 3-5年
- コンピュータ機器	: 3-5年

無形資産

- 購入又は自社開発ソフトウェア	: 1-10年
- 買収事業ののれん	: 9-10年（顧客契約ポートフォリオを取得した場合）

減価償却及び償却可能な資産は、報告日において減損の兆候を示す証拠がある場合には、減損テストを行う。賃貸借権などの償却不能な非流動資産は、年1回減損テストを行う。

減損の兆候がある場合、資産の回収可能価額と帳簿価額の純額を比較している。価値の損失が発生した場合には、減損損失が損益計算書で認識され、資産の減価償却可能額又は償却額が非遡及的に調整され

る。見積回収可能価額が変動した場合、又は減損の兆候がなくなった場合、減損損失は戻し入れられる。減損引当金の戻入後の帳簿価額は、減損が認識されなかった場合に算出されていたはずの帳簿価額（純額）を上回ってはならない。

営業用資産に係る減損費用及び戻入は、損益計算書の「営業用資産に係る減価償却費、償却費及び引当金繰入額」において認識している。

投資不動産に係る減損費用及び戻入は、損益計算書においてそれぞれ「その他の活動に係る費用」及び「その他の活動に係る収益」において認識している。

営業用資産の処分に係るキャピタル・ゲイン又はキャピタル・ロス、損益計算書の「その他の資産の処分に係る純利益／（損失）」の項目に計上している。

投資不動産の処分に係る損益は、損益計算書の「その他の活動に係る収益」又は「その他の活動に係る費用」の項目に計上している。

2.3.4b グループが借手である非流動資産

契約がリースとして認められるためには、資産が特定され、借手が当該資産の使用権を支配していなければならない。

借手については、オペレーティング・リースとファイナンス・リースは単一のモデルに基づいて計上され、以下の項目が認識される。

- リース期間にわたり、リース物件を使用する権利を表す資産
- リース料の支払義務に関連する負債との相殺
- 定額法による資産の減価償却費及び損益計算書上の支払利息

グループは、主に不動産契約を積極的に行っている。基準に従って、自動車車両については、ローカルにおいて重要である場合のみ修正再表示され、コンピュータやセキュリティ機器については、代替可能な性質を理由として、対象から除外されている。限られたごく一部のIT契約のみが重要であり、適用対象とみなされていた。

その他の原資産は、短期、又は少額（5,000ユーロ以下）の例外規定により、除外されていた。グループには、無形資産や投資不動産の認識を生じさせるようなリースは存在しない。

従って、使用権は「有形固定資産」、リース債務は「その他の負債」として計上されている。借地権は、自動的に更新されない契約に係る場合は、有形固定資産として分類変更される。使用権とリース債務は、将来加算一時差異と将来減算一時差異の純額に関して繰延税金資産又は負債の対象となる。

損益計算書においては、利息費用は「金利マージン」に表示し、一方、減価償却費及び償却費は一般営業費として表示されている。

グループでは、以下を用いてリース債務を算定している。

- 契約期間：商用リースについては、このような種類の全ての新規契約はデフォルトで9年間にわたり資産計上され、例外的な契約では12年間にわたり資産に計上される場合もある。これは、この期間の終了後はリース料の上限がなくなることから、この期間を超えた契約を継続する経済的インセンティブがグループにはないためである。
- 割引率：選択された期間に対応する債務の限界利率であり、グループのリファイナンス本部又は通貨により引き下げられる可能性がある。
- リース料（税抜き）：グループにおける変動リース料による影響は極めて限定的である。

2.3.5 手数料

サービスに関連する手数料及び契約手数料は、関連するサービスの種類に応じて、収益及び費用として計上している。追加的な利息とみなされる手数料及び契約手数料は、実効金利の不可分の一部である。従って、こうした手数料及び契約手数料は受取利息と支払利息のいずれかとして認識される。

貸出金の供与に直接関連する手数料及び契約手数料は、実効金利法を用いて貸出期間を通じて認識される。

継続的に提供されているサービスの対価として支払われる手数料及び契約手数料は、サービスが提供される期間を通じて認識される。

重要なサービスの対価として支払われる手数料及び契約手数料は、サービス履行時に全額、損益計算書に計上される。

2.3.6 法人税費用

法人税費用には、対象となる期間における収益に関連して支払うべき当期及び繰延の両方での全ての税金が含まれる。

未払法人税は、適用される税法に従って算定している。

2.3.6.a 繰延税金

IAS第12号により求められているとおり、連結財政状態計算書に計上されている資産又は負債の帳簿価額とその課税価額との間の一時差異に関しては、のれんを除き、繰延税金を認識している。

繰延税金は、事業年度末時点で既知の、その後数年度において適用される法人税率を適用して、負債法を用いて計算される。

繰延税金負債を控除した繰延税金資産は、回収可能性が高い場合に限り認識される。当期税金及び繰延税金は、収益又は費用として認識される。ただし、株主資本で認識されている未実現又は繰延損益に関する繰延税金は株主資本に直接計上される。

繰延税金資産と負債は、同一の事業体又は同一の納税グループ内において発生しており、同一の税務管轄対象であり、かつ相殺を行う法的権限がある場合において、相殺される。

繰延税金については割引計算を行っていない。

2.3.6.b 法人税の税務処理に関する不確実性

IFRIC第23号に基づき、グループは、グループが選択した税務上のポジションを税務当局が容認する可能性を評価し、税務上の目的、税務上の基準額、繰越欠損金、未使用税額控除及び税率について発生可能性が高い影響を評価する。

税務ポジションが不確実な場合、未払（未収）金額は、最も発生可能性が高い金額、又は支払予定額若しくは受取予定額に対する最良の見積りを反映する方法に従った予想金額に基づき見積もり計上される。

2.3.7 一部の貸出金について国が支払う利息

農業・農村セクター及び住宅購入に対する支援策に従い、グループ傘下の一部事業体は、フランス政府が定める低金利貸出金を供与している。その結果、こうした事業体は、顧客に提示した金利と所定の指標金利との間の金利差に相当する補助金を政府から受け取っている。そのため、これらの補助金の便益を受ける貸出金については、割引計算を行っていない。

こうした補償メカニズムに関する取決めは、フランス政府が定期的に見直しを行っている。

受け取った政府補助金は、IAS第20号に従って「受取利息及び類似収益」に認識し、対応する貸出金の残存期間にわたり割り当てられる。

2.3.8 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業

非流動資産、又は非流動資産グループは、売却可能でかつその売却が今後12ヶ月以内に行われる可能性が非常に高い場合、売却目的保有として分類される。

関連する資産及び負債は、財政状態計算書の「売却目的保有非流動資産」及び「売却目的保有非流動資産関連の負債」に別々に表示される。これらは、帳簿価額又は公正価値から売却費用を差し引いた額のどちらか低い方の金額で認識し、減価償却又は償却は行われなくなる。

これらの資産及び負債に係る減損損失は損益計算書において認識される。

非継続事業は、売却目的で保有する又は既に中止されている事業、若しくは転売のみを目的に取得した子会社で構成される。非継続事業関連の損益は、全て損益計算書の「非継続事業及び売買目的保有非流動資産に係る税引後利益／損失」に別掲される。

2.4 財務書類の作成に際して使用した判断及び見積り

グループの財務書類の作成にあたっては、必要な測定を行うために仮定の使用が必要であり、特に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）において、こうした仮定が将来そのとおりになるかどうかについてはリスク及び不確実性が伴う。

こうした仮定の将来の結果は、特に以下を含む複数の要因に影響を受ける。

- ・ 国内外市場の活動
- ・ 金利及び外国為替レートの変動
- ・ 一部の事業セクターや国における経済及び政治の状況
- ・ 規制及び法制度の変更

仮定の策定が必要となる会計上の見積りは、主に以下の測定に際して用いられる。

- ・ 活発な市場に上場していない金融商品の公正価値—強制取引の定義及び観察可能なデータの定義には判断の行使が必要となる
- ・ 年金制度及びその他の将来の従業員給付
- ・ 資産の減損、特に予想信用損失
- ・ 引当金
- ・ 無形資産及びのれんの減損
- ・ 繰延税金資産

3. 関連当事者の情報

グループに関連する当事者は、クレディ・ミュチュエル・グループ全体レベルでの連結会社であり、Confédération Nationale du Crédit Mutuelに関係する他の事業所や持分法適用会社もこれに含まれる。

グループとその子会社及び関連会社との間で行われる取引は、こうした取引が実行される時点での、通常の市場条件下で行われている。

連結会社のリストは注記3に記載されている。グループの全部連結会社間で行われた取引及び期末に存在する残高は連結上、全て消去されるため、これらの相互取引に関するデータは、グループが共同支配、又は重大な影響力を行使し、持分法の適用により連結される会社の場合のみ添付の表に含まれる。

4. 欧州連合が採用しているが未適用の基準及び解釈指針

□ IFRS第3号の改訂 - 概念フレームワークへの参照

この改訂は、IFRS第3号を更新し、2018年版の概念フレームワークを参照するようにしている（以前の1989年版への参照からの置き換え）。

企業結合における資産と負債の認識について、現状と差異が生じないように例外規定が導入されている。

この例外規定では、取得企業は新たな概念フレームワークの代わりに、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」若しくはIFRIC第21号「賦課金」を参照しなければならない。

取得企業は、企業結合で取得したいかなる資産も認識してはならない。

□ IAS第37号の改訂 - 契約履行のコスト

この改訂は、不利な契約の定義に使用される「不可避免的なコスト」の概念を明確化するものである。

不可避免的なコストには、契約に直接関連するコストが含まれるが、これには増分コストと契約の履行に直接関連するその他のコストの配分の両方が含まれる。

この改訂は、グループが、2022年1月1日時点で義務を履行していない契約に適用される。

□ IAS第16号の改訂 - 意図した使用の前の収入

この改訂では、有形固定資産を経営者が意図した方法で稼働可能にするために必要な場所及び状態にするまでの間に生産された物品の売却による収入を、当該有形固定資産の項目の取得価額から控除することを禁止している。

そうした物品の売却による収入は、直ちに純損益に認識しなければならない。また、当該物品のコストは、IAS第2号「棚卸資産」に従って測定しなければならない。

□ IFRSの年次改善 - 2018年－2020年サイクル

この改訂は、主に以下の基準を変更するものである。

- ・IFRS第9号 - 金融商品：金融負債の「認識の中止」に係る10%テストに含まれる手数料及びコストを規定する。これには、借手及び貸手が支払った、若しくは受け取った手数料及びコスト（他社の代わりに支払った、若しくは受け取ったものを含む）のみが含まれる。
- ・IFRS第16号 - リース：貸手が受け取った利益の処理に関する混乱を避けるため、設例13を改訂する。

5. 欧州連合が未採用の基準及び解釈指針

□ IFRS第17号 - 保険契約

IFRS第17号は、IFRS第4号に置き換わる予定であるが、IFRS第4号は、同基準の適用範囲において、保険会社が、保険契約及びその他の契約について、各国の会計方針を継続して適用することを認めている。これにより、セクターにおける財務書類の企業間比較ができない。

IFRS第17号の目的は、様々な種類の保険契約の認識を一致させ、それらを保険会社のコミットメントの将来の評価額に基づいて評価することである。これには、負債の評価に関して、ソルベンシーIIと同様に、複雑なモデル及びコンセプトの更なる活用が必要である。

保険契約上のサービス・マージンの償却により、損益計算書のメカニズムが変更されたが、償却額は契約期間にわたり見込まれる成果を表している。

IFRS第17号改訂の一環として、2020年6月にIASBが公表した内容は、当初2021年に予定されていたIFRS第17号の適用日は、2023年1月1日まで2年延期された。（グループのように）繰延べを選択した保険会社がIFRS第9号を適用した場合にも、2023年までの延期に関するIASBの改訂が適用される。

2017年に公表され、2020年に改訂されたIFRS第17号は、欧州当局の承認中である。

2020年4月末現在、IASBは、準備金計算の精度及び引受年度ごとの契約のグループ化（年次コホート）に関する要件を決定した。相互扶助の原理とは相反するが、これらに変更はない。2020年9月30日に、EFRAGはIFRS第17号の適用について、前向きな意見草案を公表した。ただし、年次コホートというトピックに関してはコンセンサスが得られなかった。

グループの保険部門は、IFRS第17号の規定の導入に向けた分析と準備の作業を続けている。グループは、主要な財務書類に関するIASBの調査に従って、コングロマリットレベルでの財務報告に関する調査を継続している。

□ IAS第1号の改訂 - 会計方針の開示

「重要性がある」会計方針に関して提供すべき情報を明確化している。財務書類におけるその他の情報と合わせて考えた場合、財務書類の主要な利用者の意思決定に影響を与えることが合理的に予想される場合には、重要性があるとみなされる。

□ IAS第8号の改訂 - 会計上の見積りの定義

会計上の見積りという概念について明確な定義を導入することにより、会計方針の変更と会計上の見積りの変更とを容易に区別することを目的としている。会計上の見積りとは、測定上の不確実性にさらされる財務書類上の金額を表している。

□ IAS第12号の改訂 - 単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金

リースや廃棄義務に係る繰延税金の認識について明確化している。この改訂による影響は現在評価中である。

□ IFRS第16号の改訂 - 賃料減免

この改訂は、新型コロナウイルス感染症による公衆衛生上の危機の結果として、（2021年6月30日に代わり）2022年6月30日まで賃料減額の恩恵を受ける借手の簡便的な方法を対象としている。この改訂は当初の改訂と異なり、会計処理方法の継続性を規定している。

クレディ・ミュチュエル・グループは、こうした方法による影響を受けない。

グループは、リースの貸手として認めたリース料の減免には、IFRS第9号の規定を適用している。

[次へ](#)

注記2 - 事業セグメント別及び地域別の財政状態計算書及び損益計算書の分析

グループの事業は、以下のとおりである。

- ・ リテール・バンキングは、CICの地方銀行、ドイツ及びスペインにおけるTARGOBANK、Cofidis、並びにネットワークを通じて商品を販売する全ての専門事業（不動産及び設備の賃貸、ファクタリング、集団投資運用、従業員貯蓄制度、不動産）から構成されている。
 - ・ 保険事業は、Groupe des Assurances du Crédit Mutuelで構成されている。
 - ・ コーポレート・バンキング及び資本市場は以下で構成されている。
- a) 大企業顧客及び金融機関の顧客に対する融資、特化型融資、国際業務、並びに外国支店
- b) 資本市場業務（金利商品、外国為替、及び株式への投資、市場仲介業務を含む。）
- ・ プライベート・バンキングは、主要事業をフランス内外で行っている会社を含む。
 - ・ プライベート・エクイティは、自己勘定取引及びフィナンシャル・エンジニアリング・サービスで構成されている。
 - ・ 持株会社には、メディア及びロジスティクス組織に加えて、その他の業務に帰属させることのできない項目（持株会社の場合）、すなわち中間持株会社、非支配持分、営業用不動産を保有する特定の事業体、メディア及びIT事業体が含まれる。

連結対象会社は全て、連結財務書類への貢献に基づき、その主要ビジネスに割り当てられている。ただしCIC及びBFCMの2社は、複数のビジネス・ラインにわたっているため、この限りではない。この場合、これらの2社の連結損益計算書及び連結財政状態計算書に対する貢献は、貢献している様々なビジネスセクターに基づいて分類されている。

2a- 損益計算書の事業セグメント別内訳

2021年6月30日	リテール・ バンキング	保険	コーポレート・ バンキング及び 資本市場	プライベート・ バンキング	プライベート・ エクイティ	ロジスティクス 及び持株会社	グループ会社間 取引	合計
銀行業務純益	3,737	1,059	490	319	257	157	-36	5,983
一般営業費	-2,319	-333	-204	-225	-36	-226	36	-3,307
営業総利益	1,418	726	286	94	221	-69	0	2,677
カウンターパーティー・リスク費用	-230	0	37	-5	-7	0		-205
その他の資産の処分に係る利益*	-2	0				-62		-63
税引前利益／（損失）	1,186	727	324	89	214	-130	0	2,409
法人税	-370	-214	-84	-23	0	-1		-693
非継続事業の資産に係る税引後損益	7							7
当期純利益／（損失）	823	513	240	66	213	-131	0	1,723
非支配持分								204
グループに帰属する当期純利益								1,519

* 関連会社（持分法適用会社）の純利益／（損失）及びのれんの減損損失を含む（注記16及び19）。

2020年6月30日	リテール・ バンキング	保険	コーポレート・ バンキング及び 資本市場	プライベート・ バンキング	プライベート・ エクイティ	ロジスティクス 及び持株会社	グループ会社間 取引	合計
銀行業務純益	3,611	647	223	311	71	42	-33	4,871
一般営業費	-2,224	-319	-200	-208	-25	-228	33	-3,169
営業総利益	1,387	329	23	103	47	-186	0	1,701
カウンターパーティー・リスク費用	-832		-109	-4	2	3		-940
その他の資産の処分に係る利益*	-1	1				23		23
税引前利益／（損失）	553	330	-86	99	49	-160	0	784
法人税	-256	-125	20	-22	2	70		-311
非継続事業の資産に係る税引後損益								0
当期純利益／（損失）	298	205	-66	77	50	-91	0	473
非支配持分								96
グループに帰属する当期純利益								378

* 関連会社（持分法適用会社）の純利益／（損失）及びのれんの減損損失を含む（注記16及び19）。

2b- 損益計算書の地域別内訳

	2021年6月30日				2020年6月30日			
	フランス	フランス以外の 欧州	その他の国*	合計	フランス	フランス以外の 欧州	その他の国*	合計
銀行業務純益**	4,357	1,515	111	5,983	3,212	1,546	112	4,871
一般営業費	-2,327	-930	-48	-3,306	-2,242	-878	-49	-3,169
営業総利益	2,030	585	62	2,677	970	667	63	1,701
カウンターパーティー・リスク費用	-40	-173	8	-204	-507	-427	-6	-940
その他の資産の処分に係る利益***	-67	-2	6	-63	15	-1	9	23
税引前利益／（損失）	1,923	411	76	2,410	478	239	67	784
当期純利益／（損失）	1,379	279	65	1,723	258	161	54	473
グループに帰属する当期純利益	1,183	271	64	1,519	172	153	53	378

* 米国、カナダ、シンガポール、香港、セント・マーチン島（2020年まで）、チュニジア

** 2021年上半期の銀行業務純益（ロジスティクス及び持株会社の事業を除く）の26.8%は、フランス国外の事業によるものであった（2019年上半期：銀行業務純益の34%）。

*** 関連会社（持分法適用会社）の純利益／（損失）及びのれんの減損損失を含む。

注記3 - 連結の範囲

3a - 連結範囲の構成

グループの親会社はBanque Fédérative du Crédit Mutuelである。

2020年12月31日以降、連結範囲の変更は、以下のとおりである。

- 新規連結会社：AGIR、Ebra Productions、Est Info TV、FCT Factofrance
- 合併：該当なし
- 連結の範囲からの除外：Targo seguros mediacion
- 名称変更：Cofidis ParticipationsからCofidis Groupへの変更

	国名	2021年6月30日			2020年12月31日		
		支配割合%	持分比率%	方法*	支配割合%	持分比率%	方法*
A.銀行業ネットワーク							
Banque Européenne du Crédit Mutuel (BECM)	フランス	96	96	FC	96	96	FC
BECM Francfort (BECMの支店)	ドイツ	100	96	FC	100	96	FC
CIC Est	フランス	100	99	FC	100	99	FC
CIC Lyonnaise de Banque (LB)	フランス	100	99	FC	100	99	FC
CIC Lyonnaise de Banque Monaco (LBの支店)	モナコ	100	99	FC	100	99	FC
CIC Nord Ouest	フランス	100	99	FC	100	99	FC
CIC Ouest	フランス	100	99	FC	100	99	FC
CIC Sud Ouest	フランス	100	99	FC	100	99	FC
Crédit Industriel et Commercial (CIC)	フランス	100	99	FC	100	99	FC
CIC Bruxelles (CICの支店)	ベルギー	100	99	FC	100	99	FC
CIC Hong-Kong (CICの支店)	香港	100	99	FC	100	99	FC
CIC Londres (CICの支店)	英国	100	99	FC	100	99	FC
CIC New York (CICの支店)	米国	100	99	FC	100	99	FC
CIC Singapore (CICの支店)	シンガポール	100	99	FC	100	99	FC
Targobank AG	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Targobank Spain	スペイン	100	100	FC	100	100	FC
B.銀行業ネットワーク - 子会社							
Bancas	フランス	50	50	EM	50	50	EM
Banque Européenne du Crédit Mutuel Monaco	モナコ	100	96	FC	100	96	FC
CCLS Leasing Solutions	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Cofidis Belgique	ベルギー	100	80	FC	100	80	FC
Cofidis France	フランス	100	80	FC	100	80	FC
Cofidis Espagne (Cofidis Franceの支店)	スペイン	100	80	FC	100	80	FC
Cofidis Hongrie (Cofidis Franceの支店)	ハンガリー	100	80	FC	100	80	FC
Cofidis Portugal (Cofidis Franceの支店)	ポルトガル	100	80	FC	100	80	FC
Cofidis SA Pologne (Cofidis Franceの支店)	ポーランド	100	80	FC	100	80	FC
Cofidis SA Slovaquie (Cofidis Franceの支店)	スロバキア	100	80	FC	100	80	FC
Cofidis Italie	イタリア	100	80	FC	100	80	FC
Cofidis République tchèque	チェコ共和国	100	80	FC	100		FC
Creatis	フランス	100	80	FC	100	71	FC
Creatis Crédit Mutuel Asset Management	フランス	74	74	FC	74	74	FC
Crédit Mutuel Caution Habitat	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Épargne Salariale	フランス	100	99	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Factoring	フランス	95	95	FC	95	95	FC
Crédit Mutuel Gestion	フランス	100	74	FC	100	74	FC
Crédit Mutuel Home Loan SFH	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Leasing	フランス	100	99	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Leasing Espagne (Crédit Mutuel Leasingの支店)	スペイン	100	99	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Leasing Benelux	ベルギー	100	99	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Leasing Nederland (Crédit Mutuel Leasing Beneluxの支店)	ベルギー	100	99	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Leasing Gmbh	ドイツ	100	99	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Real Estate Lease	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Factofrance SA	フランス	100	100	FC	100	100	FC
FCT Factofrance	フランス	100	100	FC	100	100	FC
FLOA (旧Banque du Groupe Casino)	フランス	50	50	EM	50	50	EM
Gesteurop	フランス	100	99	FC	100	99	FC
LYF SA	フランス	44	44	EM	44	44	EM
Monabanq	フランス	100	80	FC	100	80	FC
Paysurf	フランス	51	64	FC	51	64	FC
SCI La Tréflière	フランス	46	46	EM	46	46	EM
Targo Factoring GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Targo Finanzberatung GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Targo Leasing GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
C. コーポレート・バンキング及び資本市場							
Cigogne Management	ルクセンブルク	100	100	FC	100	100	FC
Satellite	フランス	100	99	FC	100	99	FC
D. プライベート・バンキング							
Banque de Luxembourg	ルクセンブルク	100	99	FC	100	99	FC
Banque de Luxembourg Belgique (Banque de Luxembourgの支店)	ベルギー	100	99	FC	100	99	FC
Banque de Luxembourg Investments SA (BLI)	ルクセンブルク	100	99	FC	100	99	FC
Banque Transatlantique (BT)	フランス	100	99	FC	100	99	FC
Banque Transatlantique Londres (BTの支店)	英国	100	99	FC	100	99	FC
Banque Transatlantique Belgium	ベルギー	100	99	FC	100	99	FC
Banque Transatlantique Luxembourg	ルクセンブルク	100	99	FC	100	99	FC
CIC Suisse	スイス	100	99	FC	100	99	FC
Dubly Transatlantique Gestion	フランス	100	99	FC	100	99	FC

--	--	--	--	--	--

	国名	2021年6月30日			2020年12月31日		
		支配割合%	持分比率%	方法*	支配割合%	持分比率%	方法*
E.プライベート・エクイティ							
CIC Capital Canada Inc.	カナダ	100	99	FC	100	99	FC
CIC Capital Suisse SA	スイス	100	99	FC	100	99	FC
CIC Capital Deutschland GmbH	ドイツ	100	99	FC	100	99	FC
CIC Capital Ventures Quebec	カナダ	100	99	FC	100	99	FC
CIC Conseil	フランス	100	99	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Capital	フランス	100	99	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Equity	フランス	100	99	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Equity SCR	フランス	100	99	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Innovation	フランス	100	99	FC	100	99	FC
F. ロジスティクス及び特殊会社							
Banque de Tunisie	チュニジア	35	35	EM	35	35	EM
CIC Participations	フランス	100	99	FC	100	99	FC
Cofidis Participations	フランス	80	80	FC	71	71	FC
Euro Information	フランス	26	26	EM	26	26	EM
Euro Protection Surveillance	フランス	25	25	EM	25	25	EM
Groupe Républicain Lorrain Communication (GRLC)	フランス	100	100	FC	100	100	FC
L'Est Républicain	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Mutuelles Investissement	フランス	90	90	FC	90	90	FC
SAP Alsace	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Société d'Investissements Médias (SIM)	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Société de Presse Investissement (SPI)	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Targo Deutschland GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Targo Dienstleistungs GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Targo Technology GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Targo Technology GmbH Singapore (Targo Technology GmbHの支店)	シンガポール	100	100	FC	100	100	FC
G. 保険会社							
ACM GIE	フランス	100	66	FC	100	66	FC
ACM IARD	フランス	97	64	FC	96	64	FC
ACM Services	フランス	100	66	FC	100	66	FC
ACM Vie SA	フランス	100	66	FC	100	66	FC
Agrupació AMCI d'Assegurances i Reassegurances S.A.	スペイン	95	63	FC	95	63	FC
Agrupació serveis administratius	スペイン	100	63	FC	100	63	FC
AMDIF	スペイン	100	63	FC	100	63	FC
Asesoramiento en Seguros y Previsión Atlantis SL	スペイン	80	53	FC	80	53	FC
Asistencia Avanzada Barcelona	スペイン	100	63	FC	100	63	FC
ASTREE Assurances	チュニジア	30	20	EM	30	20	EM
Atlantis Asesores SL	スペイン	80	53	FC	80	53	FC
Atlantis Correduría de Seguros y Consultoría Actuarial SA	スペイン	60	40	FC	60	40	FC
Atlantis Vida, Compañía de Seguros y Reaseguros SA	スペイン	88	59	FC	88	59	FC
GACM España	スペイン	100	66	FC	100	66	FC
GACM Seguros, Compañía de Seguros y Reaseguros, SAU	スペイン	100	66	FC	100	66	FC
Groupe des Assurances du Crédit Mutuel (GACM)	フランス	66	66	FC	66	66	FC
ICM Life	ルクセンブルク	100	66	FC	100	66	FC
Margem-Mediação Seguros, Lda	ポルトガル	100	80	FC	100	80	FC
NELB (North Europe Life Belgium)	ベルギー	100	66	FC	100	66	FC
Partners	ベルギー	100	66	FC	100	66	FC
Procourtage	フランス	100	66	FC	100	66	FC
Serenis Assurances	フランス	100	66	FC	100	66	FC
Targo seguros mediacion (IHVoy Mediación)				NG	90	59	FC
Targopensiones, entidad gestora de fondos de pensiones, S.A.	スペイン	100	63	FC	100	63	FC

	国名	2021年6月30日			2020年12月31日		
		支配割合%	持分比率%	方法*	支配割合%	持分比率%	方法*
H.その他の会社							
Affiches d'Alsace Lorraine	フランス	100	99	FC	100	99	FC
AGIR	フランス	100	100	FC			
Alsacienne de Portage - DNA	フランス	100	99	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Immobilier	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA events	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA Medias Alsace	フランス	100	98	FC	100	98	FC
EBRA Medias Lorraine Franche Comté	フランス	100	98	FC	100	98	FC
EBRA Production	フランス	100	100	FC			
EBRA services	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Est Bourgogne Médias	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Est info TV	フランス	100	100	FC			
Foncière Massena	フランス	100	66	FC	100	66	FC
France Régie	フランス	100	99	FC	100	99	FC
GEIE Synergie	フランス	100	80	FC	100	80	FC
Groupe Dauphiné Media	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Groupe Progrès	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Groupe Républicain Lorrain Imprimeries (GRLI)	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Journal de la Haute Marne	フランス	50	50	EM	50	50	EM
La Liberté de l'Est	フランス	97	97	FC	97	97	FC
La Tribune	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Le Dauphiné Libéré	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Le Républicain Lorrain	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Les Dernières Nouvelles d'Alsace	フランス	99	99	FC	99	99	FC
Lumedia	ルクセンブルク	50	50	EM	50	50	EM
Médiaportage	フランス	100	100	FC	100	100	FC
NEWCO4	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Presse Diffusion	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Publprint Province n°1	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Républicain Lorrain Communication	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Républicain Lorrain - TV news	フランス	100	100	FC	100	100	FC
SCI ACM	フランス	80	53	FC	78	51	FC
SCI ACM Cotentin	フランス	35	23	EM	35	23	EM
SCI Le Progrès Confluence	フランス	100	100	FC	100	100	FC
SCI Provence Lafayette	フランス	90	59	FC	90	59	FC
SCI 14 Rue de Londres	フランス	90	59	FC	90	59	FC
SCI Saint Augustin	フランス	88	58	FC	88	58	FC
SCI Tombe Issoire	フランス	100	66	FC	100	66	FC
Société d'Édition de l'Hebdomadaire du Louhannais et du Jura (SEHLJ)	フランス	100	100	FC	100	100	FC

* 方法: FC = 全部連結、EM = 持分法、NC = 非連結、MER = 合併

3b - 重要な非支配持分のある全部連結会社

2021年6月30日	連結財務書類における非支配持分の比率				全部連結会社に関する財務情報 *			
	持分比率／ 議決権比率	非支配持分に 帰属する純利益 (損失)	非支配持分の 株主資本における 金額	非支配持分に 対する支払 配当金	財政状態計算書 合計	当期純利益／ (損失)	潜在的な準備金	銀行業務純益
Groupe des Assurances du Crédit Mutuel (GACM)	34%	182	3,833	0	129,633	513	1,613	1,059
Cofidis Belgique	20%	1	該当なし**	0	922	6	-1	47
Cofidis France	20%	6	該当なし**	0	9,869	29	-5	271

* グループ会社間残高及び取引の相殺消去前の金額

** IAS第32号に従い、グループは、COFIDIS Participationの持分を100%に引き上げるために契約債務を認識した。相手勘定として、非支配持分の減少及び超過部分についてはグループ持分の減少が認識された。

2020年12月31日	連結財務書類における非支配持分の比率				全部連結会社に関する財務情報 *			
	持分比率／ 議決権比率	非支配持分に 帰属する純利益 (損失)	非支配持分の 株主資本における 金額	非支配持分に 対する支払 配当金	財政状態計算書 合計	当期純利益／ (損失)	潜在的な準備金	銀行業務純益
Groupe des Assurances du Crédit Mutuel (GACM)	34%	179	3,660	-649	126,933	508	1,640	1,360
Cofidis Belgique	20%	3	該当なし**	0	915	13	-1	94
Cofidis France	20%	23	該当なし**	0	9,616	62	-7	551

* グループ会社間残高及び取引の相殺消去前の金額

** IAS第32号に従い、グループは、Cofidis Participationの持分を100%に引き上げるために契約債務を認識した。相手勘定として、非支配持分の減少及び残高部分についてはグループ持分の減少が認識された。

3c - 売却目的保有の非流動資産及び負債

	2021年6月30日	2020年12月31日
売却目的保有非流動資産	92	0
売却目的保有非流動負債	0	0
非継続事業に係る税引後利益／(損失)	7	0

FLOAの業務は、BNP Paribasへの売却に関する独占契約の締結と、BNP ParibasとCasinoの戦略的パートナーシップの構築を受けて、2021年6月30日現在、売却目的保有資産に分類変更された。

注記4 - 現金及び中央銀行への預け金／中央銀行からの預り金（資産／負債）

	2021年6月30日	2020年12月31日
現金及び中央銀行への預け金－資産		
中央銀行への預け金	122,263	98,158
うち法定準備預金	2,587	2,541
現金	754	952
合計	123,017	99,110
中央銀行からの預り金－負債	631	575

注記5 - 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び負債

5a - 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

	2021年6月30日				2020年12月31日			
	売買目的	公正価値 オプション	その他の純損益を 通じた公正価値	合計	売買目的	公正価値 オプション	その他の純損益を 通じた公正価値	合計
有価証券	10,945	516	4,580	16,041	11,316	496	4,316	16,128
- 政府証券	1,400	0	0	1,400	408	0	0	408
- 債券及びその他の負債証券	8,254	516	188	8,958	9,419	496	135	10,050
上場	8,254	99	68	8,421	9,419	97	17	9,533
非上場	0	417	120	537	0	399	118	517
うち、UCI	182		1	183	128	-	0	128
- 株式及びその他の資本性金融商品	1,291		3,767	5,058	1,489	-	3,467	4,956
上場	1,291		1,049	2,340	1,489	-	932	2,421
非上場	0		2,718	2,718	0	-	2,535	2,535
- 長期投資			625	625	-	-	714	714
株式投資			167	167	-	-	174	174
その他の長期投資			211	211	-	-	296	296
関連会社への投資			246	246	-	-	243	243

その他の長期投資			1	1	-	-	1	1
デリバティブ	3,687			3,687	2,835	-	-	2,835
貸出金及び債権	11,854	0	11	11,865	8,688	0	7	8,695
うち年金	11,854	0		11,854	8,688	0	-	8,688
合計	26,485	516	4,591	31,592	22,839	496	4,323	27,658

5b - 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

	2021年6月30日	2020年12月31日
売買目的保有金融負債	18,402	15,525
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	165	0
合計	18,567	15,525

売買目的保有金融負債

	2021年6月30日	2020年12月31日
有価証券の信用売り	2,537	1,077
- 政府証券	0	0
- 債券及びその他の負債証券	1,237	242
- 株式及びその他の資本性金融商品	1,200	835
買戻条件付で売却した有価証券に関する負債	12,348	11,710
売買目的デリバティブ	3,511	2,706
その他の売買目的保有金融負債	6	32
合計	18,402	15,525

5c- 売買目的デリバティブの分析

	2021年6月30日			2020年12月31日		
	想定元本	資産	負債	想定元本	資産	負債
金利デリバティブ	154,710	2,817	2,678	159,347	1,885	1,671
スワップ	76,153	2,612	2,347	95,752	1,669	1,394
その他の確定契約 ⁽¹⁾	45,710	0	0	36,113	0	0
オプション及び条件付商品	32,847	205	331	27,482	216	277
外国為替デリバティブ	147,662	716	629	137,069	760	685
スワップ	105,102	77	34	95,584	64	59
その他の確定契約	11,051	524	481	10,759	582	513
オプション及び条件付商品	31,509	115	114	30,726	114	113
その他のデリバティブ	16,391	155	203	19,325	191	350
スワップ	7,781	79	112	7,972	78	134
その他の確定契約	6,147	43	50	6,731	64	153
オプション及び条件付商品	2,463	33	41	4,622	49	63
合計	318,763	3,688	3,510	315,741	2,836	2,706

スワップは、担保付きの場合はOIS曲線、それ以外はBOR曲線を用いて評価される。ヘッジ対象はBOR曲線を用いて評価される。ヘッジ対象とヘッジ手段を異なる曲線を用いて評価することによる差異は、ヘッジの非有効部分として会計処理される。また、デリバティブの価値は、カウンターパーティー・リスクを勘案している。

注記6 - ヘッジ

6a- ヘッジ手段のデリバティブ

	2021年6月30日			2020年12月31日		
	想定元本	資産	負債	想定元本	資産	負債
公正価値ヘッジ	195,581	2,689	1,932	184,332	3,504	2,083
スワップ	63,809	2,690	1,932	65,474	3,505	2,083
その他の確定契約	131,250	0	0	118,112	0	0
オプション及び条件付商品	522	-1	0	746	-1	0
合計	195,581	2,689	1,932	184,332	3,504	2,083

スワップは、担保付きの場合はOIS曲線、それ以外はBOR曲線を用いて評価される。ヘッジ対象はBOR曲線を用いて評価される。ヘッジ対象とヘッジ手段を異なるカーブを用いて評価することによる差異は、ヘッジの非有効部分として会計処理される。また、デリバティブの価値は、カウンターパーティー・リスクを勘案している。

6b- 金利リスク・ヘッジ対象ポートフォリオの再測定による調整

	2021年6月30日	2020年12月31日
ポートフォリオの金利リスクの公正価値		
- 金融資産	771	975
- 金融負債	22	27

注記7 - その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

	2021年6月30日	2020年12月31日
政府証券	12,614	12,142
債券及びその他の負債証券	19,438	20,849
- 上場	18,992	19,274
- 非上場	446	1,575
未収利息	109	151
負債証券小計（総額）	32,161	33,142
うち減損負債証券（S3）	1	1
正常貸出金の減損（S1／S2）	-15	-15
その他の減損（S3）	-1	-1
負債証券小計（純額）	32,145	33,126
株式及びその他の資本性金融商品	-1	1
- 上場	-3	-2
- 非上場	2	3
長期投資	310	516

- 株式投資	90	90
- その他の長期投資	100	299
- 関連会社への投資	120	127
資本性金融商品小計	309	517
合計	32,455	33,643
うち、その他の包括利益で認識する未実現キャピタル・ゲイン又はキャピタル・ロス	-213	-133
うち、上場株式投資	5	5

注記8 - 公正価値で計上する金融商品の公正価値ヒエラルキー

2021年6月30日	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産 IFRS第9号				
その他の包括利益を通じた公正価値	25,837	5,315	1,303	32,455
政府証券及び類似証券	12,550	92	31	12,674
債券及びその他の負債証券	13,284	5,221	967	19,472
株式及びその他の資本性金融商品	3	2	-6	-1
投資及びその他の長期証券	0	0	190	190
子会社及び関連会社投資	0	0	120	120
売買目的／公正価値オプション／その他	8,557	17,728	5,308	31,593
政府証券及び類似証券 - 売買目的	1,250	143	7	1,400
政府証券及び類似証券 - 公正価値オプション	0	0	0	0
政府証券及び類似証券 - その他の純損益を通じた公正価値	0	0	0	0
債券及びその他の負債証券 - 売買目的	4,840	2,873	540	8,254
債券及びその他の負債証券 - 公正価値オプション	25	0	490	516
債券及びその他の負債証券 - その他の純損益を通じた公正価値	73	58	57	188
株式及びその他の資本性金融商品 - 売買目的	1,291	0	0	1,291
株式及びその他の資本性金融商品 - その他の純損益を通じた公正価値 ⁽¹⁾	1,052	0	2,716	3,767
投資及びその他の長期証券 - その他の純損益を通じた公正価値	1	0	376	377
子会社及び関連会社投資 - その他の純損益を通じた公正価値	0	0	247	247
金融機関への貸出金及び債権 - 公正価値オプション	0	0	0	0
金融機関への貸出金及び債権 - 売買目的	0	0	0	0
金融機関への貸出金及び債権 - その他の純損益を通じた公正価値	0	0	0	0
顧客への貸出金及び債権 - 売買目的	0	11,854	0	11,854
顧客への貸出金及び債権 - その他の純損益を通じた公正価値	0	11	0	11
デリバティブ及びその他の金融資産 - 売買目的	24	2,789	874	3,687
ヘッジ手段のデリバティブ	0	2,689	0	2,689
合計	34,394	25,732	6,611	66,737
金融資産 IAS第39号 - 保険事業の投資				
純損益を通じた公正価値	21,765	6,503	0	28,268
売買目的	0	0	0	0
公正価値オプション - 負債証券	1,183	2,022	0	3,204
公正価値オプション - 資本性金融商品	20,582	4,481	0	25,064
ヘッジ手段のデリバティブ	0	0	0	0
売却可能金融資産	72,139	4,118	818	77,075
政府証券及び類似証券	15,318	0	0	15,318
債券及びその他の負債証券	44,124	200	0	44,324
株式及びその他の資本性金融商品	11,978	3,896	0	15,874
株式投資、子会社及び関連会社株式並びにその他の長期投資	719	22	818	1,559
合計	93,904	10,620	818	105,343
金融負債 IFRS第9号				
売買目的／公正価値オプション	2,451	15,238	877	18,566
金融機関に対する債務 - 公正価値オプション	0	118	0	118
顧客に対する債務 - 公正価値オプション	0	47	0	47
負債証券 - 公正価値オプション	0	0	0	0
劣後債 - 公正価値オプション	0	0	0	0
負債 - 売買目的	0	12,348	0	12,348
デリバティブ及びその他の金融負債 - 売買目的	2,451	2,725	877	6,054
ヘッジ手段のデリバティブ		1,913	18	1,912
合計	2,451	17,152	895	20,498
保険事業の契約に関する金融負債 IAS第39号				
純損益を通じた公正価値	0	4,798	0	4,798
売買目的	0	0	0	0
公正価値オプション	0	4,798	0	4,798
ヘッジ手段のデリバティブ	0	0	0	0
合計	0	4,798	0	4,798

(1) グループのプライベート・エクイティ会社が保有する持分投資を含む。

- レベル1： 活発な市場における相場価格。

-レベル2： 活発な市場における類似商品の相場価格で、測定方法は全ての重要なインプットが観察可能な市場データに基づく。

-レベル3： 測定は、重要な観察不能なインプットを含む内部モデルに基づく。

トレーディング・ポートフォリオのレベル2又はレベル3の金融商品は、主に、流動性が低いとみなされるデリバティブ及び有価証券で構成される。これら全ての金融商品の評価は不確実性を伴うため、価格算定時に市場参加者が考慮すると考えられるリスク・プレミアムを反映した評価調整が生じる。

こうした評価調整によって、とりわけ、モデルで捕捉できないリスク、当該金融商品又は関連パラメータに伴う流動性リスク、特定の市況下でモデルに関連する動的な運用戦略に由来する追加費用を相殺するための固有のリスク・プレミアム、及び店頭デリバティブの公正価値に内在するカウンターパーティー・リスクを一体化することができる。用いる方法は変更される可能性がある。またカウンターパーティー・リスクには、店頭デリバティブの公正価値の自己リスクも含まれる。

評価調整額を決定する際には、各リスク・ファクターを個別に検討している。様々なリスク、パラメータ又はモデルの分散効果は一切考慮されていない。リスク・ファクターについてはポートフォリオ・アプローチが最も多く用いられている。

2020年12月31日	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産 IFRS第9号				
その他の包括利益を通じた公正価値	26,006	6,236	1,401	33,643
政府証券及び類似証券	12,148	70	0	12,218
債券及びその他の負債証券	13,654	6,164	1,090	20,908
株式及びその他の資本性金融商品	5	2	-6	1
投資及びその他の長期証券	199	0	191	389
子会社及び関連会社投資	0	0	127	127
売買目的／公正価値オプション／その他	9,119	13,842	4,698	27,658
政府証券及び類似証券 - 売買目的	226	181	0	408
政府証券及び類似証券 - 公正価値オプション	0	0	0	0
政府証券及び類似証券 - その他の純損益を通じた公正価値	0	0	0	0
債券及びその他の負債証券 - 売買目的	6,381	2,713	326	9,419
債券及びその他の負債証券 - 公正価値オプション	25	0	471	496
債券及びその他の負債証券 - その他の純損益を通じた公正価値	23	57	56	135
株式及びその他の資本性金融商品 - 売買目的	1,489	0	0	1,489
株式及びその他の資本性金融商品 - その他の純損益を通じた公正価値 ⁽¹⁾	932	0	2,535	3,468
投資及びその他の長期証券 - その他の純損益を通じた公正価値	8	0	461	469
子会社及び関連会社投資 - その他の純損益を通じた公正価値	0	0	244	244
顧客への貸出金及び債権 - 売買目的	0	8,687	0	8,687
顧客への貸出金及び債権 - その他の純損益を通じた公正価値	0	7	0	7
デリバティブ及びその他の金融資産 - 売買目的	34	2,197	605	2,835
ヘッジ手段のデリバティブ	0	3,504	0	3,504
合計	35,125	23,582	6,099	64,806
金融資産 IAS第39号- 保険事業の投資				
純損益を通じた公正価値	19,859	6,426	0	26,285
売買目的	0	0	0	0
公正価値オプション - 負債証券	1,258	2,268	0	3,526
公正価値オプション - 資本性金融商品	18,601	4,159	0	22,760
ヘッジ手段のデリバティブ	0	0	0	0
売却可能金融資産	70,737	3,777	823	75,337
政府証券及び類似証券	15,378	0	0	15,378
債券及びその他の負債証券	44,097	221	0	44,318
株式及びその他の資本性金融商品	10,529	3,533	27	14,089
株式投資、子会社及び関連会社株式並びにその他の長期投資	733	23	796	1,552
合計	90,596	10,203	823	101,622
金融負債 IFRS第9号				
売買目的／公正価値オプション	1,150	13,732	644	15,525
金融機関に対する債務 - 公正価値オプション	0	0	0	0
負債 - 売買目的	0	11,710	0	11,710
デリバティブ及びその他の金融負債 - 売買目的	1,150	2,022	644	3,815
ヘッジ手段のデリバティブ	0	2,058	26	2,083
合計	1,150	15,790	669	17,609
保険事業の契約に関する金融負債 IAS第39号				
純損益を通じた公正価値	0	6,181	0	6,181
売買目的	0	0	0	0
公正価値オプション	0	6,181	0	6,181
ヘッジ手段のデリバティブ	0	0	0	0
合計	0	6,181	0	6,181

(1) グループのプライベート・エクイティ会社が保有する持分投資を含む。

注記9 - 証券化商品の残高に関する詳細

銀行監督当局及び市場規制当局からの要請に従い、金融安定理事会（FSB）の勧告に基づく感応度の高いエクスポージャーを以下に示す。

トレーディング・ポートフォリオ及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する有価証券のポートフォリオは、規制市場若しくは主要ブローカーから入手した外部データ、又は価格を入手できない場合には市場での相場価格のある類似上場証券に基づき設定した市場価値で評価されていた。

要約

	帳簿価額 2021年6月30日	帳簿価額 2020年12月31日
RMBS	1,370	1,162
CMBS	11	6
CLO	3,315	3,448
その他のABS	2,380	2,214
合計	7,076	6,830

別途記載されていない限り、有価証券はクレジット・デフォルト・スワップでヘッジされていない。

2021年6月30日におけるエクスポージャー

	RMBS	CMBS	CLO	その他のABS	合計
純損益を通じた公正価値	288	0	9	432	729
償却原価	39	0	330	699	1,069
公正価値－その他	1	0	0	0	1
その他の包括利益を通じた公正価値	1,041	11	2,975	1,249	5,277
合計	1,370	11	3,315	2,380	7,076
フランス	546	0	438	504	1,487
スペイン	103	0	0	368	471
英国	84	0	173	252	510
フランス、スペイン、英国以外の欧州	510	0	202	835	1,548
米国	3	11	2,502	322	2,838
その他	123	0	0	100	223
合計	1,370	11	3,315	2,380	7,076
米国支店	0	0	0	0	0
AAA格	1,224	11	3,094	1,241	5,569
AA格	123	0	151	538	812
A格	9	0	60	0	69
BBB格	7	0	0	0	7
BB格	5	0	0	0	5
B格以下	3	0	0	7	10
格付けなし	0	0	10	594	604
合計	1,370	11	3,315	2,380	7,076
2005年以前に組成	17	0	0	0	17
2006年-2008年に組成	35	0	0	7	42
2009年-2011年に組成	24	11	0	0	36
2012年-2021年に組成	1,293	0	3,315	2,373	6,981
合計	1,370	11	3,315	2,380	7,076

2020年12月31日におけるエクスポージャー

	RMBS	CMBS	CLO	その他のABS	合計
純損益を通じた公正価値	309	0	65	329	704
償却原価	44	0	355	598	997
公正価値－その他	1	0	0	0	1
その他の包括利益を通じた公正価値	808	6	3,027	1,287	5,128
合計	1,162	6	3,448	2,214	6,830
フランス	531	0	545	590	1,666
スペイン	97	0	0	252	349
英国	47	0	281	116	445
フランス、スペイン、英国以外の欧州	317	0	256	895	1,468
米国	25	6	2,365	232	2,628
その他	145	0	0	128	273
合計	1,162	6	3,448	2,214	6,830
米国支店	0	0	0	0	0
AAA格	992	6	3,242	1,248	5,487
AA格	143	0	144	458	744
A格	12	0	51	0	63
BBB格	7	0	0	0	7
BB格	5	0	0	0	5
B格以下	3	0	0	7	10
格付けなし	0	0	11	502	513
合計	1,162	6	3,448	2,214	6,830
2005年以前に組成	19	0	0	0	19
2006年-2008年に組成	42	0	0	8	50
2009年-2011年に組成	34	6	0	0	40
2012年-2020年に組成	1,067	0	3,448	2,207	6,721
合計	1,162	6	3,448	2,214	6,830

注記10 償却原価で測定する金融資産

	2021年6月30日	2020年12月31日
償却原価で測定する有価証券	3,340	2,963
金融機関への貸出金及び債権	53,242	54,797
顧客への貸出金及び債権	275,733	270,836
合計	332,315	328,596

10a 償却原価で測定する有価証券

	2021年6月30日	2020年12月31日
有価証券	3,518	3,133
- 政府証券	1,623	1,614
- 債券及びその他の負債証券	1,895	1,519
上場	548	556
非上場	1,347	963
未収利息	16	13
総額	3,533	3,145
うち、減損資産 (S3)	38	205
正常貸出金の減損 (S1/S2)	-1	-1
その他の減損 (S3)	-193	-182
純額	3,340	2,963

10b 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権

	2021年6月30日	2020年12月31日
正常貸出金 (S1/S2)	52,936	54,592
Crédit Mutuelネットワーク勘定 ⁽¹⁾	10,052	9,176
その他の普通勘定	3,567	2,844
貸出金	33,112	35,090
その他受取債権	4,215	5,312
年金	1,989	2,169
個別減損債権総額 (S3)		
未収利息	308	207
正常貸出金の減損 (S1/S2)	-2	-2
その他の減損 (S3)	0	0
合計	53,242	54,797

(1) 主にフランス預金供託金庫 (Caisse des Dépôts et Consignations) (CDC) との間の未決済残高 [LEP, LDD, Livret bleu, Livret A]に関連する。

10c 償却原価で測定する顧客への貸出金及び債権

	2021年6月30日	2020年12月31日
正常貸出金 (S1/S2)	257,419	252,710
商業貸出金	13,774	13,195
顧客へのその他の債権	243,221	239,114
- 住宅貸出金	97,329	93,643
- その他の貸出金及び債権 (買戻契約を含む) ⁽¹⁾	145,892	145,471
未収利息	424	401
保険及び再保険債権	0	0
個別減損債権総額 (S3)	9,592	9,962
債権総額	267,011	262,672
正常貸出金の減損 (S1/S2) ⁽²⁾	-2,350	-2,390
その他の減損 (S3)	-5,072	-5,390
小計 I	259,589	254,892
ファイナンス・リース (純投資)	15,965	15,792
- 設備	11,357	11,327
- 不動産	4,608	4,465
個別減損債権総額 (S3)	499	489
正常貸出金の減損 (S1/S2)	-137	-151
その他の減損 (S3)	-183	-186
小計 II	16,144	15,944
合計	275,733	270,836
うち劣後ローン	13	13
うち年金	1,205	973

(1) コロナ禍において供与した政府保証融資 (SGL) 129億ユーロ (2021年6月30日現在) が含まれる。

(2) 当項目には、コロナ禍の影響を考慮した特別引当金が含まれる - 注記1-会計原則及び会計方針を参照。

政府保証融資（SGL）の内訳							
2021年6月30日	残高			減損損失			
	S1	S2	S3	S1	S2	S3	
金額	9,685	2,772	416	-9	-51	-51	

顧客とのファイナンス・リース取引							
	2020年12月31日	増加	減少	その他		2021年6月30日	
総帳簿価額	16,281	1,085	-912	10		16,464	
回収不能リース料の減損	-337	-49	65	1		-320	
純帳簿価額	15,944	1,036	-847	11		16,144	

注記11 - 償却原価で測定する金融負債

11a - 償却原価で測定する負債証券

	2021年6月30日	2020年12月31日
譲渡性預金証書	34	49
銀行間証書及び譲渡性負債商品	54,320	58,223
債券	62,395	64,035
非上位優先債	6,739	4,379
関連債務	382	628
合計	123,869	127,314

11b - 金融機関に対する債務

	2021年6月30日	2020年12月31日
その他の普通勘定	9,827	8,543
借入金	13,937	12,009
その他の債務	5,949	4,264
(1)		
買戻契約	45,954	19,970
関連債務	126	60
合計	75,793	44,846

(1)ユーロシステムにより導入された金融政策の一環として、グループは、2020年3月に開始されたTLTRO III（貸出条件付長期資金供給オペ）への参加を決定した。2021年6月30日現在、クレディ・ミュチュエルは、TLTRO IIIのもと、ECBから42,190百万ユーロを借り入れている。

以前のTLTROと同様、TLTRO IIIに参加する銀行は、一定期間にわたる特定貸出金の残高の水準に応じて、優遇金利（補助金）の恩恵を受けることができる。
この補助金は、発生可能性が極めて高いと考えられていることから、適用金利に組み込まれている。

11c - 償却原価で測定する顧客に対する債務

	2021年6月30日	2020年12月31日
特別貯蓄勘定	58,535	61,439
- 要求払	42,200	45,316
- 定期	16,335	16,123
貯蓄勘定の関連債務	210	1
小計	58,745	61,440
要求払勘定	162,024	154,863
定期預金及び借入金	47,422	52,307
年金	9	89
関連債務	86	96
その他の債務	20	9
小計	209,561	207,364
合計	268,306	268,802

注記12 - 資産総額及び減損引当金の変動

12a - 減損対象資産総額

	2020年12月31日	取得／発生	売却／返済	移行	その他	2021年6月30日
償却原価で測定する金融資産 - 以下の対象となる金融機関への貸出金及び債権	54,797	28,707	-30,240	0	-21	53,244
12ヶ月の予想損失 (S1)	54,798	28,706	-30,239	0	-21	53,243
全期間の予想損失 (S2)	1	1	-1	0	0	1
償却原価で測定する金融資産 - 以下の対象となる顧客への貸出金及び債権	278,953	37,880	-33,338	-226	204	283,475
12ヶ月の予想損失 (S1)	238,216	27,924	-23,636	5,040	0	247,543
全期間の予想損失 (S2)	30,286	9,133	-7,487	-6,090	0	25,841
期末における信用減損資産の予想損失 (S3)（ただし、当初認識時は信用減損していなかった）	10,451	528	-2,026	827	-1	9,780
期末における信用減損資産の予想損失 (S3)（当初認識時に信用減損していた）	0	295	-189	-3	205	311
償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	3,146	4,243	-4,096	240	2	3,534
12ヶ月の予想損失 (S1)	2,941	4,239	-4,067	170	2	3,285
全期間の予想損失 (S2)	0	0	0	12	0	11
期末における信用減損資産の予想損失 (S3)（ただし、当初認識時は信用減損していなかった）	205	4	-29	58	0	238
期末における信用減損資産の予想損失 (S3)（当初認識時に信用減損していた）	0	0	0	0	0	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債証券	33,142	8,879	-10,085	0	224	32,161
12ヶ月の予想損失 (S1)	33,096	8,851	-10,052	3	224	32,122
全期間の予想損失 (S2)	45	28	-33	-3	0	38
期末における信用減損資産の予想損失 (S3)（ただし、当初認識時は信用減損していなかった）	1	0	0	0	0	1
期末における信用減損資産の予想損失 (S3)（当初認識時に信用減損していた）	0	0	0	0	0	0
合計	370,040	79,709	-77,759	14	409	372,414

感応度の高い事業セグメントにおける信用リスクの集中

脆弱とみなされるセクターについては、公衆衛生上の危機に対するエクスポージャー及び回復能力が異なることを考慮し、特定のデフォルト確率を決定した。
これらのセクターのステージ1のエクスポージャーは、ステージ2に完全に移行された。

事業セグメント	総残高			減損損失			純残高
	S1	S2	S3	S1	S2	S3	
航空		339	18		-13	-10	333
専門流通		1,292	139		-53	-104	1,274
ホテル、レストラン		3,426	272		-393	-135	3,170
自動車		1,322	58		-65	-36	1,279
車両レンタル		1,107	33		-27	-25	1,088
観光、ゲーム、娯楽		954	142		-77	-100	919
輸送業		352	17		-7	-8	354
航空輸送		294	17		-26	-3	282
合計		9,084	683		-660	-421	8,686

12b- 減損引当金の変動

	2020年12月31日	繰入	戻入	その他	2021年6月30日
金融機関への貸出金及び債権	-2	-1	1	0	-2
うち組成信用減損資産 (S3)	0	0	0	0	0
- 12ヶ月の予想損失 (S1)	-2	-1	1	0	-2
- 全期間の予想損失 (S2)	0	0	0	0	0
- 期末における信用減損資産の予想損失 (S3) (ただし、当初認識時は信用減損していない)	0	0	0	0	0
- 期末及び当初認識時における信用減損資産の予想損失 (S3)	0	0	0	0	0
顧客への貸出金	-8,117	-984	1,359	0	-7,742
うち組成信用減損資産 (S3)	0	0	0	0	0
- 12ヶ月の予想損失 (S1)	-1,072	-203	135	30	-1,110
- 全期間の予想損失 (S2)	-1,470	-172	285	-20	-1,377
- うちIFRS第15号に基づく顧客債権	0	0	0	0	0
- 期末における信用減損資産の予想損失 (S3) (ただし、当初認識時は信用減損していない)	-5,576	-609	939	-9	-5,255
- 期末及び当初認識時における信用減損資産の予想損失 (S3)	0	0	0	0	0
償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	-183	-7	0	-4	-194
うち組成信用減損資産 (S3)	0	0	0	0	0
- 12ヶ月の予想損失 (S1)	-1	0	0	0	-1
- 全期間の予想損失 (S2)	0	0	0	0	0
- 期末における信用減損資産の予想損失 (S3) (ただし、当初認識時は信用減損していない)	-182	-7	0	-4	-193
- 期末及び当初認識時における信用減損資産の予想損失 (S3)	0	0	0	0	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債証券	-16	-5	5	0	-16
うち組成信用減損資産 (S3)	0	0	0	0	0
- 12ヶ月の予想損失 (S1)	-14	-4	4	0	-14
- 全期間の予想損失 (S2)	-1	-1	1	0	-1
- 期末における信用減損資産の予想損失 (S3) (ただし、当初認識時は信用減損していない)	-1	0	0	0	-1
- 期末及び当初認識時における信用減損資産の予想損失 (S3)	0	0	0	0	0
合計	-8,318	-997	1,365	-4	-7,954

注記13-保険契約に関連する投資／資産及び負債

13a- 保険事業による短期投資及び責任準備金の再保険会社負担分

金融資産	2021年6月30日	2020年12月31日
純損益を通じた公正価値	28,268	26,286
- 売買目的	0	0
- 公正価値オプション - 負債証券	3,204	3,526
- 公正価値オプション - 資本性金融商品	25,064	22,760
売却可能	77,075	75,337
- 政府証券及び類似証券	15,318	15,378
- 債券及びその他の負債証券	44,324	44,318
- 株式及びその他の資本性金融商品	15,874	14,089
- 株式投資、子会社及び関連会社株式並びにその他の長期投資	1,559	1,552
貸出金及び債権	4,447	4,882
満期保有目的	5,902	6,678
金融資産小計	115,692	113,183
投資不動産	2,578	2,567
責任準備金及びその他の資産における再保険会社負担分	1,033	818
合計	119,302	116,567

13b- 保険事業の契約に関する負債

保険契約の責任準備金	2021年6月30日	2020年12月31日
生命保険	86,546	85,718
損害保険	5,043	4,953
アカウント・ユニット	16,352	14,562
その他	356	308
合計	108,297	105,541
うち繰延配当負債	16,054	15,089
繰延配当資産	0	0
責任準備金の再保険会社負担分	412	429
責任準備金純額	107,885	105,112

金融負債	2021年6月30日	2020年12月31日
純損益を通じた公正価値	4,798	6,181
- 売買目的	0	0
- 公正価値オプション	4,798	6,181
金融機関に対する債務	139	132
負債証券	300	300
小計	5,237	6,613
その他の負債	483	414

合計	5,720	7,027
保険契約に関する負債合計	114,017	112,568

注記14 - 法人税

14a - 当期税金

	2021年6月30日	2020年12月31日
資産（純損益を通じたもの）	564	908
負債（純損益を通じたもの）	621	444

14b - 繰延税金

	2021年6月30日	2020年12月31日
資産（純損益を通じたもの）	1,065	1,099
資産（その他の包括利益を通じたもの）	270	289
負債（純損益を通じたもの）	547	554
負債（その他の包括利益を通じたもの）	498	583

注記15 - 未収収益及びその他の資産／未払費用及びその他の負債

15a - 未収収益及びその他の資産

	2021年6月30日	2020年12月31日
経過勘定		
回収勘定	41	43
外貨調整勘定	189	56
未収収益	589	539
その他の経過勘定	953	2,861
小計	1,772	3,499
その他の資産		
証券決済勘定	720	64
その他の債権	4,168	3,265
棚卸資産及び類似資産	17	21
その他	25	26
小計	4,930	3,376
合計	6,702	6,873

15b - 未払費用及びその他の負債

	2021年6月30日	2020年12月31日
経過勘定		
回収手続により利用不可能な勘定	77	77
外貨調整勘定	217	969
未払費用	1,007	959
繰延収益	491	506
その他の経過勘定	2,982	4,572
小計	4,774	7,083
その他の負債		
リース債務 - 不動産	705	730
リース債務 - その他	1	1
証券決済勘定	1,613	1,234
証券取引に係る未決済残高	227	274
その他の債務	1,434	1,253
小計	3,980	3,492
合計	8,754	10,575

15c - 残存期間別リース債務

2021年6月30日	1年以下	1年超3年以下	3年超6年以下	6年超9年以下	9年超	合計
リース債務	23	182	159	176	166	706
(1) 不動産	22	182	159	176	166	705
(2) その他	1	0	0	0	0	1

注記16 - 持分法適用会社に対する投資

2021年6月30日	国名	持分比率	持分法 評価額	当期純利益 (損失)に対する 持分	受取配当金	投資の公正価値 (上場している 場合)
重要な影響力を行使する会社						
ASTREE Assurances	チュニジア	30.00%	16	1	0	31
Banque de Tunisie	チュニジア	35.33%	145	-11	8	151
Euro Information	フランス	26.36%	555	15	1	NC*
Euro Protection Surveillance	フランス	25.00%	51	3	0	NC*

LYF SA	フランス	43.75%	7	0	0	NC*
SCI ACM Cotentin	フランス	35.32%	39	0	0	NC*
SCI La Tréflière	フランス	46.09%	10	0	0	NC*
その他の持分投資			1	0	-	NC*
合計 (1)			824	8	8	-
ジョイント・ベンチャー						
Bancas	フランス	50.00%	0	0	0	NC*
FLOA (IHBanque du Groupe Casino)	フランス	50.00%	0	0	0	NC*
合計 (2)			0	0	0	-
合計 (1) + (2)			824	8	8	-

* NC: 非公開

2020年12月31日	国名	持分比率	持分法 評価額	当期純利益 (損失)に対する 持分	受取配当金	投資の公正価値 (上場している 場合)
重要な影響力を行使する会社						
ASTREE Assurances	チュニジア	30.00%	15	2	3	25
Banque de Tunisie	チュニジア	35.33%	157	-7	0	164
Euro Information	フランス	26.36%	541	135	1	NC*
Euro Protection Surveillance	フランス	25.00%	48	7	0	NC*
LYF SA	フランス	43.75%	7	0	0	NC*
SCI ACM Cotentin	フランス	35.32%	39	1	0	NC*
SCI La Tréflière	フランス	46.09%	10	0	0	NC*
その他の持分投資			1	0	-	NC*
合計 (1)			818	138	4	-
ジョイント・ベンチャー						
Bancas	フランス	50.00%	0	0	0	NC*
FLOA ((旧Banque du Groupe Casino)	フランス	50.00%	85	6	0	NC*
合計 (2)			85	6	0	-
合計 (1) + (2)			903	145	4	-

* NC: 非公開

注記17 - 投資不動産

	2020年12月31日	増加	減少	その他	2021年6月30日
取得原価	83	0	-8	-5	70
減価償却及び減損	-33	-1	0	0	-34
純額	50	-1	-8	-5	36

注記18 - 有形固定資産及び無形資産

18a - 有形固定資産

	2020年12月31日	増加	減少	その他	2021年6月30日
取得原価					
事業用の土地	482	1	-1	-1	481
事業用の建物	3,063	31	-74	1	3,020
使用権 - 不動産	977	59	-15	2	1,023
使用権 - その他	3	0	0	0	3
その他の有形固定資産	1,218	44	-34	1	1,229
合計	5,743	135	-124	3	5,756
減価償却及び減損					
事業用の土地	-12	-1	0	0	-13
事業用の建物	-2,039	-41	65	-1	-2,016
使用権 - 不動産	-254	-74	4	-1	-325
使用権 - その他	-2	0	0	0	-2
その他の有形固定資産	-912	-27	13	-15	-941
合計	-3,219	-143	82	-17	-3,297
純額	2,522	-8	-42	-14	2,457

18b - 無形資産

	2020年12月31日	増加	減少	その他	2021年6月30日
取得原価					
内部開発無形資産	110	-6	0	180	284
購入無形資産	1,313	18	-65	-178	1,464
- ソフトウェア	459	17	-58	-180	238
- その他	854	1	-7	2	850
合計	1,423	12	-65	2	1,372
減価償却及び減損					
内部開発無形資産	-98	5	0	-181	-274
購入無形資産	-825	-19	59	184	-601
- ソフトウェア	-415	-17	58	182	-192
- その他	-410	-2	1	2	-409
合計	-923	-14	59	3	-409
純額	500	-2	-6	5	497

* これらの項目は、社内で開発されたソフトウェアで、グループの子会社であるEuro-Information 及びTARGOBANK AGで資産計上されたものである。

注記19- のれん

	2020年12月31日	増加	減少	減損の変動	その他	2021年6月30日
のれん（総額）	4,544	0			0	4,544
減損	-499			-69		-568
のれん（純額）	4,045			-69	0	3,976

資金生成単位	2020年12月31日 のれん評価額	増加	減少	減損の変動	その他	2021年6月30日 のれん評価額
Targobank（ドイツ）	2,851					2,851
Crédit Industriel et Commercial (CIC)	506					506
Cofidis Participations	378					378
Cofidis France	79					79
FactoFrance SA	68			-68		0
GACM Seguros Generales Compañía de Seguros y Reaseguros SA (IHAMGEN)	49			-1		49
SIIC Foncière Massena	26					26
Crédit Mutuel Equity SCR	21					21
Banque de Luxembourg	13					13
Agrupació AMCI d'Assegurances i Reassegurances S.A.	12					12
Cofidis Italy	9					9
Banque Transatlantique	6					6
Dubly Transatlantique Gestion	5					5
その他	22					22
合計	4,045	0	0	-69	0	3,976

のれんが配分される資金生成単位（CGU）は、その回収可能価額が少なくとも年に1回、評価される。のれんの回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に、減損損失が認識される。公衆衛生上の危機という状況、その状況が2021年6月30日現在の中間純利益に与えた影響、並びに2022年及びそれ以降の不確実なマクロ経済の状況により、グループはのれんの減損の潜在的な兆候を識別するに至った。その結果、グループは主要な子会社について減損テストの見直しを行った。

回収可能価額は次の2つの方法に従って算定される。

- 売却費用控除後公正価値（類似の取引に係る評価倍率又は類似業務を有する企業の分析に用いる市場パラメータの観察に基づく）
- 使用価値は、資本要件を考慮したうえで見据将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた値に基づくものであり、2021年6月30日現在、この方法が通常使用されている。

使用価値を計算するにあたっては、キャッシュ・フローは、経営者が設定した最長5年から7年間の事業計画、次いで長期成長率に従った期間を定めない予想キャッシュ・フローに基づく。長期成長率は、全ての欧州企業について2％に設定されている。これは、非常に長期間にわたって観察されたインフレ率と比較して測定された仮定である。公衆衛生上の危機の影響を考慮し、事業計画は修正されている。

使用価値の算定に用いるキャッシュ・フローも、健全性資本要件を考慮している。

キャッシュ・フローの割引率は、資本コストに相当し、長期リスクフリーレートにリスク・プレミアムを加算して算定される。リスク・プレミアムは、上場資産の場合は市場と比較した価格の感応度の観察によって、非上場資産の場合はアナリストの見積りによって計算される。2021年6月30日現在の資本コストは以下の割引率で計算された。

- ドイツのリテール・バンキング及びリースのCGUは7％
- フランス所在のリテール・バンキング、消費者金融及びリースのCGUは8％

使用価値の算定に用いるキャッシュ・フローは、規制上の資本要件に基づき決定される。

さらに、減損テストに従って、FactoFranceの全てののれんに係る減損68百万ユーロが、2021年6月30日現在の財務書類に計上された。

使用価値に基づく回収可能価額のテストにおける主要な感応度要因は割引率と将来キャッシュ・フローの期待水準であり、後者はそれ自体が以下の感応度要因の影響を受ける。

- 事業計画の達成状況
- 各CGUに配分された株主資本のレベル
- 永久成長率

使用価値が減損テスト目的で用いられた際における、パラメータ及びその感応度は、以下のとおりである。

	TARGOBANK（ドイツ） ネットワーク銀行	Cofidis* 消費者ローン	CIC ネットワーク銀行
資本コスト	7.00%	8.00%	8.00%
資本コストが50ベースポイント増加した場合の影響	-9%	-8%	-7%
永久成長率が50ベースポイント低下した場合の影響	-7%	-6%	-5%
CET1資本要件が50ベースポイント増加した場合の影響	-3%	-4%	-3%

* Cofidis France 及び et Cofidis Participations

感応度について上記の前提条件を使用した場合、のれんに減損は発生しない。

注記20 - 引当金及び偶発債務

20a - 引当金

	2020年12月31日	当年度の繰入	当年度の戻入 (使用された引当金)	当年度の戻入 (余剰の引当金)	その他の変動	2021年6月30日
リスクに係る引当金	543	211	-4	-216	-3	531
保証コミットメントに係るもの (2)	383	70	0	-150	-1	302
- うち12ヶ月の予想損失 (S1)	42	20	0	-14	-1	47
- うち全期間の予想損失 (S2)	209	10	0	-94	0	125
- うち締結後のコミットメントの実行に係る引当金	132	40	0	-42	0	130
ファイナンス・コミットメントに係るもの (2)	81	94	0	-58	2	119
- うち12ヶ月の予想損失 (S1)	66	41	0	-40	1	68
- うち全期間の予想損失 (S2)	15	53	0	-18	1	51
カントリー・リスクに係るもの	0	0	0	0	0	0
税金に係る引当金	11	2	0	-1	0	12
損害賠償請求及び訴訟に係る引当金	48	39	-3	-3	-3	78
その他の債権に関するリスクに係る引当金	19	5	0	-3	0	84
その他の引当金	1,311	175	-51	-14	-1	1,420
- 住宅購入者貯蓄契約に係る引当金	87	0	0	-3	0	84
- その他の偶発債務に係る引当金	852	96	-9	-6	-2	931
その他の引当金 (1)	371	79	-42	-5	1	404
退職コミットメントに係る引当金	1,115	21	-22	0	-32	1,082
合計	2,969	407	-77	-230	-36	3,033

(1) その他の引当金には主に、フランス経済利益団体 (GIE) に関する引当金合計333百万ユーロが含まれる。

(2) 当項目には、コロナ禍の影響を考慮した特別引当金が含まれる - 注記1-会計原則及び会計方針を参照。

20b - 退職給付及びその他の従業員給付

	2020年12月31日	当年度の繰入	当年度の戻入	その他の変動	2021年6月30日
年金基金でカバーされない確定給付制度					
退職給付	928	18	-18	-30	898
付加年金	86	3	-4	-2	83
長期勤続報酬に係る債務 (その他の長期給付)	82	0	0	0	82
認識額小計	1,096	21	-21	-34	1,063
グループの年金基金で保証される確定給付付加年金制度					
従業員及び退職従業員へのコミットメント (1)	20	0	0	0	20
資産の公正価値					
認識額小計	20	0	0	0	20
認識額合計	1,115	21	-21	-34	1,082

確定給付制度：主要な数値計算上の仮定

	2021年6月30日	2020年12月31日
割引率 (2)	0.95%	0.45%
予想昇給率 (3)	最低 0.5%	最低 0.5%

(1) 年金基金積立不足に係る引当金は、グループの外国事業体に関連するものである。

(2) 民間借入金の長期金利を参照して決定される割引率は、IBOXX指数に基づいている。

(3) 年次昇給率は、給与の増加と将来のインフレを組み合わせた見積りであり、従業員の年齢によっても異なる。

注記21 - 劣後債

	2021年6月30日	2020年12月31日
劣後債	6,200	6,200
参加型ローン	20	20
永久劣後債	1,502	1,503
その他の債務	0	0
関連債務	56	81
合計	7,778	7,804

主な劣後債

(単位：百万ユーロ)	種類	権利確定日 (発行日)	発行額	報告日現在の残高 (1)	金利	満期
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債	2014年5月21日	1,000百万ユーロ	1,000百万ユーロ	3.00	2024年5月21日
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債	2015年9月11日	1,000百万ユーロ	1,000百万ユーロ	3.00	2025年9月11日
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債	2016年3月24日	1,000百万ユーロ	1,000百万ユーロ	2.375	2026年3月24日
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債	2016年11月4日	700百万ユーロ	700百万ユーロ	1.875	2026年11月4日
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債	2017年3月31日	500百万ユーロ	500百万ユーロ	2.625	2027年3月31日
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債	2017年11月15日	500百万ユーロ	500百万ユーロ	1.625	2027年11月15日
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債	2018年5月25日	500百万ユーロ	500百万ユーロ	2.500	2028年5月25日
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債	2019年6月18日	1,000百万ユーロ	1,000百万ユーロ	1.875	2029年6月18日
CIC	参加型	1985年5月28日	137百万ユーロ	8百万ユーロ	(2)	(3)
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	借入金	2005年12月28日	500百万ユーロ	500百万ユーロ	(4)	未定
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	TSS	2004年12月15日	750百万ユーロ	734百万ユーロ	(5)	未定
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	TSS	2005年2月25日	250百万ユーロ	250百万ユーロ	(6)	未定

(1) グループ内金額考慮後

(2) 最低85% (TAM+TMO)/2、最高130% (TAM+TMO)/2

(3) 償却されないが、1997年5月28日に発行体の残量により額面の130%の金額で、それ以降は年1.5%ずつ再評価された価格で、繰上償還が可能である。

(4) 1年物EURIBOR + 0.3ペーシスポイント

(5) 10年物CMS ISDA CIC + 10ベーススポイント
(6) 10年物CMS ISDA + 10ベーススポイント

注記22 - 資本金及び剰余金

22a - グループに帰属する株主資本（純損益及び未実現損益を除く）

	2021年6月30日	2020年12月31日
資本金及び関連する剰余金	6,197	6,197
- 資本金	1,689	1,689
- 株式払込剰余金、拠出金、合併、分割、転換	4,509	4,509
連結剰余金	21,764	20,401
- 規制準備金	9	9
- その他の準備金（初度適用に伴う影響を含む） うち、資本性金融商品の処分に係る利益	21,756	20,392
- 利益剰余金	0	1
合計	27,962	26,599

22b - 未実現又は繰延損益

	2021年6月30日	2020年12月31日
以下に関連する未実現又は繰延損益 *		
- 為替換算調整勘定	1	-50
- 保険事業による投資（売却可能資産）	1,044	1,093
- 純損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債性金融商品	-53	-82
- 純損益に振替えられないことのないその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 資本性金融商品	-119	53
- ヘッジ手段のデリバティブ（CFH）	1	0
- 関連会社の未実現又は繰延損益に対する持分	-39	-38
- 確定給付制度に係る数理計算上の損益	-305	-331
- その他	0	0
合計	529	645

* 法人税控除後及びシャドウ・アカウンティング処理後の残高。

22c - その他の包括利益に直接認識される損益の純損益への振替

	2021年6月30日	2020年12月31日
	変動	変動
為替換算調整勘定		
純損益における再分類	0	0
その他の変動	50	-114
小計	50	-114
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再測定 - 負債性金融商品		
純損益における再分類	0	0
その他の変動	29	-49
小計	29	-49
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再測定 - 資本性金融商品		
純損益における再分類	0	0
その他の変動	-173	39
小計	-173	39
保険事業による投資の再測定		
純損益における再分類	0	0
その他の変動	-49	125
小計	-49	125
ヘッジ手段のデリバティブの再測定		
純損益における再分類	0	0
その他の変動	1	-2
小計	1	-2
確定給付制度に係る数理計算上の損益	26	-57
関連会社の未実現又は繰延損益に対する持分	0	-2
合計	-116	-59

22d - その他の包括利益に直接認識される各損益に係る税金

	2021年6月30日			2020年12月31日		
	総額	税金	純額	総額	税金	純額
為替換算調整勘定	50	0	50	-114	0	-114
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再測定 - 負債性金融商品	44	-15	29	-69	20	-49
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再測定 - 資本性金融商品	-172	-1	-173	43	-4	39
保険事業による投資の再測定	-105	56	-49	129	-4	125
ヘッジ手段のデリバティブの再測定	1	0	1	-2	1	-2
確定給付制度に係る数理計算上の損益	31	-6	26	-89	33	-57
関連会社の未実現又は繰延損益に対する持分	0	0	0	-2	0	-2
その他の包括利益に直接認識された損益合計	-150	33	-116	-105	45	-59

注記23 - 付与したコミットメント及び付与されたコミットメント

付与したコミットメント	2021年6月30日	2020年12月31日
調達コミットメント	59,141	58,171
金融機関に対する負債	833	724
顧客へのコミットメント	58,308	57,447
保証コミットメント	27,587	29,464
金融機関へのコミットメント	5,202	4,916
顧客へのコミットメント	22,385	24,548
証券コミットメント	3,325	3,636
その他の付与したコミットメント	3,325	3,636
保険事業が付与したコミットメント	5,263	4,220

付与されたコミットメント	2021年6月30日	2020年12月31日
調達コミットメント	8,482	22,125
金融機関から付与されたコミットメント	8,482	22,125
顧客から付与されたコミットメント	0	0
保証コミットメント	89,101	86,437
金融機関から付与されたコミットメント	52,176	49,908
顧客から付与されたコミットメント	36,925	36,529
証券コミットメント	1,533	1,472
買戻オプション付で売却した有価証券	0	
その他の付与されたコミットメント	1,533	1,472
保険事業から付与されたコミットメント	4,355	5,133

注記24 - 受取利息及び支払利息

	2021年6月30日		2020年6月30日	
	収益	費用	収益	費用
金融機関及び中央銀行 ⁽¹⁾	-101	13	124	-214
顧客	3,201	-378	3,340	-478
- うち、ファイナンス・リース及びオペレーティング・リース	305	-120	271	-96
- うち、リース債務	0	-3	0	-3
ヘッジ手段のデリバティブ	1,521	-1,379	1,397	-1,029
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品	263	-21	374	-40
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産／売却可能金融資産	116	0	169	0
償却原価で測定する有価証券	23	0	46	0
負債証券	0	-542	0	-866
劣後債	0	-3	0	-4
合計	5,023	-2,310	5,450	-2,631
うち、実効金利で計算される受取利息及び支払利息:	3,239	-910	3,679	-1,562

(1) 2021年上半期について、収益に対するマイナス金利の影響281百万ユーロ、費用に対する影響209百万ユーロが含まれている。また2020年上半期について、収益に対するマイナス金利の影響226百万ユーロ、費用に対する影響111百万ユーロが含まれている。

中央銀行からの預り金に関する支払利息には、主に、TLTRO IIIオベの枠組みの中で算出された金利が含まれるが、これは、オベの期間全体にわたる補助金及び「特別」金利期間に対する「超過補助金」の0.50%を考慮している。

注記25 - 受取手数料及び支払手数料

	2021年6月30日		2020年6月30日	
	収益	費用	収益	費用
金融機関	1	-4	2	-4
顧客	577	-9	543	-8
有価証券	519	-52	447	-42
- うち第三者のために運用されている資金	371	0	304	0
デリバティブ	3	-5	5	-6
通貨取引	12	-1	10	-1
調達及び保証コミットメント	21	-8	15	-2
サービス提供	679	-367	675	-373
合計	1,812	-445	1,698	-436

注記26 - 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益

	2021年6月30日	2020年6月30日
売買目的金融商品	131	-175
公正価値オプションの適用により会計処理される金融商品	-19	10
ヘッジの非有効部分	-1	-24
公正価値ヘッジ (FVH)	-1	-24
- ヘッジ対象の公正価値の変動	239	-42
- ヘッジ手段の公正価値の変動	-240	18
為替差損益	-9	-26

純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融商品 ⁽¹⁾	384	-162
公正価値の変動合計	485	-376

(1) うち、2021年上半期のプライベート・エクイティ事業からは247百万ユーロであったのに対し、2020年上半期には47百万ユーロであった。その他の変動は、純損益を通じて公正価値で測定するその他のポートフォリオの公正価値の変動に対応するものである。

注記27- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益

	2021年6月30日	2020年6月30日
配当金	1	8
負債性金融商品に係る実現損益	41	7
合計	42	15

注記28- 償却原価で測定する金融資産の認識の中止から生じる純損益

	2021年6月30日	2020年6月30日
償却原価で測定する金融資産		
以下に係る損益：	0	0
- 政府証券	0	0
- 債券及びその他の確定利付証券	0	0
合計	0	0

注記29- 保険事業に係る純利益

	2021年6月30日	2020年6月30日
保険契約		
収入保険料	5,865	4,766
サービス料	-4,153	-4,093
引当金の変動	-2,661	661
その他の責任準備金及びそれ以外に係る収益及び費用	33	17
純投資収益	2,212	-472
保険契約に係る純利益	1,296	879
金利マージン／手数料	-4	-5
金融資産に係る純利益	-4	-5
その他の純利益	3	-19
保険事業に係る純利益	1,295	855

注記30- その他の活動に係る収益及び費用

	2021年6月30日	2020年6月30日
その他の活動に係る収益		
再請求費用	20	16
その他の収益	315	454
小計	336	470
その他の活動に係る費用		
投資不動産：		
- 引当金繰入額／減価償却費	-1	-1
- 処分に係るキャピタル・ロス	-1	-1
その他の費用	0	0
その他の費用	-254	-173
小計	-255	-174
その他の活動に係る収益及び費用合計純額	80	296

注記31- 一般営業費

	2021年6月30日	2020年6月30日
従業員給付費用	-1,717	-1,648
その他の費用	-1,589	-1,522
合計	-3,306	-3,169

31a- 従業員給付費用

	2021年6月30日	2020年6月30日
賃金及び給料	-1,131	-1,120
社会保障負担金	-385	-366
従業員給付 - 短期	-1	-1
従業員の利益分配及びインセンティブ制度	-93	-53
給与税	-107	-108
その他	0	0
合計	-1,717	-1,648

平均従業員数

	2021年6月30日	2020年6月30日*
銀行専門業務従事者	23,757	24,421
管理職	16,120	16,383
合計	39,877	40,804
フランス	27,967	28,652
その他の国	11,910	12,152
合計	39,877	40,804
登録従業員 *	45,594	46,296

* 登録従業員数は、グループが支配している全事業体の期末現在の従業員合計にあたる。これは、全部連結に限定される平均常勤換算従業員数（すなわちFTE）とは異なる。

31b- その他の営業費用

	2021年6月30日	2020年6月30日
租税公課 ⁽¹⁾	-314	-307
リース契約	-88	-109
- 短期リース資産	-39	-59
- 少額／代替可能なリース資産 ⁽²⁾	-42	-43
- その他のリース	-7	-7
その他の外部サービス	-1,043	-975
その他の雑費用	15	12
合計	-1,429	-1,379

(1) 「租税公課」の科目には、2021年のSingle Resolution Fundに対する拠出額の一部として181百万ユーロの費用が含まれるのに対し、2020年の当該費用は159百万ユーロであった。

(2) IT機器を含む。

31c-有形固定資産及び無形資産の減価償却費、償却費及び引当金繰入額

	2021年6月30日	2020年6月30日
償却	-158	-141
- 有形固定資産	-144	-129
うち、使用権	-76	-57
- 無形資産	-14	-12
減損損失	-2	-2
- 有形固定資産	-2	-2
- 無形資産	0	0
合計	-159	-142

注記32- カウンターパーティー・リスク費用

	2021年6月30日	2020年6月30日
12ヶ月の予想損失 (S1)	-68	-219
全期間の予想損失 (S2)	163	-214
減損資産 (S3)	-299	-509
合計	-204	-940

2021年6月30日	繰入	戻入	引当金で カバーされる 減損損失	引当金で カバーされない 減損損失	過年度に 償却済の貸出金の 回収	合計
12ヶ月の予想損失 (S1)	-264	196				-68
- 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権	-1	1				0
- 償却原価で測定する顧客への貸出金	-198	135				-63
うちファイナンス・リース	-18	9				-6
- 償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	0	1				1
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債証券	-4	4				0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 貸出金	0	0				0
- 付与したコミットメント	-61	55				-6
全期間の予想損失 (S2)	-235	398				163
- 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権	0	0				0
- 償却原価で測定する顧客への貸出金	-170	285				115
うちファイナンス・リース	-7	27				-20
- 償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	0	0				0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債証券	-1	1				0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 貸出金	0	0				0
- 付与したコミットメント	-64	112				48
減損資産 (S3)	-640	951	-559	-135	84	-299
- 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権	0	0	0	0	0	0
- 償却原価で測定する顧客への貸出金	-587	903	-559	-135	84	-294
うちファイナンス・リース	-7	11	-5	-1	1	-1
- 償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	-7	0	0	0	0	-7
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債証券	0	0	0	0	0	0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 貸出金	0	0	0	0	0	0
- 付与したコミットメント	-46	48	0	0	0	2
合計	-1,139	1,545	-559	-135	84	-204

2020年6月30日	繰入	戻入	引当金で カバーされる 減損損失	引当金で カバーされない 減損損失	過年度に 償却済の貸出金の 回収	合計
12ヶ月の予想損失 (S1)	-399	180				-219
- 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権	-2	2				0
- 償却原価で測定する顧客への貸出金	-335	125				-210
うちファイナンス・リース	-18	12				-6
- 償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	-3	3				0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債証券	-3	4				1
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 貸出金	0	0				0
- 付与したコミットメント	-56	46				-10
全期間の予想損失 (S2)	-444	230				-214
- 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権	0	0				0
- 償却原価で測定する顧客への貸出金	-409	199				-210
うちファイナンス・リース	-44	16				-28
- 償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	0	0				0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債証券	0	2				2
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 貸出金	0	0				0
- 付与したコミットメント	-35	29				-6
減損資産 (S3)	-657	545	-297	-151	51	-509
- 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権	0	0	0	0	0	0

- 償却原価で測定する顧客への貸出金	-624	510	-279	-150	51	-492
うちファイナンス・リース	-9	8	-4	-1	1	-5
- 償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	0	3	0	0	0	3
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債証券	0	0	-17	0	0	-17
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 貸出金	0	0	0	0	0	0
- 付与したコミットメント	-33	32	-1	-1	0	-3
合計	-1,500	956	-297	-151	51	-941

注記33 - その他の資産の処分に係る純損益

	2021年6月30日	2020年6月30日
有形固定資産及び無形資産	-2	-4
- 処分に係るキャピタル・ロス	-8	-4
- 処分に係るキャピタル・ゲイン	6	0
連結事業体の株式処分による損益	0	0
合計	-2	-4

注記34 - のれんの価値の変動

	2021年6月30日	2020年6月30日
のれんの減損	-69	-1
純損益に表示されている負ののれん	0	0
合計	-69	-1

注記35 - 法人税

法人税費用の内訳

	2021年6月30日	2020年6月30日
当期税金	-679	-417
繰延税金費用	-26	107
過年度修正	12	0
合計	-693	-310

注記36 - 一株当たり損益

	2021年6月30日	2020年6月30日
グループに帰属する純利益	1,519	378
期首現在の株式数	33,770,590	33,770,590
期末現在の株式数	33,770,590	33,770,590
加重平均株式数	33,770,590	33,770,590
基本的一株当たり利益	44.98	11.19
発行される可能性のある加重平均株式数	0	0
希薄化後一株当たり利益	44.98	11.19

注記37 - 関連当事者取引

関連当事者取引に関する財政状態計算書項目

	2021年6月30日			2020年12月31日		
	関連会社 (持分法適用会社)	フランス同盟に 所属するその他の 拠点	Crédit Mutuel Alliance Fédéraleの親会社	関連会社 (持分法適用会社)	フランス同盟に 所属するその他の 拠点	Crédit Mutuel Alliance Fédéraleの親会社
資産の部						
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	0	218	0	0	236	0
ヘッジ手段のデリバティブ	0	0	1,171	0	0	1,517
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	20	0	0	20	0	0
償却原価で測定する金融資産	1,612	2,717	28,861	1,577	2,679	30,868
保険事業への投資	0	214	0	0	352	0
その他の資産	0	0	0	0	0	0
合計	1,632	3,148	30,031	1,597	3,267	32,384
負債の部						
純損益を通じて公正価値で測定する負債	0	16	0	0	23	0
負債証券	0	11	0	0	10	0
金融機関に対する債務	107	333	7,793	136	320	7,833
顧客に対する債務	1,200	501	25	1,218	501	25
保険事業の契約に関する負債	0	150	0	0	150	0
劣後債	0	10	500	0	150	0
その他の負債	35	6	0	27	4	0
合計	1,341	1,026	8,318	1,381	1,019	7,858
付与したファイナンス・コミットメント	170	0	0	60	0	0
付与した保証コミットメント	0	0	4,383	0	0	4,372
付与されたファイナンス・コミットメント	0	0	0	0	0	0
付与された保証コミットメント	0	693	2,658	0	699	2,516

関連当事者取引に関する損益項目

	2021年6月30日			2020年6月30日		
	関連会社 (持分法適用会社)	フランス同盟に 所属するその他の 拠点	Crédit Mutuel Alliance Fédéraleの親会社	関連会社 (持分法適用会社)	フランス同盟に 所属するその他の 拠点	Crédit Mutuel Alliance Fédéraleの親会社
受取利息	3	10	211	3	24	196
支払利息	0	-15	-11	0	-21	-23
受取手数料	0	0	1	0	0	1
支払手数料	-19	-1	-9	-16	0	-7
その他の包括利益又は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益	8	24	0	1	-5	0
保険事業に係る純利益	-17	-113	-273	-11	-106	-257
その他の収益及び費用	-4	0	0	-2	0	0
一般営業費	-322	0	-56	-315	0	-54
合計	-351	-95	-137	-340	-108	-145

2【その他】

(1) 後発事象

発行会社の財務状況における重大な変更

2021年6月30日終了中間事業年度の財務書類の2021年8月12日における公表以降、BFCMグループの財務又は事業上の状況に重大な変更はない。同様に、当該日以降、当行の将来の見通しにも重大な悪化はない。

支払能力を評価する際に重要な当行に特有の最近の事実

2021年6月30日終了中間事業年度の財務書類の2021年8月12日の公表以降、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル及びBFCM（連結）の財務又は事業上の状況には支払能力に影響を与える可能性のある重大な変更は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル及びBFCM（連結）の支払能力に影響を与える可能性はない。

(2) 訴訟

当該半期において、当行の認識する限り、当行及び／又はその子会社（全部連結と部分連結とを問わない。）の財政状態又は収益性に重大な影響を与える可能性のある、又は最近重大な影響を与えた、進行中、係争中又は準備中の政府による措置、法的手続又は仲裁手続はない。

3【フランスと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

日本の会計原則とIFRSとの相違

添付の財務諸表は、欧州連合が採択したIFRSに準拠して作成されている。これらは日本において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「日本の会計原則」という。）とは、いくつかの点で異なる。直近期の財務諸表に関する主な相違点は以下のとおりである。

(1) 連結の範囲

IFRSでは、連結財務諸表には、報告会社及びグループによって支配されている会社（一定の特別目的事業体を含む。）（すなわち子会社）の財務諸表が含まれている。

IFRS第10号に基づき、以下の要件をすべて満たす場合に支配を有するものと判断される。

- ・投資先に対してパワーを有している。
- ・投資先への関与から生じる変動リターンにさらされている、若しくは変動リターンに対する権利を有している。
- ・投資先のリターンの金額に影響を与えるようなパワーを、投資先に対して行使することができる。

企業が他の企業体に対して支配できるパワーを有しているか否かを判断するにあたり、他者により保有されているものを含め、実質的な潜在的議決権の存在を考慮している。

日本では、実質支配力基準により連結範囲が決定され、支配を有する会社の財務諸表は連結される。財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の企業の意思決定機関を支配している場合には、親会社は当該他の企業に対して支配を有しているといえる。

特別目的会社については、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」において、特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定され連結の対象となっていない。

(2) 会計方針の統一

IFRSでは、連結財務諸表は、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、統一的な会計方針を用いて作成される。グループのメンバーが、同一環境下で行われた同一の性質の取引等に関して連結財務諸表で採用している会計方針とは異なるものを使用している場合、連結財務諸表作成時に適切な修正が行われる。

日本の会計原則では、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外子会社等の財務諸表がIFRS又は米国会計基準（US GAAP）に準拠して作成されている場合は、一定の項目の修正（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社については、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」により、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む。）及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続を原則として統一することと規定されている。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

(3) のれんの当初認識と非支配持分の測定方法

IFRSでは、取得企業は、次の(a)が(b)を超過する額として測定される取得日時点ののれんを認識する。

(a) 次の総計

- (i) 譲渡対価（通常は取得日における公正価値）
- (ii) 被取得企業のすべての非支配持分の金額

(iii) 段階的に達成される企業結合の場合には、取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の取得日における公正価値

(b) 取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の取得日における正味の公正価値の金額

IFRSでは、改訂IFRS第3号に基づき、非支配持分の測定について次の2つの方法のうちいずれかの方法の選択適用が認められている。

- ・非支配持分を取得日に公正価値により測定する(いわゆる、全部のれんアプローチ)。
- ・非支配持分を被取得企業の識別可能資産の純額の価値に対する非支配持分割合相当額により測定する(いわゆる、購入のれんアプローチ)。

日本では、のれんは取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額に対する持分相当額を超過する額として算定される(いわゆる、購入のれんアプローチ)。

子会社の資産及び負債は取得日において公正価値により測定され、非支配持分は取得日における純資産の公正価値の非支配持分割合相当額により測定される(いわゆる、全部時価評価法)。

(4) のれんの償却

IFRSでは、のれんは償却されず、年1回若しくは事象や状況の変化が減損の可能性を示唆する場合はより頻繁に、減損テストが実施される。

日本では、のれんは20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定額法その他の合理的な方法により定期的に償却され、必要に応じて減損処理の対象となる。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

(5) 金融商品の分類と測定

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に基づき金融商品は以下のように分類及び測定される。

- ・負債性金融商品に対する投資

負債性金融商品に対する投資は、事業モデルと契約上のキャッシュ・フロー特性に基づいて以下の3つの測定区分に分類される。

- (1) 償却原価：契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で金融資産が保有されており、かつ、対象となる金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本と利息の支払いのみ(以下「SPPI」という。)からなる場合
- (2) その他の包括利益を通じて公正価値(FVOCI)：契約上のキャッシュ・フローの回収及び売却の両方により目的が達成される事業モデルの中で金融資産が保有されており、対象となる金融資産の契約上のキャッシュ・フローがSPPIからなる場合
- (3) 純利益を通じて公正価値(FVPL)：金融資産が上記のいずれにも該当しない場合

- ・資本性金融商品に対する投資

資本性金融商品に対する投資は純損益を通じて公正価値で測定される。しかし、当初認識時に、売買目的で保有されていない資本性金融商品の公正価値の変動を、その他の包括利益に表示するという取消不能な選択をすることができる(OCIオプション)。

その他の包括利益に表示された金額を事後的に純損益に振り替えてはならない。しかし、企業が利得又は損失の累計額を資本の中で振り替えることはできる。

IFRS第9号では、一定の場合に使用可能な取消不能のオプションとして、金融資産又は金融負債を当初認識時に「損益を通じて公正価値で測定する」項目に分類することができる。

- ・金融負債

金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債(売買目的負債及び公正価値オプション)又は償却原価で測定する金融負債に分類される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産及び金融負債は以下のように測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、公正価値で測定し、公正価値の変動は損益認識される。
- ・ 満期保有目的の債券は取得原価又は償却原価で測定される。

- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券（「その他の有価証券」）は、公正価値で測定し、公正価値の変動額は、a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上される、若しくはb) 個々の証券について、公正価値が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。(1) 社債その他の債券の貸借対照表価額は、債券の貸借対照表価額に準ずる。(2) 社債その他の債券以外の有価証券は取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- ・ 貸出金及び債権は取得原価又は償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし社債については償却原価法に基づいて算定された価額で評価される。
- ・ IFRSで認められる公正価値オプションに関する規定はない。

なお、企業会計基準委員会は、2019年7月4日に企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」等を公表し、当該基準により、これまで時価を把握することが極めて困難であるとして、取得原価又は償却原価をもって貸借対照表価額としていた有価証券のうち、市場価格のない株式等に含まれないものについては、時価をもって貸借対照表価額とすることとなる。本会計基準は、2021年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用され、2020年3月31日以後終了する事業年度における年度末からの早期適用も認められている。

(6) 金融資産の減損

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に基づき、減損に関する規定は償却原価及びFVOCIで測定された金融資産、リース債権及び一部の貸付コミットメントならびに金融保証契約に適用される。

損失評価引当金は、金融商品の「信用リスクが当初認識時以降に著しく増大」しているかどうかを判断し、判断結果に応じて測定する。

(1) 信用リスクが当初認識時以降に著しく増大していない金融商品：「12ヶ月の予想信用損失」の金額で損失評価引当金を測定する。

12ヶ月の予想信用損失は、全期間の予想信用損失の一部であり、債務不履行が報告日の12ヶ月後（又は、金融商品の予想存続期間が12ヶ月未満である場合には、それより短い期間）に発生する場合に生じることになる全期間のキャッシュ不足額を、当該債務不履行が発生する確率で加重したものを表す。

(2) 信用リスクが当初認識時以降に著しく増大している金融商品：「全期間の予想信用損失」の金額で損失評価引当金を測定する。

全期間の予想信用損失は、当該金融商品の存続期間にわたるすべての生じ得る「債務不履行」事象から生じる「予想信用損失」を表す。当初認識時に、今後12ヶ月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（ECL）（12ヶ月のECL）に対して減損評価引当金（コミットメント及び保証の場合は負債性引当金）を計上することが求められる。その後、信用リスクが著しく増大した場合、当該金融商品の予想期間にわたり生じ得るすべての債務不履行事象から生じるECL（全期間のECL）に対して評価引当金（もしくは負債性引当金）を計上することが求められる。

日本では、公正価値が入手可能な金融資産（売買目的有価証券を除く。）について、取得原価又は償却原価で計上される金融資産（貸出金及び債権を除く。）の公正価値が帳簿価額（償却原価）を下回って著しく下落した場合、当該資産の帳簿価額は公正価値まで減額される。また、減損損失の戻入は認められない。

貸出金及び債権については、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

(7) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受取る契約上の権利が消滅し、又は、金融資産が譲渡され、かつ、その譲渡が認識の中止の要件を満たす場合、金融資産の認識は中止される。譲渡においては、報告企業は、(a)資産のキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を移転すること、又は(b)資産のキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を留保するが、そのキャッシュ・フローを第三者に支

払う契約上の義務を引受けること（一定の要件を満たす場合）、のいずれかが要求される。譲渡が行われた後、会社は、譲渡した資産の所有に係るリスク及び経済価値がどの程度留保されているかを評価する。実質的にすべてのリスク及び経済価値が留保されている場合は、その資産は引続き財政状態計算書に計上される。実質的にすべてのリスク及び経済価値が移転された場合は、当該資産の認識は中止される。実質的にすべてのリスク及び経済価値が留保も移転もされない場合は、会社はその資産の支配を引続き留保しているかどうかについて評価をする。支配を留保していない場合は、当該資産の認識は中止される。一方、会社が当該資産の支配を留保している場合、継続的関与の程度に応じて、引続きその資産を認識している。

日本では、金融資産の財務構成要素ごとに、支配が他に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

(8) 金融商品の分類変更

IFRSでは、企業は、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を分類変更しなければならない。金融資産を分類変更する場合には、企業は分類変更日から将来に向かって分類変更を適用しなければならない。

日本では、売買目的有価証券又はその他有価証券から満期保有目的の債券への分類変更は認められていない。

(9) ヘッジ会計

IFRSでは、IAS第39号に基づき、下記のタイプのヘッジ関係が認められている。

公正価値ヘッジー公正価値ヘッジにおいては、ヘッジ手段の利得又は損失は純損益に認識されている。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に関する利得又は損失は純損益に認識され、ヘッジ対象の帳簿価額が調整されている。

キャッシュ・フロー・ヘッジーデリバティブ金融商品が、認識された資産若しくは負債又は発生の可能性の高い予定取引からのキャッシュ・フローの変動のヘッジとして指定される場合、ヘッジ手段の利得又は損失の有効部分は、その他の包括利益に認識され、また非有効部分は、純損益に認識されている。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジー在外営業活動体に対する純投資をヘッジしている場合、有効なヘッジと判断されるヘッジ手段から生じる為替換算差額は、その他の包括利益に認識されている。非有効部分については、純損益に認識されている。

IFRS第9号が2018年1月1日から適用となっているが、ヘッジ会計についてIAS第39号を継続適用することも認められている。クレディ・ミュチュエル・グループは、現行のIAS第39号の規定を維持することとしている。

日本では、デリバティブ取引について、会計基準により定められたヘッジ会計の要件を満たす場合には、原則として、「繰延ヘッジ会計」（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法）を適用し、ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を会計基準に基づき損益に反映させることができる場合には、「時価ヘッジ会計」（ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等の損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法）を適用できる。

(10) 退職後給付

IFRSでは、改訂IAS第19号に基づき、数理計算上の差異はその他の包括利益で即時認識し、その後の期間において純損益に組み替えることは認められない。また、過去勤務費用は、その全額を純損益で認識する。さらに確定給付負債（資産）の純額に割引率を乗じて利息純額を算定する。

日本では、確定給付退職給付制度について、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する。なお、数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。また、当期に発生した未認識数理計算上の差異は税効果を調整の上、その他の包括利益を通じて純資産の部に計上する。過去勤務費用は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。また、当期に発生した未認識過去勤務費用は税効果を調整の上、その他の包括利益を通じて純資産の部に計上する。

(11) 有給休暇引当金

IFRSでは、改訂IAS第19号に基づき、有給休暇引当金を計上することが要求されている。

日本においては、該当する規定はない。

(12) リース

IFRSでは、IFRS第16号「リース」に基づき、借手はリースをファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に区分せず、単一の使用権モデルに基づいて、原則として、すべてのリースについて使用権資産とリース債務を財政状態計算書で認識（オンバランス）し、以降、使用権資産は減価償却され、リース債務に係る支払利息は実効金利法を用いて損益計算書に認識される。また、使用権資産については、IAS第36号「資産の減損」を適用して、使用権資産が減損しているかどうかを判定する。例外として、一定の短期リース及び少額資産のリースについては、免除規定（オフバランス）を選択できる。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、借手はリースをファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に区分する。ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるが、解約不能リース期間が、リース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上又は解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、リース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、通常の売買取引に係る方法に準じて、リース物件及びこれに係る債務をリース資産及びリース債務として借手の財務諸表に計上する。ただし、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）又は短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

また、オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

(13) 無形資産及び有形固定資産の減損

IFRSでは、各報告日において有形固定資産又は無形資産の減損の兆候の有無について評価している。そのような兆候が存在する場合、会社は当該資産の回収可能価額及び減損損失を見積っている。のれんについては、年1回若しくは事象や状況の変化が減損の兆候を示す場合はより頻繁に、減損テストが実施される。無形資産（のれんを除く。）又は有形固定資産に係る減損損失の戻入は、回復の都度、認識されている。ただし、増加した帳簿価額は、減損損失計上前の帳簿価額を超えてはならない。なお、のれんに係る減損損失の戻入は行われない。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産の減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られる場合において、回収可能価額（正味売却価額と使用価値（継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入は認められない。

(14) 引当金の計上基準

IFRSでは、以下の要件すべてを満たす場合に認識しなければならない。

- ・企業が過去の事象の結果として現在の債務（法的又は推定的）を有している。

- ・当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高い。
- ・当該債務の金額について信頼できる見積りができる。

貨幣の時間価値による影響が重要な場合には、引当金額は債務の決済に必要と見込まれる支出の現在価値としなければならない。

日本では、以下のすべてを満たす場合に認識しなければならない。

- ・将来の特定の費用又は損失である。
- ・その発生が当期以前の事象に起因する。
- ・発生の可能性が高い。
- ・その金額を合理的に見積もることができる。

引当金の割引計算について該当する基準はない。資産除去債務は割引現在価値で算定する。割引率は、貨幣の時間価値を反映した無リスクの税引前の利率である。

(15) コミットメント及び実行手数料

IFRSでは、当初認識時において、ローン・コミットメントが、純損益を通じて公正価値で測定すると指定されている場合（公正価値オプション）、現金又は他の金融商品の引渡し又は発行での純額決済が可能なローン・コミットメントに該当する場合、又は市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメントの場合、公正価値で評価される。

上記以外は、IFRS第9号の（当初認識時の）適用範囲から除外されている。ただし、この場合でも、当初認識後はIFRS第9号の減損の要求事項が適用される。

当初認識後は、貸出コミットメントが、公正価値オプションとして指定されている場合、または、現金又は他の金融商品の引渡し又は発行での純額決済が可能なローン・コミットメントに該当する場合には、純損益を通じて公正価値で測定する。

市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメントの場合、「IFRS9.5.5の減損の定めに従って算定した損失評価引当金の金額」と「当初認識額からIFRS15の原則に従って収益に認識された累計額を控除した金額」のいずれか大きい額で測定される。

上記以外は、IFRS第9号の減損の要求事項が適用される。

日本では、ローン・コミットメントはオフバランス取引である。当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及びローン・コミットメントについて、貸手である金融機関等は、その旨及び極度額又は貸出コミットメントの額から借手の実行残高を差し引いた額を注記する。

コミットメント及び実行手数料は、発生主義に基づき、当期に対応する部分を収益として認識する。

(16) 収益認識

IFRSでは、IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」に基づき、その中心となる原則を「約束した財又はサービスの顧客への移転を、当該財又はサービスと交換で企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写するように収益を認識しなければならない」と定めた上で、収益認識を以下の5つのステップに分けている。

- ・ステップ1：顧客との契約を識別する
- ・ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ・ステップ3：取引価格を算定する
- ・ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ・ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

日本では、出荷基準、検収基準等の収益認識基準があるが、当中間連結会計年度において適用可能なIFRSのような包括的な規定はない。2018年3月30日、企業会計基準委員会は、「収益認識に関する会計基準」等を公表した。当該基準は、IFRSに基づく収益認識基準と大部分において類似している。本会計基準は、2021年4月1日以後開始する事業年度から適用され、2018年4月1日以後開始する事業年度から早期適用も認められている。

第7【外国為替相場の推移】

BFCM及びBFCMグループの中間財務書類の表示に用いられた通貨（ユーロ）と本邦通貨との間の為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2つ以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されているため、記載を省略する。

第8【提出会社の参考情報】

BFCMは、当該半期の開始日から本半期報告書提出日の間において、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる下記の書類を関東財務局長に提出している。

提出書類	提出年月日
有価証券報告書	2021年6月29日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

該当事項なし。